

運輸要覽

令和5年版



中国運輸局

目 次

概況編

I 中国運輸局の概要	1
1. 沿革	1
2. 機構及び主な業務	1
3. 管轄区域及び所在地	2
4. 中国地方交通審議会	4
(1) 中国地方交通審議会委員名簿	4
(2) 中国地方交通審議会船員部会に属する臨時委員名簿	4
(3) 中国地方交通審議会最低賃金専門部会に属する臨時委員名簿	4
(4) 中国地方交通審議会審議状況	5
(5) 「中国地方交通審議会答申」フォローアップ部会審議状況	6
5. 関係団体	7
(1) 特殊法人	7
(2) 関係法人	8
(3) 関係任意団体	10
II 中国地方の概況	14
1. 主要経済指標	14
2. 空港の現況図	15
3. 港湾の現況図	16

総務部編

I 運輸安全マネジメント	17
運輸安全マネジメント評価の実施イメージ	19

交通政策部編

I 地域公共交通の確保・活性化に向けた取組み	20
1. 持続可能な公共交通ネットワークの構築	20
2. 地域公共交通確保維持改善事業	20
中国運輸局管内の地域公共交通計画等の策定状況	21
II 環境関係	22
1. 運輸部門からの二酸化炭素排出量の現状等	22
2. 環境対応車について	25
(1) 次世代自動車とは	25
(2) 国内販売台数に占める次世代自動車の内訳	25
(3) クリーンエネルギー自動車の導入状況	26
(4) 管内の天然ガススタンド・水素ステーション設置状況	26
3. グリーン経営認証	27
III 物流関係	28
1. 災害に強い物流システムの構築	28

2.	貨物輸送の概況	29
3.	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律	31
4.	倉庫関係	32
	(1) 倉庫の種類	32
	① 普通倉庫	32
	② 水面倉庫	32
	③ 冷蔵倉庫	32
	④ トランクルーム	32
	(2) 倉庫別取扱高及び所管面・容積の現況	33
	(3) 倉庫貨物品目別入庫実績	34
	(4) 倉庫別取扱高及び所管面・容積の推移	35
5.	一般トラックターミナル事業の現況	36
IV	バリアフリー推進関係	37
	1. 基本構想策定状況	37
	2. 移動等円滑化促進方針	38
	3. 交通施設等におけるバリアフリー化の目標	38
	4. 交通施設等におけるバリアフリー化の状況	39
	(1) 鉄軌道駅のバリアフリー化状況	39
	(2) ホームドア・可動式ホーム柵の設置状況	40
	(3) バスターミナルのバリアフリー化状況	40
	(4) 旅客船ターミナルのバリアフリー化状況	40
	(5) 車両等のバリアフリー化状況	41

観光部編

I	中国運輸局における観光施策	42
	1. 地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化	42
	2. インバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた観光コンテンツの造成	42
	3. 観光振興事業（インバウンド受入環境整備高度化事業） （災害・急病等危機管理対応事業）	43
	4. ポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業	44
	5. 持続可能性を核とした日本ならではの世界的価値の創出	44
	6. 将来にわたって旅行者を惹きつける地域・日本の新たなレガシー形成事業	45
	7. 広域周遊観光促進のための観光地域支援事業	45
II	観光統計・外客来訪促進に向けた取組み・M I C E	46
	1. 宿泊旅行統計の現状	46
	2. 外客来訪促進に向けた取組み	48
	3. M I C E	48
III	ホテル・旅館関係	49
	1. 登録ホテル及び登録旅館の概要	49
	2. 登録ホテル数及び登録旅館数の推移	49
IV	旅行業関係	50

鉄道部編

I 鉄道・軌道関係	51
1. 鉄道及び軌道事業者の概要	51
2. 鉄道及び軌道の位置図	54
3. 鉄道及び軌道事業者の運輸実績	55
4. 鉄道及び軌道の運賃制度	57
5. 鉄道及び軌道に対する補助金交付実績	61
(1) 地域公共交通確保維持改善事業費補助 (鉄道軌道安全輸送設備等整備事業)	61
(2) 地域公共交通確保維持改善事業費補助 (活性化・継続事業)	61
(3) 地域公共交通確保維持改善事業費補助 (経営改善支援事業)	61
(4) 地域公共交通確保維持改善事業費補助 (地域公共交通バリア解消促進等事業)	61
(5) 観光振興事業費補助(公共交通利用環境の革新等事業)	61
(6) 鉄道施設総合安全対策事業費補助 (鉄道軌道安全輸送設備等整備事業、老朽化対策事業、耐震対策事業)	62
(7) 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助 (インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業)	63
(8) 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助 (交通サービス利便向上促進事業)	63
(9) 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助 (地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業)	63
(10) 旅行環境整備事業費補助(交通サービス利便向上促進事業)	63
6. 動力車操縦者運転免許交付者数	64
(1) 旅客会社・貨物会社	64
(2) 民鉄	64
7. 鉄道及び軌道のワンマン運転の実施状況	65
8. 鉄道及び軌道事業者別保有車両数	67
9. 鉄道及び軌道運転事故件数	68
10. 鉄道及び軌道の運転事故件数の推移	69
11. 踏切事故発生状況の推移	69
12. 踏切事故分類表	70
13. 鉄道及び専用鉄道の踏切道数の推移	71
(1) 旅客会社・貨物会社 (中国運輸局管内)	71
(2) 民鉄	71
II 索道関係	72
1. 索道事業者の概要	72
2. 索道の位置図	77

自動車交通部編

I 乗合・貸切・乗用関係	78
1. 旅客運送事業規模別事業者数	78
2. 輸送実績からみる乗合バス事業の概況	79
3. 乗合バス輸送人員の推移	81
4. 輸送実績からみる貸切バス事業の概況	82
5. 乗合事業者等に対する補助金の交付状況	83
(1) 令和4年度地域間幹線系統確保維持費国庫補助金交付額	83
(2) 令和4年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金交付額	83
(3) 地域公共交通バリア解消促進等事業費国庫補助金交付額	83
(4) 地域公共交通確保維持改善事業（経営改善支援事業）	83
(5) 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付額	84
6. 乗合バス事業者の輸送実績及び労働生産性	85
7. 高速バス（都市間バス）の運行状況	86
8. 貸切バス事業の運賃料金	89
II ターミナル関係	90
1. 一般バスターミナルの現況	90
2. 専用バスターミナルの現況	91
III ハイヤー・タクシー関係	92
1. ハイ・タク事業の概況及び輸送実績の推移	92
2. 営業区域別ハイ・タク事業の概況	93
3. 営業区域別1人1車制個人タクシー事業の概況	99
4. 福祉輸送事業限定事業者数の推移	100
5. ハイ・タク事業の運賃料金	101
(1) タクシー	101
(2) ハイヤー	106
IV 貨物関係	107
1. トラック事業者数の推移	107
2. トラック事業車両数の推移	108
3. 特別積合せトラック事業者の概況	109
V 貨物利用運送事業関係	110
1. 貨物利用運送事業者数の推移	110
2. 駅別、鉄道取扱貨物実績の推移	110

自動車技術安全部編

I 登録関係	111
1. 自動車数（車種別全国比）	111
2. 管内自動車数の推移（車種別）	112
3. 管内自動車数の推移（県別）	112
4. 管内新車登録状況	113
5. 自動車登録番号標（車両番号を含む）交付代行者	114

II	整備関係	115
1.	認証工場数	115
2.	認証工場数の推移	115
3.	指定工場数	116
4.	指定工場数の推移	116
5.	指定工場の分布図	117
6.	認定工場数	118
7.	自動車整備士合格者数の推移	119
8.	自動車整備士一種養成施設	120
9.	自動車整備士二種養成施設	121
III	検査関係	122
1.	自動車検査場の分布状況及び各県検査対象車両数	122
2.	中国運輸局管内における自動車検査車両数の推移	123
IV	事故・保安関係	124
1.	事業用自動車重大事故の概要	124
(1)	事故件数と死傷者数の推移	124
(2)	事故種類別件数の推移	124
(3)	業態別件数の推移	125
(4)	月別発生件数	125
(5)	事業用自動車 1,000 台当たりの県別事故件数の推移	125
(6)	事業用自動車 1,000 台当たりの事故種類別件数の推移	126
(7)	原因別発生件数の推移	126
2.	運行管理者数	127
3.	整備管理者数	127
V	その他	128
	独立行政法人自動車事故対策機構の業務実績	128

海事振興部編

I	一般海事関係	129
1.	海事思想の普及	129
(1)	海の日における管内海事関係功労者表彰受賞者	129
(2)	「海の月間」行事一覧表	129
2.	海事代理士試験の概要	130
(1)	海事代理士試験の概要	130
(2)	海事代理士の登録状況	130
3.	不開港及び沿岸輸送特許の状況	130
II	旅客船関係	131
1.	旅客航路事業現況表	131
(1)	事業形態別事業者数及び航路数	131
(2)	船種別隻数及び総トン数	132
(3)	航路別	133

2.	異動状況調査表（事業者数及び航路数の異動）	134
3.	国又は地方自治体から補助を受けている航路	134
4.	輸送実績総括表	135
5.	国庫補助航路年度別補助金交付状況	136
6.	国庫補助航路の国庫補助金交付状況	137
7.	地域公共交通確保維持改善事業費補助金（離島航路構造改革補助金）交付状況	138
8.	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 （経営改善支援事業）交付状況	138
9.	訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付状況 （交通サービスインバウンド対応支援事業）	138
10.	訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付状況 （海洋周辺地域における訪日観光推進事業）	138
III	内航関係	139
1.	内航海運業者数及び支配船腹量	139
2.	資本金別内航海運業者支配船腹量	140
3.	内航船舶所有船腹量	141
IV	港湾運送関係	142
1.	主要取扱貨物の推移	142
2.	港湾運送事業者数	142
3.	資本金別企業規模	143
4.	船舶積卸し実績の推移	144
	(1) 総括	144
	(2) 年度実績 500 万トン以上の港湾	144
	(3) 年度実績 500 万トン未満の港湾	144
5.	港湾福利施設設置状況	145
V	造船施設設備関係	146
1.	造船事業場数	146
2.	登録造船事業場の業種内訳表	147
3.	許可造船設備能力分類表	148
4.	管内許可造船所分布図	149
VI	造船関係	151
1.	船舶建造量の推移	151
2.	船舶受注量の推移（契約ベース）	151
3.	船舶手持工事量の推移（契約ベース）	151
4.	船舶建造実績及び手持工事量	152
5.	船舶受注実績	152
6.	船舶の修繕実績の推移	153
7.	海洋機器類建造実績の推移	153
8.	造船所従業員数の推移	153
VII	関連工業関係	154
1.	船用工業の業種別・管轄別工場数	154

2.	船用工業の規模別事業所数	155
(1)	資本金別事業所数	155
(2)	従業員数別事業所数	155
3.	船用工業事業所の従業員数の推移	155
4.	船用工業製品の生産実績の推移	156
5.	船用工業製品の単体輸出契約実績の推移	156
VIII	船員労政関係	157
1.	船員の最低賃金	157
2.	船員職業紹介状況	158
3.	管内船員派遣事業許可事業者一覧	159
4.	日本船舶・船員確保計画認定状況	160
IX	その他	161
1.	モーターボート競走場売上金額及び入場者数	161
2.	モーターボート競走場売上金額の推移	162

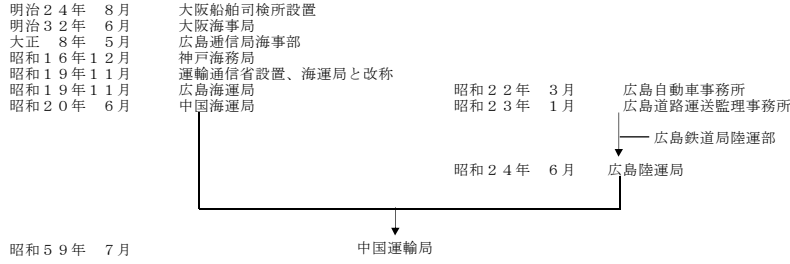
海上安全環境部編

I	海洋汚染防止関係	163
	廃油処理施設	163
II	船舶油濁等損害賠償保障法関係	164
III	船舶登録及び測度関係	165
1.	登録船舶状況	165
2.	管内及び全国の登録船舶の推移	166
3.	船舶のトン数測度	167
IV	船舶検査関係	168
1.	船舶検査の状況	168
2.	製造認定事業場	168
3.	改造修理認定事業場	168
4.	整備認定事業場	169
5.	船舶型式承認物件	169
6.	船舶電気装工事事業者の施設及び能力基準適合事業所	170
7.	サービスステーション	171
8.	J C I (日本小型船舶検査機構)	172
9.	その他の検査機関	172
(1)	日本海事協会 (NK)	172
(2)	日本海事検定協会 (NKKK)	172
V	船員法適用船員等の概要	173
1.	船舶所有者数、船舶数、船員数の現況	173
2.	船舶所有者数、船舶数、船員数の推移	173
3.	船員法関係業務の処理状況	174
4.	労務監査の状況	175
5.	災害疾病発生の現状と推移	175

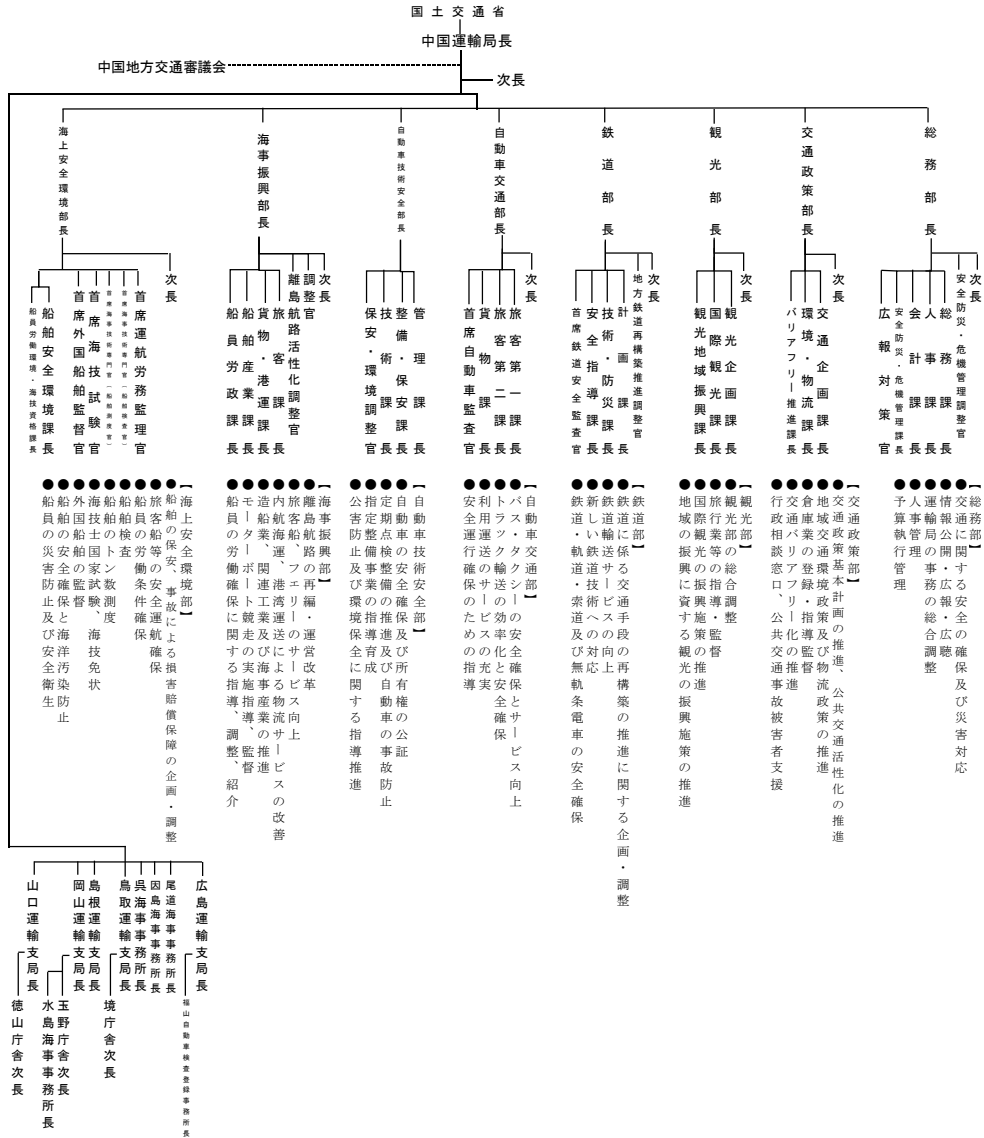
(1) 災害疾病発生状況	175
(2) 年度別災害発生状況	176
(3) 年度別疾病発生状況	177
6. 船員労働安全衛生月間運動実施状況	178
7. 船員安全衛生推進会設立状況	178
VI 海技資格に関する業務の概要	179
1. 海技士国家試験実施状況(中国・大型)	179
2. 海技士及び小型船舶操縦士免許関係事務取扱状況	180
3. 境水先区水先実績	180
VII 管内旅客船事故発生状況	181
VIII 外国船舶監督の概要	182
1. P S Cのはじまりと現状	182
2. 中国運輸局におけるP S Cの現状	182
3. P S Cに関する国際的な技術協力	182

I 中国運輸局の概要

1. 沿革

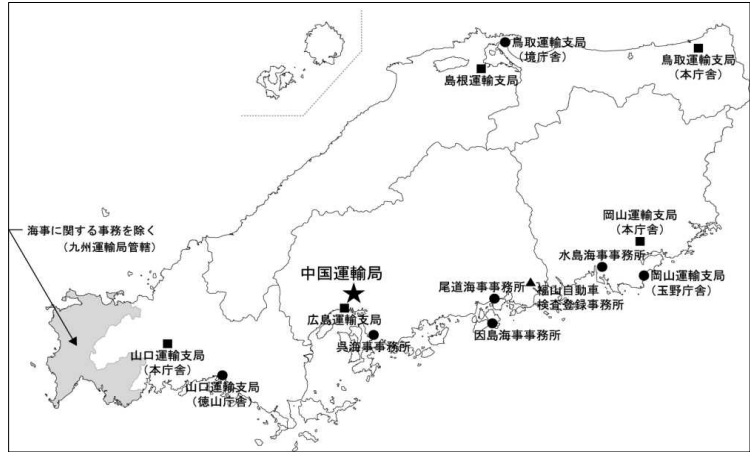


2. 機構及び主な業務



3. 管轄区域及び所在地

中国運輸局の管轄区域は、広島県、鳥取県、島根県、岡山県及び山口県（海事関係事務においては、下関市、宇部市、山陽小野田市及び長門市を除く。）の5県である。



★中国運輸局(本局)
〒730-8544 広島市中区上八丁堀6-30

部 署		ダイヤルイン番号	主な業務内容
総 務 部	総務課	082-228-3434	情報公開受付窓口、局の総合調整
	広報対策官		行政情報の提供・公開、広報関係
	人事課	082-228-3542	職員の人事・給与、福利厚生
	会計課	082-228-3435	予算の要求・使用計画・契約・実行、物品・国有財産の管理
	安全防災・危機管理調整官	082-228-3439	交通の安全確保・交通に関する防災、危機管理
	安全防災・危機管理課		
交 通 政 策 部	交通企画課	082-228-3495	交通政策基本計画の推進、公共交通活性化の推進、その他交通政策全般
	環境・物流課	082-228-3496	地域公共交通環境政策及び物流政策の推進、倉庫業の登録・指導監督
	バリアフリー推進課	082-228-3499	交通バリアフリー化の推進、行政相談窓口、公共交通事故被害者支援
観 光 部	観光企画課	082-228-8701	観光部の総合調整、旅行業等の指導・監督
	国際観光課	082-228-8702	国際観光の振興施策(外国人観光旅客の誘致)の推進
	観光地域振興課	082-228-8703	地域の振興に資する観光の振興施策(受入環境の整備等)の推進
鉄 道 部	地方鉄道再構築推進調整官	082-228-8797	鉄道に係る交通手段の再構築の推進に関する企画・立案・調整
	計画課		鉄道輸送サービスの向上
	技術・防災課	082-228-8798	鉄道・ロープウェイ・リフトの施設の安全確保
	安全指導課	082-228-8799	鉄道・ロープウェイ・リフトの事故防止対策の推進、運転免許
	鉄道安全監査官		鉄道・ロープウェイ・リフトの保安監査
自 動 車 交 通 部	旅客第一課	082-228-3436	バスの安全確保とサービス向上
	旅客第二課	082-228-3450	タクシーの安全確保とサービス向上
	貨物課	082-228-3438	貨物運送等のサービス充実
	自動車監査官	082-228-3460	運送事業者の安全運行確保のための指導・監査
自 動 車 技 術 安 全 部	管理課	082-228-9141	自動車の登録
	整備・保安課	082-228-9142	定期点検整備の推進及び整備事業者の指導・監督
	技術課	082-228-9143	車両の安全確保
	保安・環境調整官	082-228-9144	公害防止、環境保全に関する指導推進及び自動車の事故防止
海 事 振 興 部	離島航路活性化調整官	082-228-3679	離島航路の再編・運営改革
	旅客課		旅客船、フェリーのサービス向上
	貨物・港運課	082-228-3690	内航海運、港湾運送による物流サービス向上
	船舶産業課	082-228-3691	造船業、関連工業及び海事産業の推進
	船員労政課	082-228-3692	船員の労働確保
海 上 安 全 環 境 部	海事保安・事故対策調整官	082-228-8794	船舶の保安、船舶の事故による損害賠償保障に関する調整
	船舶安全環境課		船舶の安全確保と海洋汚染防止、油濁損害賠償保障
	船員労働環境・海技資格課	082-228-8707	災害防止及び安全衛生、海技試験、海技免状、船舶保安検査
	運航労務監理官	082-228-8708	旅客船等の安全運航確保、船員の労働条件確保
	海事技術専門官(船舶検査官)	082-228-8709	船舶検査、船舶保安検査
	海事技術専門官(船舶測度官)	082-228-8710	船舶のトン数測度
	海技試験官	082-228-8711	海技士国家試験
	外国船舶監督官	082-228-8712	外国船舶の監督

■広島運輸支局（本庁舎）

〒733-0036 広島市西区観音新町4-13-13-2
TEL (082)233-9166 総務企画・観光
TEL (082)233-9167 輸送・監査
TEL (050)5540-2068 登録
TEL (082)233-9160 整備(検査担当)
TEL (082)233-9169 整備(事業・保安担当)
TEL (0570)030-330 (検査予約システムヘルプデスク)

■島根運輸支局

〒690-0024 松江市馬潟町43-3
TEL (0852)38-8111 総務企画・観光、海事
TEL (0852)37-1311 輸送・監査
TEL (050)5540-2071 登録
TEL (0852)37-2138 整備
TEL (0570)030-330 (検査予約システムヘルプデスク)

◆広島運輸支局 福山自動車検査登録事務所

〒729-0115 福山市南今津町44
TEL (050)5540-2069 登録
TEL (084)934-1334 検査
TEL (0570)030-330 (検査予約システムヘルプデスク)

■岡山運輸支局（本庁舎）

〒701-1133 岡山市北区富吉5301-5
TEL (086)286-8121 総務企画・観光
TEL (086)286-8122 輸送・監査
TEL (050)5540-2072 登録
TEL (086)286-8153 整備(検査担当)
TEL (086)286-8155 整備(事業・保安担当)
TEL (0570)030-330 (検査予約システムヘルプデスク)

●尾道海事事務所

〒722-0002 尾道市古浜町27-13 尾道地方合同庁舎
TEL (0848)23-5235(代)

●岡山運輸支局（玉野庁舎）

〒706-0011 玉野市宇野1-8-2 玉野港湾合同庁舎
TEL (0863)31-4266(代)

●因島海事事務所

〒722-2323 尾道市因島土生町1899-35
TEL (0845)22-2298(代)

●岡山運輸支局 水島海事事務所

〒712-8056 倉敷市水島福崎町2-15 水島港湾合同庁舎
TEL (086)444-7750(代)

●呉海事事務所

〒737-0029 呉市宝町9-25 呉港湾合同庁舎
TEL (0823)22-2520(代)

■山口運輸支局（本庁舎）

〒753-0812 山口市宝町1-8
TEL (083)922-5335 総務企画・観光
TEL (083)922-5336 輸送・監査
TEL (050)5540-2073 登録
TEL (083)922-5397 整備(検査担当)
TEL (083)922-5398 整備(事業・保安担当)
TEL (0570)030-330 (検査予約システムヘルプデスク)

■鳥取運輸支局（本庁舎）

〒680-0006 鳥取市丸山町224
TEL (0857)22-4154 総務企画・観光
TEL (0857)22-4120 輸送・監査
TEL (050)5540-2070 登録
TEL (0857)22-4110 整備
TEL (0570)030-330 (検査予約システムヘルプデスク)

●山口運輸支局（徳山庁舎）

〒745-0045 周南市徳山港町6-35 徳山港湾合同庁舎
TEL (0834)21-0180(代)

●鳥取運輸支局（境庁舎）

〒684-0034 境港市昭和町9-1 境港湾合同庁舎
TEL (0859)42-2169(代)

4. 中国地方交通審議会

中国運輸局長の諮問に応じて、運輸局の所掌事務に関する重要事項を調査審議する。

(1) 中国地方交通審議会委員名簿

令和5年10月1日現在

	氏名	役職名
委員	岡 畠 鉄 也	株式会社中国新聞社代表取締役社長
	小 田 宏 史	広島経済同友会代表幹事
	栗 原 理	公益社団法人広島消費者協会会長
	◎ 藤 原 章 正	広島大学教授
	宮 迫 良 己	株式会社中国放送代表取締役社長

注 ◎：会長

(50音順)

(2) 中国地方交通審議会船員部会に属する臨時委員名簿

令和5年10月1日現在

	氏名	役職名
臨時委員	○ 内 田 喜 久	弁護士
	内 堀 達 也	中国旅客船協会理事
	岡 本 信 也	中国地方海運組合連合会会長
	岡 本 裕 二	全日本海員組合中・四国地方支部副支部長
	川 口 潤	全日本海員組合中・四国地方支部次長
	◎ 手 塚 貴 大	広島大学大学院社会科学部研究科教授
	内 藤 善 直	山陰旋網漁業協同組合顧問共和水産(株)海外まき網事業部長
	三 崎 和 也	弁護士
	除 補 修	全日本海員組合中・四国地方支部長兼尾道支部長

注 ◎：部会長 ○部会長代理

(50音順)

(3) 中国地方交通審議会最低賃金専門部会に属する臨時委員名簿

令和5年10月1日現在

	氏名	役職名
臨時委員	磯 野 洋 一	株式会社浜田あけぼの水産
	金 坂 敏 弘	島根県機船底曳網漁業連合会代表理事
	埴 野 治 次	中国地方海運組合連合会副会長
	日 浦 公 徳	中国地方海運組合連合会理事
	日 浦 徹 治	中国旅客船協会理事
	船 本 源 司	鳥取県沖合底曳網漁業協会会長
	前 嶋 宏	鳥取県沖合底曳網漁業協会事務局長

(50音順)

(4) 中国地方交通審議会審議状況

令和5年10月1日現在

開催年月日	審 議 内 容	備 考
S59. 7. 26	○諮問第4号「鳥取県における公共交通機関の維持整備に関する計画について」に対する答申（第1号答申）	
S60. 1. 25 第1回	○「広島県における公共交通機関の維持整備に関する計画について」諮問（諮問第1号） ○第1号答申についての報告等	
S60. 9. 3	○諮問第6号「岡山県における公共交通機関の維持整備に関する計画について」に対する答申（第2号答申）	
S61. 3. 13 第2回	○「山口県における公共交通機関の維持整備に関する計画について」諮問（諮問第2号） ○第2号答申についての報告等	
S62. 11. 18	○諮問第1号「広島県における公共交通機関の維持整備に関する計画について」に対する答申（第3号答申）	
H1. 3. 28	○諮問第2号「山口県における公共交通機関の維持整備に関する計画について」に対する答申（第4号答申）	
H2. 3. 22 第3回	○第3号答申及び第4号答申についての報告 ○中国地方における公共交通機関の現状報告等	
H3. 7. 31 第4回	○会長選出	
H6. 3. 18 第5回	○新地域交通計画の策定状況等について ○中国地方における交通運輸の現状について ○広島空港の現状について	
H7. 3. 23 第6回	○平成7年度中国運輸局の重点施策について ○阪神・淡路大震災について ○広島新交通システムの開業・バス路線再編成について	
H7. 8. 3 第7回	○「鳥根県における公共交通機関の維持整備に関する計画について」諮問（諮問第3号）	
H8. 7. 31 第8回	○「鳥根県における公共交通機関の維持整備に関する計画について」に対する答申（第5号答申） ○「鳥取県における公共交通機関の維持整備に関する計画について」諮問（諮問第4号）	
H10. 8. 26 第9回	○「鳥取県における公共交通機関の維持整備に関する計画について」に対する答申報告について（第6号答申） ○「岡山県における公共交通機関の維持整備に関する計画について」諮問（諮問第5号）	
H12. 9. 11 第10回	○「岡山県における公共交通機関の維持整備に関する計画について」の答申報告について（第7号答申） ○「広島県における公共交通機関の維持整備に関する計画の改定について」諮問（諮問第6号）	12. 9. 11以降は県部会の議決をもって本審議会の議決とすることとしており、諮問第6号に対する答申は、14. 3. 25の広島県部会からいただいている（答申第8号）
H15. 3. 28 第11回	○「21世紀初頭の公共交通サービスと観光振興のあり方について」諮問（諮問第7号）	
H16. 2. 9 第12回	○諮問第7号を受けた各専門委員会における検討状況の中間報告及び意見交換	
H16. 8. 31 第13回	○「21世紀初頭における中国地方の公共交通サービスと観光振興のあり方について」に対する答申（答申第9号） ○「中国地方ブロック公共交通・地域交通環境計画」のフォローアップのあり方について	
H19. 6. 18 第14回	○会長選出 ○第1回フォローアップ部会報告	
H20. 9. 18 第15回	○船員労働に関する調査審議に係る体制の整備等について ○最近の経済社会情勢を踏まえた答申のフォローアップのあり方について	
H26. 8. 18	○「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」諮問（諮問第8号） （H26. 8. 19 中国地方交通審議会船員部会へ付託）	
H26. 12. 24	○諮問第8号「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」に対する答申（第10号答申）	
H27. 7. 15	○「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」諮問（諮問第9号） （H27. 7. 21 中国地方交通審議会船員部会へ付託）	
H27. 12. 22	○諮問第9号「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」に対する答申（第11号答申）	
H28. 7. 25	○「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」諮問（諮問第10号） （H28. 7. 26 中国地方交通審議会船員部会へ付託）	
H28. 12. 26	○諮問第10号「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」に対する答申（第12号答申）	
H29. 8. 7	○「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」諮問（諮問第11号） （H29. 8. 8 中国地方交通審議会船員部会へ付託）	

H29. 12. 25	○諮問第11号「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」に対する答申（第13号答申）	
H30. 8. 17	○「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」諮問（諮問第12号） （H30. 8. 20 中国地方交通審議会船員部会へ付託）	
H30. 12. 25	○諮問第12号「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」に対する答申（第14号答申）	
R1. 8. 19	○「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」諮問（諮問第13号） （R1. 8. 20 中国地方交通審議会船員部会へ付託）	
R2. 1. 27	○諮問第13号「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」に対する答申（第15号答申）	
R2. 8. 18	○「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」諮問（諮問第14号） （R2. 8. 19 中国地方交通審議会船員部会へ付託）	
R3. 1. 28	○諮問第14号「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」に対する答申（第16号答申）	
R3. 8. 6	○「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」諮問（諮問第15号） （R3. 8. 18 中国地方交通審議会船員部会へ付託）	
R3. 12. 24	○諮問第15号「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」に対する答申（第17号答申）	
R4. 8. 5	○「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」諮問（諮問第16号） （R4. 8. 15 中国地方交通審議会船員部会へ付託）	
R4. 12. 22	○諮問第16号「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」に対する答申（第18号答申）	
R5. 8. 8	○「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」諮問（諮問第17号） （R5. 8. 21 中国地方交通審議会船員部会へ付託）	

(5) 「中国地方交通審議会答申」フォローアップ部会(※)審議状況

開催年月日	審議内容	備考
H18. 7. 14 第1回	○中国地方において答申以降に講じられた公共交通サービス及び観光振興に関する主な取組みについて ○自治体、交通事業者等による先進的な取組み等について ○今後のフォローアップの方針等について	
H19. 6. 18 第2回	○「地域公共交通」の再生に向けた取組みについて ○中山間地域における観光と連携した公共交通の活性化について ○瀬戸内海を中心とした観光振興策について ○今後のフォローアップについて	
H20. 6. 26 第3回	○答申の内容の具現化に向けた取組み状況の総点検について ○市町村合併等を契機とした交通体系の見直しについて ○広島県交通系ICカード乗車券（PASPY）の導入について ○中国地方における観光振興策について	

(※) 答申第9号のフォローアップ状況を報告するため設置。部会への報告をもって本審議会への報告とすることとされている。

5. 関係団体

- (1) 特殊法人
(ア) 海事関係

令和5年10月1日現在

名称	代表者	所在地	電話番号	設立年月日
日本小型船舶検査機構	広島支部	横山健一郎	広島市南区宇品海岸3-9-38	(082) 254-6027 S49. 2. 2
"	尾道支部	竹内順一	尾道市東御所町9-1(尾道ウォーターフロントビル4階)	(0848) 23-7250 S57. 12. 10
"	岡山支部	山田悟	岡山市中区藤崎551-14	(086) 200-1780 S49. 2. 2
"	境支部	渡邊貴	境港市竹内団地277-2	(0859) 47-2220 S49. 2. 2
"	下関支部	村上増規	下関市長府港町1-7	(083)245-3241 S49. 2. 2
船員災害防止協会	中国支部	埜野治次	広島市南区宇品海岸2-15-17	(082) 252-7000 S43. 3. 15
"	広島地区支部	埜野治次	広島市南区宇品海岸2-15-17	(082) 252-7000 S43. 11. 1
"	尾道地区支部	岡本信也	尾道市古浜町27-284 尾道糸崎港湾福祉センター3階内	(0848) 25-3458 "
"	因島地区支部	弓場丞	尾道市因島土生町1899-35 因島海事事務所内	(0845)22-2298 "
"	呉地区支部	河菜春文	呉市宝町9-25 呉港湾合同庁舎内	(0823) 25-0887 "
"	境地区支部	橋津寛	境港市昭和町9-1 境港湾合同庁舎内 鳥取運輸支局境庁舎内	(0859) 42-2169 "
"	松江地区支部	室崎拓勝	松江市馬潟町43-3 島根運輸支局内	(0852) 38-8111 "
"	岡山地区支部	三枝智通	瀬戸内市牛窓町牛窓5662-4 (一社)瀬戸内市緑の村公社内	(0869) 34-4356 "
"	徳山地区支部	重枝浩二	周南市築港町13-38 山口県内航海運組合内	(0834) 21-0505 "
"	阿武・萩地区支部	吉村正義	萩市大字椿東6446-5 山口県漁業協同組合はぎ統括支店内	(0838) 25-0231 H1. 4. 1

(イ) 陸運関係

名称	代表者	所在地	電話番号	設立年月日
独立行政法人自動車技術総合機構	中国検査部	中村竜雄	広島市西区観音新町4-13-13-2	(082)233-9172 H14. 7. 1
"	福山事務所	橋本眞美	福山市南今津町44	(084)930-4681 "
"	鳥取事務所	大岩克幸	鳥取市丸山町224	(0857)22-4210 "
"	島根事務所	小草司	松江市馬潟町43-3	(0852)38-9011 "
"	岡山事務所	山下浩介	岡山市北区富吉5301-5	(086)286-8333 "
"	山口事務所	田中邦宏	山口市宝町1-8	(083)921-6612 "
独立行政法人自動車事故対策機構	広島主管支所	江熊徹哉	広島市西区観音新町2-4-25 (第一菱興ビル)	(082) 297-2255 S48. 12. 10
"	鳥取支所	井戸創	鳥取市丸山町219-1 (鳥取県トラック協会研修センタービル)	(0857) 24-0802 S50. 7. 28
"	島根支所	加藤浩一	松江市御手船場町553-6 (松江駅前エスタビル3階)	(0852) 25-4880 S50. 7. 25
"	岡山支所	中原正雄	岡山市北区青江1-22-33 (岡山県トラック総合研修会館)	(086) 232-7053 S49. 3. 15
"	山口支所	栢多浩一郎	山口市吉敷下東1-3-1 (山陽ビル吉敷)	(083) 924-5419 S49. 7. 16
軽自動車検査協会	広島主管事務所	土生眞生	広島市西区観音新町4-13-13-4	050-3816-3080 S47. 10. 1
"	福山支所	高下英樹	福山市南今津町41	050-3816-3081 S50. 6. 1
"	鳥取事務所	横山浩	鳥取市安長77-1	050-3816-3082 S48. 4. 13
"	島根事務所	松岡茂樹	松江市馬潟町字帰り木68-1	050-3816-3083 "
"	岡山事務所	松岡信満	岡山市北区久米177-3	050-3816-3084 "
"	山口事務所	中野文徳	山口市葵1-5-57	050-3816-3085 "

(2) 関係法人

(ア) 海事関係

(地方法人)

事業別	名 称	代 表 者	所 在 地	電話番号	設立年月日
海事	(公社) 中国海事広報協会	仁 田 一 郎	広島市南区宇品海岸1-13-13	(082) 253-1987	S40. 2. 22
旅客	(一社) 中国旅客船協会	小 嶋 光 信	広島市南区宇品海岸1-13-26 広島港宇品旅客ターミナル2階	(082)-253-6907	S24. 6
	(一社) 岡山県旅客船協会	小 嶋 光 信	岡山市中区新築港9-1 国際両備フェリー(株)内	(086) 274-1222	
港運	(一財) 中国港湾福利厚生協会	西 山 寛	広島市南区宇品海岸2-23-25 広島港湾福祉センター内	(082) 255-0735	S40. 6. 7
船舶	(一社) 中国小型船舶工業会	佐 々 木 大 平	広島市中区上八丁堀8-26 メーブル八丁堀906	(082) 222-8118	S43. 12. 27
	(一社) 中国船用工業会	黒 木 正 純	広島市中区上八丁堀8-26 メーブル八丁堀906	(082) 221-9699	S44. 3. 25
船員	(一社) 広島海技学院	吉 田 勉	広島市南区元宇品町41-18	(082) 255-8700	S23. 2. 6
	(一財) 尾道海技学院	宗 重 好 夫	尾道市栗原東2-18-43	(0848) 37-8111	S45. 9. 1

(全国法人)

事業別	名 称	代 表 者	所 在 地	電話番号	設立年月日
海事	(一社) 日本海事代理士会 中 国 支 部	立 田 善 昭	備前市日生町寒河2571-5 (せとうち海事・FP事務所内)	(0869) 72-1323	S51. 10. 23
港運	(一社) 日本貨物検数協会 中 四 国 支 部	大 川 原 俊 安	広島市南区宇品海岸3-11-12	(082) 253-3141	
	(一社) 全日検 中 国 支 部	原 田 哲 也	広島市南区宇品海岸2-23-36 (広島海上ビル)	(082) 251-5253	
	(一社) 日本海事検定協会 呉 事 業 所 広 島 事 務 所	須 佐 美 圭 一	広島市南区宇品海岸3-13-28	(082) 254-0237	
	(一財) 新日本検定協会 水 島 事 業 所	豊 田 英 弘	倉敷市連島中央1-5-29-1	(086) 446-2117	
	〃 広 島 ・ 呉 事 業 所	中 嶋 岳 人	呉市中央1-6-9	(0823) 21-9101	
(一財) 日本穀物検定協会 関 西 神 戸 支 部 中 四 国 事 務 所	佐 竹 康 弘	倉敷市白楽町409	(086) 423-1162		
船舶	(一財) 日本海事協会 岡 山 支 部	水 口 和 久	岡山市北区幸町6-28	(086) 221-3645	S9. 10. 1
	(一財) 日本海事協会 尾 道 支 部	加 藤 祐 一	尾道市新浜1-4-47	(0848) 25-2400	S21. 9. 1
	(一財) 日本海事協会 広 島 支 部	加 藤 祐 一	広島市中区宝町9-10	(082) 249-1971	S22. 2. 1
	(一財) 日本モーターボート競走会 児 島 支 部	中 地 清 二	倉敷市児島元浜町88-25	(086) 473-2121	S26. 10. 19
	(一財) 日本モーターボート競走会 宮 島 支 部	合 田 隆 満	廿日市宮島口1-15-60	(0829) 56-1131	S27. 4. 22
	(一財) 日本モーターボート競走会 徳 山 支 部	山 門 昇	周南市栗屋1033	(0834) 25-0592	S26. 11. 14

(イ) 陸運関係

(地方法人)

事業別	名 称	代 表 者	所 在 地	電話番号	設立年月日
観 光	(一社) 広島県観光連盟	佐々木 茂喜	広島市中区基町5-44 広島商工会議所内	(082)221-6516	H4. 4. 1
	(公社) 鳥取県観光連盟	小 谷 文 夫	鳥取市元魚町2-201 エステートビルV 5階	(0857)39-2111	H4. 5. 2
	(公社) 島根県観光連盟	皆 美 佳 邦	松江市殿町1	(0852)21-3969	H4. 4. 1
	(公社) 岡山県観光連盟	石 井 清 裕	岡山市北区表町1-5-1岡山シンフォニービル内	(086)233-1802	S48. 6. 11
	(一社) 山口県観光連盟	松 村 孝 明	山口市滝町1-1	(083)924-0462	H4. 5. 20
自 動 車	(公社) 広島県バス協会	椋 田 昌 夫	広島市東区上大須賀町1-16 交通会館ビル2階	(082)261-3238	S51. 7. 20
	(一社) 広島県レンタカー協会	門 田 典 明	広島市西区観音新町1-18-9	(082) 294-0655	S55. 6. 12
	(一社) 広島県タクシー協会	信 原 弘	広島市西区観音新町1-7-71	(082)233-9155	S31. 10. 26
	(公社) 広島県トラック協会	小 丸 成 洋	広島市東区光町2-1-18	(082)264-1501	S36. 9. 25
	(一社) 中国自動車無線協会	岩 沖 卓 雄	広島市中区東白島町21-16 多田ビル3階	(082)221-9357	S45. 12. 28
	(一社) 中国貸切バス適正化センター	三 井 正 信	広島市東区上大須賀町1-16 交通会館ビル6階	(082)264-1255	H29. 4. 17
	(一社) 鳥取県バス協会	中 島 文 明	鳥取市丸山町246-10	(0857)22-2724	S51. 7. 15
	(一社) 鳥取県ハイヤータクシー協会	澤 耕 司	鳥取市丸山町246-10	(0857)24-4689	H28. 4. 1
	(一社) 鳥取県トラック協会	川 上 和 人	鳥取市丸山町219-1	(0857)22-2694	S49. 10. 5
	(一社) 島根県旅客自動車協会	吉 田 伸 司	松江市上東川津町1 2 3 8	(0852)60-0928	S51. 7. 17
	(公社) 島根県トラック協会	永 井 好 輔	松江市東朝日町194-1	(0852)21-4272	S31. 1. 23
	(公社) 岡山県バス協会	小 嶋 光 信	岡山市北区富吉5301-8	(086)259-5582	S51. 7. 15
	(一社) 岡山県レンタカー協会	梶 谷 俊 介	岡山市北区富吉5301-8	(086)259-2718	H10. 9. 8
	(一社) 岡山県タクシー協会	永 山 久 仁 彦	岡山市中区海吉1806-1	(086)238-3008	H5. 9. 1
	(一社) 岡山県トラック協会	遠 藤 俊 夫	岡山市北区青江1-22-33	(086)234-8211	S46. 4. 15
	(一社) 岡山県自家用自動車協会	小 倉 弘 行	岡山市北区富吉5301-8	(086)259-3133	S30. 12. 26
	(公社) 山口県バス協会	竹 重 秀 敏	山口市葵1-5-58	(083)922-5031	S51. 8. 18
	(一社) 山口県レンタカー協会	石 光 教 子	山口市葵1-5-58	(083) 924-2358	S41. 9. 13
	(一社) 山口県タクシー協会	福 嶋 真 一	山口市葵1-5-58	(083)922-5110	S33. 4. 30
	(一社) 山口県トラック協会	喜 多 村 誠	山口市宝町2-84	(083)922-0978	S30. 7. 19
(一社) 山口県自家用自動車協会	峰 忠 幸	山口市葵1-5-58	(083)932-0606	S30. 12. 26	
整 備	(一社) 広島県自動車整備振興会	岡 本 精 二	広島市西区観音新町4-13-13-3	(082)231-9201	S27. 2. 12
	(一社) 鳥取県自動車整備振興会	吉 川 浩	鳥取市丸山町233	(0857)23-3271	S27. 1. 24
	(一社) 島根県自動車整備振興会	櫻 井 誠 己	松江市馬潟町43-4	(0852)37-0041	S32. 4. 10
	(一社) 岡山県自動車整備振興会	梶 谷 俊 介	岡山市北区富吉5301-8	(086)259-3500	S28. 2. 7
	(一社) 山口県自動車整備振興会	大 原 敏 之	山口市葵1-5-58	(083) 924-8123	S28. 4. 3
	(一財) 山口県自動車振興センター	峰 忠 幸	山口市葵1-5-58	(083)922-7633	S41. 6. 11
	(一社) 山口県軽自動車標板センター	椎 葉 正 博	山口市葵1-5-58	(083)922-0419	R3. 9. 16

(全国法人)

事業別	名 称	代 表 者	所 在 地	電話番号	設立年月日
旅 行	(一社) 日本旅行業協会(JATA) 中四国支部	時 永 幸 雄	広島市中区基町11-13 合人社広島紙屋町アネクス内	(082)536-0700	S38.11.8
	(一社) 全国旅行業協会(ANTA) 中国地方支部長連絡会	花 岡 正 雄	広島市東区光町2-9-14 コムズ光 503号	(082)264-3189	S41.2.22
ホテル 旅 館	(一社) 日本ホテル協会 中国四国支部	室 敏 幸	広島市中区基町6-78 リーガロイヤルホテル広島内	(082)228-5074	S16.3.5
	日本旅館協会 中国支部連合会	有 本 隆 哉	広島市中区基町5-44 広島商工会議所内	(082)221-8353	H24.10.1
	(一社) 全日本ホテル連盟 中国・四国支部	沖 一 泰	松山市平和通3-1-15 ホテル泰平	(089)943-5000	S49.10.4
観 光	(一社) 国際観光日本レストラン協会 中四国支部	三 保 二 郎	広島市南区仁保3-1-4 (株)かなわ内	(082)287-3255	S34.12.22
	(公社) 日本観光振興協会 中国支部	佐々木 茂喜	広島市中区基町5-44 広島商工会議所内	(082)222-6625	S39.4.1

(3) 関係任意団体

(ア) 海事関係

種別	名 称	代 表 者	所 在 地	電話番号	設立年月日
旅 客 船 関 係	広島県旅客船協会	仁 田 一 郎	広島市南区宇品海岸1-13-26 広島港宇品旅客ターミナル2階	(082)253-6907	S24.6
	広島地区旅客船協会	上 村 隆 彦	広島市南区宇品海岸1-13-26 広島港宇品旅客ターミナル2階	(082)253-6907	
	呉地区旅客船協会	内 堀 達 也	呉市宝町9-25 呉港湾合庁 中国運輸局呉海事事務所内	(0823)25-0887	
	尾道地区旅客船協会	弓 場 丞	尾道市古浜町27-284 尾道糸崎港湾福祉センター3階	(0848)25-3458	
	岡山地区旅客船協会	田 邊 学	岡山市中区新築港9-1 国際両備フェリー(株)内	(086)274-1222	
	笠岡地区旅客船協会	天 野 雄 二 郎	笠岡市美の浜9-64 三洋汽船(株)内	(0865)63-9211	
	山口県旅客船協会	清 水 聖	柳井市大字柳井134 防予フェリー(株)内	(0820)22-5909	
	島根・鳥取県旅客船協会	木 下 典 久	島根県隠岐郡隠岐の島町中町 隠岐汽船(株)内	(08512)2-1122	
港 運 関 係	中国地方港運協会	西 山 寛	広島市南区宇品海岸2-23-25 広島港湾福祉センター内	(082)255-0734	S27.4.1
	中国地方港運協会 岡山支部	黒 木 良 樹	岡山市南区築港元町8-50 岡山港埠頭開発(株)内	(086)262-4359	S37.12.1
	" 宇野支部	竹 下 歩	玉野市宇野1-18-15 宇野港湾福祉センター内	(0863)31-1034	S27.4.1
	" 水島支部	酒 井 忠 之	倉敷市中畝3-7-38 水島港湾会館内	(086)455-4152	S29.1.1
	" 笠岡支部	関 藤 宏 志	笠岡市笠岡5949-3 笠岡通運(株)内	(0865)62-5221	S27.4.1
	" 福山支部	鷲 尾 忠 彦	福山市新涯町2-30-10 福山港湾福祉センター内	(084)953-8094	S27.4.1
	" 尾三支部	河 本 信 行	尾道市古浜町27-284 尾道糸崎港湾福祉センター内	(0848)23-8611	S27.4.1
	" 呉支部	小 林 久 晃	呉市宝町8-25 呉港湾福祉センター内	(0823)21-4290	S27.4.1
	" 広島支部	加 藤 拓 弥	広島市南区宇品海岸2-23-25 広島港湾福祉センター内	(082)253-3019	S27.4.1
	" 岩国支部	北 川 裕 之	岩国市新港町4-17-12 岩国港湾福祉センター内	(0827)23-1055	S27.4.1
	" 徳山下松支部	稲 毛 康 二	周南市築港町13-38 徳山下松港湾福祉センター内	(0834)31-1866	S27.4.1
	" 三田尻中関支部	吉 武 英 樹	防府市新田2033-1 三田尻中関港湾福祉センター内	(0835)24-3151	S38.2.1
	中国地区検数検定連絡協議会	大 川 原 俊 安	広島市南区宇品海岸3-11-12 (一社)日本貨物検数協会中四国支部内	(082)250-8250	S53.4.1
広島みなと振興会	加 藤 拓 弥	広島市南区宇品海岸3-1-79 マツダロジスティクス(株)外貨事務所内	(082)251-3344	H12.4.1	
廿日市木材港運送協議会	戸 田 拓 夫	広島市南区宇品海岸2-23-27 広島荷役(株)内	(082)254-0289	H23.4.1	

種別	名 称	代 表 者	所 在 地	電話番号	設立年月日
内航関係	中国地方海運組合連合会	岡本 信也	広島市南区稲荷町4-5 尾崎ビル2階	(082)258-2377	S33. 8. 10
	広島県内航海運組合	埴野 治次	広島市南区稲荷町4-5 尾崎ビル2階	(082)258-2377	S61. 11. 1
	広島県内航海運組合 備後福山支部	松島 茂樹	福山市沼隈町大字常石2142-11 備後海運共同組合内	(084)987-1624	
	” 東部支部	佐藤 雄紀	尾道市古浜町27-284 尾道糸崎港湾福祉センター3階	(0848)25-3458	
	” 蒲刈支部	渡辺 卓己	呉市蒲刈町下町2361-7 呉市役所下蒲刈支所内	(0823)65-2262	
	” 倉橋支部	岡峰 洋之助	呉市倉橋町乙7032	(0823)56-0216	
	” 広島支部	埴野 治次	広島市南区稲荷町4-5 尾崎ビル2階	(082)258-2377	
	” 呉支部	花田 照吉	呉市宝町9-25 呉港湾合同庁舎2階	(0823)25-0887	
	似島地区海運組合	吉本 周次	広島市南区似島町字家下327	(082)259-2325	S33. 2. 19
	全国内航タンカー海運組合中国支部	三谷 秀明	三原市城町3-1-1	(0848)62-3839	S40. 2. 4
	隠岐地区海運組合	酒井 一昌	隠岐郡隠岐の島町東郷神米4 1 (有)酒井材木店内	(08512)2-0585	S39. 6. 15
	岡山中部海運組合	小路 敏之	玉野市宇野1-18-15 宇野港湾福祉センター2F	(0863)31-1034	S61. 8. 12
	岡山県西南海運組合	山河 義弘	岡山県笠岡市五番町5-79 MKビル2F	(0865)60-0340	S61. 11. 1
	日生地区海運組合	久本 久治	備前市日生町寒河2571-5	(0869)72-2011	S35. 5. 19
倉敷地区海運組合	赤沢 哲	倉敷市玉島中央町1-23-18	(086)526-7564	S33. 7. 30	
山口県内航海運組合	重枝 浩二	周南市築港町13-38 徳山下松港湾福祉センター内	(0834)21-0505	S33. 7. 31	
関船内係員航	中国地区内航船員対策協議会	岡本 信也	広島市南区稲荷町4-5 尾崎ビル2階	(082)258-2377	H2. 10. 3
倉庫関係	中国地方倉庫協会連合会	古川 浩延	広島市南区京橋町1-23 大樹生命広島駅前ビル2階	(082)261-1572	S39. 9. 11
	広島県倉庫協会	古川 浩延	広島市南区京橋町1-23 大樹生命広島駅前ビル2階	(082)261-1572	S23. 3. 10
	岡山県倉庫協会	末長 範彦	岡山市東区光津700 岡山土地倉庫棟内	(086)948-5300	S23. 3. 3
	鳥取県倉庫協会	林 義弘	米子市流通町430-17 日本通運岡山陰支店内	(0859)46-0206	S30. 4. 1
	島根県倉庫協会	林 義弘	米子市流通町430-17 日本通運岡山陰支店内	(0859)46-0206	S33. 1. 23
	山口県倉庫協会	喜多村 誠	下関市東大和町1-4-40 下関港湾福祉センター2階	(083)261-0570	S29. 5. 13

種別	名 称	代 表 者	所 在 地	電話番号	設立年月日
倉庫関係	中国冷蔵倉庫協議会	田 中 一 範	広島市西区草津港1-7-2 田中倉庫運輸棟3階	(082)942-1115	S48.5.23
	広島県冷蔵倉庫協会	田 中 一 範	広島市西区草津港1-7-2 田中倉庫運輸棟3階	(082)942-1115	S48.5.23
	岡山県冷蔵倉庫協会	姫 井 善 果	岡山市北区青江1-7-6 岡山中央冷蔵倉庫(株)内	(086)234-4811	S48.6.19
	鳥取県冷蔵倉庫協会	篠 田 哲 也	広島市西区草津港1-7-2 田中倉庫運輸棟3階 (広島県協会兼務)	(082)942-1115	S48.6.15
	島根県冷蔵倉庫協会	小 林 和 夫	広島市西区草津港1-7-2 田中倉庫運輸棟3階 (広島県協会兼務)	(082)942-1115	S48.6.1
	山口県冷蔵倉庫協会	古 田 隆 二	下関市細江新町3-20 ㈱ニチレイ・ロジスティクス九州 下関埠頭物流センター2階	(083)242-0888	S25.10.4
造船関係	中国地区造船協議会	奥 村 幸 生	広島市中区上八丁堀8-26 メーブル八丁堀906	(082)222-8118	S63.5.23
	日造協中国地方支部	平 賀 哲 朗	広島市中区江波沖町5-1	(082)231-6428	S46.8.2
	中国船舶電装協議会	四 辻 修	尾道市因島重井町474-15 日昇無線(株)因島鉄工団地内	(0845)-25-1178	H23.3.29
	日本船舶設計協議会	白 石 富 喜 太	玉野市宇野1-20-33 ㈱大鑑設計事務所内	(0863)31-1788	H2.7.27
船員関係	広島船員労働安全衛生協議会	埜 野 治 次	広島市南区宇品海岸2-15-17	(082)252-7000	S33.5.23
	尾道船員労働安全衛生協議会	岡 本 信 也	尾道市古浜町27-284 尾道糸崎港湾福祉センター3階内	(0848)25-3458	S33.6.1
	鳥取船員労働安全衛生協議会	橋 津 寛	境港市栄町65番地 共和水産株式会社内	(0859)44-7171	H29.5.31
	島根船員労働安全衛生協議会	室 崎 拓 勝	浜田市原井町3025番地 株式会社浜田あけぼの水産内	(0855)22-3316	H29.7.6
	山口県東部船員労働安全衛生協議会	重 枝 浩 二	周南市築港町13-38 山口県内航海運組合内	(0834)21-0505	S33.6.1
	広島船員安全衛生推進会 (旅客船・カーフェリー)	内 堀 達 也	広島市南区宇品海岸2-15-17	(082)252-7000	H10.7.8
	広島船員安全衛生推進会 (内航貨物船等)	埜 野 治 次	広島市南区宇品海岸2-15-17	(082)252-7000	H10.7.8
	呉船員安全衛生推進会 (内航貨物船等)	河 菜 春 文	呉市広大新開1-12-20	(0823)36-2010	H11.12.7
	鳥取網代港船員安全衛生推進会	板 倉 高 司	岩美郡岩美町大字大谷2182番地470 鳥取県漁業協同組合網代港支所内	(0857)72-0481	H11.2.26
	内海水先人会広島連絡事務所	欠	広島市南区宇品海岸2-23-36 海上ビル	(082)255-1402	S54.10.22
境水先区水先人会	森 脇 啓 治 郎	境港市馬場崎町320	(0859)44-2543	S23.7.	
海事関係	呉海事振興会	田 中 信 也	呉市宝町9-25	(0823)25-0887	S62.4.14
	鳥取県海事振興協会	前 橋 知 之	境港市昭和町9-1 境港港湾合同庁舎内	(0859)42-2169	S30.6.1
	島根県海事振興協会	福 島 伸 光	松江市御手船場町561 (南福島造船鉄工所内)	(0852)21-6286	S28.8.1
	岡山県東部海事団体協議会	鈴 木 幹 久	玉野市玉3-1-1	(0863)23-2010	S55.12.18
	岡山県西部海事振興会	酒 井 忠 之	倉敷市水島福崎町2-15	(086)444-7750	S56.1.1

(イ) 陸運関係

種 別	名 称	代 表 者	所 在 地	電話番号	設立年月日
鉄 道 関 係	中国地方鉄道協会	椋 田 昌 夫	広島市東区上大須賀町1-16 交通会館ビル2階	(082) 261-0313	S23. 1. 1
	中国地方索道協会	田 辺 俊 則	広島市東区上大須賀町1-16 交通会館ビル2階	(082) 298-8185	S34. 4. 1
自 動 車 関 係	中国バス協会	椋 田 昌 夫	広島市東区上大須賀町1-16	(082) 261-9760	S28. 9. 1
	中国ハイヤー・タクシー連合会	信 原 弘	広島市西区観音新町1-7-71	(082) 233-9155	S38. 9. 11
	中国トラック協会	小 丸 成 洋	広島市東区光町2-1-18	(082) 264-1501	S32. 5. 1
	中国霊柩自動車協会	櫻 井 正 明	広島市東区光町2-1-18	(082) 264-1501	S41. 3. 1
	広島地方通運業連盟	藤 本 達 也	広島市南区西蟹屋3-2-1 日本通運㈱内	(082) 263-8847	S26. 5. 1
	中国通運協会	藤 本 達 也	広島市南区西蟹屋3-2-1 日本通運㈱内	(082) 263-8847	S26. 5. 1
	中国通運業連合会	喜 多 村 誠	広島市南区東駅町1-1	(082) 283-9300	S26. 6. 1
	鳥取県レンタカー協会	鳥 越 宣 孝	鳥取市湖山町東3-86 (株)トヨタレンタリース鳥取内	(0857) 50-0152	
	鳥根県レンタカー協会	渡 部 稔	鳥根県松江市宍道町白石81-10 (株原商内)	(0852) 66-3708	
	岡山県霊柩自動車協会	松 本 有 造	岡山市北区青江1-22-23 (岡山県トラック協会内)	(086) 234-8211	S41. 3. 31
整 備 関 係	中国自動車標板協議会	岡 本 精 二	広島市西区観音新町4-13-13-3	(082) 231-9201	S35. 9. 13
	中国自動車整備連絡協議会	岡 本 精 二	広島市西区観音新町4-13-13-3	(082) 231-9201	S35. 7. 10
	全軽自協・中国ブロック協議会	前 泰 弘	広島市西区観音新町4-13-13-3	(082) 532-5507	S45. 11. 5
	広島県自動車販売店協会	藤 井 一 裕	広島市西区観音新町4-13-13-3	(082) 232-4418	S33. 6. 5
	広島県軽自動車協会	前 泰 弘	広島市西区観音新町4-13-13-3	(082) 532-5507	S31. 6. 22
	鳥取県自動車販売店協会	米 原 良	鳥取市丸山町246-1	(0857) 24-6171	S38. 9. 20
	鳥取県軽自動車協会	金 口 伸	鳥取市安長77-3	(0857) 28-7021	S43. 3. 11
	鳥根県自動車販売店協会	野々村 健造	松江市馬潟町43-4	(0852) 37-0044	S38. 6. 4
	鳥根県軽自動車協会	豊 島 圭 介	松江市馬潟町68-11	(0852) 37-0046	S42. 11. 18
	岡山県自動車販売店協会	梶 谷 俊 介	岡山市北区富吉5301-8	(086) 259-3000	S31. 7. 1
	岡山県軽自動車協会	吉 村 良 太 郎	岡山市北区久米178-3	(086) 245-5800	S30. 4. 1
	山口県自動車販売店協会	小 川 秀 夫	山口市葵1-5-58	(083) 922-0909	S37. 10. 1
	山口県軽自動車協会	松 本 秀 樹	山口市葵1-5-58	(083) 922-8877	S42. 4. 1

II 中国地方の概況

1. 主要経済指標

区 分	単 位	広 島	鳥 取	島 根	岡 山	山 口	中 国	全 国	全国対比 (%)	年 次
総 面 積	km ²	8,479	3,507	6,708	7,115	6,113	31,922	377,975	8.4	R5. 7. 1 ^{*1}
総 人 口	人	2,770,623	546,558	658,809	1,865,478	1,326,218	7,167,686	125,416,877	5.7	R5. 1. 1 ^{*2}
就 業 人 口	〃	1,318,328	269,353	332,592	867,759	620,702	3,408,734	57,643,225	5.9	R2. 10. 1 *
第 一 次 産 業	〃	35,582	20,713	21,440	35,699	25,265	138,699	1,962,762	7.1	
第 二 次 産 業	〃	333,144	56,777	76,093	227,154	159,792	852,960	13,259,479	6.4	
第 三 次 産 業	〃	909,409	184,007	226,127	577,858	423,776	2,321,177	40,679,332	5.7	
総 生 産 額	10億円	11,555	1,820	2,576	7,606	6,148	29,705	558,778	5.3	R2
県 民 所 得	〃	8,312	1,280	1,858	5,033	3,973	20,456	393,960	5.2	^{*4}
1人あたりの県民所得	千円	2,969	2,313	2,768	2,665	2,960	2,820	3,123	-	R2 ^{*4}
事 業 所 数	所	4,812	749	1,001	3,234	1,725	11,521	176,858	6.5	R3
製 造 品 出 荷 額	10億円	8,870	741	1,165	7,060	5,617	23,453	302,003	7.8	*
卸 売 業 年 間 販 売 額	〃	8,590	626	713	3,392	1,442	14,763	412,558	3.6	R3
小 売 業 年 間 販 売 額	〃	3,126	586	659	2,078	1,545	7,994	139,398	5.7	^{*6}
自 動 車 保 有 台 数	台	1,921,917	469,410	555,269	1,557,108	1,070,330	5,574,034	82,451,350	6.8	R5. 3. 31
乗 用 車 保 有 台 数	〃	1,467,203	346,934	409,469	1,166,731	817,497	4,207,834	61,953,135	6.8	
内 航 船 舶 現 有 隻 数	隻	868	0	9	248	204	1,329	5,213	25.5	
内 航 船 舶 総 ト ン 数	トン	293,009	0	932	120,220	64,258	478,419	4,651,716	10.3	
道 路 実 延 長	km	24,797	8,990	18,296	25,817	16,777	94,677	1,229,239	7.7	R3. 3. 31

[注] 製造業に属する事業所数（従業者4人以上）

[資料]

*1 国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」

*2 総務省「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」

*3 総務省「国勢調査」

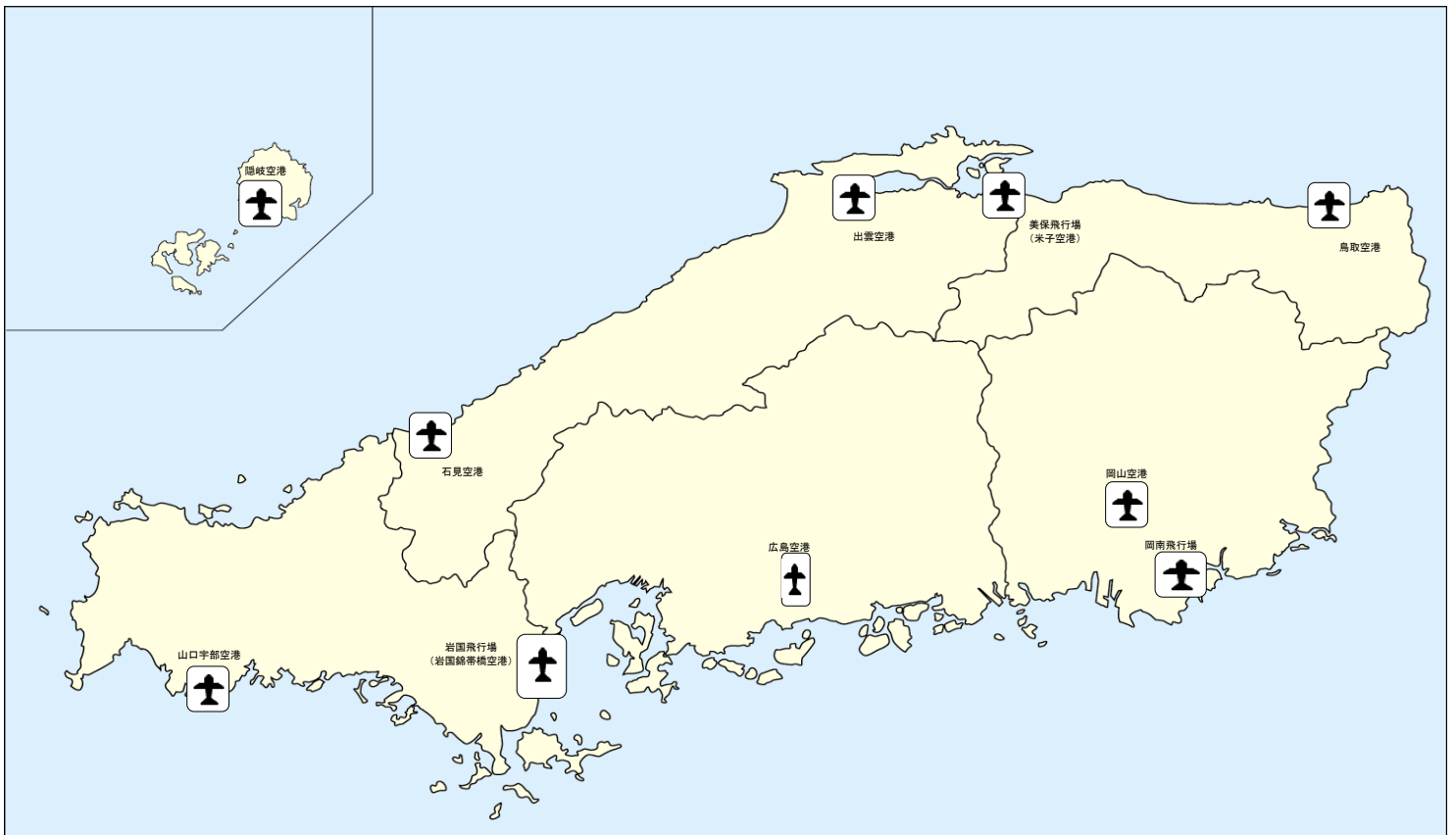
*4 内閣府「県民経済計算」

*5 総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」

*6 経済産業省「経済構造実態調査」

*7 国土交通省「道路統計年報」

2. 空港の現況図 (令和5年10月1日現在)



中国地方の空港の概況

令和5年10月1日現在

空港名		広島空港	岡山空港	山口宇部空港	岩国飛行場 (岩国錦帯橋空港)	鳥取空港	美保飛行場 (米子空港)	出雲空港	隠岐空港	石見空港
項目	空港の種類	国管理	地方管理	特定地方管理	共用	地方管理	共用	地方管理	地方管理	地方管理
設備管理者		国土交通大臣	岡山県	山口県	米軍	鳥取県	防衛大臣	島根県	島根県	島根県
滑走路		3,000m×60m	3,000m×45m	2,500m×45m	2,440m×60m	2,000m×45m	2,500m×45m	2,000m×45m	2,000m×45m	2,000m×45m
乗入定期航空会社		国内 4社 ・全日空 ・日本航空 ・IBEXエアラインズ ・春秋航空日本 国際 10社 ・全日空 ・日本航空 ・中国国際航空 ・中国東方航空 ・チャイナエアライン ・香港エクスプレス ・ノックエア ・チェジュ航空 ・シルクエア ・シンガポール航空	国内 3社 ・全日空 ・日本航空 ・日本トランス オーシャン航空 国際 4社 ・大韓航空 ・中国東方航空 ・タイガーエア台湾 ・香港航空	国内 3社 ・全日空 ・日本航空 ・スターフライヤー	国内 1社 ・全日空	国内 1社 ・全日空	国内 1社 ・全日空 国際 3社 ・香港航空 ・吉祥航空 ・エアソウル	国内 4社 ・日本航空 ・日本エアコミューター ・フジドリームエアラインズ ・ジェイ・エア	国内 2社 ・日本エアコミューター ・ジェイ・エア	国内 1社 ・全日空
路線及び便数		東京 日16便 札幌 日2便 神戸 日1便 仙台 日3便 成田 日2便 大連・北京 週2便 上海 週3便 台北 週4便 香港(運休) シンガポール(運休) バンコク(運休)	東京 日10便 札幌 日1便 仙台 日1便 上海 週2便 台北 週7便 香港(運休) ソウル(運休)	東京 日10便	東京 日5便 沖縄 日1便	東京 日5便	東京 日6便 香港(運休) 上海(運休) ソウル(運休)	東京 日5便 大阪 日4便 隠岐 日1便 福岡 日2便 名古屋 日1便 静岡 日1便	大阪 日1便 出雲 日1便	東京 日2便
乗降客数	令和3年度(人)	984,153	392,214	366,944	132,760	133,264	199,214	440,201	35,444	38,057
	令和4年度(人)	2,047,630	874,972	702,434	362,795	285,544	399,348	838,254	61,416	109,604
貨物取扱量	令和3年度(トン)	5,820	1,732	1,667	212	296	683	284	0	0
	令和4年度(トン)	7,089	2,194	1,757	308	304	806	363	0	0

※岡山飛行場(管理者:岡山県、種別:その他公共用飛行場)は不定期航空輸送のみ

※便数は往復ベースで臨時便を除く

※乗降客数、貨物取扱量は、国土交通省「空港管理状況調査」による

3. 港湾の現況図 (令和5年4月1日現在)

- 国際拠点港湾
- △ 重要港湾



I 運輸安全マネジメント

平成 17 年の JR 西日本福知山線脱線事故を契機に、運送事業者自らが経営トップから現場まで一体となった安全管理体制を構築し、それを継続的に改善していく取組みとして「運輸安全マネジメント」制度を平成 18 年 10 月から導入しています。あわせて、この制度の事業者の運用状況を国が「評価」することで安全風土の構築や安全意識の浸透を図っているところです。このほか、セミナーやフォーラム等で「安全マネジメント制度」の啓発を行うことにより、本制度は運輸事業者の間で概ね定着し、一定の効果をえています。一方、未だ取組の途上にある事業者も存在すること、事業者数の圧倒的に多い自動車輸送分野においては、相当数を占める中小事業者が評価対象外に留まっていること、近年の頻発化、激甚化する自然災害、テロ、感染症等への対応の促進等の課題があります。また、平成 28 年の軽井沢スキーバス事故や令和 4 年の知床遊覧船事故等の凄惨な事故を受け、貸切バス事業者や小規模海運事業者に対する安全・安心の確保への社会的要請も高まっています。

これらを踏まえ、国土交通省では運輸安全マネジメント制度の今後のあり方について議論を行い、平成 29 年 7 月に「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」を改訂し、今日的課題として「人材不足・高齢化」「自然災害・テロ・感染症」などへの対策を盛り込みました。また、この改訂で明記した「自然災害対応」へのガイダンスとして、令和 2 年 7 月に「運輸防災マネジメント指針」を策定し、「自然災害」への対応について、運輸事業者が参考とすべき考え方として公表しています。さらに、令和 5 年 3 月には、「安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施（運輸安全マネジメント評価）に係る基本的な方針」を改訂し、自然災害・テロ等への対応を評価において確認することや、中小規模事業者への本制度の更なる浸透や安全統括管理者の活動の支援等に重点を置き対応していくこととしています。

鉄道モードでは、令和 2 年度以降の評価実施方針が定められ、鉄・軌道事業者にあつては、6 年間で第三種事業者を除くすべての事業者を原則 1 回以上、索道事業者にあつては 8 年間で普通索道を可能な範囲で原則 1 回以上、特殊索道で評価実績の無い事業者の評価を行うこととしています。

自動車モードでは、関越道高速ツアーバス事故を受け、平成 25 年 10 月から評価対象外であった一定規模以下の貸切バス事業者に対しても簡易評価の対象とし、軽井沢スキーバス事故後の平成 29 年度から令和 3 年度までの 5 年間で全ての貸切バス事業者に評価を実施しています。現在では新規許可事業者を中心に評価を実施しています。また、平成 30 年 4 月からは、運輸安全マネジメント制度の取組を更に促進させるため、トラック事業者及びタクシー事業者の適用範囲を拡大し、200 両以上の車両を保有する事業者に評価を対象としています。

海運モードにおいては、平成 24 年度末で管内の全事業者の評価を終了し、平成 25 年度からは一定規模以上の事業者を 2 期に分け 3 年連続で評価を実施しています。令和元年度からは向こう 6 年間の「中期評価実施計画」を策定し、概ね 3 年に 1 回定期的に評価を行うこととしました。また、知床遊覧船事故検討委員会において取りまとめられた「旅客船の総合的な安全・安心対策」において、令和 9 年度までの 5 年間で小型旅客船事業者（※）に対し運輸安全マネジメント評価を行うこととし、これに基づく評価を実施しているところです。

中国運輸局では、当局職員による事業者への評価に加え、運輸安全マネジメント制度を周知すべく「運輸安全マネジメントセミナー」を毎年開催しています。また、運輸事業者の防災力を高めるため「運輸防災マネジメントセミナー&ワークショップ」を令和 2 年度から開催しています。

（※）小型旅客船事業者とは、「平水区域以外の水域で総トン数 20 トン未満の船舶であつて 13 人以上の旅客定員を有するものにより人の運送をする不定期航路事業の許可を受けた事業者」をいう。

●令和4年度中国運輸局運輸安全マネジメント評価実施状況

モード別	本省評価	本省と運輸局 合同による評価	運輸局単独 評価	計
鉄 道	0	0	1	1
自動車	1	2	8	11
海 運	0	0	17	17
計	1	2	26	29

●運輸安全マネジメントセミナー受講者数

モード別	令和4年度 ※対面	令和3年度 ※オンライン	令和2年度 ※対面
鉄 道	40	51	45
自動車	104	126	134
海 運	37	184	5
その他	0	22	0
計	181	383	184

※延べ人数。毎回内容・コマ数が異なる。

●運輸防災セミナー&ワークショップ受講者数

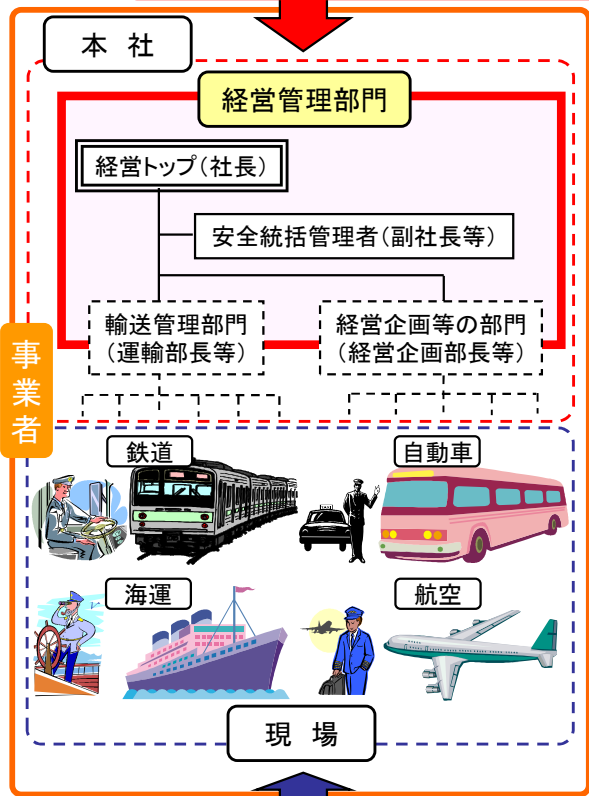
モード別	令和4年度 ※オンライン	令和3年度 ※オンライン	令和2年度 ※対面
鉄道	3	4	14
自動車	20	23	41
海運	2	1	1
その他	0	9	0
計	25	37	56

※令和2年度より開催。

運輸安全マネジメント評価の実施イメージ

国

運輸安全マネジメント評価＝本社等で経営トップ等へのインタビュー等により、安全管理体制の取組み度合いをチェック・評価及び助言



事業者

1. チェックの基本的考え方

➢事業者が構築した安全管理体制が、システムとして適切に機能しているかをチェック
→モード間に共通した手法

2. チェック項目の例

- 経営トップが、安全管理体制を具体的に把握し、現場の情報、課題等がフィードバックされる仕組みが構築されているか。
- ①安全に関する方針、目標が適切に設定されているか。
 - ②現場のヒヤリハット情報が社内でも共有されているか。
 - ③内部監査体制は機能しているか。
 - ④安全管理体制の適時適切な見直しの仕組みが構築されているか。等



1. チェックの基本的考え方

➢輸送行為の個別の要素(輸送施設、運転手等)の基準等の遵守状況及び事故防止対策の実施状況等をチェック
→モード固有の特性に応じた手法

2. チェック項目の例

- ①航空機・鉄道車両、諸施設が安全基準を満たしているか。
- ②適格な資格を有する運転・操縦者による運行・運航がされているか。
- ③現場における運行(航)の責任者(運行(航)管理者)が選任されているか。
- ④事故防止対策の実施状況が適切か。等

国

現行の保安監査＝本社や支社、営業所等の事務所や輸送現場等で、管理者への聞き取り、施設等への現認により、技術基準等への適合性等を含む輸送の安全の取組みをチェック・改善命令

運輸防災マネジメント指針の概要について

背景

- 自然災害の頻発化・激甚化
→輸送の安全の脅威に
- 運輸事業は国民生活・経済を支える重要インフラ
→災害時も事業継続が必要
- 運輸事業者の防災意識を一層向上させることが必要

「運輸安全マネジメント」の自然災害対応への活用

- 運輸安全マネジメントは、平成18年の制度開始以来、輸送の安全向上に実績
- 運輸安全マネジメントの基本方針及びガイドラインに「自然災害対応」を明記(H29)
- 自然災害への具体的な対応が必要

「運輸防災マネジメント指針」の策定

○自然災害対応に運輸安全マネジメントを活用するためのガイダンスの不在

「指針」を策定

- { 運輸事業者 }
・自然災害対応への取組(防災+事業継続(BCP))を促進
- { 国土交通省 }
・運輸安全マネジメント評価を活用して事業者の「防災マネジメント」の取組を評価し、運輸事業者の自然災害への対応の取組についてコンサルタント等の支援を実施



報道発表資料

防災力向上+事業継続を目指す取組

- “自然災害対応”は、被災時の被害を軽減する「防災」に加え、被災後、いかに安全を確保しつつ早期に復旧して事業を再開し、国民の生活と経済を支えるかという「事業継続」の取組。
- 自然災害にどう対応するかという危機管理に加え、事業継続に要する経営資源(人、モノ、資金等)の配分、優先事業の絞り込み等の経営判断を伴うため、経営トップが率先して対応することが必要。
- 経営層参画の下で定期的にマネジメントレビュー等を行い、PDCAサイクルによるスパイラルアップを行う。

平時の「備え」と迅速な初動

- 被災時に最も重要なのは迅速な初動。トップダウンによる危機管理体制が必要。遅れば遅れるほど被害は拡大する。
- 平時の「備え」が初動の成否を握る。災害は必ず来ると認識しハザードマップを参考に等して被害想定を行った上で、自社の拠点等が被災した場合の代替措置の検討も含め平時から準備することが肝要。準備に当たっては、災害種別ごとの対応の違いを意識する。予測が可能な台風・豪雨災害等においては、タイムラインを考慮した発災直前の備えも重要。

「備え」と初動①：関係者との連携等

- 即応体制(災害対策本部の設置)、対応要領、情報連絡体制、事業継続計画(BCP)等の整備が必要。
- 被災時には、地方自治体をはじめ、国の行政機関、関係事業者、事業者団体等の様々な関係者が総力で対応する。このため、これら関係者との緊密な「顔の見える関係」の構築が防災力を高める。

「備え」と初動②：教育と訓練

- 災害に遭うことが稀なため、実践的な訓練を定期的実施し、振り返りを行うことが必要。他機関の訓練への参加や他事例に学ぶことも重要。
- 発災時の即応能力を向上させるためには、まず、社員には基本理念と基本動作を習得させ、応用力を訓練及びレビューで鍛えるよう取組むことが効果的。

I 地域公共交通の確保・活性化に向けた取組み

1. 持続可能な公共交通ネットワークの構築

人口減少・少子高齢化が進展する中、特に地方部においては公共交通機関輸送人員の減少により、交通ネットワークの縮小やサービス水準の低下が懸念されています。

一方で、自動車を運転できない学生や高齢者等にとって地域公共交通は必要不可欠な存在であり、コンパクトなまちづくりと連携して地域公共交通の充実を図ることが重要です。

こうした情勢を踏まえ、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」により、地方公共団体が中心となり関係者と役割分担しながら、地域にとって最適な公共交通ネットワークを再構築するための枠組みを確立しました。

同法に基づき、令和5年10月1日現在、全国で地域公共交通計画が885件、地域公共交通利便増進実施計画が63件、中国管内では地域公共交通計画が69件、地域公共交通利便増進実施計画が6件認定されています。（P21参照）

2. 地域公共交通確保維持改善事業

生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等がされるよう、地域の多様な関係者が協働した地域の公共交通の確保・維持、利便性の向上等の取組みを支援する事業です。

地域公共交通確保維持事業

- ◇ 地域の特性に応じた生活交通（バス交通、デマンド交通、離島航路・航空路）の確保維持を支援
 - 幹線バス交通の運行
地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通の運行や車両購入を支援（支援状況：P83）
 - 地域内交通（フィーダー系統）の運行
過疎地域等において、コミュニティバス、デマンドタクシー等の地域内交通の運行や車両購入等を支援（支援状況：P83）
 - 離島航路・航空路の運航
離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である離島航路・航空路の運航等を支援（支援状況：P136～P138）

地域公共交通バリア解消促進等事業

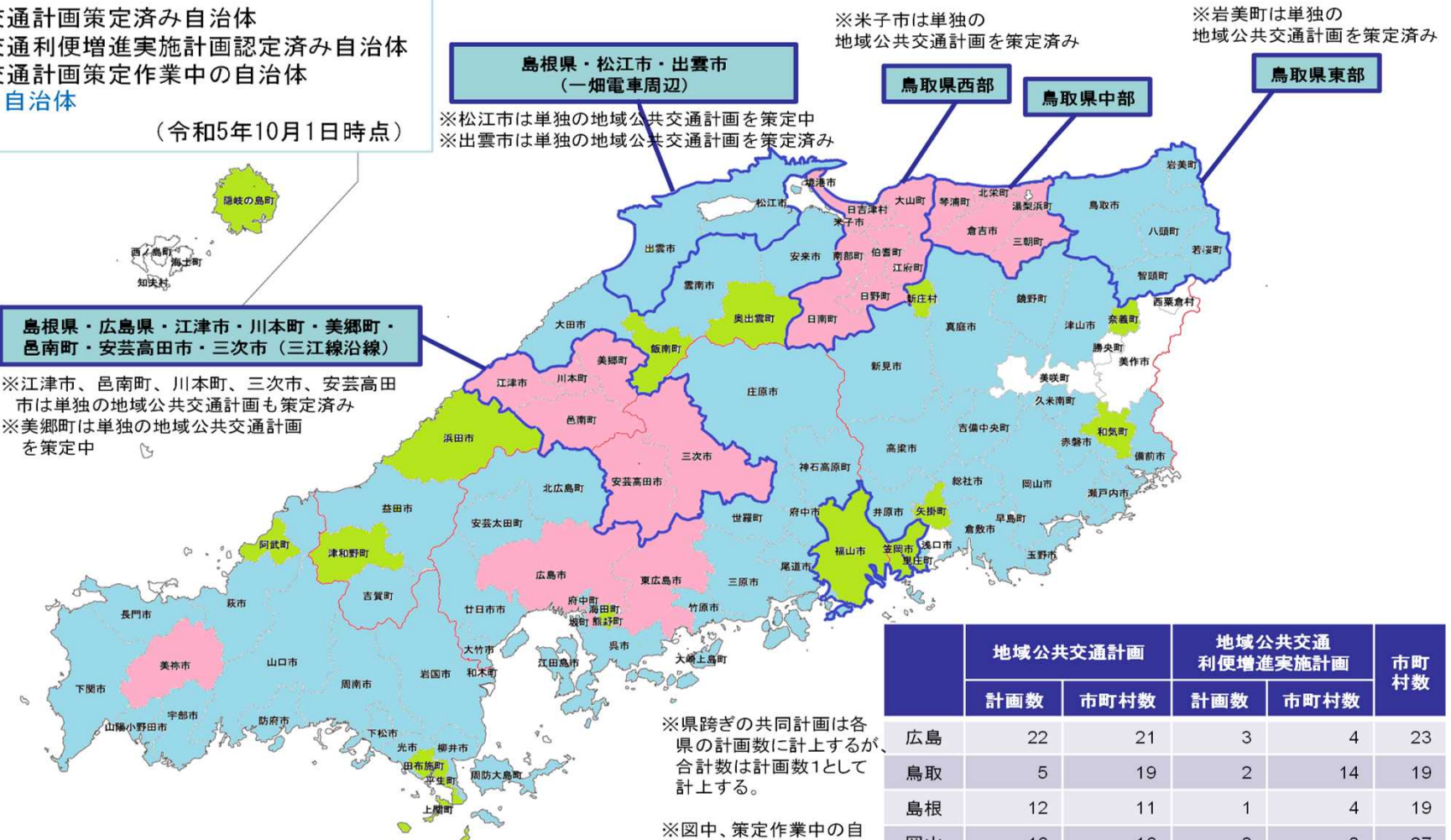
- ◇ 個別のモードごとの支援から公共交通のバリアフリー化を一体的に支援する制度
 - バス、タクシー、旅客船、鉄道駅、旅客ターミナルのバリアフリー化等を支援（支援状況：P61、P83）
 - 地域鉄道の安全性向上に資する設備整備等を支援（支援状況：P61～P62）
- （参考）関連する支援制度等
- ・ポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業【観光庁】
（事業詳細：P44、支援状況：P63、P84、P138）

地域公共交通調査等事業

- 地域公共交通計画等の策定を支援（策定状況：P21）
- バリアフリー法に基づく移動等円滑化促進方針・基本構想の策定を支援（策定状況：P37～P38）
- 地域公共交通利便増進実施計画・地域旅客運送サービス継続実施計画に基づく利用促進事業等を支援

中国運輸局管内の地域公共交通計画等の策定状況

- 地域公共交通計画策定済み自治体
 - 地域公共交通利便増進実施計画認定済み自治体
 - 地域公共交通計画策定作業中の自治体
 - 共同策定の自治体
- (令和5年10月1日時点)



	地域公共交通計画		地域公共交通利便増進実施計画		市町村数
	計画数	市町村数	計画数	市町村数	
広島	22	21	3	4	23
鳥取	5	19	2	14	19
島根	12	11	1	4	19
岡山	16	16	0	0	27
山口	14	14	1	1	19
合計	69	81	6	23	107

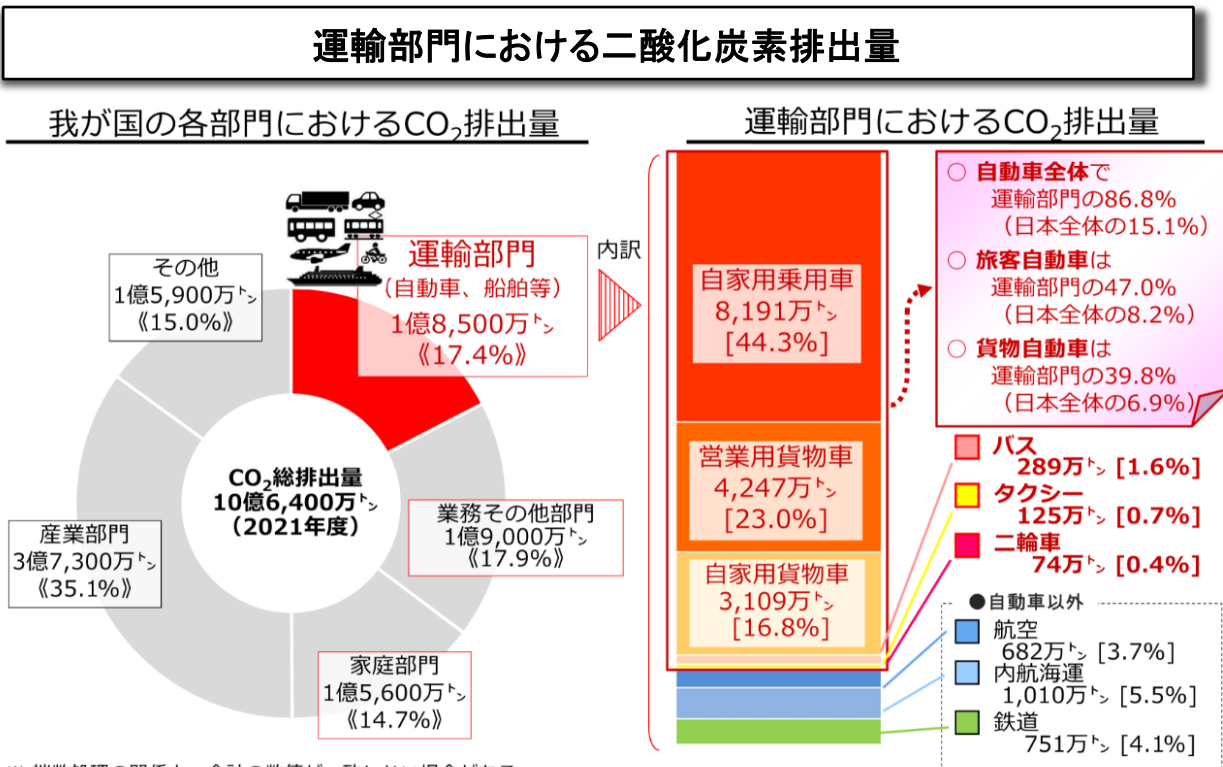
※県跨ぎの共同計画は各県の計画数に計上するが、合計数は計画数1として計上する。

※図中、策定作業中の自治体は、新規策定中と地域公共交通計画の期間が終了した自治体とする。なお、後者を含め右表の件数に含まない。

Ⅱ 環境関係

1. 運輸部門からの二酸化炭素排出量の現状等

【各輸送機関の排出量の割合について】



※ 端数処理の関係上、合計の数値が一致しない場合がある。

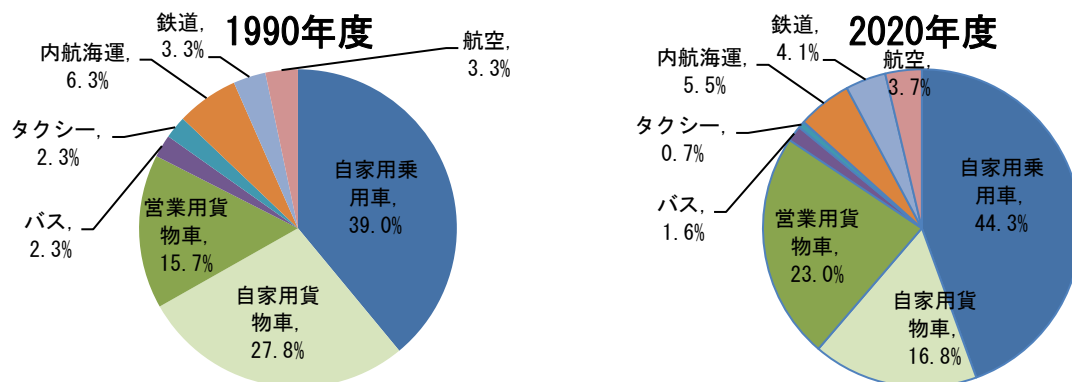
※ 電気事業者の発電に伴う排出量、熱供給事業者の熱発生に伴う排出量は、それぞれの消費量に応じて最終需要部門に配分。

※ 温室効果ガスインベントリオフィス「日本の温室効果ガス排出量データ（1990～2021年度）確報値」より国土交通省環境政策課作成。

※ 二輪車は2015年度確報値までは「業務その他部門」に含まれていたが、2016年度確報値から独立項目として運輸部門に算定。

国土交通省HP：運輸部門における二酸化炭素排出量

2021年度では、我が国における二酸化炭素の排出量のうち17.4%を運輸部門が占めています。また、運輸部門からの排出量のうち44.3%が自家用乗用車からの排出となっています。



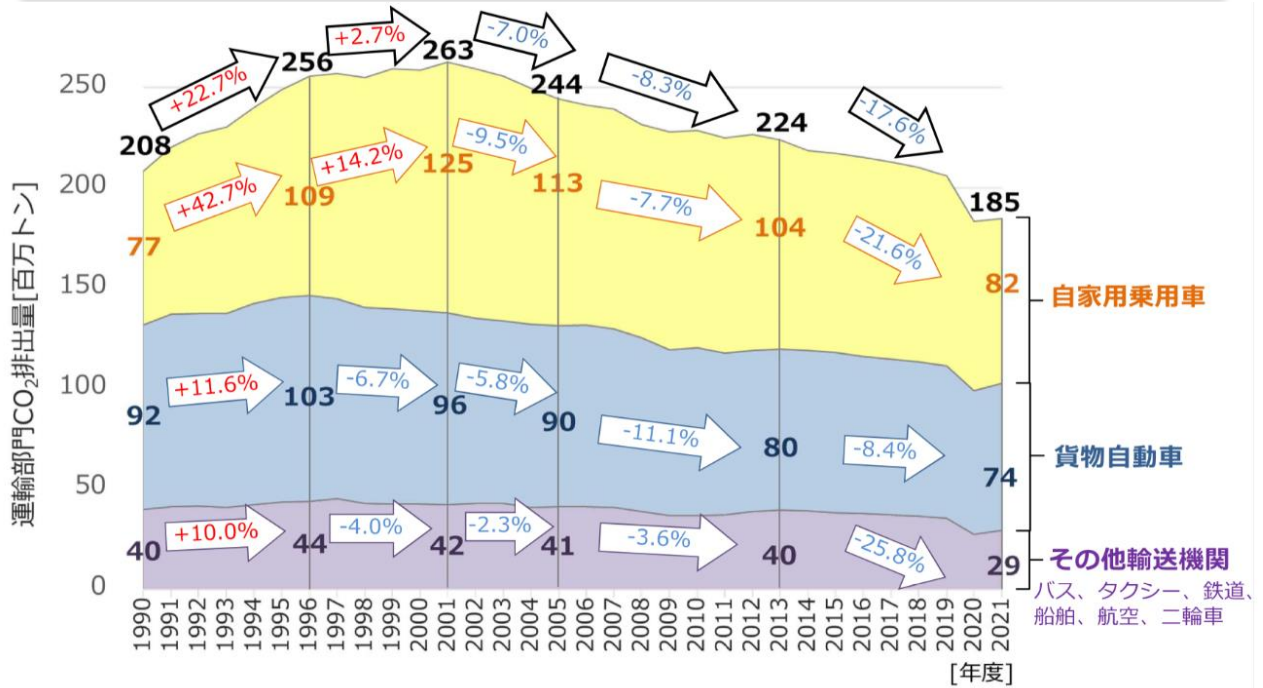
1990年度における排出量は 2億0600万トンCO₂

2021年度における排出量は 1億8500万トンCO₂

【運輸部門における二酸化炭素の排出量の推移について】

1990年度から1996年度までの間に、運輸部門における二酸化炭素の排出量は22.7%増加しました。その後、1997年度から2001年度にかけて排出量はほぼ横ばいに転じ、2001年度以降は減少傾向を示しています。2021年度の排出量は、自動車の燃費改善等や新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による輸送量の減少により、2013年度比で減少しています。なお、前年度比では経済の回復等による輸送量増加等により、排出量が増加しました。

運輸部門における二酸化炭素排出量の推移



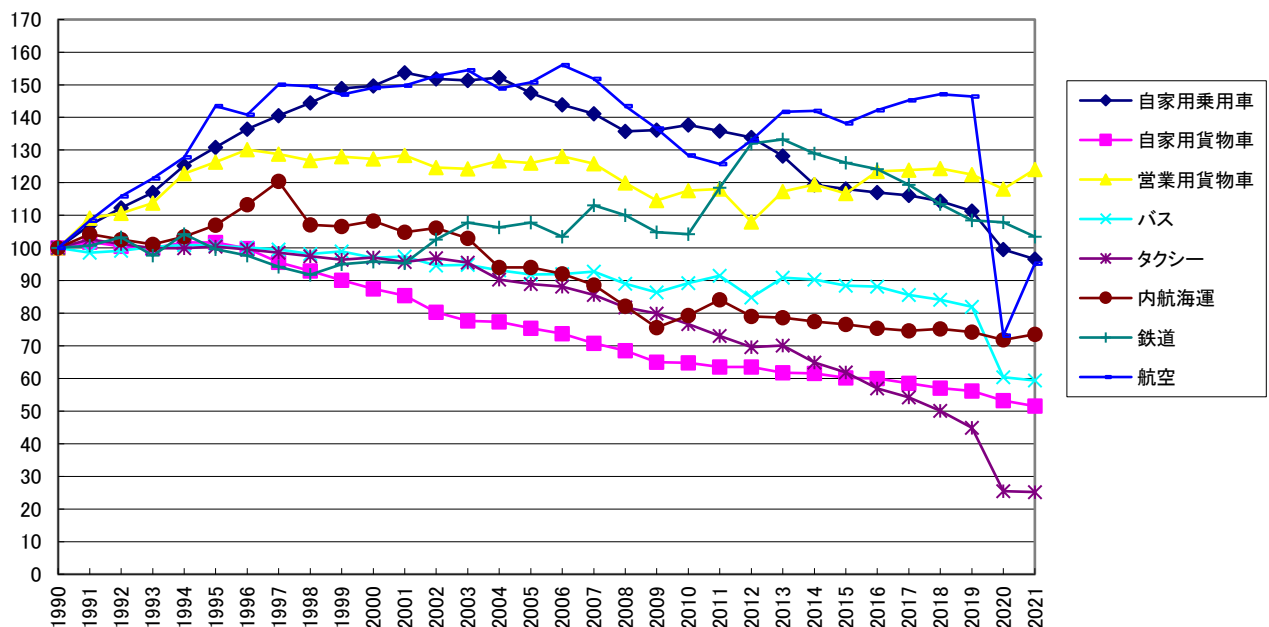
国土交通省HP：運輸部門における二酸化炭素排出量

【各輸送機関からの二酸化炭素の排出量について】

各輸送機関からの CO₂ 排出量は 1990 年度を基準に比較すると、バスやタクシーからの排出は減少していますが、自家用乗用車からの排出が増加しています。

近年の排出量は減少傾向を示していますが、輸送機器の環境性能の向上のみに頼るのではなく、効率のよい移動や輸送について自ら考え、行動することが求められています。

各輸送機関からの二酸化炭素排出比率の推移(1990年度比)



【輸送量当たりの二酸化炭素の排出量について】

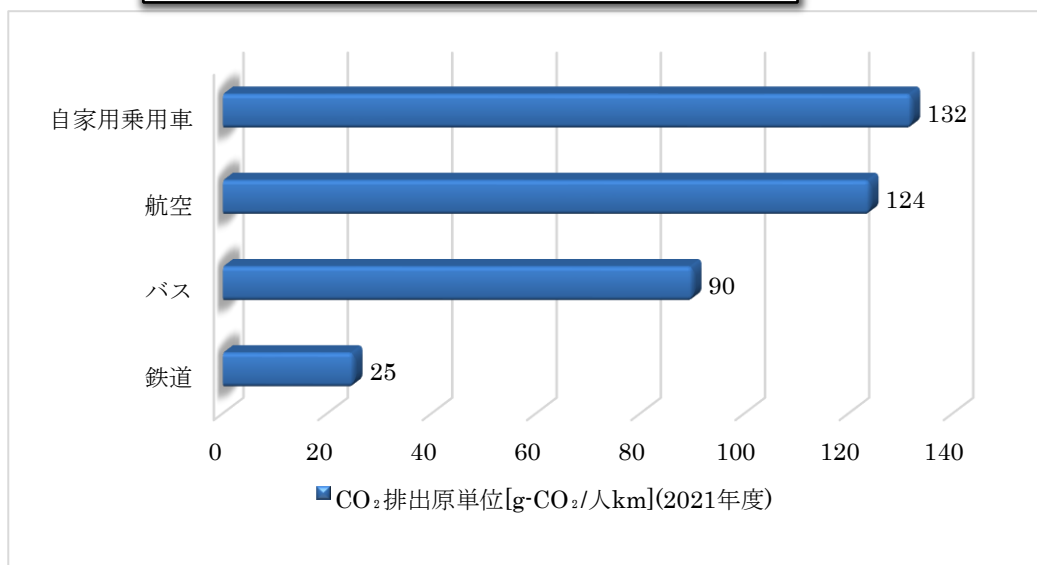
運輸部門における二酸化炭素の排出量の削減を確実なものとするには効率のよい輸送を行うことが重要です。

旅客輸送と貨物輸送において単位輸送量当たりの二酸化炭素の排出量の比較を行いました。

旅客輸送において、各輸送機関から排出される二酸化炭素の排出量を輸送量（人キロ：輸送した人数に輸送した距離を乗じたもの）で割り、単位輸送量当たりの二酸化炭素の排出量を試算すると下図のようになります。

一人が1 km移動するときに、自家用乗用車はバスの約1.5倍、鉄道の約5.3倍の二酸化炭素を排出しています。

輸送量当たりの二酸化炭素の排出量(旅客)

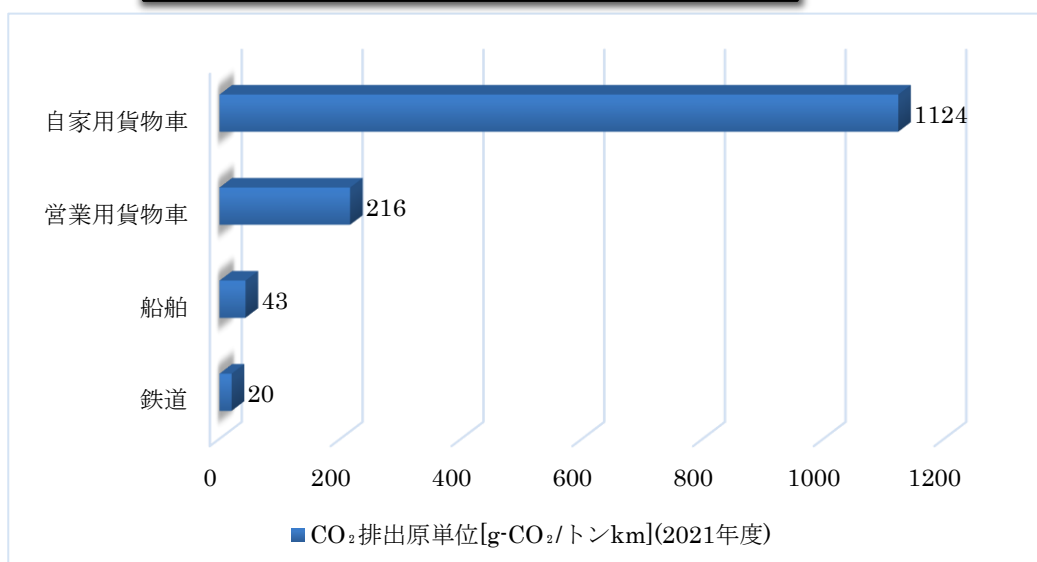


*新型コロナウイルス感染症まん延に伴う各輸送機関の利用者数の減少により、例年に比べて輸送量当たりの二酸化炭素排出量が極端に高く算出されております。本データを利用する際にはご注意ください。

貨物輸送において、各輸送機関から排出される二酸化炭素の排出量を輸送量（トンキロ：輸送した貨物の重量に輸送した距離を乗じたもの）で割り、単位輸送量当たりの二酸化炭素の排出量を試算すると下図のようになります。

自家用貨物車による輸送は営業用貨物車の約5.2倍、鉄道輸送の56.2倍の二酸化炭素を排出しています。

輸送量当たりの二酸化炭素の排出量(貨物)



2. 環境対応車について

(1) 次世代自動車とは

省エネルギー

CO₂削減

エネルギー
セキュリティ*

有効な手段

※ エネルギーセキュリティとは
エネルギーを合理的な価格で継続的に確保すること

次世代自動車

ハイブリッド自動車

プラグインハイブリッド自動車

燃料電池自動車

天然ガス自動車

クリーンディーゼル自動車

電気自動車

日本政府は運輸部門からの二酸化炭素排出量の削減のため、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車等を「次世代自動車」と定め、2030年までに新車乗用車の5-7割を次世代自動車とする目標を掲げています。

次世代自動車普及見通し

(万台)

	2020		2030		2050	
	販売台数	保有台数	販売台数	保有台数	販売台数	保有台数
EV軽自動車	34	140	45	380	44	550
EV乗用車	17	67	28	210	26	330
ガソリンHV乗用車	110	800	120	1,180	110	1,350
ガソリンPHV乗用車	35	130	63	500	62	780
ディーゼルHV重量車	5	14	5	46	7	77
ディーゼル代替NGV重量車	5	17	5	51	8	84
クリーンディーゼル重量車	29	180	27	260	18	270
次世代車計	234	1,348	291	2,627	275	3,441
全自動車計	550	7,249	510	6,870	480	6,320
次世代自動車シェア(%)	43	19	57	38	57	54
バイオエタノールの供給量(万kL/年)	104		124		124	

環境省 次世代自動車普及戦略

(2) 国内販売台数に占める次世代自動車の内訳

次世代自動車（乗用車）の国内販売台数の推移

年	ハイブリッド車	プラグインハイブリッド車	電気自動車	燃料電池車	クリーンディーゼル乗用車	計
2008	108,518	0	0	0	0	108,518
2009	347,999	0	1,078	0	4,364	353,441
2010	481,221	0	2,442	0	8,927	492,590
2011	451,308	15	12,607	0	8,797	472,727
2012	887,863	10,968	13,469	0	40,201	952,501
2013	921,045	14,122	14,756	0	75,430	1,025,353
2014	1,058,402	16,178	16,110	7	78,822	1,169,519
2015	1,074,926	14,188	10,467	411	153,768	1,253,760
2016	1,275,560	9,390	15,299	1,054	143,468	1,444,771
2017	1,385,343	36,004	18,092	849	156,162	1,596,450
2018	1,431,856	23,230	26,533	612	176,725	1,658,956
2019	1,472,281	17,609	21,281	685	175,145	1,687,001
2020	1,346,842	14,680	14,574	761	147,139	1,523,996
2021	1,434,719	22,677	21,658	2,464	149,298	1,630,816
2022	1,450,582	37,719	58,786	848	140,340	1,688,275

日本自動車工業会調べ

新車販売台数（乗用車）に占める次世代自動車の割合

年	割合 (%)
2008	2.6
2009	9.0
2010	11.7
2011	13.4
2012	20.8
2013	22.5
2014	24.9
2015	29.7
2016	34.8
2017	36.4
2018	37.8
2019	39.2
2020	40.0
2021	44.4
2022	49.0

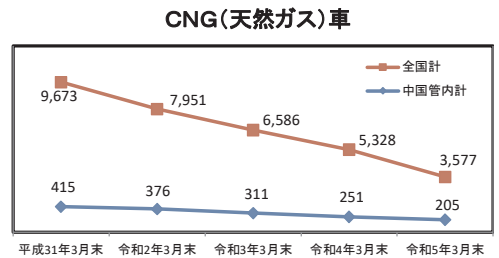
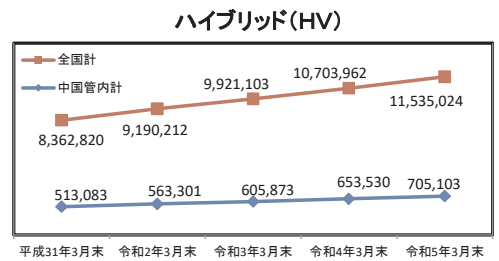
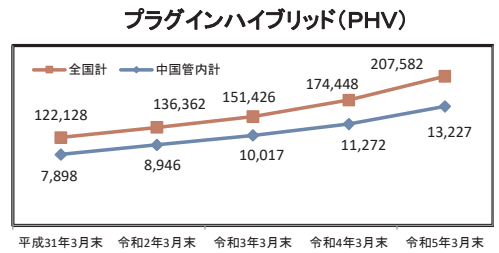
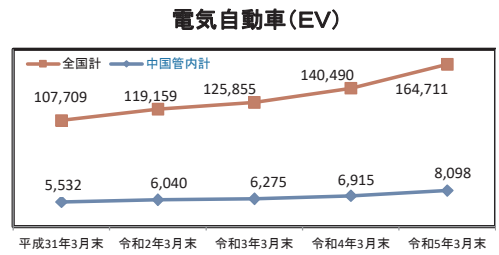
日本自動車工業会調べ

(3)クリーンエネルギー自動車の導入状況

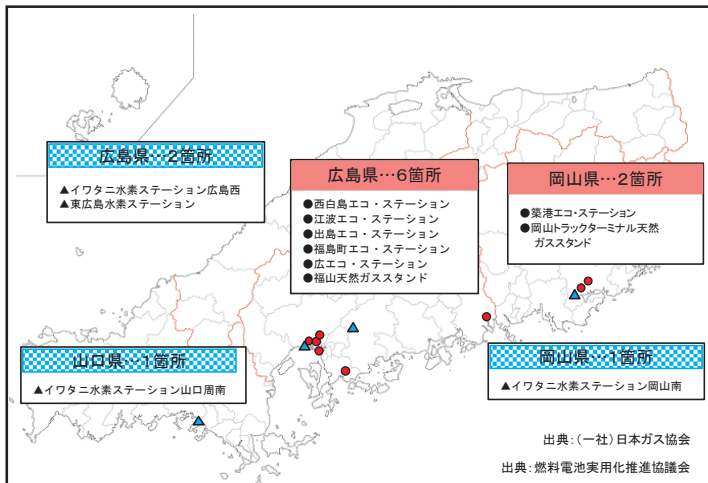
燃料別保有台数		各年度末現在				
		平成30(2018)年度	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
広島県	電気自動車	1,623	1,769	1,872	2,101	2,512
	プラグインハイブリッド車	2,163	2,428	2,689	2,967	3,600
	ハイブリッド車	174,283	190,343	204,175	219,836	238,381
	C N G 車	311	286	245	202	168
	計	178,380	194,826	208,981	225,106	244,661
鳥取県	電気自動車	400	434	449	472	550
	プラグインハイブリッド車	661	748	843	952	1,102
	ハイブリッド車	38,463	42,558	46,136	49,862	54,003
	C N G 車	7	6	5	3	0
	計	39,531	43,746	47,433	51,289	55,655
島根県	電気自動車	608	664	690	722	809
	プラグインハイブリッド車	701	764	857	951	1,107
	ハイブリッド車	47,720	52,275	56,505	60,887	65,747
	C N G 車	13	9	6	4	4
	計	49,042	53,712	58,058	62,564	67,667
岡山県	電気自動車	1,369	1,560	1,612	1,888	2,265
	プラグインハイブリッド車	2,963	3,463	3,923	4,486	5,178
	ハイブリッド車	144,913	160,746	173,768	188,759	203,121
	C N G 車	84	75	54	41	32
	計	149,329	165,844	179,357	195,174	210,596
山口県	電気自動車	1,532	1,613	1,652	1,732	1,962
	プラグインハイブリッド車	1,410	1,543	1,705	1,916	2,240
	ハイブリッド車	107,704	117,379	125,289	134,186	143,851
	C N G 車	0	0	1	1	1
	計	110,646	120,535	128,647	137,835	148,054
管内計	電気自動車	5,532	6,040	6,275	6,915	8,098
	プラグインハイブリッド車	7,898	8,946	10,017	11,272	13,227
	ハイブリッド車	513,083	563,301	605,873	653,530	705,103
	C N G 車	415	376	311	251	205
	計	526,928	578,663	622,476	671,968	726,633
全国計	電気自動車	107,709	119,159	125,855	140,490	164,711
	プラグインハイブリッド車	122,128	136,362	151,426	174,448	207,582
	ハイブリッド車	8,362,820	9,190,212	9,921,103	10,703,962	11,535,024
	C N G 車	9,673	7,951	6,586	5,328	3,577
	計	8,602,330	9,453,684	10,204,970	11,024,228	11,910,894

(注) 登録自動車(大型特殊自動車を除く)の合計であり、軽自動車は除く。

(一般財団法人自動車検査登録情報協会「低公害車の燃料別・車種別保有台数」より作成)

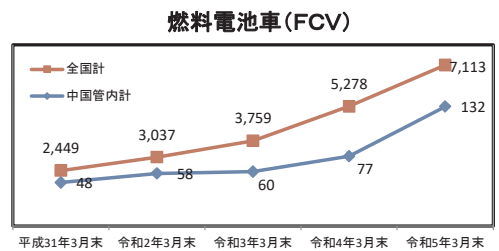


(4)管内の天然ガススタンド・水素ステーション 設置状況 令和5年10月末現在



中国運輸局管内 燃料電池車保有車両数 令和5年3月末現在

広島県	鳥取県	島根県	岡山県	山口県	合計
54	3		61	37	155



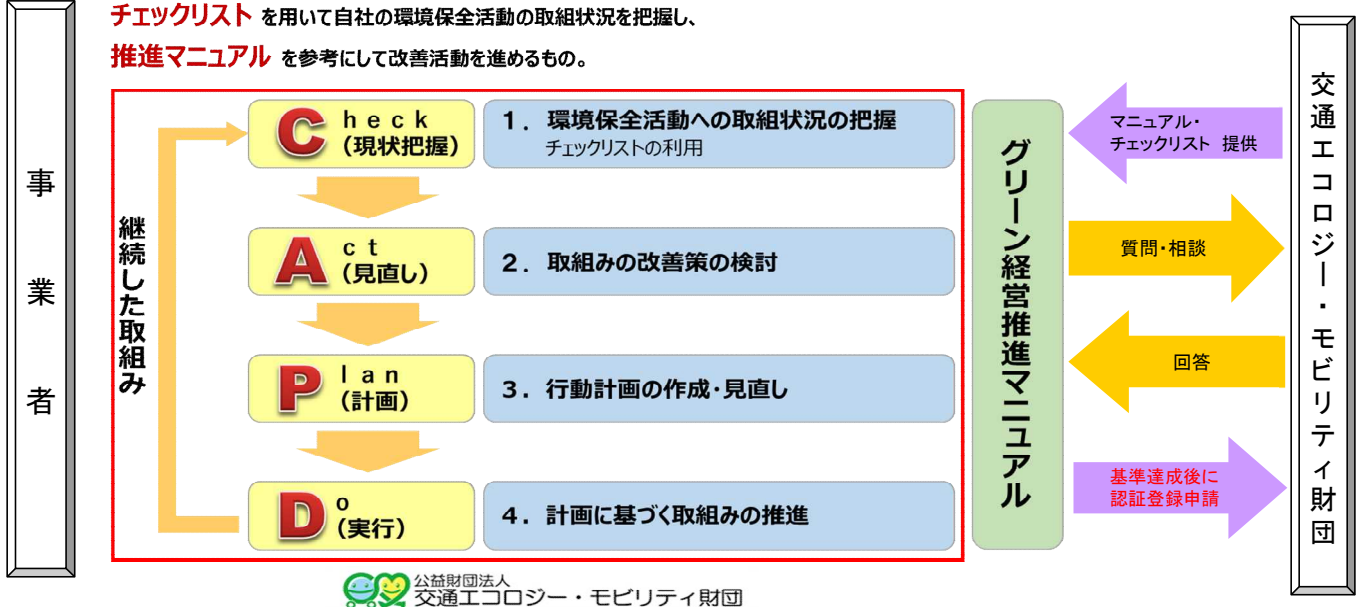
3. グリーン経営認証

運輸事業者のグリーン経営推進



1. グリーン経営の進め

チェックリスト を用いて自社の環境保全活動の取組状況を把握し、
推進マニュアル を参考にして改善活動を進めるもの。



公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団

2. グリーン経営の効果

燃費の向上	トラック、バス、タクシーでは認証取得より2年経過後に、平均で1.6～3.2%燃費が向上しています。
CO2排出の削減	倉庫、港湾運送事業者では認証取得より2年経過後に、平均で3.4%～11.0%CO2排出原単位が低減しています。
交通事故の減少	エコドライブに取り組むことによって急発進・急ブレーキが減り、交通事故の減少につながります。 トラック、バス、タクシーでは、認証取得1年目で、走行距離あたりの交通事故件数が対前年度比で7.0%～25.9%減少しています。
故障の減少	車輛の点検・整備により排気ガスがクリーンになり、車輛故障件数の減少にもつながります。 トラック、バス、タクシーでは、認証取得1年目で、走行距離あたりの車両故障件数が前年度比3.9%～20.9%減少しています。
職場の活性化 従業員の士気向上	目標の達成に向け従業員が自主的に取り組むことにより、職場が活性化します。 社会貢献の実践により、士気が向上します。

3. 認証取得のメリット

- 環境対策への積極的な取り組みを行っていることをアピールでき、社会的評価が高まります。
- 取引先(荷主など)も、環境への対応を取引要件の一つと位置付けており、一定の評価を得ることができます。
- 国土交通省及び交通エコロジー・モビリティ財団のホームページで、認証事業者名が公表されます。
- 交通エコロジー・モビリティ財団から、環境保全活動に関する様々な情報提供や指導助言が受けられます。
- 対外的に高い評価を受けることにより、社員の士気向上にも繋がります。

低金利融資制度の適用にあたり配慮されます。

広島銀行 : 地球環境対応支援制度「エコ・ハーモニー」
中国銀行 : ちゅうぎん環境配慮型融資
西京銀行 : エコ(環境)配慮型融資商品
山陰合同銀行 : エコ銀行保証付私募債
鳥取銀行 : とりぎん環境配慮型融資・私募債
トマト銀行 : 環境融資制度
など

中国運輸局管内の認証登録事業者数 (令和5年10月31日現在)

業種	中国管内登録事業所数 %は対全国比	全国登録事業所数
トラック運送事業	276 事業所 6%	4971 事業所
バス事業	25 事業所 10%	240 事業所
タクシー事業	2 事業所 1%	314 事業所
旅客船事業	2 事業所 25%	8 事業所
内航海運業	4 事業所 14%	29 事業所
港湾運送業	5 事業所 7%	67 事業所
倉庫業	35 事業所 6%	573 事業所
合計	349 事業所 6%	6202 事業所

全国の認証登録事業者については
交通エコロジー・モビリティ財団のホームページ
<http://www.green-m.jp/>
をご覧ください。

Ⅲ 物流関係

1. 災害に強い物流システムの構築

東日本大震災の支援物資物流における問題点を踏まえ、平成 23 年度、中四国九州ブロックで国、地方自治体、物流事業者等の関係者による協議会を開催し、官民の連携、協力体制の構築、民間物資拠点のリストアップ、官民の協力協定の締結・充実の推進についてとりまとめを行いました。

平成 24 年度には、支援物資物流全体の円滑化・最適化の実現に向け、「南海トラフ巨大地震に対応した支援物資物流システムの構築に関する中国ブロック協議会」を設置し、以降民間物資拠点の拡充や自治体と関係団体の災害協定の充実に向け取り組みを進めているところです。

更に、平成 28 年度、国(中国・四国・九州の各運輸局)、地方自治体、物流事業者等の関係者による協議会を開催、南海トラフを震源とする巨大地震を想定し、中国、四国、九州地域の広域連携により、鉄道、船舶、トラックなど多様な輸送モードを活用した支援物資輸送を行う際の課題の整理、とりまとめを行うことを目的に調査を実施しました。

本調査結果については、今後、地方自治体が防災計画を見直す際や、物流事業者と協同し、支援・受援計画、マニュアル等の策定を行う際など、幅広く活用いただくことを想定しています。

※抜 粋

【中国、四国、九州地域における大規模災害時の多様な輸送モードの活用による支援物資物流システム構築に関する調査報告書】

○多様な支援物資物流システムの構築に向けた課題と対応策

1. 広域的な支援物資物流システムに関する連携体制の構築

- ・広域的な地方自治体間の協力・応援体制の構築と事前対策の推進
- ・国、地方自治体間における緊密な連携
- ・官民の連携体制の構築

2. 継続的な取組を通じた知見・経験の蓄積と課題への対応

- ・実証訓練の継続的な実施による訓練シナリオのスパイラルアップ
- ・スパイラルアップを通じて解決を図るべき課題

また、平成 30 年 7 月豪雨災害では、西日本を中心に全国的に広範囲で記録的な大雨になり、河川の氾濫・浸水害・土砂災害等が発生し、各地で国道や鉄道が寸断される等甚大な被害が発生しました。中国運輸局も政府のプッシュ型物資支援に参加し、広島県庁及び岡山県庁に設置された現地連絡調整室に職員を派遣して被災地への物資支援の対応にあたりました。

今後、発生が予想される南海トラフ巨大地震等の大規模災害に迅速かつ的確に対応していくため、平成 30 年 7 月豪雨災害への対応を検証すると共に、平成 31 年 4 月には「中国運輸局緊急物資輸送チーム」を設置しました。令和 2 年度は、中国地方知事部会広域防災部会と連携し、中国5県の担当者と中国運輸局緊急物資輸送チーム一同で、WEB会議による「管内物資支援実務担当者連絡会議」を開催しました。WEB会議は初めての試みでしたが、移動を伴わず迅速に会議を開催する体制も整えることができました。

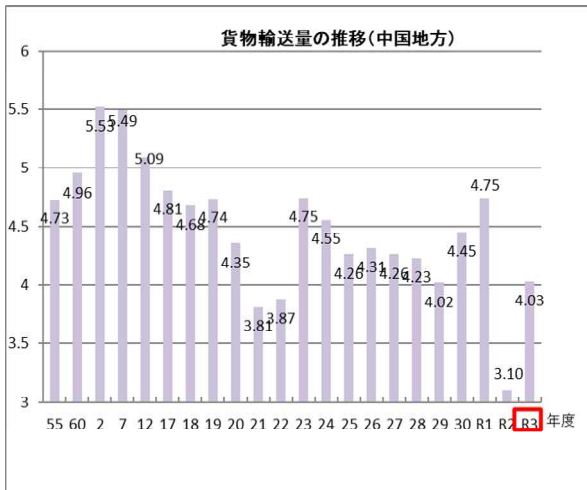
今後も引き続き、民間物資拠点リストアップの推進、運輸局及び管内5県の担当者連絡会議の定期的開催等様々な施策を通じて物資支援体制の強化、国・地方自治体・民間団体との緊密な連携を図り、情報共有・課題解消・訓練実施等により「国民の安全・安心の確保」に向け、被災地への円滑な物資支援を実現するための事務を進めてまいります。

2. 貨物輸送の概況

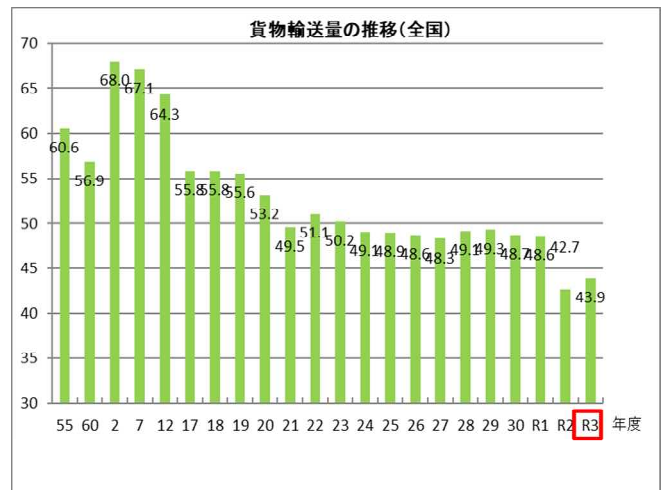
●貨物輸送量

令和3年度の中国地方の貨物輸送量は約4億トンで前年度比29.9%の増加となりました。また、全国の貨物輸送量は約43億9千万トンで前年度比2.9%の増加となりました（図1～2参照）。

【図1 貨物流動の推移（中国地方）】



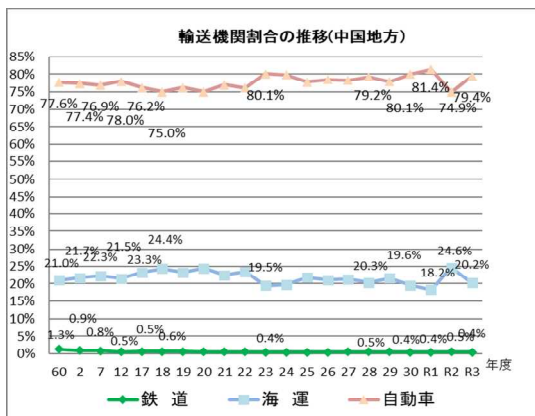
【図2 貨物流動の推移（全国）】



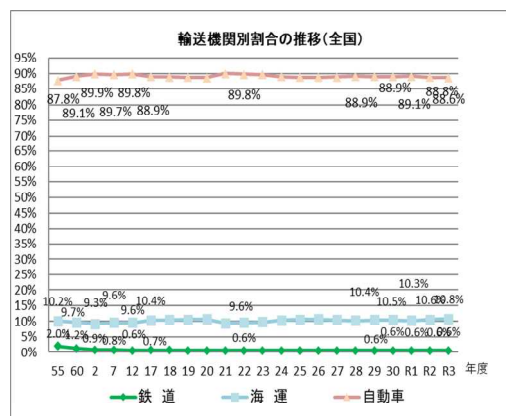
●貨物輸送機関

令和3年度の中国地方の輸送機関割合は、自動車が79.4%と最も高く、海運が20.2%、鉄道が0.4%となっており、全国と比較すると、中国地方の海運の割合は全国の10.8%に比べ9.4ポイント高くなっています（図3～4参照）。

【図3 輸送機関割合の推移（中国地方）】



【図4 輸送機関割合の推移（全国）】



※自動車については、平成22年10月以降、自動車輸送統計の調査方法が変更されことから、平成22年度の数値は、平成22年9月以前の数値に暫定的接続係数を乗じた値となっている。

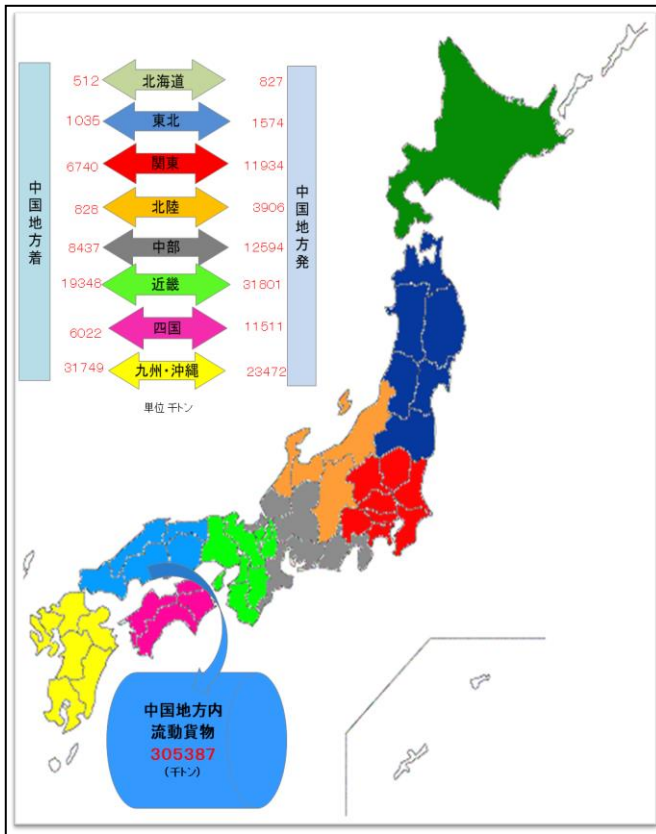
P29～P30の数値については、国土交通省の令和3年度貨物・旅客地域流動調査のうち、「府県相互間輸送トン数表（総貨物及び9品目分類）」を使用。

●貨物流動

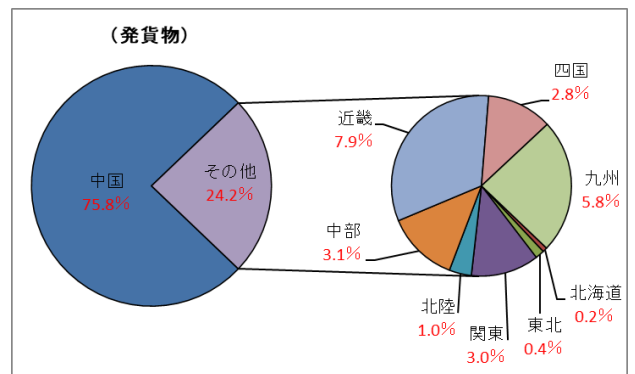
令和3年度の中国地方と全国各地間での貨物流動をみると、近畿地方及び九州地方との結びつきが強く、中国地方内流動貨物を除いて、着ベースでは九州地方からの貨物（42.5%）に次いで、近畿地方からの貨物（25.9%）が多く、発ベースでは近畿地方への貨物（32.6%）に次いで九州地方への貨物（24%）が多くなっています。以降、着貨物は中部、関東、四国地方、発貨物は、中部、関東、四国地方が続いています。（図5～7参照）。

中国地方発着の地域間流動は、着貨物ベースで80.3%、発貨物ベースで75.8%が中国地方となっています。

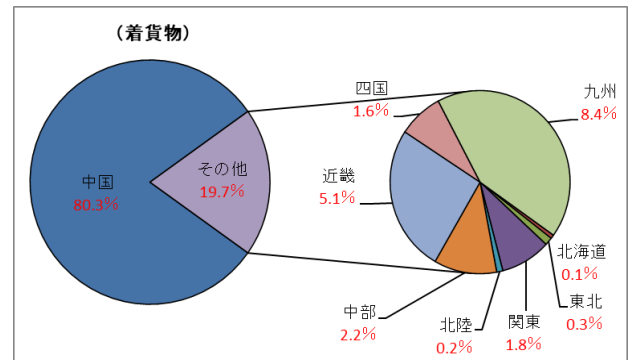
【図5 中国地方と全国各地間の貨物流動】



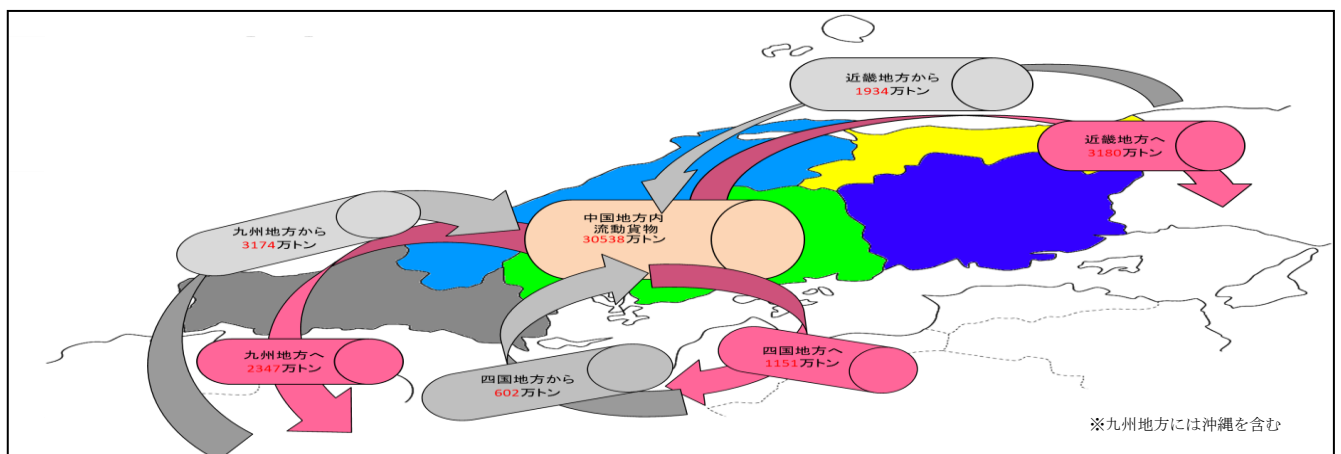
【図6 全国各地からの着貨物】



【図7 全国各地への発貨物】



【参考 中国地方と近隣地方の貨物流動】



3. 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律

物流総合効率化法(流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律)の概要

目的

- 我が国産業の国際競争力の強化
- 消費者の需要の高度化・多様化に伴う貨物の小口化・多頻度化等への対応
- 環境負荷の低減
- 流通業務に必要な労働力の確保

制度の概要

二以上の者が連携して、流通業務の総合化(輸送、保管、荷さばき及び流通加工を一体的に行うこと。)及び効率化(輸送の合理化)を図る事業であって、環境負荷の低減及び省力化に資するもの(流通業務総合効率化事業)を認定し、認定された事業に対して支援を行う。

支援対象となる流通業務総合効率化事業の例

輸送網の集約

非効率・分散した輸送網
→
効率化・集約化された輸送網

輸配送の共同化

低積載率による個別納品
→
高積載率な一括納品

モーダルシフト

長距離トラック輸送
→
鉄道・船舶等を活用した大量輸送

支援措置

- 事業の立ち上げ・実施の促進
 - 計画策定経費・運行経費の補助
 - 事業開始に当たっての、倉庫業、貨物自動車運送事業等の許可等のみなし
- 必要な施設・設備等への支援
 - 輸送連携型倉庫への税制特例
 - 法人税:割増償却8%(5年間)
 - 固定資産税:課税標準 1/2(5年間)等
 - 施設の立地規制に関する配慮
 - 市街化調整区域の開発許可に係る配慮
- 金融支援
 - 信用保険制度の限度額の拡充
 - 長期低利子貸付制度
 - 長期無利子貸付制度(主に中小企業向け)
- (独)鉄道・運輸機構による支援
 - 事業実施のための資金の貸付け 等

支援内容等について、変更する場合があります。

※国土交通省HPもご覧ください。 <https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/bukkouhou.html>

中国運輸局認定事例 (平成28年度法改正後)

令和5年9月末時点

NO	認定日	実施事業者名	分野	事業内容	効果
1	平成29年3月7日	荷主、倉庫事業者	輸送網集約事業	特定流通業務施設新設に伴う輸送網集約事業	CO2排出量削減:100% 手待ち時間削減:100%
2	平成29年11月13日	センコー(株)、三協貨物(株)	輸送網集約事業	広島PDセンター新築に伴う輸送網集約事業	CO2排出削減量:18.0% 手待ち時間削減:75.0%
3	平成30年1月23日	ランテック(株)、おおはら(株)	輸送網集約事業	広島支店第2センターの新設に伴う輸送網集約事業	CO2排出削減量:4.7% 手待ち時間削減:70.0%
4	平成30年2月22日	倉庫事業者、物流事業者	輸送網集約事業	特定流通業務施設新設に伴う輸送網集約事業	CO2排出削減量:24.8% 手待ち時間削減:76.5%
5	平成30年3月8日	カトーレック(株)、精密自動車サービス(株)	輸送網集約事業 共同輸配送	早島倉庫の新設に伴う輸送網集約事業並びに共同輸配送事業	CO2排出削減量:55.4% 手待ち時間削減:45.0%
6	平成30年6月28日	(株)岡田商運、芝田運輸(株)	輸送網集約事業	岡田商運第二物流センター(仮称)の新設に伴う輸送網集約事業	CO2排出削減量:22.9% 手待ち時間削減:80.0%
7	令和1年6月6日	エス・ユー・ジャパン(株)、西大寺運送(有)、物流事業者	輸送網集約事業	岡山物流センター新設に伴う輸送網集約事業	CO2排出削減量:28.3% 手待ち時間削減:70.0%
8	令和1年10月24日	西濃運輸(株)、セイノースーパーエクスプレス(株)	輸送網集約事業	特定流通業務施設新設に伴う輸送網集約事業	CO2排出削減量:47.5% 手待ち時間削減:88.0%
9	令和1年11月13日	名糖運輸(株)、物流事業者	輸送網集約事業 共同輸配送	岡山物流センター新設に伴う輸送網集約事業並びに共同輸配送事業	CO2排出削減量:29.5% 手待ち時間削減:70.0%
10	令和1年12月18日	東ソー物流(株)、山口コーウン(株)	輸送網集約事業	第二りんかい物流センター新設に伴う輸送網集約事業	CO2排出削減量:13.7% 手待ち時間削減:75.0%
11	令和3年4月26日	倉庫事業者、物流事業者	輸送網集約事業	特定流通業務施設新設に伴う輸送網集約事業	CO2排出削減量:23.0% 手待ち時間削減:80.0%
12	令和3年6月11日	西久大運輸倉庫㈱、物流事業者、荷主企業	輸送網集約事業	岡山山西支店新設に伴う輸送網集約事業	CO2排出削減量:59.2% 手待ち時間削減:74.0%
13	令和3年6月24日	物流事業者、物流事業者	輸送網集約事業	特定流通業務施設新設に伴う輸送網集約事業	CO2排出削減量:9.7% 手待ち時間削減:70.0%
14	令和3年11月1日	物流事業者、物流事業者	輸送網集約事業	特定流通業務施設新設に伴う輸送網集約事業	CO2排出削減量:46.3% 手待ち時間削減:85.0%
15	令和4年7月29日	(株)岡田商運、(株)河合組回酒店	輸送網集約事業 共同輸配送	第三物流センター新設に伴う輸送網集約事業並びに共同輸配送事業	CO2排出削減量:27.4% 手待ち時間削減:80.0%
16	令和4年8月10日	物流事業者、物流事業者	輸送網集約事業	特定流通業務施設新設に伴う輸送網集約事業	CO2排出削減量:9.8% 手待ち時間削減:38.0%
17	令和4年10月5日	物流事業者、物流事業者	輸送網集約事業 共同輸配送	特定流通業務施設新設に伴う輸送網集約事業並びに共同輸配送事業	CO2排出削減量:12.8% 手待ち時間削減:70.0%
18	令和4年12月15日	物流事業者、物流事業者	輸送網集約事業	特定流通業務施設新設に伴う輸送網集約事業	CO2排出削減量:79.5% 手待ち時間削減:56.0%

4. 倉庫関係

(1) 倉庫の種類

① 普通倉庫

- (イ) 一～三類倉庫・・・一般的な倉庫で建屋である。一～三類の別は、防水、防湿、遮熱、耐火等の基準により、保管可能な物品に差異がある。一類倉庫が最も基準の厳しいもので、危険品や冷凍冷蔵品を除き、特に保管物品に制限がない。
- (ロ) 野積倉庫・・・・・・柵や塀で囲まれた区画（土地）において、石炭、木材、自動車などを野積保管する倉庫。代表的なものにコールセンターがある。
- (ハ) 貯蔵槽倉庫・・・・・・穀物などのバラの貨物や液体を保管する倉庫。（サイロ、タンク）
- (ニ) 危険品倉庫・・・・・・消防法に規定する危険物及び高圧ガス保安法に規定する高圧ガスを保管する倉庫で、建屋型、貯蔵槽型、野積型がある。

② 水面倉庫

原木等を水面において保管する倉庫。

③ 冷蔵倉庫

農水畜産物の生鮮品及び凍結品等の加工品などを摂氏10度以下で保管する倉庫で、冷蔵室の級別により次のように分類される。

(令和5年11月末現在の級別)

級別	保 管 温 度	主 な 保 管 物 品
C3級	-2℃超 +10℃以下	生鮮水産物、農産品、バター・チーズ等
C2級	-10℃超 -2℃以下	水産加工品、農産加工品、柑橘類等
C1級	-20℃超 -10℃以下	塩干水産物、水産加工品等
F1級	-30℃超 -20℃以下	冷凍水産物、冷凍食品、冷凍肉
F2級	-40℃超 -30℃以下	アイスクリーム
F3級	-50℃超 -40℃以下	マグロ類
F4級	-50℃以下	〃

④ トランクルーム

その全部又は一部において個人（消費者）の物品を保管する倉庫。

(2) 倉庫別取扱高及び所管面積・容積の現況

(令和4年度末)

倉庫の種類	普通倉庫																
	一～三類倉庫				野積倉庫				貯蔵槽倉庫				危険品倉庫				
	事業 者数	倉庫 面積 千㎡	入庫高 千トン	平均月末 保管残高 千トン	事業 者数	倉庫 面積 千㎡	入庫高 千トン	平均月末 保管残高 千トン	事業 者数	倉庫 容積 千m ³	入庫高 千トン	平均月末 保管残高 千トン	事業 者数	面容積		入庫高 千トン	平均月末 保管残高 千トン
タンク 千m ³														その他 千㎡			
鳥取県	20	82.7	73.9	19.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
島根県	17	47.8	91.1	7.4	1	261.0	-	-	-	-	-	-	2	4.3	-	16.0	1.6
岡山県	183	1,458.3	3,194.4	595.0	10	121.5	150.0	11.1	6	597.4	2,376.7	229.9	19	6.0	17.5	87.7	11.7
広島県	192	1,253.5	2,579.5	317.3	14	445.7	1,401.3	171.9	3	124.2	851.5	73.3	17	923.9	6.6	1624.9	277.1
山口県	71	371.0	1,534.4	231.3	7	373.5	9,975.8	1,532.0	-	-	-	-	10	-	30.8	399.0	65.0
計	421	3,213.3	7,473.3	1,170.8	30	1201.7	11,527.1	1715.0	9	721.6	3,228.2	303.2	45	934.2	54.9	2127.6	355.4

倉庫の種類	水面倉庫				冷蔵倉庫			
	事業 者数	倉庫 面積 千㎡	入庫高 千トン	平均月末 保管残高 千トン	事業 者数	倉庫 容積 千m ³	入庫高 千トン	平均月末 保管残高 千トン
鳥取県	1	60.0	0.0	0.0	19	189.0	33.1	6.2
島根県	-	-	-	-	6	56.7	6.7	3.0
岡山県	-	-	-	-	35	494.9	112.7	29.3
広島県	-	-	-	-	39	845.7	356.8	46.5
山口県	-	-	0.0	0.0	9	161.5	300.5	54.2
計	1	60.0	0.0	0.0	94	1,747.8	809.8	139.2

- (注) 1. 事業者数及び倉庫面・容積は令和5年3月末現在。
 ※事業者数：県内に営業所がある事業者は各県毎に全て計上。
 ※事業者数合計：各県に営業所がある事業者は1として計上。
2. 山口県については、九州運輸局の管轄に属する下関市、宇部市、長門市及び山陽小野田市を除く。
3. 端数処理（四捨五入）のため合計が合わないことがある。

(3) 倉庫貨物品目別入庫実績

(単位:千トン)

項 目		年 度
		令和4年度
普 通 倉 庫	農 水 産 品	2,327.6
	金 属 属	1,754.8
	金 属 製 品 ・ 機 械	686.9
	窯 業 品	44.7
	化 学 工 業 品	5,260.1
	紙 ・ パ ル プ	134.8
	繊 維 工 業 品	184.4
	食 料 工 業 品	1,566.4
	雑 工 業 品	775.0
	雑 品	11,621.3
	合 計	24,356.0
冷 蔵 倉 庫	生 鮮 水 産 物	4.0
	冷 凍 水 産 物	154.9
	塩 干 水 産 物	14.3
	水 産 加 工 品	37.7
	畜 産 物	52.1
	畜 産 加 工 品	67.0
	農 産 物	33.9
	農 産 加 工 品	30.6
	冷 凍 食 品	257.2
	そ の 他	158.3
合 計	810.0	

- (注) 1. 九州運輸局の管轄に属する下関市、宇部市、長門市及び山陽小野田市を除く。
2. 端数処理（四捨五入）のため合計が合わないことがある。

(4) 倉庫別取扱高及び所管面・容積の推移

区 分		年 度												
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	対前年度比		
普 通 倉 庫	事 業 者 数	348	355	357	366	377	396	411	423	438	453	103.4%		
	年 間 入 庫 高 (千ト)	15,911	15,668	16,579	17,371	18,265	18,702	23,152	19,761	24,029	24,356	101.4%		
	平 均 月 末 保 管 残 高 (千ト)	2,310	2,126	2,026	2,257	2,307	3,445	3,674	3,107	3,090	3,544	114.7%		
	一～三類	倉 庫 面 積 (千㎡)	2,186	2,250	2,281	2,362	2,505	2,626	2,801	2,957	3,103	3,213	103.5%	
		入 庫 高 (千ト)	7,400	7,211	7,274	6,522	7,213	7,568	7,302	7,325	7,373	7,473	101.4%	
		平均月末保管残高 (千ト)	1,036	1,026	929	840	941	1,017	1,101	1,089	1,126	1,171	104.0%	
	野 積	倉 庫 面 積 (千㎡)	962	968	967	986	950	881	887	941	941	1,202	127.7%	
		入 庫 高 (千ト)	6,271	6,118	7,001	7,656	7,962	8,034	11,003	8,100	11,540	11,527	99.9%	
		平均月末保管残高 (千ト)	1,020	846	821	1,061	1,048	1,087	1,740	1,338	1,351	1,715	127.0%	
	貯蔵槽	倉 庫 容 積 (千m ³)	543	543	554	700	700	700	722	722	722	722	99.9%	
		入 庫 高 (千ト)	1,878	1,788	1,809	1,987	2,419	2,716	3,091	3,200	3,038	3,228	106.3%	
		平均月末保管残高 (千ト)	203	202	185	197	241	869	275	288	264	303	114.9%	
	危 険 品	面 容 積	タ ン ク (千m ³)	99	98	76	76	176	934	934	934	934	934	100.0%
			そ の 他 (千㎡)	44	45	46	46	47	51	52	53	55	55	99.8%
入 庫 高 (千ト)		361	551	495	1,207	671	384	1,756	1,136	2,078	2,128	102.4%		
平均月末保管残高 (千ト)		51	52	91	159	77	472	557	392	349	355	101.8%		
水 面 倉 庫	事 業 者 数	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	100.0%		
	面 積 (千㎡)	163	163	163	163	163	163	60	60	60	60	100.0%		
	年 間 入 庫 高 (千ト)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-		
	平 均 月 末 保 管 残 高 (千ト)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-		
冷 蔵 倉 庫	事 業 者 数	83	84	82	82	86	87	90	91	92	94	102.2%		
	容 積 (千m ³)	1,206	1,268	1,359	1,388	1,577	1,590	1,666	1,691	1,723	1,748	101.4%		
	年 間 入 庫 高 (千ト)	538	535	649	734	758	640	821	635	767	810	105.6%		
	平 均 月 末 保 管 残 高 (千ト)	75	79	114	139	118	92	141	93	134	139	103.9%		

- (注) 1. 九州運輸局の管轄に属する下関市、宇部市、長門市及び山陽小野田市を除く。
 2. 事業者数及び倉庫面・容積は年度末現在。
 3. 端数処理（四捨五入）のため合計が合わないことがある。

5. 一般トラックターミナル事業の現況

令和5年11月1日現在

事業者名	岡山県トラックターミナル(株)		ターミナル の名称	岡山県トラックターミナル
位置	岡山市中区倉富285-19		出資金	4億4,000万円
開始年月日	昭和50年 4月 3日		取扱能力	3,750トン/日
設備	境域面積	128,919㎡	停留場所	156バース
	荷扱場	12,705㎡	操車場所	58,652㎡
乗入会社	中国新潟運輸(株) 福山通運(株) 岡山県貨物運送(株) セイノースーパーエクスプレス(株) 近物レックス(株) ヤマト運輸(株) 久留米運送(株) NXトランスポート(株)			

事業者名	広島市流通センター(株)		ターミナル の名称	広島市西部トラックターミナル
位置	広島市西区草津港三丁目2-1		出資金	10億円
開始年月日	昭和52年 4月 1日		取扱能力	2,475トン/日
設備	境域面積	55,853㎡	停留場所	99バース
	荷扱場	8,663㎡	操車場所	12,385㎡
乗入会社	トナミ運輸(株) セイノースーパーエクスプレス(株) (株)国商運輸 中国名鉄運輸(株) 芸備運輸(株) 実勝運輸(有) 久留米運送(株) カトーレック(株) (株)丸二運送 ヤマトボックスチャーター(株)			

IV バリアフリー推進関係

現在、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、バリアフリー法）」に基づき管内の23市町で基本構想が策定されています。

また、平成30年11月1日に施行された改正バリアフリー法では、新たに移動等円滑化促進方針（マスタープラン）制度が創設され、基本構想に定める重点整備地区以外の地区においても地域の実情に合わせてバリアフリー化を促進することができることになりました。

1. 基本構想策定状況

（令和5年10月末現在 調査）

基本構想作成・公表済み市町村【本省受理順 複数作成の場合、（ ）内に提出回数を記載】

	市 町 村 名	本省 受理日
1	広島県呉市（JR呉駅、呉港、JR広駅、JR安芸阿賀駅）	13年 8月31日 受理
2	鳥取県鳥取市（JR鳥取駅）	14年 2月13日 受理
3	広島県広島市（JR広島駅）	14年 6月 3日 受理
4	山口県下関市（旧：菊川町）（菊川町バスターミナル）	15年 4月24日 受理
5	島根県出雲市（旧：多伎町）（JR小田駅）	15年 5月 8日 受理
6	広島県東広島市（JR八本松駅、JR西条駅、JR西高屋駅）	15年 7月 1日 受理
7	広島県三原市（JR三原駅）	15年 7月 7日 受理
8	岡山県笠岡市（JR笠岡駅）	15年10月30日 受理
9	島根県松江市（JR松江駅）	16年 3月11日 受理
10	広島県廿日市市（JR宮内串戸駅、JR阿品駅）	16年 6月22日 受理
11	山口県下関市（JR下関駅、JR新下関駅）（2）	17年 2月 3日 受理
12	広島県広島市（JR横川駅、JR五日市駅）（2）	17年 6月13日 受理
13	鳥取県倉吉市（JR倉吉駅）	18年 1月 6日 受理
14	広島県尾道市（JR尾道駅）	18年 2月20日 受理
15	広島県福山市（JR福山駅）	18年 4月27日 受理
16	岡山県倉敷市（JR倉敷駅）	18年 6月 7日 受理
17	山口県周南市（JR徳山駅、徳山港）	19年 4月18日 受理
18	広島県広島市（JR新井口駅）（3）	19年 7月 2日 受理
19	広島県海田町（JR海田市駅）	20年 2月15日 受理
20	広島県坂町（JR坂駅）	20年 5月 8日 受理
21	広島県福山市（JR松永駅、JR東福山駅）（2）（JR大門駅）（3）	20年 9月16日 受理
22	鳥取県米子市（JR米子駅）	21年 3月 4日 受理
23	広島県広島市（JR中野東駅、JR安芸中野駅）（4）	21年 5月28日 受理
24	山口県山口市（JR新山口駅）	21年 8月 3日 受理
25	広島県廿日市市（JR宮島口駅、JR大野浦駅）（2）	21年 8月 3日 受理
26	島根県江津市（JR江津駅）	23年 6月10日 受理
27	広島県広島市（JR安芸長束駅、JR古市橋駅）（5）	27年 5月26日 受理
28	山口県山口市（JR山口駅）（2）	28年11月 8日 受理
29	広島県広島市（JR安芸矢口駅、JR下深川）（6）	29年 4月24日 受理
30	山口県下関市（旧：菊川町）（3）	令和元年5月20日 受理
31	広島県福山市（JR備後赤坂駅）（4）	令和元年12月11日 受理
32	岡山県津山市（JR津山駅）	令和2年 4月 6日 受理
33	広島県大竹市（JR大竹駅）	令和2年10月 9日 受理

34	岡山県岡山市 (JR岡山駅、高島駅、上道駅、法界院駅、庭瀬駅)	令和4年 4月14日受理
35	広島県呉市 (JR呉駅、呉港、JR広駅、JR安芸阿賀駅、JR吉浦駅)	令和5年 2月24日受理

2. 移動等円滑化促進方針

(令和5年10月末現在 調査)

移動等円滑化促進方針作成・公表済み市町村【本省受理順】

	市 町 村 名	本省 受理日
1	山口県宇部市 (宇部市役所周辺・JR宇部駅周辺)	令和2年 3月11日受理
2	岡山県岡山市 (JR岡山駅周辺 他13地区)	令和4年 4月14日受理
3	広島県呉市 (JR呉駅・呉港 他)	令和5年 2月24日受理
4	鳥取県鳥取市 (JR鳥取駅 他)	令和5年 4月17日受理

3. 交通施設等におけるバリアフリー化の目標

「移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部を改正する告示」が令和2年12月25日付けで定められ、令和3年度からおおむね5年を目標期間として共生社会の実現に繋がる以下の取組みを進めています。

【バリアフリー法に基づく基本方針における整備目標 (第3次目標)】

2025年度末までの目標		数値目標	数値目標以外の目標等
鉄 軌 道	3,000人以上/日及び基本構想の生活施設に位置づけられた2,000人以上/日の鉄軌道駅におけるバリアフリー化率	段差の解消 原則 100%	○その他、地域の実情に鑑み、利用者数のみならず利用実態を踏まえて可能な限りバリアフリー化 ○高齢者、障害者等に迂回による過度の負担が生じないように、大規模な鉄軌道駅については、当該駅及び周辺施設の状況や当該駅の利用状況等を踏まえ、可能な限りバリアフリーートの複数化を進める ○駅施設・車両の構造等に応じて、十分に列車の走行の安全確保が図れることを確認しつつ、可能な限りプラットフォームと車両乗降口の段差・隙間の縮小を進める
		視覚障害者誘導用ブロック 原則 100%	
		案内設備※1 原則 100%	
		障害者用トイレ※2 原則 100%	
	ホームドア・可動式ホーム柵の設置番線数	3,000番線 (800番線)	○カッコ内は、10万人以上/日の駅の番線数(内数表記)
	鉄軌道車両※3	約70%	○新幹線車両について、車椅子用スペースの整備を可能な限り速やかに進める
バ ス	3,000人以上/日及び基本構想の生活施設に位置づけられた2,000人以上/日のバスターミナルにおけるバリアフリー化率	段差の解消 原則 100%	○その他、地域の実情に鑑み、利用者数のみならず利用実態を踏まえて可能な限りバリアフリー化
		視覚障害者誘導用ブロック 原則 100%	
		案内設備※1 原則 100%	
		障害者用トイレ※2 原則 100%	

バス	乗合バス車両	ノンステップバス	約 80%	○その他、地域の実情に鑑み、利用者数のみならず利用実態を踏まえて可能な限りバリアフリー化
		リフト付きバス (適用除外車両)	約 25%	○高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りバリアフリー化
		指定空港アクセス系統 運行車両※4	約 50%	
	貸切バス車両※3		約 2,100 台	○高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りバリアフリー化
タクシー	福祉タクシー車両※3		約 90,000 台	
	ユニバーサルデザインタクシーの割合		約 25%	○各都道府県におけるタクシーの総車両数に占める割合。
船舶	2,000 人以上/日の旅客船ターミナルにおけるバリアフリー化率	段差の解消	原則 100%	○離島との間の航路等に利用する公共旅客船ターミナルについて地域の実情を踏まえて順次バリアフリー化 ○その他、地域の実情に鑑み、利用者数のみならず利用実態を踏まえて可能な限りバリアフリー化
		視覚障害者誘導用ブロック	原則 100%	
		案内設備※1	原則 100%	
		障害者用トイレ※2	原則 100%	
	旅客船（旅客不定期航路事業の用に供する船舶を含む。）※3		約 60%	○2,000人以上/日のターミナルに就航する船舶は、構造等の制約条件を踏まえて可能な限りバリアフリー化 ○その他、利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化

※1 文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備、標識、案内板等。

※2 便所を設置している旅客施設が対象。

※3 車両等におけるバリアフリー化の内容として、段差の解消、運行情報提供設備（車両等の運行（運航を含む）に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備。福祉タクシーにあつては、音等による情報提供設備及び文字による意思疎通を図るための設備）の設置等が含まれる。

※4 一日当たりの平均的な利用者数が 2,000 人以上の航空旅客ターミナルの内、鉄軌道アクセスがない施設（指定空港）へアクセスするバス路線の運行系統の総数の約 50%についてバリアフリー化した車両を含む運行とする。

※5 高齢者、障害者等については、乳幼児連れも含む。

4. 交通施設等におけるバリアフリー化の状況

以下の表は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則」第六条の四又は第二十三条に基づき、毎年 6 月 30 日までの提出を公共交通事業者等に対して義務づけている「移動等円滑化取組報告書」及び「移動等円滑化実績等報告書」を基に集計を行ったものです。

(1) 鉄軌道駅のバリアフリー化状況

(令和 5 年 3 月 31 日現在)

		中国運輸局管内
平均的な利用者数3,000人以上/日の施設及び基本構想の生活施設に位置づけられた平均的な利用者数2,000人以上/日の施設（対象施設）		123
うち段差を解消している施設		106
対象施設に対する割合（%）		86.1%

うち視覚障害者誘導用ブロックを設置している施設	120
対象施設に対する割合 (%)	97.5%
うち案内設備を設置している施設	46
対象施設に対する割合 (%)	37.3%
うちトイレを設置している施設	82
うち障害者用トイレを設置している施設	53
トイレを設置している施設に対する割合 (%)	64.6%

(2) ホームドア・可動式ホーム柵の設置状況 (令和5年3月31日現在)

中国運輸局管内計	28 番線
うち 10 万人以上/日の駅の番線数	2 番線

(3) バスターミナルのバリアフリー化状況 (令和5年3月31日現在)

	中国運輸局管内
平均的な利用者数3,000人以上/日の施設 及び基本構想の生活施設に位置づけられた平均的な利用者数2,000人以上/日の施設 (対象施設)	1
うち段差を解消している施設	1
対象施設に対する割合 (%)	100%
うち視覚障害者誘導用ブロックを設置している施設	1
対象施設に対する割合 (%)	100%
うち案内設備を設置している施設	1
対象施設に対する割合 (%)	100%
うちトイレを設置している施設	1
うち障害者用トイレを設置している施設	1
トイレを設置している施設に対する割合 (%)	100%

(4) 旅客船ターミナルのバリアフリー化状況 (令和5年3月31日現在)

	中国運輸局管内
平均的な利用者数2,000人以上/日の施設 (対象施設)	3
うち段差を解消している施設	3
対象施設に対する割合 (%)	100%
うち視覚障害者誘導用ブロックを設置している施設	3
対象施設に対する割合 (%)	100%
うち案内設備を設置している施設	3
対象施設に対する割合 (%)	100%
うちトイレを設置している施設	3
うち障害者用トイレを設置している施設	3
トイレを設置している施設に対する割合 (%)	100%

(5) 車両等のバリアフリー化状況

(令和5年3月31日現在)

		中国運輸局管内
鉄軌道車両の総車両数※1		568
うち移動等円滑化基準適合車両数※2		170
総車両数に対する割合 (%)		29.9%
乗合バスの総車両数		3,530
うち移動等円滑化基準の適用除外認定車両数		801
うちスロープ又はリフト付バス車両数		46
適用除外認定車両数に対する割合 (%)		5.7%
うち移動等円滑化基準適合車両数		2,483
総車両数に対する割合 (%)		70.3%
うちノンステップバス車両数		1,682
総車両数に対する割合 (%)		47.6%
適用除外認定車両を除いた総車両数に対する割合(%)		61.6%
貸切バスの総車両数うち移動等円滑化基準適合車両数		86
うちノンステップバス車両数		16
うちリフト付きバス車両数		42
うちスロープ付きバス車両数		20
福祉タクシーの車両数※3		1754
旅客船（定期航路※4及び不定期航路※5）の総船舶数※6		112
うち移動等円滑化基準適合船舶数		63
総船舶数に対する割合 (%)		56.2%

※1 鉄軌道車両の総車両数は西日本旅客鉄道の車両を除く（相互乗り入れのため）。

※2 令和2年4月に施行された改正後の移動等円滑化基準では車椅子スペースを1列車ごとに2箇所以上設けること等を義務付け。（改正前は1列車毎に1箇所以上）

※3 福祉タクシーにはユニバーサルデザインタクシー（流し営業にも活用されることを想定し、身体障害者のほか、高齢者や妊産婦、子供連れの人等、様々な人が利用できる構造となっている車両）を含む。

※4 一般定期航路事業の用に供する総トン数5トン未満の船舶を除く。

※5 旅客不定期航路事業の用に供する総トン数200トン未満の船舶を除く。

※6 その構造又は航行の態様により移動等円滑化基準の適用対象から除外することを地方運輸局長（運輸監理部長を含む）が認定した船舶を除く。

I 中国運輸局における観光施策

1. 地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化

本事業では、各地域の一体的な宿泊施設の高付加価値化改修や観光施設の改修、廃屋撤去、面的DX化を支援することで、観光需要の拡大、収益・生産性向上等及び地域・産業の「稼ぐ力」の回復・強化を図ります。

<令和5年度実施事業>

① 地域計画の作成支援 ※ 自治体・DMO等の地域を代表する団体が取りまとめて作成
 中長期的な観光地の再生・高付加価値化プラン（地域計画）の作成に向け、
 ・地域の合意形成、・地域再生のコンセプトづくり、・個別施設の改修計画の磨き上げ、・資金調達などの点について、**地域の取組を国が支援**（専門家派遣等の実施）

② 地域計画に基づく事業支援（例）

<p>宿泊施設の高付加価値化改修</p> <p>観光地の面的再生に資する宿泊施設の大規模改修支援</p> 	<p>廃屋撤去</p> <p>観光地の景観改善等に資する廃屋の撤去支援</p> 
<p>観光施設改修等</p> <ul style="list-style-type: none"> 観光地の面的再生に資する土産物店や飲食店等の改修支援 公的施設への観光目的での改修支援 	<p>面的DX化</p> <p>観光地の面的再生に資する面的DX化支援</p> 

2. インバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた観光コンテンツの造成

本格的な再開が見込まれるインバウンドの地方誘客や観光消費の拡大を促進するため、観光事業者の連携による、インバウンド向けの地域に根差した観光資源を磨き上げる取組を支援します。

<令和5年度実施事業>

インバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた磨き上げ（イメージ）



✓「禅」をテーマとした体験型コンテンツ
 →訪日外国人が「禅」の精神を理解できるような思想の深堀り・ストーリー構築を実施



✓和紙制作の体験コンテンツ
 →和紙の歴史や工程の理解を促すコンテンツを多言語で整備するとともに、職人と訪日外国人の交流の機会を創出

補助対象者	地方公共団体、DMO、民間事業者（民間事業者においては、地方公共団体との連携が必須）
補助率・補助上限額	補助率：400万円まで定額（10/10）+400万を超える部分については1/2 補助上限額：1,250万円
補助対象経費	・観光コンテンツ、旅行商品等の企画・開発費、モデルツアー実施費、インバウンド受入等に必要経費 ・国、地域毎のインバウンド促進に専門性を有する有識者等からの意見聴取に係る経費 ・インバウンドも含めた販路拡大に資する販路基盤整備 等

3. 観光振興事業

(インバウンド受入環境整備高度化事業)

訪日外国人旅行者の周遊の促進・消費の拡大を図るため、ICT等を活用した観光地の受入環境整備を支援します。

<令和5年度実施事業>

■インバウンド受入環境整備の高度化



消費の拡大

- 滞在時間の延長・消費の拡大を図るため、観光施設等における利便性向上やその地域ならではのイベント開催等に資する環境の整備を支援
 - 販売拠点となる屋外広場の整備
 - 近距離移動支援モビリティの整備

ナイトマーケット
観光施設内の移動支援

- 観光スポットの多言語化
- 無料Wi-Fiの整備
- AIチャットボットの導入
- トイレの高機能化及び洋式便器の整備
- 観光案内所等の整備・改良
- キャッシュレス化
- ICTを活用したゴミ箱の整備
- ワーケーション環境の整備
- グランピング環境の整備
- 段差の解消

等

消費の拡大

- 滞在時間の延長・消費の拡大を図るため、観光施設等における利便性向上やその地域ならではのイベント開催等に資する環境の整備を支援
 - 販売拠点となる屋外広場の整備
 - 近距離移動支援モビリティの整備

ナイトマーケット
観光施設内の移動支援

周遊の促進

- 環境に配慮しながら、点在する観光スポットへの周遊を促すため、電動キックボードや電動アシスト自転車の設置等を支援
 - 多様な移動手段の整備

電動キックボードや電動アシスト自転車

補助率	1/2等
対象地域	訪日外国人旅行者の来訪が特に多い、又はその見込みがある市区町村として観光庁が指定するもの

(災害・急病等危機管理対応事業)

災害、急病等の非常時における訪日外国人旅行者の安全・安心対策の推進を図るため、観光施設等における衛生環境の強化、災害時の観光施設等における避難所機能の強化、災害時の観光施設等における多言語対応強化に加え、医療機関における訪日外国人患者受入機能強化、地方公共団体の災害時等における観光危機管理の強化を支援します。

<令和5年度実施事業>

■衛生環境の強化

和式便器の洋式化
非接触式キャッシュレス決済環境の整備



等

■災害時の避難所機能の強化

非常用電源装置の設置 防災トイレの整備



等

■災害時の多言語対応強化

デジタルサイネージの整備
翻訳機器等の整備



等

■訪日外国人患者受入機能強化

無料公衆無線LAN環境の整備
翻訳機器等の整備



等

■観光危機管理の強化

観光危機管理計画の策定及び訓練の実施を支援



4. ポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業

ポストコロナを見据え、観光地・宿泊施設・公共交通機関の各場面において、ストレスフリーで快適な旅行を満喫できる環境及び災害 など非常時においても安全・安心な旅行環境の整備を行うとともに、オーバーツーリズムの防止等により、地域・旅行者の双方がメリットを 享受できる環境づくりも念頭に、持続可能な観光地域づくりに資する環境整備の取組を支援します。

<令和5年度実施事業>

<p>● 持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備の取組を支援</p>		
<p>■ 自然環境、文化等の地域資源の保全・活用</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・有料トイレの整備 ・入域料の徴収のためのシステム整備 	<p>■ オーバーツーリズムの未然防止</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・混雑平準化のためのシステム（混雑状況の可視化等）の整備 ・マナー啓発に必要な備品等の整備 ・パークアンドライド促進のための駐車場の整備 	
<p>● 観光施設等における危機管理対応能力強化・訪日外国人患者の受入機能強化に向けた取組を支援</p>		
<p>■ 危機管理対応能力強化</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・避難所機能強化 ・災害時の多言語対応強化 ・衛生環境強化 	<p>■ 訪日外国人患者受入機能強化</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・翻訳機器の整備 	<p>■ 災害時等における観光危機管理計画の策定及び訓練の実施を支援</p>
<p>● 滞在・移動空間の快適性や利便性等の向上に向けた取組を支援</p>		
<p>■ ストレスフリー・バリアフリーな宿泊環境整備</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・非接触チェックイン ・キースシステムの導入 等 	<p>■ 交通サービスの受入環境整備</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・客室・浴室のバリアフリー化 等 	<p>■ 交通サービスの受入環境整備</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・段差解消（エレベーター） ・UDタクシー ・携帯型翻訳機 ・観光列車
<p>【補助率 1/2、1/3 等】</p>		<p>※上記に加え、必要な調査・実証事業を実施</p>

5. 持続可能性を核とした日本ならではの世界的価値の創出

サステナブルな観光コンテンツを通じて地域の自然・文化・歴史・産業等の地域資源の保全と活用の両立を推進し、地域の経済・社会・環境への好循環を加速化させる我が国ならではの持続可能性の仕組みや価値を確立し、国際的に発信していくことを目指します。

各地域における課題

<混雑>



観光地の混雑



観光地の渋滞

<マナー違反>



観光客のゴミを拾う住民



観光地での通行妨害

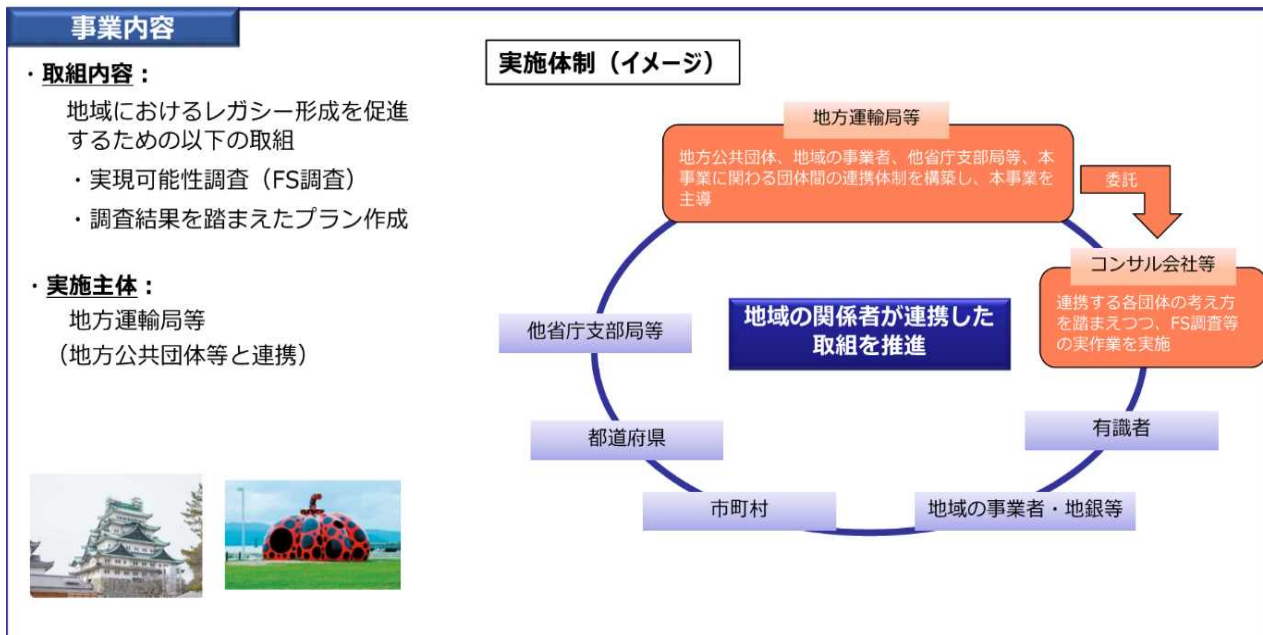


日本版持続可能な観光ガイドライン (JSTS-D)

6. 将来にわたって旅行者を惹きつける地域・日本の新たなレガシー形成事業

持続的な観光地経営の実現を図るために、将来にわたって国内外から旅行者を惹きつけ、継続的な来訪や消費額向上につながるような地域・日本のレガシーとなる観光資源形成に関する実現可能性調査やプラン作成を行います。

<令和5年度実施事業>



7. 広域周遊観光促進のための観光地域支援事業

地方部への誘客を図りつつ、旅行者の各地域への周遊を促進するため、観光地域づくり法人（DMO）が中心となり、地域が一体となって行う、調査・戦略策定、滞在コンテンツの充実、受入環境整備、旅行商品流通環境整備、情報発信といった取組に対して総合的な支援を行っています。

<令和5年度実施事業>



II 観光統計・外客来訪促進に向けた取組み・MICE

1. 宿泊旅行統計の現状

1-1. 県別延べ宿泊者数

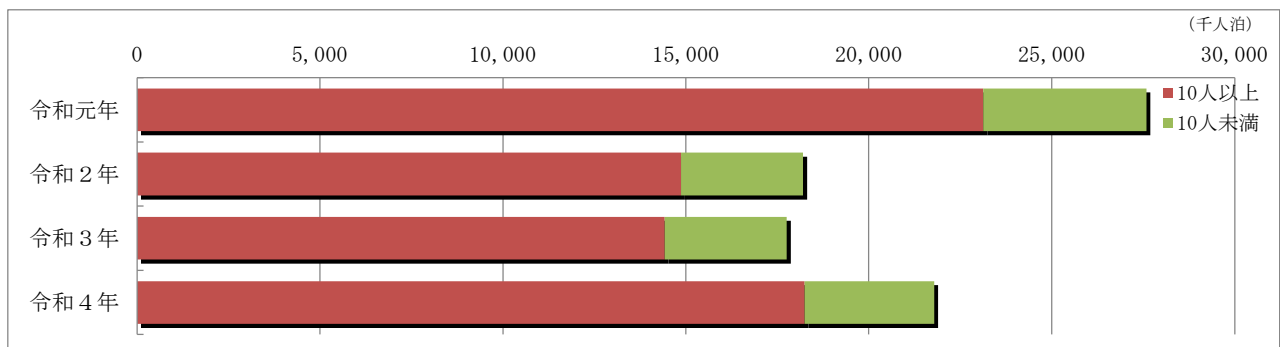
(単位:千人泊)

県別	年 別	令和元年			令和2年			令和3年			令和4年		
		10人未満	10人以上	合計	10人未満	10人以上	合計	10人未満	10人以上	合計	10人未満	10人以上	合計
鳥取県	延べ宿泊者数	448	2,440	2,888	454	1,667	2,120	781	1,505	2,286	182	1,700	1,882
	うち外国人	31	154	185	9	25	34	6	5	11	4	8	12
島根県	延べ宿泊者数	717	2,925	3,642	462	1,989	2,451	392	2,231	2,624	477	2,396	2,873
	うち外国人	33	71	104	2	11	13	3	9	11	3	8	11
岡山県	延べ宿泊者数	1,005	4,656	5,661	629	3,146	3,775	580	3,125	3,705	552	4,024	4,576
	うち外国人	46	441	487	13	61	74	5	17	22	20	39	59
広島県	延べ宿泊者数	2,030	9,601	11,631	1,183	5,563	6,746	856	4,983	5,839	1,479	7,052	8,530
	うち外国人	249	1,073	1,322	38	131	169	7	36	43	41	102	143
山口県	延べ宿泊者数	256	3,506	3,762	613	2,500	3,113	728	2,574	3,302	856	3,069	3,924
	うち外国人	2	102	104	11	21	32	4	15	20	25	24	49
中国地方	延べ宿泊者数	4,455	23,128	27,583	3,340	14,865	18,205	3,337	14,418	17,756	3,545	18,240	21,785
	うち外国人	362	1,840	2,202	73	249	322	26	82	107	92	182	274
全国	延べ宿泊者数	94,942	500,980	595,921	65,025	266,629	331,654	58,897	258,877	317,774	73,288	377,171	450,458
	うち外国人	14,350	101,306	115,656	4,452	15,893	20,345	879	3,438	4,317	2,895	13,608	16,503

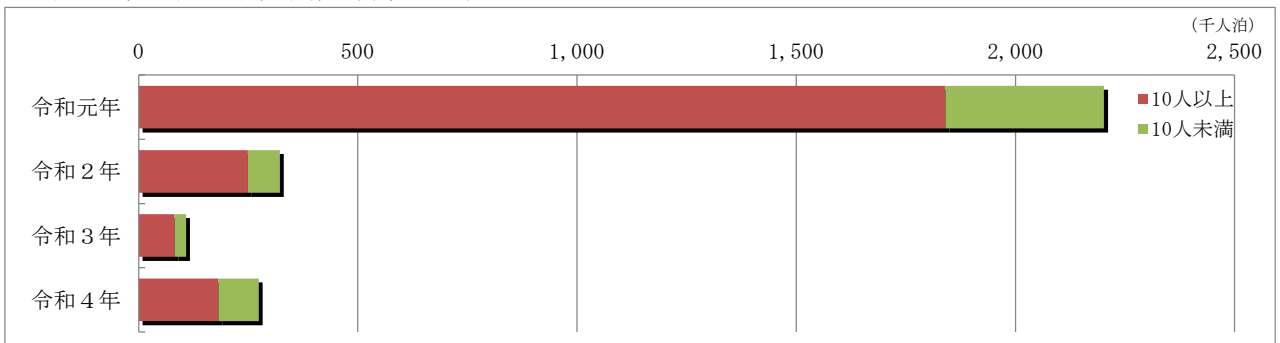
※観光庁「宿泊旅行統計調査」よりとりまとめた。

※四捨五入により、内訳と合計が一致しない場合がある。

○ 延べ宿泊者数 (中国地方)



○ うち外国人延べ宿泊者数 (中国地方)



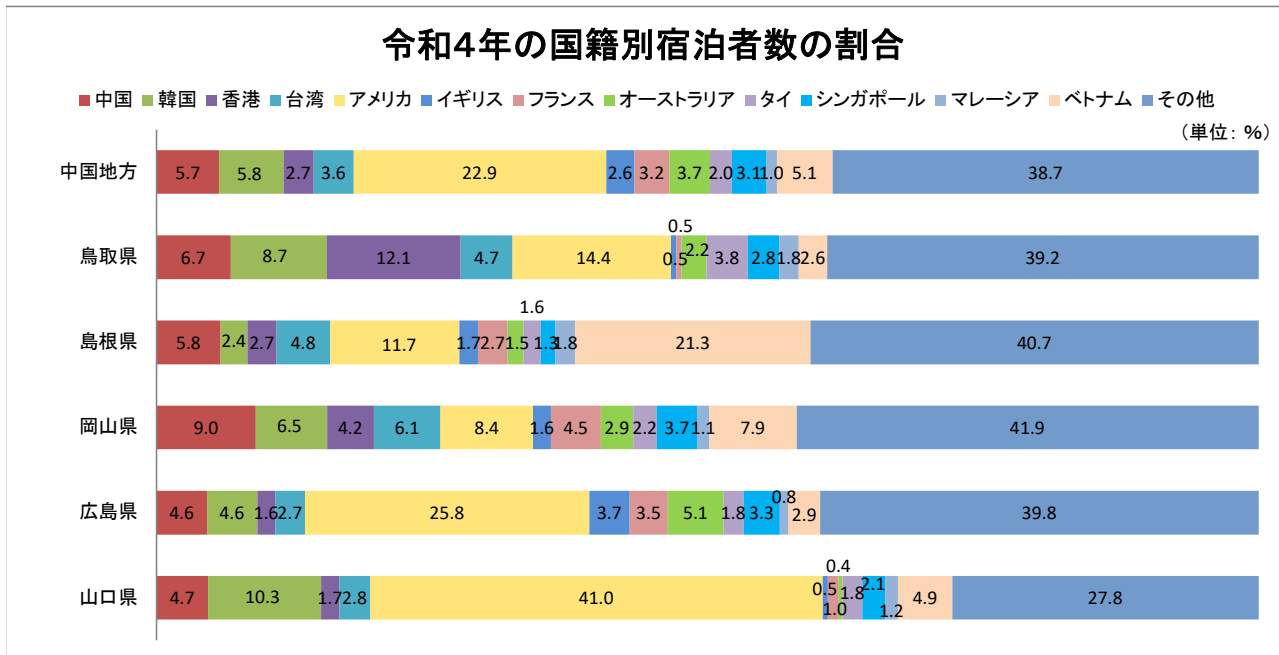
1-2. 県別外国人延べ宿泊者数

令和4年の国籍別外国人延べ宿泊者数

(単位:人泊)

	外国人延べ 宿泊者数	中国	韓国	香港	台湾	アメリカ	イギリス	フランス	オーストラリア	タイ	シンガポール	マレーシア	ベトナム	その他
中国地方	181,550 (273,590)	10,360	10,570	4,940	6,590	41,620	4,650	5,770	6,680	3,580	5,640	1,810	9,170	70,170
鳥取県	8,480 (12,390)	570	740	1,030	400	1,220	40	40	190	320	240	150	220	3,320
島根県	8,260 (10,920)	480	200	220	400	970	140	220	120	130	110	150	1,760	3,360
岡山県	38,870 (59,130)	3,500	2,520	1,640	2,360	3,260	630	1,760	1,140	840	1,430	410	3,090	16,290
広島県	101,690 (142,540)	4,670	4,630	1,660	2,750	26,220	3,720	3,520	5,140	1,850	3,360	810	2,900	40,460
山口県	24,240 (48,600)	1,130	2,490	400	680	9,950	110	240	90	430	500	290	1,190	6,740

※外国人延べ宿泊者数には国籍不詳を含む。
 ※観光庁「宿泊旅行統計調査」によりとりまとめた。数値は国籍別の分類が可能な従業員数10人以上の宿泊施設の調査データによるもの。
 括弧書きで従業員数10人未満の宿泊施設を含む調査データを付記。



2. 外客来訪促進に向けた取組み

観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充及び強化を図るため、「外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（国際観光振興法）」が定められています。

この法律に基づき、地方運輸局、都道府県、観光地域づくり法人（DMO）等が参加する広域的な協議会は、複数の都道府県の区域を単位とする地域ごとに、「外国人観光旅客の来訪の促進に関する計画（外客来訪促進計画）」を策定することができます。

また、当法では公共交通事業者等に対して、観光庁長官が定める基準に従い、旅客施設や車両等について外国語等による情報提供、公衆無線 LAN 等のインターネット環境の整備、座便式水洗便所の設置等、外国人観光旅客の利用に係る利便を増進するために必要な措置（外国人観光旅客利便増進措置）を講ずるよう規定しており、地方部への誘客拡大や受入環境整備の促進等を進め、国際観光の一層の振興を図ることとしています。

3. MICE

MICE とは、企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称です。MICE は、企業・産業活動や研究・学会活動等と関連している場合が多いため、一般的な観光とは性格を異にする部分が多いものです。このため、観光振興という文脈でのみ捉えるのではなく、MICE について、「人が集まる」という直接的な効果はもちろん、人の集積や交流から派生する付加価値や大局的な意義についての認識を高める必要があります。

具体的には、①地域への経済効果、②ビジネス・イノベーションの機会の創造、③国・都市の競争力向上、④交流人口の平準化（観光【休日型】、MICE【平日型】）、⑤幅広いステークホルダーに向けたレガシー効果、の主要な5つの効果が考えられます。

○グローバル MICE 都市事業

観光庁は、国際的な MICE 誘致競争が激化する中、競争を牽引することができる実力ある都市を育成するため「グローバル MICE 都市」と呼称される12都市を選定しており、中国地方では広島市が選ばれています。この12都市が世界トップレベルの MICE 都市に発展し、我が国 MICE の国際競争力を向上させるために支援を行っております。

○コンベンションビューロー支援事業

支援対象をグローバル MICE 都市以外の地方都市にも広げ、各都市のコンベンションビューローの機能強化及びわが国の MICE 誘致・開催件数の底上げを目的に、国内有識者による伴走型のトレーニング及びコンサルティングを実施しています。中国地方では令和2年度に岡山市及び広島市が支援を受けています。

○国際会議観光都市

国際コンベンションを通して、地域の活性化を図ることを目的とした「国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律（コンベンション法）」に基づき、施設などのハード面と運営などのソフト面が整っている市町村を、国際会議観光都市として国が認定しており、中国地方では下記4市が認定されています。

都市名	実施体制	施設の概要	備考
広島市	(公財)広島観光コンベンションビューロー	広島国際会議場 等	H6.10.20 認定
松江市	(一財)くにびきメッセ	島根県立産業交流会館 等	H6.10.20 認定
岡山市	(公社)おかやま観光コンベンション協会	コンベックス岡山 等	H6.10.20 認定
下関市	(一社)下関観光コンベンション協会	山口県国際総合センター 等	H8.4.10 認定

Ⅲ ホテル・旅館関係

「国際観光ホテル整備法」に基づき、設備等のハード及び外国人に対する接遇等のソフトが、一定基準にあるものを国が登録するものである。

登録されたホテル・旅館は、特に外国人に推薦できる質の高いものであり、国際観光の振興に寄与できるものである。

1. 登録ホテル及び登録旅館の概要

令和5年3月31日現在

区分 県別	登 録 ホ テ ル				登 録 旅 館			
	施設数	客室総数	収容人員(人)	基準客室数	施設数	客室総数	収容人員(人)	基準客室数
広島県	21	3,518	6,026	3,277	15	624	1,802	513
鳥取県	1	135	242	135	24	1,109	4,512	912
島根県	6	641	1,007	616	22	1,118	3,872	914
岡山県	10	1,369	2,500	1,300	11	543	1,836	406
山口県	10	1,131	1,689	961	19	1,209	3,748	795
管内計	48	6,794	11,464	6,289	91	4,603	15,770	3,540

2. 登録ホテル数及び登録旅館数の推移

各年度末現在

区 分		年 度	H30	R1	R2	R3	R4
登 録 ホ テ ル	広島県	25	24	23	23	21	
	鳥取県	1	1	1	1	1	
	島根県	5	6	6	5	6	
	岡山県	11	10	10	10	10	
	山口県	11	11	11	10	10	
	計	53	52	51	49	48	
登 録 旅 館	広島県	15	15	15	15	15	
	鳥取県	24	24	24	24	24	
	島根県	23	22	22	22	22	
	岡山県	11	11	11	11	11	
	山口県	21	20	19	19	19	
	計	94	92	91	91	91	
管 内 計		147	144	142	140	139	

IV 旅行業関係

旅行業者数

令和5年4月1日現在

種別 県別	第1種旅行業者	各県登録事業者				
		第2種旅行業者	第3種旅行業者	地域限定旅行業者	旅行業者代理業者	旅行サービス手配業
鳥取県	2	15	11	10	3	8
島根県	1	18	21	8	4	4
岡山県	5	52	66	6	8	17
広島県	8	61	83	20	13	27
山口県	2	19	14	6	2	4
管内計	18	165	195	50	30	60

注) 平成12年4月1日から、第2種旅行業・第3種旅行業及び旅行業者代理業に係る登録等の事務については都道府県知事の自治事務となった。

注) 平成25年4月1日から、地域限定旅行業が新設された。

注) 平成30年1月4日から、旅行サービス手配業が新設された。

〔種別〕

第1種旅行業：海外、国内についての企画旅行

- ・募集型・・・旅行者のためにあらかじめ旅行の計画を作成する。
- ・受注型・・・旅行者からの依頼により旅行の計画を作成する。
を実施することができる。手配旅行、他の旅行業者の企画旅行も取り扱うことができる。

第2種旅行業：国内のみ企画旅行を実施することができる。手配旅行、他の旅行業者の企画旅行も取り扱うことができる。

第3種旅行業：手配旅行、他の旅行業者の企画旅行を取り扱うことができる。一定の条件下において国内のみ企画旅行を実施することができる。

地域限定旅行業：他の旅行業者の企画旅行を取り扱うことができる。一定の条件下において手配旅行、企画旅行を取り扱うことができる。

旅行業者代理業：旅行業者を代理（1社に限る）して旅行業務を取り扱うことができる。

旅行サービス手配業：旅行業者（外国旅行業者を含む）の依頼を受けて、旅行者に対する運送等サービス又は運送等関連サービスの提供について、これらのサービスを提供する者との間で、代理契約・媒介・取次を行うことができる。

I 鉄道・軌道関係

1. 鉄道及び軌道事業者の概要

令和5年10月1日現在

事業者名	免許年月日	代表者	資本金	本社所在地	区間	営業キロ	単複	駅数	動力	軌間	備考	
(鉄道)			百万円									
西日本旅客鉄道株式会社	S62.4.1	長谷川一明	100,000	大阪市北区芝田二丁目4番24号	} 次頁 電鉄出雲市 ～松江しんじ湖温泉 川跡～出雲大社前 広電西広島(己斐) ～広電宮島口 倉敷市 ～倉敷貨物ターミナル 水島～東水島 智頭～宮本武蔵 "～(石井) 川西～錦町 郡家～若桜 八頭郡若桜町若桜801番地5 八頭郡八頭町郡家493番地 清音～神辺 総社～清音 本通～県庁前						旅客	
日本貨物鉄道株式会社	S62.4.1	犬飼新	19,000	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目33番8号								貨物
一畑電車株式会社	M44.8.21	足達明彦	100	出雲市平田町2226番地		33.9	単	22	電気	1,067		旅客、貨物(手小荷物に限る)
広島電鉄株式会社	T8.3.7	椋田昌夫	2,335	広島市中区東千田町二丁目9番29号		8.3	"	5	"	"	"	"
水島臨海鉄道株式会社	S23.6.22	伊東香織	850	倉敷市水島東栄町12番46号		16.1	複	22	"	1,435		旅客
智頭急行株式会社	S61.12.25	西尾浩一	450	八頭郡智頭町智頭2052番地1		11.2	単	11	内燃	1,067		旅客、貨物
錦川鉄道株式会社	S62.5.9	廣田幹	120	岩国市錦町広瀬7873番地9		3.6	"	2	"	"		貨物
若桜鉄道株式会社	H21.3.13	上川元張	100	鳥取県八頭郡若桜町若桜345番地2		27.3	"	7	"	"		旅客 近畿局との境界、宮本武蔵～石井 境界のキロ程は1/2とした
若桜町	H21.3.13	上川元張		八頭郡若桜町若桜801番地5		(29.0)						旅客
八頭町	H21.3.13	吉田英人		八頭郡八頭町郡家493番地		32.7	"	13	"	"	"	"
井原鉄道株式会社	S62.10.27	榎尾俊之	700	井原市東江原町695-1	19.2	"	9	"	"	"	第2種鉄道事業	
広島高速交通株式会社	S63.8.22	政氏昭夫	10,000	広島市安佐南区長楽寺二丁目12番1号	(2.7)						第3種鉄道事業	
					(16.5)						第3種鉄道事業	
					38.3	"	14	"	"	"	"	
					3.4	複	2	"	"	"	第2種鉄道事業	
					0.3	"	2	電気		側方案内軌条	"	
(軌道)												
広島電鉄株式会社	M40.11.27	椋田昌夫	2,335	広島市中区東千田町二丁目9番29号	広島市内	19.0	複	56	電気	1,435	旅客	
岡山電気軌道株式会社	M43.2.7	小嶋光信	200	岡山市中区徳吉町二丁目8番22	岡山市内	4.7	"	16	"	1,067	"	
広島高速交通株式会社	S63.8.22	政氏昭夫	10,000	広島市安佐南区長楽寺二丁目12番1号	県庁前～長楽寺	12.4	"	16	"	側方案内軌条	"	
					長楽寺～広城公園前	5.7	"	6	"	"	"	
スカイレールサービス株式会社	H8.7.29	松村明彦	20	広島市安芸区瀬野一丁目41番21号	みどり口～みどり中央	1.3	"	3	"	懸垂	"	

事業者名	免許年月日	代表者	管轄	路線名	区間	営業キロ	単複	駅数	動力	軌間	
西日本旅客鉄道株式会社 (中国運輸局管内関係分)	S62.4.1	長谷川一明	中国統括本部	山陽線	三石～下関 (上郡)～(門司)	※425.7 (435.4)	複	94	電気	1,067	三石～上郡12.8キロ中国運輸局管内1/2計上 下関～門司6.5キロ中国運輸局管内1/2計上 門司は九州旅客鉄道株式会社
				姫新線	美作土居～新見 (上月)～新見	100.5 (103.9)	単	22	内燃	〃	美作土居～上月6.7キロ中国運輸局管内1/2計上
				赤穂線	寒河～東岡山 (備前福河)～東岡山	37.8 (39.4)	〃	12	電気	〃	寒河～備前福河3.2キロ 〃
				津山線	津山～岡山	58.7	〃	15	内燃	〃	
				因美線	鳥取～東津山	70.8	〃	17	〃	〃	
				吉備線	岡山～総社	20.4	〃	8	〃	〃	
				宇野線	岡山～宇野	32.8	〃	14	電気	〃	
				伯備線	倉敷～伯耆大山	138.4	単複	26	〃	〃	
				芸備線	備中神代～広島	159.1	単	43	内燃	〃	
				福塩線	福山～塩町	78.0	〃	25	電内	〃	
				本四備讃線	茶屋町～児島 茶屋町～(宇多津)	12.9 (22.0)	複	4	電気	〃	児島～宇多津18.1キロ中国運輸局管内1/2計上 宇多津は四国旅客鉄道株式会社
				呉線	三原～海田市	87.0	単	26	〃	〃	
				可部線	横川～あき亀山	15.6	〃	13	〃	〃	可部～あき亀山間は、平成29年3月4日開業
				岩徳線	岩国～櫛ヶ浜	43.7	〃	13	内燃	〃	
				山口線	新山口～益田	93.9	〃	26	〃	〃	
				宇部線	新山口～宇部	33.2	〃	16	電気	〃	
				小野田線	居能～小野田	11.6	〃	7	〃	〃	
				〃	雀田～長門本山	2.3	〃	2	〃	〃	
				美祿線	厚狭～長門市	46.0	〃	10	内燃	〃	
				山陰線	東浜～幡生 (居組)～幡生	466.3 (468.0)	単複	107	電内	〃	東浜～居組3.3キロ中国運輸局管内1/2計上
〃	長門市～仙崎	2.2	単	1	内燃	〃					
境線	米子～境港	17.9	〃	15	電内	〃					
木次線	宍道～備後落合	81.9	〃	16	内燃	〃					
			山陽新幹線統括本部		岡山～新下関 (相生)～(小倉)	355.8 (399.3)	複	12	電気	1,435	岡山～相生67.9キロ、新下関～小倉19キロ 中国運輸局管内1/2ずつ計上

※ 山陽線柳井経由の営業キロ

事業者名	免許年月日	代表者	管轄	路線名	区間	営業キロ	単複	駅数	動力	軌間	備考
日本貨物鉄道株式会社 (中国運輸局管内関係分)	S62.4.1	犬飼新	関西支社	赤穂線	寒河～東岡山	37.8					第2種鉄道事業
				宇野線	岡山～茶屋町	14.9				〃	
				伯備線	倉敷～伯耆大山	138.4				〃	
				本四備讃線	茶屋町～児島	12.9				〃	
					茶屋町～(宇多津)	(22.0)				〃 宇多津は四国旅客鉄道株式会社	
山陽線	三石～下関 (上郡)～(門司)	※425.7 (435.4)				〃 三石～上郡12.8キロ、下関～門司6.5キロ 中国運輸局管内1/2ずつ計上					

※ 山陽線柳井経由の営業キロ

3. 鉄道及び軌道事業者の運輸実績

令和4年度(単位:千人、千トン)

年度別事業者別	運輸数量									
	旅客数量			貨物数量		旅客人キロ			貨物千トン	
	定期	定期外	計	手荷物	貨物	定期	定期外	計		
鉄道				(千個)						
J 西日本旅客鉄道(株) (全体)	1,043,937 (103)	597,301 (130)	1,641,239 (112)	11 (100)		20,631,824 (104)	27,260,299 (156)	47,892,123 (128)		
R 日本貨物鉄道(株) (全体)					26,392 (100)				17,692,828 (100)	
民	平成30年度	32,893	56,654	89,547	1	362	199,055	286,555	485,609	4,636
	令和元年度	33,940	55,071	89,012	1	344	204,559	279,970	484,529	4,403
	令和2年度	28,582	35,365	63,949	1	326	168,504	167,914	336,418	4,176
	令和3年度	29,090	37,439	66,527	1	330	171,386	180,927	352,313	4,222
	令和4年度	30,581 (105)	44,074 (118)	74,656 (112)	2 (200)	308 (93)	178,593 (104)	223,424 (123)	402,017 (114)	3,949 (94)
鉄道	8,185 (104)	10,979 (119)	19,165 (112)	2 (200)	308 (93)	63,374 (101)	100,376 (133)	163,750 (118)	3,949 (94)	
広島電鉄(株)	5,309 (104)	8,859 (117)	14,169 (112)			32,562 (103)	48,558 (125)	81,120 (115)		
若桜鉄道(株)	402 (140)	74 (97)	476 (131)			1,863 (109)	828 (117)	2,691 (111)		
智頭急行(株) (全体)	148 (104)	617 (146)	765 (135)			2,518 (103)	32,676 (148)	35,194 (143)		
一畑電車(株)	714 (98)	548 (149)	1,262 (115)	2 (200)		11,302 (98)	9,712 (156)	21,014 (118)		
水島臨海鉄道(株)	916 (105)	592 (128)	1,508 (113)		308 (93)	6,014 (105)	3,998 (131)	10,012 (114)	3,949 (94)	
井原鉄道(株)	659 (103)	276 (121)	935 (108)			8,433 (102)	4,325 (120)	12,758 (107)		
錦川鉄道(株)	37 (43)	13 (30)	50 (38)			682 (43)	279 (30)	961 (38)		
軌道	10,489 (104)	22,898 (117)	33,387 (113)			26,126 (104)	59,860 (117)	85,986 (113)		
広島電鉄(株)	9,506 (105)	20,913 (116)	30,419 (112)			23,670 (105)	56,883 (116)	80,553 (112)		
岡山電気軌道(株)	983 (98)	1,985 (135)	2,968 (120)			2,456 (98)	2,977 (135)	5,433 (116)		
新交通	11,907 (107)	10,197 (117)	22,104 (111)			89,093 (107)	63,188 (117)	152,281 (111)		
広島高速交通(株)	11,612 (107)	9,954 (117)	21,566 (111)			88,731 (107)	62,898 (117)	151,629 (111)		
スカイレールサービス(株)	295 (107)	243 (122)	538 (113)			362 (106)	290 (122)	652 (113)		

注 ()内は対前年比を示す。(小数点以下は四捨五入)

令和4年度(単位:千円)

年度別事業者別	運輸収入						営業収入	営業費用	営業係数
	旅客収入			貨物収入		運輸雑収			
	定期	定期外	計	手小荷物	貨物				
鉄 道									
J R 西日本旅客鉄道(株) (全 体)	134,372,076 (104)	560,169,147 (157)	694,541,223 (142)	1,854 (88)		65,102,273 (110)	764,223,847 (139)	738,132,589 (107)	97
日本貨物鉄道(株) (全 体)	—	—	—	—	115,110,506	線路使用料収入 4,578,498 (98) 19,145,343 (99)	134,255,899 (100)	150,459,347 (103)	112
平成30年度	3,495,313	10,136,625	13,631,937	520	386,217	2,577,467	16,596,140	16,663,337	100
令和元年度	3,596,675	9,919,905	13,516,580	434	388,331	2,945,672	16,851,019	17,011,616	101
令和2年度	3,042,877	6,078,888	9,121,763	611	372,688	2,477,122	11,972,186	15,978,774	133
令和3年度	3,088,183	6,572,350	9,660,533	618	385,302	2,354,359	12,400,814	16,084,055	130
令和4年度	3,290,067 (107)	8,190,207 (125)	11,480,273 (119)	606 (98)	357,918 (93)	2,601,427 (110)	14,440,224 (116)	16,851,728 (105)	117
鉄 道	777,809 (102)	2,471,535 (132)	3,249,343 (124)	606 (98)	357,918 (93)	1,839,692 (108)	5,447,559 (115)	6,807,746 (103)	125
広島電鉄(株)	355,828 (104)	1,050,130 (115)	1,405,957 (112)			187,039 (113)	1,592,996 (79)	2,022,507 (99)	127
若桜鉄道(株)※	23,371 (105)	21,044 (110)	44,415 (107)			239,455 (111)	283,870 (98)	311,811 (110)	110
智頭急行(株) (全 体)	21,233 (106)	889,589 (160)	910,822 (158)			1,293,447 (106)	2,204,269 (82)	2,342,601 (105)	106
一畑電車(株)	128,406 (98)	228,130 (154)	356,536 (128)	606 (98)		37,271 (181)	394,413 (131)	665,921 (102)	169
水島臨海鉄道(株)	99,973 (103)	142,721 (125)	242,694 (115)		357,918 (93)	25,085 (140)	625,697 (102)	724,266 (100)	116
井原鉄道(株)	135,163 (102)	116,049 (121)	251,212 (110)			35,716 (108)	286,928 (110)	539,673 (103)	188
錦川鉄道(株)	13,835 (87)	23,872 (110)	37,707 (100)			21,679 (62)	59,386 (82)	200,967 (111)	338
軌 道	826,183 (108)	3,274,306 (125)	4,100,489 (121)			560,913 (134)	4,661,402 (123)	5,247,406 (107)	113
広島電鉄(株)	773,298 (108)	3,043,020 (124)	3,816,318 (121)			490,876 (137)	4,307,194 (122)	4,781,146 (106)	111
岡山電気軌道(株)	52,885 (100)	231,286 (138)	284,171 (129)			70,037 (112)	354,208 (125)	466,260 (121)	132
新 交 通	1,686,075 (108)	2,444,366 (117)	4,130,441 (113)			200,822 (90)	4,331,263 (112)	4,796,576 (106)	111
広島高速交通(株)	1,662,733 (108)	2,409,804 (117)	4,072,537 (113)			195,854 (91)	4,268,391 (112)	4,630,940 (106)	108
スカイレールサービス(株)	23,342 (104)	34,562 (122)	57,904 (114)			4,968 (62)	62,872 (107)	165,636 (90)	263

注 ()内は対前年比を示す。(小数点以下は四捨五入) ※若桜鉄道の運輸雑収は受託費等を含む

4. 鉄道及び軌道の運賃制度

令和5年10月1日現在

種 別		鉄 道							
事 業 者 名		西 日 本 旅 客 鉄 道 株 式 会 社		広 島 電 鉄 株 式 会 社		若 桜 鉄 道 株 式 会 社			
制 度		対 キ ロ 制		対 キ ロ 区 間 制		対 キ ロ 区 間 制			
普 通 運 賃		(幹 線)	(地方交通線)	3kmまで	140円	1kmまで	130円 (100円)		
		3kmまで	3kmまで	3kmを超え6kmまで	160円	1kmを超え2kmまで	190円 (170円)		
		4km～6km	4km～6km	6kmを超え10kmまで	190円	2kmを超え3kmまで	230円 (210円)		
		7km～10km	7km～10km	10kmを超え14kmまで	210円	3kmを超え6kmまで	270円 (270円)		
		11km～15km	11km～15km	14kmを超え17kmまで	230円	6kmを超え9kmまで	310円 (300円)		
		16km～20km	16km～20km	乗 継 軌道と乗継ぐ場合は併算額から1区 は140円 (鉄道40円+軌道100円) 引き、2区は160円 (鉄道60円+軌 道100円) 引き、3区から5区は180 円 (鉄道80円+軌道100円) 引きし た額。	9kmを超え12kmまで	360円 (340円)			
		21km～25km	21km～23km		12kmを超え15kmまで	400円 (370円)			
		(以下略)	(以下略)		15kmを超え18kmまで	440円 (400円)	18kmを超え20kmまで	480円 (440円)	
定 期 運 賃	基礎賃率		普 通 運 賃		普 通 運 賃		普 通 運 賃		
	割 引	1ヶ月	通勤	定 額		35.2%(平均)		34.6%(平均)	
		1ヶ月	通学	定 額		53.8%(平均)		39.4%(平均)	
	率	3ヶ月		定 額		1ヶ月運賃×3×0.95		1ヶ月運賃×3×0.95	
6ヶ月		定 額		1ヶ月運賃×6×0.9		1ヶ月運賃×6×0.9			
回 数 券 等		/		ICカード乗車券 10%		/			
団 体 割 引	普 通	8人以上	専用列車 5%又は10% その他 10%又は15%	15人以上 10%		8人以上 15%			
	学 生	8人以上	学生、児童 大人 50% 児童、幼児 小人 30% 教職員、付添人、旅行業者30%	15人以上 大人 20% 小人 10%		8人以上 20%			
特 殊 割 引	被 救 護 者	50%		—		50%			
	身 体 障 害 者	50%		50%		50%			
	知 的 障 害 者	50%		50%		50%			
	精 神 障 害 者	—		50%		50%			
	戦 没 者 遺 族	50%		—		—			
認 可 (認 定) 年 月 日		R1. 9. 5		R1. 9. 5		R1. 9. 5			
実 施 年 月 日		R1. 10. 1		R1. 10. 1		R1. 10. 1 () は実施運賃。			

※特殊割引については、主な割引種別のみ記載

種 別	鉄 道							
事 業 者 名	智頭急行株式会社	一畑電車株式会社	水島臨海鉄道株式会社	井原鉄道株式会社				
制 度	対キロ区間制	対キロ区間制	対キロ区間制	対キロ区間制				
普 通 運 賃	3kmまで	180円	4kmまで	170円	4kmまで	210円	3kmまで	210円
	4kmから6kmまで	240円	4kmを超え5kmまで	220円	4kmを超え7kmまで		3kmを超え6kmまで	280円
	7kmから9kmまで	310円	5kmを超え6kmまで	250円		270円	6kmを超え9kmまで	360円
	10kmから12kmまで	370円	6kmを超え7kmまで	290円	7kmを超え10kmまで		9kmを超え12kmまで	430円
	13kmから15kmまで	430円	7kmを超え8kmまで	330円		360円	12kmを超え15kmまで	500円
	16kmから18kmまで	500円	8kmを超え13kmまで		10kmを超える部分		15kmを超え19kmまで	590円
	19kmから21kmまで	570円	1km増すごとに 30円加算			380円	19kmを超え23kmまで	670円
	22kmから24kmまで	630円	13kmを超え16kmまで				23kmを超え27kmまで	750円
	25kmから27kmまで	690円	1km増すごとに 20円加算				27kmを超え31kmまで	840円
	28kmから30kmまで	750円	16kmを超え17kmまで	570円			31kmを超え36kmまで	930円
	31kmから33kmまで	810円	17kmを超え22kmまで				36kmを超え41kmまで	1,030円
	34kmから36kmまで	880円	1km増すごとに 20円加算				41kmを超え	1,120円
	37kmから39kmまで	950円	22kmを超え25kmまで					
	40kmから42kmまで	1,010円	1km増すごとに 10円加算					
	43kmから45kmまで	1,070円	25kmを超え34kmまで	700円			※総社～清音間	
	46kmから48kmまで	1,130円	34kmを超え36kmまで	760円			大人190円	
	49kmから51kmまで	1,190円	36kmを超え38kmまで	820円			小人 90円	
52kmから54kmまで	1,250円							
55kmから57kmまで	1,320円							
定 期 運 賃	基礎賃率		普通運賃	普通運賃	普通運賃	普通運賃	普通運賃	普通運賃
	割 引	1ヶ月	通勤	36.1%(平均)	38.9%(平均)	39.9%(平均)		35.6%(平均)
			通学	55.8%(平均)	62.9%(平均)	65.5%(平均)	55.7%(平均)	
	賃 率	3ヶ月		定 額	定 額	1ヶ月運賃×3×0.95		定 額
		6ヶ月		定 額	定 額	1ヶ月運賃×6×0.9		定 額
回 数 券 等		11券綴(10倍運賃) 定期券用自由席回数特急券 5枚綴り 1,000円		11券綴(10倍運賃)	11券綴(10倍運賃)		11券綴(10倍運賃)	
団 体 割 引	普 通		8人以上 10% 51人以上 20%	15人以上 10% 100人以上 20%	25人以上 20% 100人以上 30%		8人以上 10% 51人以上 20%	
	学 生		中学生 その他 8人以上 30% 20% 51人以上 40% 30%	15人以上 大 人 20% 小 人 20%	25人以上 30% 100人以上 40%		中学生 その他 8人以上 30% 20% 51人以上 40% 30%	
特 殊 割 引	被 救 護 者		50%	50%	50%		50%	
	身 体 障 害 者		50%	50%	50%		50%	
	知 的 障 害 者		50%	50%	50%		50%	
	精 神 障 害 者		50%	50%	50%		50%	
	戦 没 者 遺 族		—	50%	往復旅客運賃の50%		—	
認 可 (認 定) 年 月 日		R1. 9. 5	R1. 9. 5	R5. 5. 31		R1. 9. 5		
実 施 年 月 日		R1. 10. 1	R1. 10. 1	R5. 10. 1		R1. 10. 1		

種 別	鉄 道		軌 道		新 交 通			
事 業 者 名	錦川鉄道株式会社		広島電鉄株式会社		岡山電気軌道株式会社		広島高速交通株式会社	
制 度	対キロ区間制		均一（乗換）制		均一（乗切）制		対キロ区間制	
普 通 運 賃	3kmまで	200円	大人	220円	大人	140円	2kmまで	190円
	3kmを超え6kmまで			(160円)		(120円)		
	60円加算		小人	110円	小人	70円	2kmを超え6kmまで	
	6kmを超え9kmまで			(80円)		(60円)	2km増すごとに	
	70円加算		()内は白島線		()内は次の区間に限る。		40円加算	
	9kmを超え12kmまで		乗 継		・東山線		6kmを超え12kmまで	
	90円加算		・本線と本線を乗換える場合は、無料。		岡山駅前～県庁通り		3km増すごとに	
	12kmを超え15kmまで		・本線と白島線を乗継ぐ場合は、本線から白島線は無料。白島線から本線は60円とする。		・清輝橋線		50円加算	
	80円加算		・鉄道と乗継ぐ場合は併算額から1区は140円（鉄道40円＋軌道100円）引き、2区は160円（鉄道60円＋軌道100円）引き、3区から5区は180円（鉄道80円＋軌道100円）引きした額。		岡山駅前～郵便局前		12kmを超え19kmまで	
	15kmを超え18kmまで						3km増すごとに	
120円加算						40円加算		
18kmを超え21kmまで						乗 継		
100円加算						大町駅から大塚駅間において接続する路線バスと連続して乗車する場合で、ICカード乗車券により運賃を支払う場合は10円引した額。		
21kmを超え24kmまで								
120円加算								
24kmを超え27kmまで								
110円加算								
27kmを超え30kmまで								
100円加算								
30kmを超え33kmまで								
90円加算								
定 期 運 賃	基 礎 賃 率	普通運賃	普通運賃	普通運賃	普通運賃	普通運賃	普通運賃	
		1ヶ月	通勤	定 額	37%	30% (140円区間) 41.7% (120円区間)	34.8% (平均)	乗 継 大町駅から大塚駅間を発着駅とする定期乗車券と、乗継路線バス定期乗車券とを同じ有効期間で同時に購入する場合は1割引した額。
			通学	定 額	53%	50% (140円区間) 58.34% (120円区間)	49.9% (平均)	
		3ヶ月	定 額	1ヶ月運賃×3×0.95	1ヶ月運賃×3×0.95	1ヶ月運賃×3×0.9		
		6ヶ月	定 額	1ヶ月運賃×6×0.9	1ヶ月運賃×6×0.9	1ヶ月運賃×6×0.8		
回 数 券 等	11券綴(10倍運賃)	ICカード乗車券 10%	ICカード乗車券 10%	11券綴(10倍運賃) ICカード乗車券 入金額(チャージ額)に対して1.96%のプレミアムを付与(1,000円に対して20円を付与)	ICカード乗車券 10%			
団 体 割 引	普 通	8人以上 15%	15人以上 10%	15人以上 10%	15人以上 10%			
	学 生	8人以上 20%	15人以上 大人 20% 小人 10%	15人以上 大人 20% 小人 10%	15人以上 30%			
特 殊 割 引	被 救 護 者	50%	—	—	50%			
	身 体 障 害 者	50%	50%	50%	50%			
	知 的 障 害 者	50%	50%	50%	50%			
	精 神 障 害 者	50%	50%	50%	50%			
	戦 没 者 遺 族	—	—	—	—			
周 遊 旅 客	—	—	—	—				
認 可 (認 定) 年 月 日 実 施 年 月 日	R1. 9. 5 R1. 10. 1	R4. 10. 18 R4. 11. 1	H11. 11. 18 H11. 12. 14	R1. 9. 5 R1. 10. 1				

種 別		新 交 通		
事 業 者 名		スカイレールサービス株式会社		
制 度		均 一 制		
普通運賃		大人	170円	
		小人	90円	
定 期 運 賃	基礎賃率		普通運賃	
	割 引 率	1ヶ月	通勤	定 額
			通学	定 額
	3ヶ月		定 額	
	6ヶ月		定 額	
回数券等		11券綴	1,700円	
団 体 割 引	普 通		25人以上 10% 51人以上 20%	
	学 生		25人以上 20% 51人以上 30%	
特 殊 割 引	被 救 護 者		50%	
	身 体 障 害 者		50%	
	知 的 障 害 者		50%	
	精 神 障 害 者		50%	
	戦 没 者 遺 族		—	
認可(認定)年月日		R1. 9. 5		
実 施 年 月 日		R1. 10. 1		

5. 鉄道及び軌道に対する補助金交付実績

(1) 地域公共交通確保維持改善事業費補助（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業）

（単位：千円）

年度	事業者名	国庫補助金	備考
H30	八頭町・若桜町	54,959	木柱PC化、車両全般検査等
R1	八頭町・若桜町	20,900	車両改修
	井原鉄道株式会社	6,049	動力装置改良、車内放送多言語化
R4	一畑電車株式会社	6,101	道床突き固め、車両重要部検査
	井原鉄道株式会社	9,667	車両全般検査

(2) 地域公共交通確保維持改善事業費補助（活性化・継続事業）

年度	事業者名	国庫補助金	備考
R3	八頭町	3,427	実証運行
	若桜町	1,240	実証運行
	智頭急行株式会社	41,615	感染症拡大防止対策設備等の導入、実証運行
	一畑電車株式会社	8,895	感染症拡大防止対策設備等の導入、実証運行
	錦川鉄道株式会社	1,208	感染症拡大防止対策設備等の導入、実証運行
	広島電鉄株式会社	34,581	実証運行
	井原鉄道株式会社	11,512	感染症拡大防止対策設備等の導入、実証運行
	水島臨海鉄道株式会社	1,896	感染症拡大防止対策設備等の導入、実証運行
	岡山電気軌道株式会社	744	実証運行
	若桜鉄道株式会社	862	実証運行

(3) 地域公共交通確保維持改善事業費補助（経営改善支援事業）

年度	事業者名	補助金額	主な事業内容
R4	智頭急行株式会社	49,117	実証運行
	一畑電車株式会社	7,302	実証運行
	錦川鉄道株式会社	1,851	実証運行
	広島電鉄株式会社	103,576	公共交通のデジタル化・システム化、感染症拡大防止対策のための設備の導入、実証運行
	井原鉄道株式会社	8,378	公共交通のデジタル化・システム化、実証運行
	水島臨海鉄道株式会社	2,867	実証運行
	岡山電気軌道株式会社	4,864	感染症拡大防止対策のための設備の導入、実証運行

(4) 地域公共交通確保維持改善事業費補助（地域公共交通バリア解消促進等事業）

年度	事業者名	補助金額	主な事業内容
R3	智頭急行株式会社	5,663	大原駅（内方線付点状ブロック）、列車接近表示器
	一畑電車株式会社	966	一畑口駅（内方線付点状ブロック）
	錦川鉄道株式会社	1,815	車両制御装置更新
	広島電鉄株式会社	633	広電宮島口駅（内方線付点状ブロック）
R4	西日本旅客鉄道株式会社	11,650	津山駅（内方線付点状ブロック）

(5) 観光振興事業費補助（公共交通利用環境の革新等事業）

（単位：千円）

年度	事業者名	国庫補助金	備考
R1	広島電鉄株式会社	453,333	超低床LRVの導入
R2	広島電鉄株式会社	293,333	超低床LRVの導入
R3	広島電鉄株式会社	174,427	横川駅電停ロケーションシステム導入、超低床LRVの導入

(6) 鉄道施設総合安全対策事業費補助 (鉄道軌道安全輸送設備等整備事業、老朽化対策事業、耐震対策事業)

(単位:千円)

年度	事業者名	国庫補助金	備考
H30	八頭町	5,955	踏切改良
	智頭急行株式会社	51,500	落石防護柵、高架橋、自動列車停止装置
	一畑電車株式会社	61,029	レール重軌条化、レールボンド改良等
	錦川鉄道株式会社	13,456	橋側歩道新設、電子閉そく装置処理部等更新
	広島電鉄株式会社	67,502	同種レール交換、ATS地上子等
	広島高速交通株式会社	9,667	真空遮断器更新
	井原鉄道株式会社	46,905	マクラギ交換、橋りょう改良等
	水島臨海鉄道株式会社 岡山電気軌道株式会社	9,000 8,501	架道橋耐震補強 レールマクラギ締結装置更新
R1	八頭町・若桜町	17,407	電柱コンクリート柱化、PCマクラギ化等
	智頭急行株式会社	18,413	自動列車停止装置更新、高架橋修繕等
	一畑電車株式会社	82,735	レール重軌条化、マクラギ更新等
	錦川鉄道株式会社	8,128	レール重軌条化、橋りょう補強等
	広島電鉄株式会社	58,939	ATS地上子更新、インピーダンスボンド更新等
	井原鉄道株式会社	30,419	PCマクラギ交換、高架橋柱・橋脚の耐震照査
	水島臨海鉄道株式会社	10,667	架道橋の耐震補強
	岡山電気軌道株式会社	17,593	レールマクラギ締結装置更新、トロリー線更新等
R2	八頭町・若桜町	12,649	マクラギ交換、踏切保安設備改良等
	智頭急行株式会社	20,783	分岐器クロッシング更換、雨量計改良等
	一畑電車株式会社	87,748	マクラギ同種更新(木マクラギ)等
	錦川鉄道株式会社	9,543	レール重軌条化、道床バラスト砕石化等
	広島電鉄株式会社	18,113	鉄柱建替工事、レール同種交換等
	井原鉄道株式会社	41,294	PCマクラギ交換、橋りょう改良等
	水島臨海鉄道株式会社	14,333	架道橋の耐震補強
	岡山電気軌道株式会社	14,458	軌道更新、トロリー線更新
R3	八頭町	23,191	踏切保安設備改良、PCマクラギ交換等
	智頭急行株式会社	56,250	長大軌道回路更新、分岐器更新等
	一畑電車株式会社	56,708	マクラギ同種更新(木マクラギ)等
	錦川鉄道株式会社	16,249	通信ケーブル更新、レール重軌条化等
	広島電鉄株式会社	37,879	ATS地上子更新、インピーダンスボンド更新等
	広島高速交通株式会社	10,282	配電線更新
	井原鉄道株式会社	48,485	PCマクラギ交換、橋りょう改良等
	水島臨海鉄道株式会社	13,395	架道橋の耐震補強
R4	西日本旅客鉄道株式会社	27,169	河川橋りょう対策(因美線 第3智頭川橋りょう、山口線 第3阿武川橋りょう)
	八頭町	24,853	コンクリート柱化、PCマクラギ交換等
	智頭急行株式会社	49,344	自動列車停止装置更新、トンネル老朽化対策等
	一畑電車株式会社	64,577	マクラギ同種更新(木マクラギ)等
	錦川鉄道株式会社	24,402	通信ケーブル更新、レール同種交換等
	広島電鉄株式会社	52,350	レール同種交換、インピーダンスボンド更新等
	広島高速交通株式会社	6,112	配電線更新
	井原鉄道株式会社 水島臨海鉄道株式会社	30,416 9,833	PCマクラギ交換、橋りょう改良等 架道橋の耐震補強

(7) 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助（インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業）

(単位：千円)

年度	事業者名	国庫補助金	備考
H29	一畑電車株式会社	144,548	車両更新、車両全般検査
	錦川鉄道株式会社	14,000	車両更新、車両全般検査
	広島電鉄株式会社	65,791	制御装置更新、補助電源装置更新等
	井原鉄道株式会社	8,265	車両重要部検査、多言語化
	水島臨海鉄道株式会社	3,120	車両重要部検査、多言語化
	岡山電気軌道株式会社	1,577	運転席前面ガラスの交換
H30	錦川鉄道株式会社	1,320	車両制御装置更新
	広島電鉄株式会社	30,111	車両制御装置等
R1	錦川鉄道株式会社	1,458	車両制御装置更新
	広島電鉄株式会社	26,408	制御装置整備、ブレーキ受量器整備等
R2	八頭町・若桜町	14,863	車両設備（改良）
	錦川鉄道株式会社	1,815	車両制御装置更新
	広島電鉄株式会社	23,836	制御装置整備、ブレーキ受量器整備等
	岡山電気軌道株式会社	6,923	補助電源装置更新
R4	広島電鉄株式会社	10,571	制御装置整備
	井原鉄道株式会社	6,500	車両制御装置更新
	八頭町・若桜町	3,723	車両重要部検査
	水島臨海鉄道株式会社	5,030	車両重要部検査、車両全般検査

(8) 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助（交通サービス利便向上促進事業）

(単位：千円)

年度	事業者名	国庫補助金	備考
H29	広島電鉄株式会社	309,420	低床式車両の導入、ICカード乗車券システムの高度化
	広島高速交通株式会社	32,728	ICカード乗車券システムの高度化
H30	広島電鉄株式会社	475,797	低床車両の導入、広電五日市駅上がりホーム整備
	広島高速交通株式会社	189	多言語翻訳システム機器導入
	岡山電気軌道株式会社	76,895	低床車両の導入
	智頭急行株式会社	2,038	多言語翻訳機、多言語拡声装置導入
R1	井原鉄道株式会社	1,252	多言語対応自動券売機
	水島臨海鉄道株式会社	1,255	車内自動放送の多言語化
R2	井原鉄道株式会社	58	車内放送の多言語化
	水島臨海鉄道株式会社	795	車内自動放送の多言語化
R3	八頭町・若桜町	1,047	車内案内表示及び車内放送の多言語化
	広島電鉄株式会社	44,991	広電宮島口駅ホーム拡幅・上屋拡幅、制御装置整備等
	広島高速交通株式会社	3,103	感染症拡大防止対策設備等の導入
R4	西日本旅客鉄道株式会社	104,764	津山駅（エレベータ整備）
	広島電鉄株式会社	187,465	低床車両の導入、広電宮島口駅多言語ロケーションシステム
	智頭急行株式会社	255	車両行先方向幕の多言語化
	広島高速交通株式会社	1,209	車両の抗菌・抗ウイルス処理
	八頭町・若桜町	1,517	多言語表記・行先表示

(9) 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助（地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業）

(単位：千円)

年度	事業者名	国庫補助金	備考
H30	西日本旅客鉄道株式会社	56	ポータブル蓄電システム、充電ケーブル導入

(10) 旅行環境整備事業費補助（交通サービス利便向上促進事業）

(単位：千円)

年度	事業者名	国庫補助金	備考
H30	井原鉄道株式会社	58	車内案内放送多言語化
	水島臨海鉄道株式会社	817	車内案内放送多言語化

6. 動力車操縦者運転免許交付者数

(1) 旅客会社・貨物会社

令和5年3月31日現在(単位:人)

種 別		国鉄改革 による 交付者数	昭和62～ 平成29年 度	平 成 30年度	令 和 元年度	令 和 2年度	令 和 3年度	令 和 4年度	合 計
指定養成所修了者数	甲種蒸気機関車	23	32	1	1	0	0	0	57
	甲種電気車	2,126	2,502	54	74	69	54	84	4,963
	甲種内燃車	2,355	1,462	29	32	45	17	26	3,966
	新幹線電気車	92	209	4	9	6	8	8	336
	計	4,596	4,205	88	116	120	79	118	9,322
免許交付者総数		4,596	8,801	8,889	9,005	9,125	9,204	9,322	9,322

(2) 民 鉄

令和5年3月31日現在(単位:人)

種 別		経過措置 による 交付者数	昭和31～ 平成29年 度	平 成 30年度	令 和 元年度	令 和 2年度	令 和 3年度	令 和 4年度	合 計
国家試験による合格者数	甲種蒸気機関車	54	20	0	0	0	0	0	74
	甲種電気車	267	477	4	6	8	9	10	781
	甲種内燃車	104	167	3	5	5	3	3	290
	乙種電気車	629	406	6	9	11	9	9	1,079
	無軌条電車	0	73	0	0	0	0	0	73
	第二種磁気誘導式電気車	0	65	0	0	0	0	0	65
	第二種磁気誘導式内燃車	0	62	0	0	0	0	0	62
	計	1,054	1,270	13	20	24	21	22	2,424
指定養成所修了者数	甲種電気車	-	95	1	2	0	1	1	100
	甲種内燃車	-	37	0	0	0	0	0	37
	乙種電気車	-	695	8	11	10	12	12	748
	計	0	827	13	9	10	13	13	885
免許交付者総数		1,054	3,151	3,177	3,206	3,240	3,274	3,309	3,309

(注) 甲種は鉄道、乙種は軌道の免許を示す。

7. 鉄道及び軌道のワンマン運転の実施状況

その1

令和5年3月31日現在

事業者名	線区数(線区)			営業キロ(km)			ワンマン 車両(両)	
	ワンマン	全体	実施率%	ワンマン	全体	実施率%		
鉄 道	西日本旅客鉄道(株)	19	21	90	1,818.4	2,059.5	88	716
	一畑電車(株)	2	2	100	42.2	42.2	100	20
	錦川鉄道(株)	1	1	100	32.7	32.7	100	5
	若桜鉄道(株)	1	1	100	19.2	19.2	100	4
	広島高速交通(株)	1	1	100	0.3	0.3	100	6
	智頭急行(株)	1	1	100	56.1	56.1	100	10
	水島臨海鉄道(株)	1	1	100	10.4	10.4	100	6
	井原鉄道(株)	2	2	100	41.7	41.7	100	12
軌 道	広島電鉄(株)	7	8	88	19.0	19.0	100	68
	岡山電気軌道(株)	2	2	100	4.7	4.7	100	23
	広島高速交通(株)	1	1	100	18.1	18.1	100	144

- (注) 1. 西日本旅客鉄道(株)の新幹線を除く。
 2. 水島臨海鉄道(株)の貨物線区を除く。
 3. 智頭急行(株)は近畿運輸局管内も含む。
 4. 広島電鉄(株)の鉄道については、ワンマン運転を実施していない。
 5. 広島電鉄(株)及び岡山電気軌道(株)の線区数は、系統数を示す。
 6. 広島電鉄(株)及び岡山電気軌道(株)の系統キロはそれぞれ39.6キロメートル、5.2キロメートルである。

その2

令和5年3月31日現在

事業者名	線名又は系統	区	間	キロ程	運行開始日	閉そく方式	編成両数	備考		
鉄 道	西日本旅客鉄道(株)	岩徳線	岩国	⇄	森ヶ原(信)	7.5	S62.7.25	自 動	1両又は2両	錦川鉄道(株)開業に伴う運行
		山陰線	長門市	⇄	仙崎	2.2	S63.3.13	自 動	1両又は2両	
		小野田線	雀田	⇄	長門本山	2.3	H元.3.11	自 動	1両	
		美祢線	厚狭	⇄	長門市	46.0	H元.10.2	自 動	1両又は2両	運転区間は佐用・新見間112.2km
		姫新線	美作土居	⇄	新見	100.5	H元.11.1	特 殊 自 動	1両又は2両	
		津山線	岡山	⇄	津山	58.7	H2.6.1	自 動	1両～4両	
		山陰線	東浜	⇄	鳥取	22.8	H2.6.1	自 動	1両又は2両	運転区間は豊岡・鳥取間81.9km
		山陰線	出雲市	⇄	益田	129.9	H2.6.1	自 動	1両又は2両	
		山口線	新山口	⇄	益田	93.9	H2.6.1	特 殊 自 動	1両～4両	
		宇部線	宇部新川	⇄	居能	1.8	H2.6.1	自 動	1両又は2両	1両又は2両
		小野田線	居能	⇄	小野田	11.6	H2.6.1	自 動	1両又は2両	
		木次線	宍道	⇄	備後落合	81.9	H2.7.1	特 殊 自 動	1両又は2両	
		福塩線	府中	⇄	塩町	54.4	H3.2.15	自 動・特 殊 自 動	1両	1両～4両
		因美線	鳥取	⇄	郡家	10.3	H3.4.1	特 殊 自 動	1両～4両	
		因美線	郡家	⇄	東津山	60.5	H3.4.1	特 殊 自 動	1両～4両	
		吉備線	岡山	⇄	総社	20.4	H3.4.1	自 動	1両～4両	1両
		芸備線	備中神代	⇄	三次	90.3	H3.4.1	自 動・特 殊 自 動	1両	
		山陰線	益田	⇄	長門市	85.1	H3.4.1	自 動	1両又は2両	
伯備線	新見	⇄	備中神代	6.4	H3.4.1	自 動	1両又は2両			

8. 鉄道及び軌道事業者別保有車両数

令和5年3月31日現在(単位:両)

業 態 別	車両種別 事業者別	機関車		旅 客 車							貨 物 車					特 殊 車	計		
		電 気	内 燃	電 車				内 燃 動 車	客 車		そ の 他	貨 車							
				制 御 電 動	電 動	制 御	付 随		座 席 車	寝 台 車		有 蓋	無 蓋	コ ン テ ナ	ホ ッ パ			荷 物 車	そ の 他
鉄 道	西日本旅客鉄道(株)	10	11	319	224	186	19	317	7				49		19	1		7	1,169
	日本貨物鉄道(株)	32	16																48
	一畑電車(株)			17		3													20
	広島電鉄(株)			86			63												149
	水島臨海鉄道(株)		2					11											13
	錦川鉄道(株)							5											5
	若桜鉄道(株)							4										2	6
	智頭急行(株)							44											44
	広島高速交通(株)			2	4														6
	井原鉄道(株)							12											12
	計	42	29	424	228	189	82	393	7	0	0	0	49	0	19	1	0	9	1,472
軌 道	広島電鉄(株)			105	3		33						1						142
	岡山電気軌道(株)			25															25
	広島高速交通(株)			22	83	26	13												144
	スカイレールサービス(株)								7										7
		計	0	0	152	86	26	46	0	7	0	0	0	1	0	0	0	0	0
合 計		42	29	576	314	215	128	393	14	0	0	0	50	0	19	1	0	9	1,790

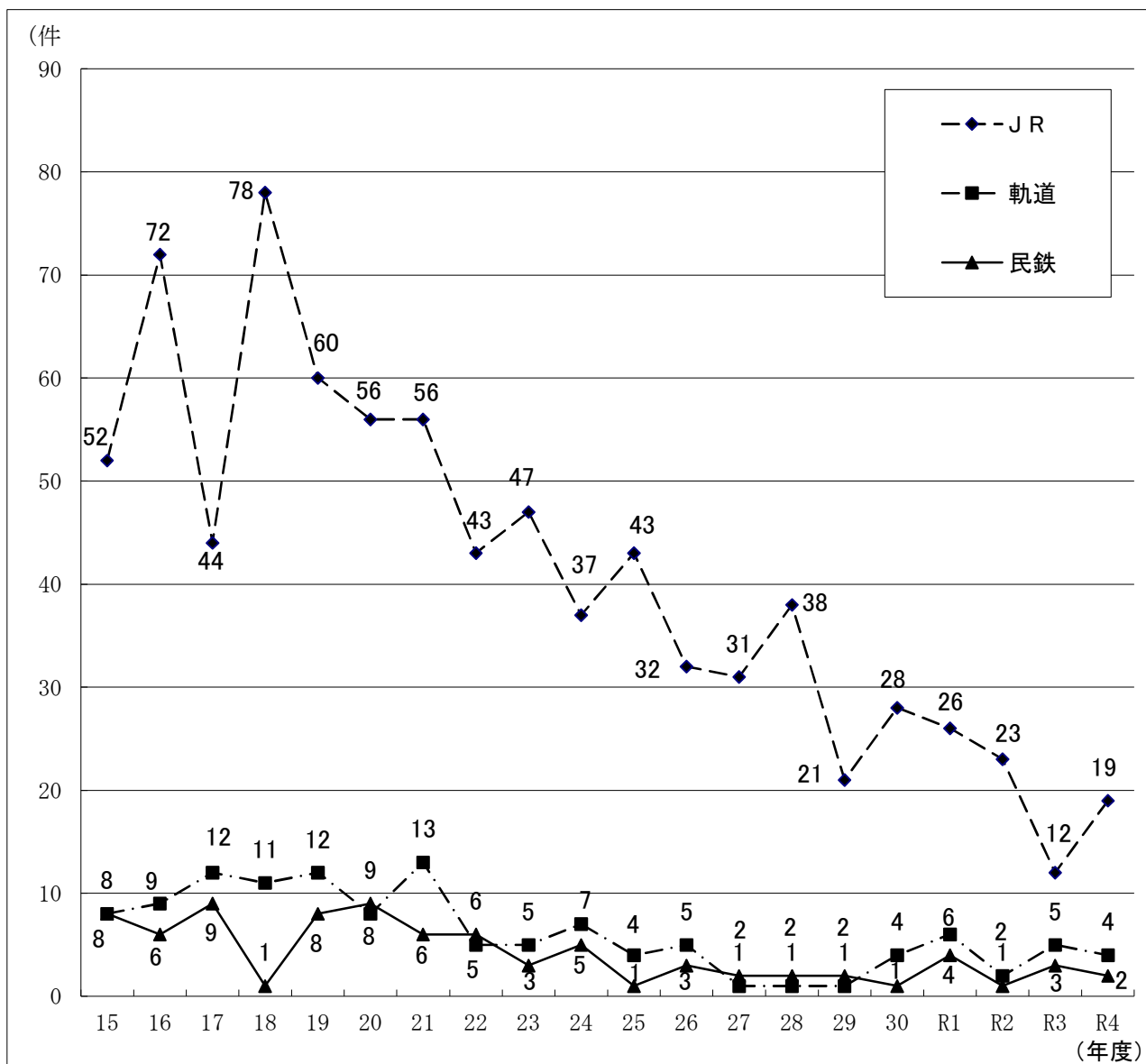
9. 鉄道及び軌道運転事故件数

令和4年度

事業者名	列車衝突			列車脱線			列車火災			踏切障害			道路障害			人身障害			物損	計			当列 た車 り百 件万 数km
	件 数	死 者 数	傷 者 数	件 数	死 者 数	傷 者 数	件 数	死 者 数	傷 者 数	件 数	死 者 数	傷 者 数	件 数	死 者 数	傷 者 数	件 数	死 者 数	傷 者 数	件 数	件 数	死 者 数	傷 者 数	
西日本旅客鉄道(株)				1						5	2	2				7	6	1	1	14	8	3	0.21
日本貨物鉄道(株)										3	3					2		2		5	3	2	0.59
一畑電車(株)																				-	-	-	0.00
広島電鉄(株)										2										2	-	-	1.46
水島臨海鉄道(株)																				-	-	-	0.00
錦川鉄道(株)																				-	-	-	0.00
若桜鉄道(株)																				-	-	-	0.00
智頭急行(株)																				-	-	-	0.00
広島高速交通(株)																				-	-	-	0.00
井原鉄道(株)																				-	-	-	0.00
鉄道計	-	-	-	1	-	-	-	-	-	10	5	2	-	-	-	9	6	3	1	21	11	5	3.53
広島電鉄(株)													4		3					4	-	3	1.47
岡山電気軌道(株)																				-	-	-	0.00
スカイレールサービス(株)																				-	-	-	0.00
軌道計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	3	-	-	-	-	4	-	3	1.16
合計	-	-	-	1	-	-	-	-	-	10	5	2	4	-	3	9	6	3	1	25	11	8	2.66

- (注) 1. 西日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)及び智頭急行(株)については管内の事故に限る。
 2. 広島高速交通(株)については軌道区間での事故も鉄道事故として計上する。【軌道事故等報告規則第6条(平成13年10月改正)】

10. 鉄道及び軌道の運転事故件数の推移



11. 踏切事故発生状況の推移

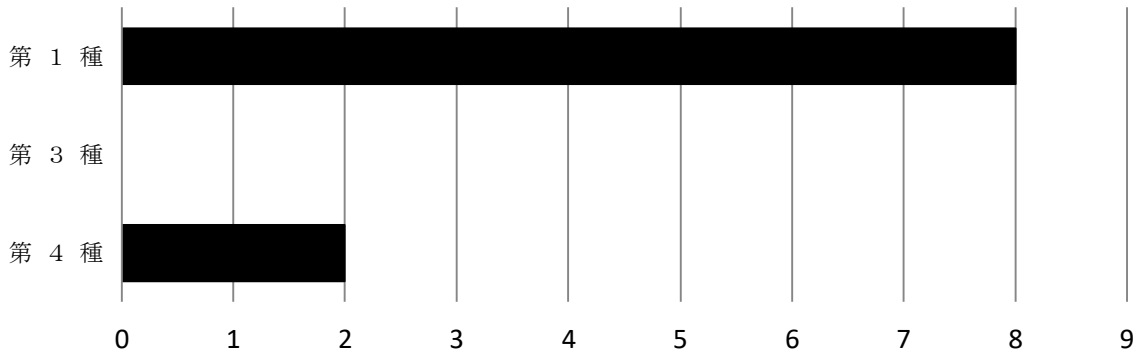
(単位：件、人)

区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
総件数	18	18	12	17	10	13	14	12	7	10	
死亡者	8	5	5	8	6	4	5	5	2	5	
負傷者	8	52	1	9	2	2	3	2	3	2	
JR	件数	17	15	10	16	8	13	13	12	5	8
	死亡者	8	5	5	8	5	4	5	5	2	5
	負傷者	8	48	0	8	2	2	2	2	3	2
民鉄	件数	1	3	2	1	2	0	1	0	2	2
	死亡者	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	負傷者	0	4	1	1	0	0	1	0	0	0

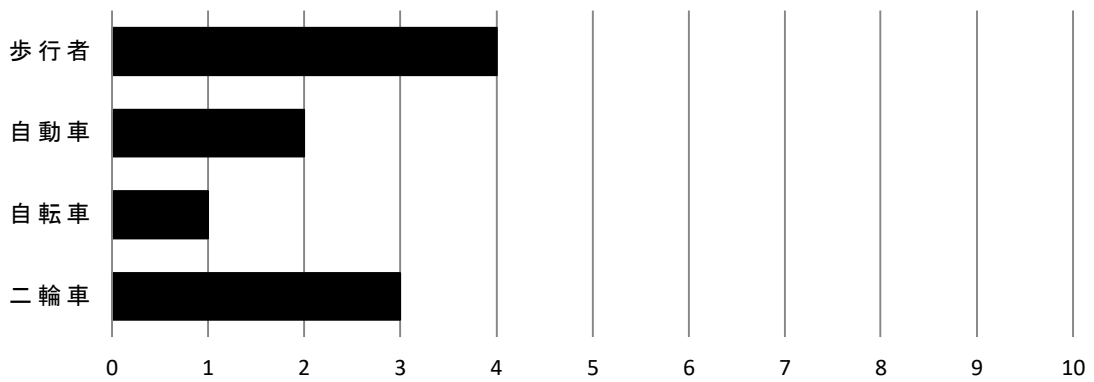
(注) 踏切事故は運転事故のうち、踏切に起因する列車脱線事故及び踏切障害事故を示す。

12. 踏切事故分類表(令和4年度)

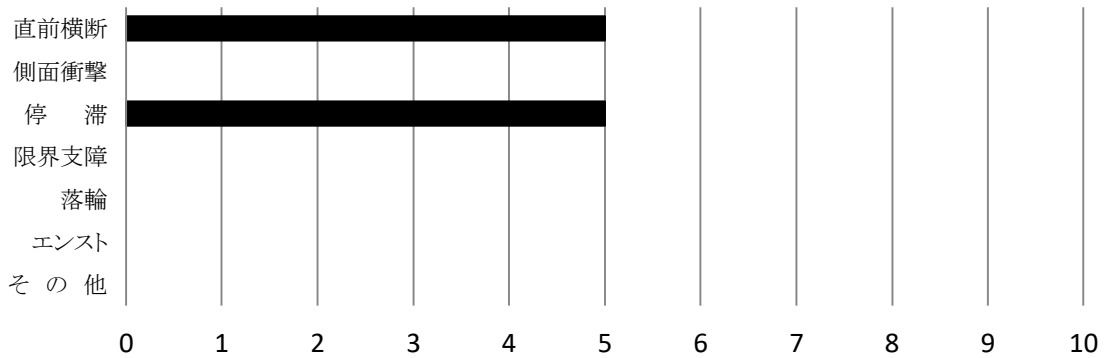
(1)踏切道別



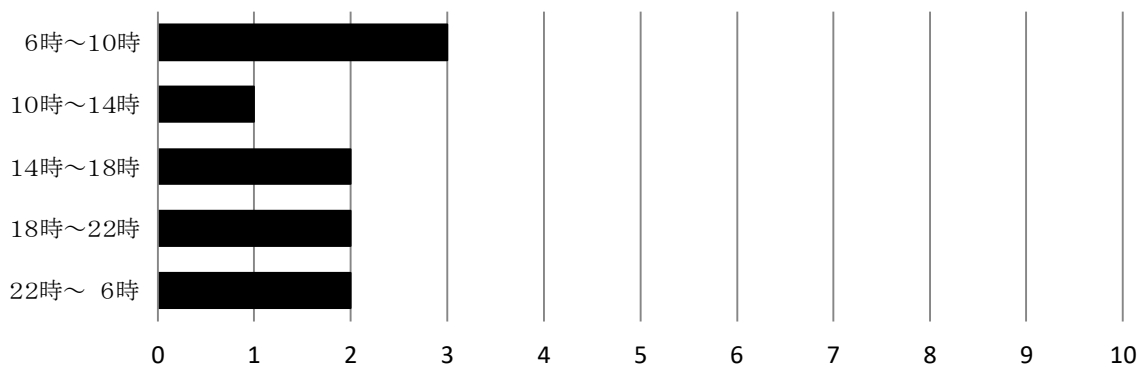
(2)衝撃物別



(3)原因別



(4)時間帯別



13. 鉄道及び専用鉄道の踏切道数の推移(令和5年3月31日現在)

(1) 旅客会社・貨物会社(中国運輸局管内)

(単位:箇所)

種 別 \ 年度末	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
第 1 種	2,829	2,838	2,844	2,807	2,815	2,817	2,825	2,826
第 2 種	-	-	-	-	-	-	-	-
第 3 種	88	85	84	72	69	65	65	65
第 4 種	438	429	420	392	382	372	359	342
計	3,355	3,352	3,348	3,271	3,266	3,254	3,249	3,233

(2) 民 鉄

(単位:箇所)

種 別 \ 年度末	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
第 1 種	215	215	212	212	212	212	212	212
第 2 種	-	-	-	-	-	-	-	-
第 3 種	8	8	8	8	8	8	8	8
第 4 種	50	50	50	50	49	48	48	48
計	273	273	270	270	269	268	268	268

(注)

踏切道の種別は、次の分類による。

第1種…自動遮断機を設置するか又は踏切保安係を配置して、踏切道を通過するすべての列車又は車両に対し、遮断機を閉じ道路を遮断するもの。

第2種…踏切保安係を配置して、踏切道を通過する一定時間内における列車又は車両に対し、遮断機を閉じ道路を遮断するもの。

第3種…踏切警報機を設置しているもの。

第4種…踏切警手もおらず、遮断機も警報機も設置されていないもの。

II 索道関係
1. 索道事業者の概要

令和5年10月1日現在

種別	県別	事業者名	代表者名	本社所在地	設置場所	斜長 (m)	搬器 定員 (人)	許可等 年月日	運輸開始 年月日	備考			
普通索道	広島県	おのみちバス(株)	大崎 多久司	尾道市東尾道18-1	千光寺山	365	30	S31.9.10	S32.3.25				
		広島観光開発(株)	田村 智康	広島市中区東千田町2-9-29	宮島弥山 (紅葉山)	1,102	8	S32.9.3	S34.3.31				
					" (獅子岩)	524	30	S32.9.3	S34.3.31				
	島根県	アオイテクノサービス(株)	塩本 崇公	広島市安佐南区相田1-1-26	阿佐山	2,064	4	S61.8.8	S61.12.23				
					" (第2)	1,501	4	H23.4.18	H23.5.3	休止中			
	山口県	ユートピア・マウンテンリゾート(株)	木村 宏一	浜田市旭町市木7600	三ツ石山	1,742	6	H3.3.27	H6.12.11	休止中			
					下関市	前田 晋太郎	下関市南部町1-1	火の山	438	31	S32.7.18	S33.4.1	
					錦川鉄道(株)	廣田 幹	岩国市錦町広瀬7873-9	城山	412	30	S37.6.19	S38.3.17	
	事業者数合計		6者	基数合計	8基	斜長合計	8,148m						
	特殊索道	広島県	(株)恐羅漢	川本 泰生	山県郡安芸太田町大字横川740-1	恐羅漢 (第1A線)	644	2	S57.6.22	S57.12.19			
" (第1B線)						637	2	S42.9.5	S42.12.24				
" (第2)						404	2	S45.9.9	S45.12.30				
" (第3トリプル)						399	3	S57.6.22	S57.12.18				
" (カヤハタA)						794	2	S62.7.14	S62.12.14				
" (第1ヘアB)						512	2	H4.9.28	H4.12.15				
" (第1ヘアA)						524	2	H4.9.28	H4.12.15				
" (第3ヘア)						782	2	H9.10.28	H9.12.13				
島		(株)芸北	一ノ本 達己	山県郡北広島町中祖19	芸北国際 (トリプルA線)	467	3	H4.10.29	H4.12.26	} パラレル 休止中			
					" (トリプルB線)	467	3	H4.10.29	H4.12.26				
					国際エクスプレス	730	4	H9.10.30	H9.12.6	休止中			
					おーひら (第1)	904	2	S60.8.13	S60.12.21	"			
島		(株)マックアース	一ノ本 達己	兵庫県秩父市丹戸896番地の2	エトピアサイト (第1)	291	2	S61.9.16	S61.12.25				
					" (第2)	633	3	S61.9.16	S61.12.25				
					" (第3)	685	3	S61.9.16	S61.12.25				
					" (第4)	682	3	S61.9.16	S61.12.25				
	" (第5)				852	2	S61.9.16	S61.12.25					
	" (第6)				274	2	H7.9.28	H7.12.1					
道	(株)アグリヒバゴン	石川 芳秀	庄原市西城町大佐741-2	県民の森 (第2)	449	2	S62.10.12	S63.1.24					
				" (第3)	714	2	H2.10.9	H2.12.27					

種別	県別	事業者名	代表者名	本社所在地	設置場所	斜長 (m)	搬器 定員 (人)	許可等 年月日	運輸開始年 月 日	備考	
特 殊 島 索 道	広島	道後山観光(株)	今田 実	庄原市西城町三坂73	道後山 (ロマンス)	1,088	2	H7.10.27	H7.12.25		
					〃 (月見ヶ丘ロマンス)	360	2	S45.10.9	S45.12.29		
	(株)BTM	山口 和男	庄原市西城町三坂5190-50	ドルフィンバレイ (第1)	742	2	S61.12.2	S62.12.27	休止中		
				〃 (第2)	721	2	S62.12.2	S62.12.27	〃		
				〃 (第3)	750	2	S62.12.2	S62.12.27	〃		
				〃 (第4)	566	3	S62.12.2	S62.12.27	〃		
				〃 (第5)	290	2	H4.12.10	H4.12.23	〃		
				猫山 (第1ベア)	523	2	S63.11.2	S63.12.18			
				〃 (第2ベア)	643	2	S63.9.1	S63.12.18			
				〃 (第3ベア)	836	2	S63.9.1	S63.12.18			
	(株)エス・ティ・ユー	田辺 俊則	広島市安佐南区安東7-14-1	八幡高原191 (第1)	331	2	S63.9.1	S63.12.21			
				〃 (第2)	747	2	S63.9.1	S63.12.21			
				〃 (第3)	746	2	S63.9.1	S63.12.21			
				〃 (第4)	340	2	H4.12.1	H5.1.17			
	(株)広島リゾート	中本 雅生	廿日市市栗栖508	女鹿平 (第1)	655	2	H10.10.21	H11.1.9			
				〃 (第2)	451	2	H10.10.21	〃			
				〃 (第4)	177	2	H11.11.22	H11.12.4			
				〃 (第5)	597	2	H16.9.1	H16.11.12			
				〃 (第6クワッド)	1,000	4	H16.10.22	H16.12.17			
				大佐 (第2ベア)	381	2	S61.9.10	S61.12.27			
				〃 (第3ベア)	368	2	S60.9.14	S60.12.21	} パラレル		
				〃 (第4ベア)	375	2	S60.9.14	S60.12.21			
	〃 (第7)	654	1	H3.10.4	H3.12.24	} パラレル					
	〃 (第8)	654	1	S52.11.24	S53.1.19						
	事業者数合計 8者		基数合計 46基		斜長合計 27,763m						

種別	県別	事業者名	代表者名	本社所在地	設置場所	斜長 (m)	搬器 定員 (人)	許可等 年月日	運輸開始 年月日	備考
特 殊 取 索 道	鳥	だいせん リゾート	澤 志郎	西伯郡大山町大山136-2	だいせん初トリ グート(N1号リフト)	239	3	S52.9.16	S52.12.27	
					〃(N2号リフト)	401	3	H6.8.4	H6.12.21	休止中
					〃(N3号リフト)	412	3	S59.8.6	S59.12.23	
					〃(N4号リフト)	626	2	H6.8.4	H6.12.18	
					〃(U1号リフトA線)	508	2	H25.9.24	H25.12	休止中
					〃(U1号リフトB線)	508	2	H25.9.24	H25.12	〃
					〃(U2号リフト)	747	2	H9.6.9	H10.1.2	〃
					〃(G1号リフト)	513	2	S63.9.1	S63.12.11	
					〃(G2号リフト)	540	2	H11.12.8	H11.12.23	
	〃(アケスリフトA線)	147	2	S57.7.12	S57.12.19					
	〃(アケスリフトB線)	144	2	H11.12.8	H11.12.23					
	(一財)休暇村協会	河本 利夫	東京都台東区東上野5-1-5	鏡ヶ成 (擬宝珠山第1)	200	2	S59.9.7	S59.12.16		
				〃(擬宝珠山第2)	350	1	H2.10.11	H2.12.24	休止中	
	鳥 取	鳥取砂丘 大山観光	澤 志郎	鳥取市福部町湯山2083	鳥取砂丘観光リフト	225	2	S37.11.10	S38.7.29	
					だいせん初トリ グート(K1号リフトA線)	392	2	S45.7.20	S45.12.26	休止中
					〃(K1号リフトB線)	394	2	S51.4.28	S51.12.19	〃
					〃(K2号リフト)	570	2	H3.8.21	H3.12.20	〃
					〃(K3号リフト)	880	2	H3.8.21	H3.12.20	〃
					〃(K4号リフト)	906	3	H29.8.25	H29.12.23	
	花見山観光	松原 保昭	日野郡日南町神戸上3084-10	花見山 (第3 ^ペ ア)	833	2	S61.9.16	S61.12.20	〃	
				〃(第4 ^ペ ア)	240	2	H4.11.19	H4.12.12	〃	
	江 府 町	白石 祐治	日野郡江府町江尾475	奥大山 (第1)	385	2	S57.9.2	S58.1.3	〃	
				〃(第2)	479	2	S57.9.2	S58.1.3	〃	
	エムケイ開発	河上 貴一	西伯郡伯耆町大内榎水高原 1069-50	榎水高原 (第1)	285	1	S60.11.6	S60.12.28	} パラレル	
				〃(第2)	558	2	S60.11.6	S60.12.28		
				〃(第3)	499	2	H5.9.1	H5.12.23		
	(一財)若桜町観 光開発事業団	山根 勝	八頭郡若桜町つく米635-13	若桜 (第1 ^ペ ア)	457	2	S63.9.1	S63.12.18		
				〃(第2 ^ペ ア)	824	2	H1.10.16	H1.12.17		
〃(第3)				476	1	H1.10.16	H1.12.17			
氷の山 (いぬわし第1)				545	1	S60.8.23	S60.12.15	パラレル		
〃 (いぬわし第2)				545	1	S60.8.23	S60.12.15	休止中		
若桜観光	山根 政彦	八頭郡若桜町つく米631-13	氷の山	418	2	S46.10.21	S46.12.20			
事業者数合計		8者	基数合計	33基	斜長合計	15,793m				

種別	県別	事業者名	代表者名	本社所在地	設置場所	斜長 (m)	搬器 定員 (人)	許可等 年月日	運輸開始 年月日	備考
特殊索道	島	津和野町	下森 博之	鹿足郡津和野町枕瀬218-18	津和野	333	1	S46.5.4	S46.9.22	
		アオイテクノ サービス(株)	塩本 崇公	広島市安佐南区相田1-1-26	阿佐山 (第1)	898	4	H2.10.9	H2.12.23	
					〃(第2)	783	4	H9.11.25	H10.1.7	
					〃(第3)	1,501	4	S63.11.17	H1.2.4	休止中
					〃(第4)	356	3	H1.10.12	H2.1.6	〃
					〃(第5)	582	2	H2.10.9	H2.12.19	〃
	〃(第6)				995	4	H4.3.11	H5.1.18	〃	
	根	飯南町	山碓 英樹	飯石郡飯南町下赤名890	赤名 (ロマンス)	421	2	S63.9.5	H1.1.28	〃
		(株)飯南トータル サポート	後藤 浩二	飯石郡飯南町上赤名38-2	琴引 (第1)	303	2	H1.10.12	H3.12.21	
					〃(第2)	720	2	H1.10.12	H3.12.30	
					〃(第3)	673	2	H1.10.12	H3.12.30	
					三瓶山 (ロマンス)	856	2	H3.10.4	H3.12.26	
					〃 (第2ロマンス)	507	2	H7.10.12	H7.12.16	休止中
	〃(第3)				306	1	S56.10.26	S56.12.28	〃	
	道	(株)ユートピア・ マウンテンリ ゾ	木村 宏一	浜田市旭町市木7600	アサヒテングストーン (第1)	940	2	H3.3.27	H7.1.2	〃
					〃(第2)	602	3	H3.3.27	H7.1.2	〃
					〃(第3)	1,013	2	H3.3.27	H7.1.2	〃
事業者数合計					5者	基数合計	17基	斜長合計	11,789m	

種別	県別	事業者名	代表者名	本社所在地	設置場所	斜長 (m)	搬器 定員 (人)	許可等 年月日	運輸開始 年月日	備考	
特 岡 山 索 山 口 道	山 口 県	(一財) 休暇村協会	河本 利夫	東京都台東区東上野5-1-5	上蒜山 (ベアリフト)	569	2	H8. 10. 14	H8. 12. 10	休止中	
		(株) アストピア蒜山	小谷 敏樹	真庭市蒜山上長田2300-1	津黒高原 (ベアリフト)	362	2	H9. 11. 27	H10. 1. 7		
		(株) いぶき	石田 堯庸	新見市上市699-1	いぶき (第1ベア)	404	3	H15. 10. 24	H15. 11. 29		
					〃 (第2ベア)	207	2	H15. 10. 24	H15. 11. 29		
					〃 (第3ベア)	602	2	H15. 10. 24	15. 11. 29		
		(一財) 上齋原振興公社	山崎 親男	苫田郡鏡野町上齋原409	恩原高原 パノラマ (第1ベア)	381	2	H1. 10. 5	H1. 12. 31		
					〃 (第2ベア)	596	2	H1. 10. 5	H1. 12. 31		
					〃 (第3ベア)	227	2	H1. 10. 5	H1. 12. 31		
					レイクサイド (第1ベア)	358	2	H7. 10. 12	H7. 12. 23	人工ス キー場 休止中	
					〃 (第2ベア)	409	2	S62. 10. 13	S62. 12. 6	休止中	
		(株) クリーンピア蒜山	真田 善弘	真庭市蒜山上徳山1380-6	ひるぜんベア レ(第1ベア)	555	2	H9. 11. 28	H9. 12. 24		
					ベアベレ第2ベア	354	2	H27. 8. 31	H27. 12. 10		
		事業者数合計		5者	基数合計		12基	斜長合計		5,024m	
		山口 県	山口 県	(株) 願成就	金子 順一	山口市阿東徳佐上2-95	十種ヶ峰 (第1ベア)	469	2	S62. 9. 7	S63. 2. 11
事業者数合計				1者	基数合計		1基	斜長合計		469m	
事業者数合計		27者	基数合計		109基	斜長合計		60,838m			

2. 索道の位置図

普通索道（ロープウェイ・ゴンドラ）



尾道千光寺山ロープウェイ

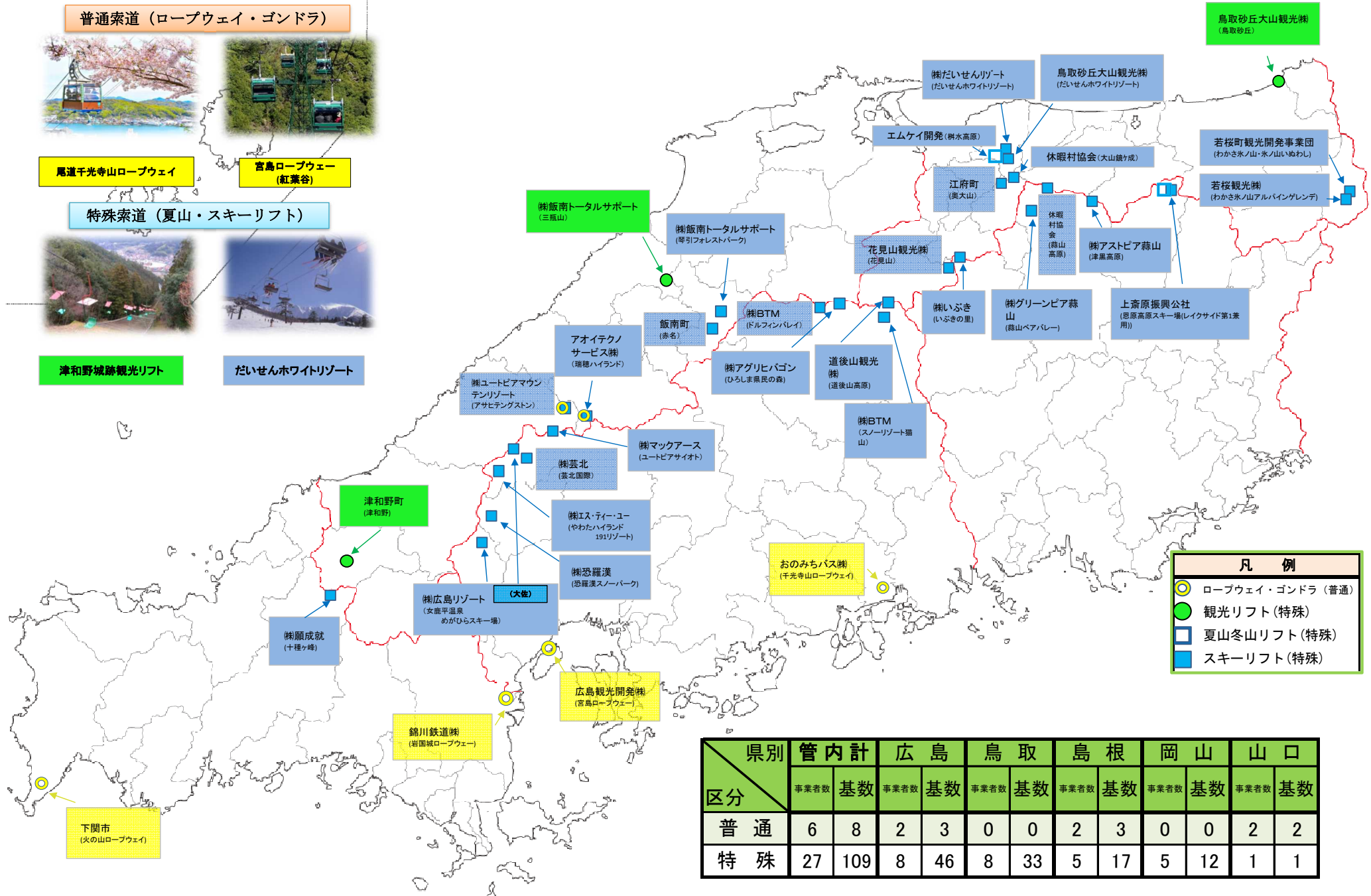
宮島ロープウェイ
(紅葉谷)

特殊索道（夏山・スキーリフト）



津和野城跡観光リフト

だいせんホワイトリゾート



凡 例	
○	ロープウェイ・ゴンドラ（普通）
●	観光リフト（特殊）
□	夏山冬山リフト（特殊）
■	スキーリフト（特殊）

区分	管内計		広島		鳥取		島根		岡山		山口	
	事業者数	基数	事業者数	基数	事業者数	基数	事業者数	基数	事業者数	基数	事業者数	基数
普通	6	8	2	3	0	0	2	3	0	0	2	2
特殊	27	109	8	46	8	33	5	17	5	12	1	1

I 乗合・貸切・乗用関係
1. 旅客運送事業規模別事業者数

令和5年3月31日現在

事業種別	規模別 県別	合計	当該事業用車両数規模別事業者数								当該事業従業員数規模別事業者数								資本金規模別事業者数										
			1人1 車制個人 タクシー	10 両まで	30 両まで	50 両まで	100 両まで	200 両まで	500 両まで	501 両以上	1人1 車制個人 タクシー	10 人まで	30 人まで	50 人まで	100 人まで	300 人まで	1,000 人まで	1,001 人以上	個人			法人							公営
			計	1人1 車制個人 タクシー	その他	計	500 万円 まで	1,000 万円 まで	3,000 万円 まで	5,000 万円 まで	1億 円 まで	1億 円 を超える																	
乗 合	広島県	106	-	82	9	4	4	5	1	1	-	68	22	3	5	5	3	0	8	-	8	94	30	32	13	5	11	3	0
	鳥取県	6	-	3	1	0	0	2	0	0	-	3	1	0	0	2	0	0	1	-	1	5	1	1	0	0	3	0	0
	島根県	46	-	39	4	0	2	1	0	0	-	31	11	1	0	3	0	0	3	-	3	44	20	7	6	6	4	1	1
	岡山県	47	-	30	8	4	3	2	0	0	-	23	14	3	5	2	0	0	0	-	0	50	10	21	6	5	5	3	0
	山口県	43	-	29	5	5	2	0	2	0	-	24	7	7	3	0	2	0	2	-	2	40	12	10	10	3	3	2	1
	管内計	248	-	183	27	13	11	10	3	1	-	149	55	14	13	12	5	0	14	-	14	232	72	71	35	19	26	9	2
貸 切	広島県	101	-	66	28	7	0	0	0	0	-	39	33	8	7	2	0	0	2	-	2	93	28	26	19	8	9	3	0
	鳥取県	11	-	6	4	0	1	0	0	0	-	4	4	2	1	0	0	0	0	-	0	10	3	2	2	0	3	0	0
	島根県	37	-	29	7	1	0	0	0	0	-	21	12	2	2	0	0	0	0	-	0	37	10	8	7	6	5	1	1
	岡山県	71	-	46	22	3	0	0	0	0	-	33	28	5	2	0	0	0	2	-	2	70	11	23	17	12	5	2	0
	山口県	41	-	30	9	2	0	0	0	0	-	20	14	2	1	0	0	0	1	-	1	35	11	6	9	3	4	2	1
	管内計	261	-	177	70	13	1	0	0	0	-	117	91	19	13	2	0	0	5	-	5	245	63	65	54	29	26	8	2
乗 用	広島県	1,188	978	89	67	29	18	6	1	0	978	82	58	30	25	10	1	0	1,006	978	28	197	81	74	30	7	5	0	0
	鳥取県	28	0	12	11	3	1	1	0	0	0	11	10	4	3	0	0	0	2	0	2	26	9	14	0	1	2	0	0
	島根県	91	0	67	17	5	1	1	0	0	0	67	14	8	2	0	0	0	15	0	15	81	50	20	7	4	0	0	0
	岡山県	308	174	83	30	10	6	3	2	0	174	83	32	12	6	1	1	0	188	174	14	120	50	41	16	9	3	1	0
	山口県	168	62	47	32	17	8	2	0	0	62	44	30	17	14	0	0	0	68	62	6	101	47	29	19	5	1	0	0
	管内計	1,783	1,214	298	157	64	34	13	3	0	1,214	287	144	71	50	11	2	0	1,279	1,214	65	525	237	178	72	26	11	1	0

(注) 複数の県の区域が存する事業者区分については、当該事業者の住所によることとした。
事業種別の乗用は、福祉輸送事業限定などの特殊な輸送を除く。
集計対象は輸送実績報告対象事業者としている。

2. 輸送実績からみる乗合バス事業の概況

(各年度末現在)

県別	年度別	事業者数	車両数	路線キロ	総走行キロ	輸送人員	営業収入	キロ当り収入
			両	キロ	千キロ	千人	百万円	円
広島県	30	98	1,968	15,687	96,334 (100)	96,569 (100)	26,468	274.8
	元	98	2,123	16,075	94,084 (98)	93,712 (97)	25,580	271.9
	2	105	2,318	16,519	77,401 (82)	67,260 (72)	17,083	220.7
	3	102	2,235	17,175	74,942 (78)	67,737 (70)	16,930	225.9
	4	106	1,969	18,326	75,748 (79)	72,799 (75)	19,730	260.5
鳥取県	30	6	350	5,777	20,591 (100)	6,160 (100)	3,538	171.8
	元	5	332	5,599	19,815 (96)	6,198 (101)	3,326	167.9
	2	5	319	4,477	12,893 (65)	4,625 (75)	1,185	91.9
	3	5	296	4,489	11,872 (58)	4,524 (73)	1,222	102.9
	4	6	327	4,489	13,045 (63)	4,798 (78)	1,825	139.9
島根県	30	48	498	7,664	23,162 (100)	7,928 (100)	4,482	193.5
	元	48	467	7,178	23,259 (100)	7,823 (99)	4,308	185.2
	2	48	450	7,130	18,625 (80)	5,623 (72)	2,132	114.5
	3	47	434	7,180	19,878 (86)	5,892 (74)	2,412	121.3
	4	46	453	7,282	19,232 (83)	6,298 (79)	2,448	127.3

(各年度末現在)

県別	年度別	事業者数	車両数	路線キロ	総走行キロ	輸送人員	営業収入	キロ当り収入
			両	キロ	千キロ	千人	百万円	円
岡山県	30	48	979	10,982	34,988 (100)	28,605 (100)	7,346	210.0
	元	48	1,066	9,380	36,739 (105)	28,659 (100)	7,637	207.9
	2	50	1,023	9,308	28,136 (77)	19,957 (70)	4,290	152.5
	3	48	888	9,088	25,531 (73)	19,683 (69)	4,511	176.7
山口県	4	47	842	9,278	26,070 (75)	21,959 (77)	5,388	206.7
	30	43	954	5,706	40,329 (100)	24,132 (100)	5,728	142.0
	元	42	857	5,227	38,071 (94)	23,311 (97)	5,451	143.2
	2	43	1,000	5,007	30,924 (81)	18,035 (77)	3,801	122.9
管内計	3	41	933	4,967	31,609 (78)	16,749 (69)	4,125	130.5
	4	43	1,095	4,137	28,771 (71)	16,750 (69)	3,558	123.7
管内計	30	240	4,749	45,816	215,404 (100)	163,394 (100)	47,562	220.8
	元	238	4,839	43,468	212,185 (99)	159,858 (98)	46,393	218.6
	2	248	5,110	42,441	167,979 (79)	115,500 (72)	28,491	169.6
	3	240	4,786	42,899	163,832 (76)	114,585 (70)	29,200	178.2
計	4	245	4,686	43,512	162,866 (76)	122,604 (75)	32,949	202.3

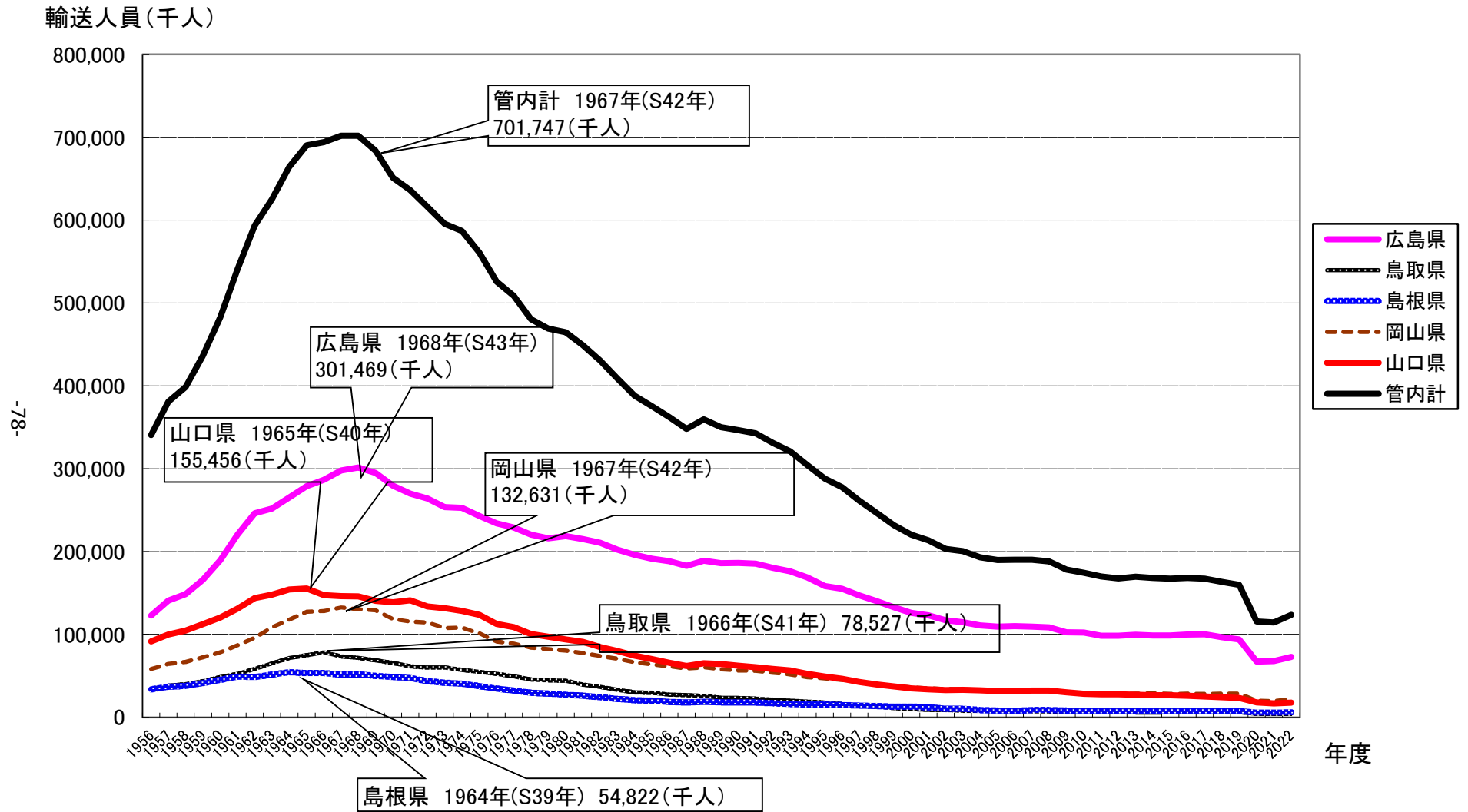
(注) 1. () 内は指数 (30年度100)

2. 事業者数の管内計について、県別の合計から▲3している。

(中国JRバス(株)が、広島・島根・岡山・山口県の事業者数に重複して上がっているため)

3. 集計対象は輸送実績報告対象事業者としている。

3. 乗合バス輸送人員の推移



4. 輸送実績からみる貸切バス事業の概況

(各年度末現在)

県別	年度別	事業者数	車両数	一事業者 当たり保有 車両数	総走行キロ	輸送人員	営業収入	キロ当 たり収入	県別	年度別	事業者数	車両数	一事業者 当たり保有 車両数	総走行キロ	輸送人員	営業収入	キロ当 り収入
			両	両	千キロ	千人	百万円	円				両	両	千キロ	千人	百万円	円
広島 島 県	29	114	1,241	10.9	28,206 (100)	5,872 (100)	11,085	393.0	岡 山 県	29	92	893	9.7	22,454 (100)	3,044 (100)	8,447	376.2
	30	112	1,279	11.4	29,532 (105)	6,555 (112)	12,742	431.5		30	88	862	9.8	22,231 (99)	3,657 (120)	9,205	414.1
	元	111	1,233	11.1	24,398 (86)	5,467 (93)	11,226	460.1		元	87	845	9.7	21,840 (97)	3,259 (107)	8,835	404.5
	2	103	1,175	11.4	10,099 (36)	2,798 (48)	4,988	493.9		2	79	734	9.3	7,050 (31)	1,209 (40)	2,952	418.7
	3	102	1,185	11.6	12,144 (43)	3,328 (57)	6,253	514.9		3	75	664	8.9	7,502 (33)	1,422 (47)	3,699	493.1
4	101	1,166	11.5	20,621 (73)	4,284 (73)	9,199	446.1	4	71	698	9.8	10,854 (48)	1,728 (57)	5,245	483.2		
鳥 取 県	29	17	217	12.8	5,806 (100)	787 (100)	2,125	366.0	山 口 県	29	59	472	8.0	10,557 (100)	1,905 (100)	4,552	431.2
	30	17	213	12.5	5,891 (101)	698 (89)	2,104	357.2		30	57	453	7.9	10,261 (97)	1,450 (76)	4,533	441.8
	元	16	209	13.1	5,285 (91)	642 (82)	1,897	358.9		元	56	439	7.8	9,482 (90)	1,380 (72)	4,150	437.7
	2	13	184	14.2	1,319 (23)	262 (33)	653	495.1		2	53	412	7.8	2,824 (27)	487 (26)	1,459	516.6
	3	12	180	15.0	1,596 (27)	335 (43)	737	461.8		3	46	369	8.0	3,494 (33)	622 (33)	1,738	497.4
4	11	163	14.8	1,645 (28)	428 (54)	1,093	664.4	4	41	378	9.2	6,268 (59)	842 (44)	2,765	441.1		
鳥 根 県	29	44	341	7.8	8,672 (100)	1,847 (100)	3,582	413.1	管 内 計	29	323	3,164	9.8	75,695 (100)	13,455 (100)	29,791	393.6
	30	42	325	7.7	7,711 (89)	1,763 (95)	3,072	398.4		30	313	3,132	10.0	75,626 (100)	14,123 (105)	31,656	418.6
	元	40	318	8.0	8,569 (99)	1,686 (91)	3,093	361.0		元	307	3,044	9.9	69,574 (92)	12,434 (92)	29,201	419.7
	2	41	301	7.3	2,909 (34)	1,064 (58)	1,400	481.3		2	286	2,806	9.8	24,201 (32)	5,820 (43)	11,452	473.2
	3	41	302	7.4	3,486 (40)	1,194 (65)	1,749	501.7		3	273	2,700	9.9	28,222 (37)	6,901 (51)	14,176	502.3
4	37	301	8.1	4,833 (56)	1,209 (65)	2,030	420.0	4	258	2,706	10.5	44,221 (58)	8,491 (60)	20,332	459.8		

(注) 1.()は指数(29年度:100)

2.事業者数の管内計について、県別の合計から▲3している。

(中国JRバス㈱が、広島・鳥根・岡山・山口県の事業者数に重複して上がっているため)

3.集計対象は輸送実績報告対象事業者としている

5. 乗合事業者等に対する補助金の交付状況

(1) 令和4年度地域間幹線系統確保維持費国庫補助金交付額

単位：千円

県別	地域間幹線系統確保維持費		車両減価償却費		合計額
	系統数	金額	車両数	金額	
広島県	52	302,714	54	63,172	365,886
鳥取県	24	176,759	62	76,677	253,436
島根県	17	75,978	36	45,307	121,285
岡山県	21	126,956	12	14,903	141,859
山口県	38	277,180	59	79,100	356,280
合計	152	959,587	223	279,159	1,238,746

(2) 令和4年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金交付額

単位：千円

県別	地域内フィーダー系統確保維持費		車両減価償却費		合計額
	系統数	金額	車両数	金額	
広島県	64	96,695	5	4,109	100,804
鳥取県	17	16,377	2	354	16,731
島根県	11	14,220	0	0	14,220
岡山県	39	60,613	4	6,089	66,702
山口県	65	67,450	2	1,258	68,708
合計	196	255,355	13	11,810	267,165

(3) 地域公共交通バリア解消促進等事業費国庫補助金交付額

※令和4年度完了事業分

バリアフリー化設備等整備事業（自動車）

単位：円

事業内容	事業者数	車両数	事業実施地域	補助対象経費	国庫補助金額
福祉タクシー	11	11	広島市、出雲市他	32,992,566	7,200,000
合計				32,992,566	7,200,000

(4) 地域公共交通確保維持改善事業（経営改善支援事業）

※感染症拡大防止対策設備等の導入、実証運行、デジタル化

（乗合）

単位：千円

県別	事業者数	国庫補助金額
広島県	19	233,189
鳥取県	3	30,022
島根県	3	17,390
岡山県	6	63,352
山口県	8	47,039
合計	延べ数	390,992

※感染症拡大防止対策設備等の導入、デジタル化

(貸切)

単位：千円

県別	事業者数	国庫補助金額
広島県	33	84,963
鳥取県	5	15,460
島根県	13	58,367
岡山県	16	59,218
山口県	26	59,383
合計		277,391

(5) 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付額

※令和4年度完了事業分

交通サービスインバウンド対応支援事業（バス）

単位：円

事業内容	事業者数	事業実施地域	補助対象経費	国庫補助金額
多言語化（バスロケ、OBC）	5	広島市・宇部市・岡山市	14,700,000	3,276,000
キャッシュレス化（交通系ICカード）	3	尾道市、島根県西部、山口県	620,924,400	206,941,000
非常用電源装置	2	岡山県	1,540,996	620,000
ノンステップバスの導入	5	広島市、倉敷市他	247,689,214	15,370,000
合計			884,854,610	226,207,000

6. 乗合バス事業者の輸送実績及び労働生産性

令和4年度

県別	従業員数 (人)	車両数 (両)	輸送人員 (千人)	総走行キロ (千km)	実車キロ (千km)	延実働車両 (日車)	営業収入 (百万円)	実働1日1車当たり		走行1km 当たり 営業収入 (円)	従業員1人 1ヶ月当たり 営業収入 (円)
								営業収入 (円)	実車キロ (km)		
広島県	2,605	1,546	68,740	66,010	55,397	397,128	18,268	46,001	139.49	276.75	584,401
鳥取県	387	276	4,749	12,606	10,774	67,216	1,791	26,640	160.29	142.05	385,579
島根県	720	462	5,743	15,895	14,025	77,879	1,727	22,175	180.09	108.65	199,884
岡山県	804	575	21,588	23,783	19,884	143,888	5,168	35,914	138.19	217.28	535,606
山口県	1,185	753	17,314	28,790	24,623	171,129	3,728	21,782	143.89	129.47	262,133
管内計	5,701	3,612	118,134	147,084	124,703	857,240	30,681	35,791	145.47	208.60	448,475

※平成21年度より車両数30両以上の事業者を対象に集計することとした。

中国ジェイアールバス(株)の実績は各県(広島県・島根県・山口県)へ振り分けている。

なお、岡山県の中国ジェイアールバス(株)の実績については車両数が30両以上でないため含めていない。

7. 高速バス(都市間バス)の運行状況

令和5年4月1日現在

(北陸方面)

No	路線名	愛称	系統キロ (km)	運行 回数	所要 時分	運行開始 年月日
1	広島・岡山～福井・金沢・富山線	百万石ドリーム広島号	707.0	1.0	11:19	H31.4.1

(関東・中部方面)

No	路線名	愛称	系統キロ (km)	運行 回数	所要 時分	運行開始 年月日
1	広島～東京	ニューブリーズ	831.1	1.0	11:45	H15.12.12
2	広島・岡山～横浜・東京線	ドリーム岡山・広島号	856.8	1.0	12:56	H29.3.31
3	広島～東京	WILLER EXPRESS	840.2	1.0	14:00	H26.7.31
4	広島～東京	O.T.B.LINER	812.3	1.0	12:30	H25.8.1
5	広島～東京	JAMJAM LINER	969.7	1.0	12:50	H25.8.1
6	三原・尾道・福山～東京	エトワールセト	775.4	1.0	11:15	H1.4.20
7	広島・福山・岡山～横浜	メープルハーバー	819.9	1.0	12:40	H9.12.26
8	広島・福山～東京	ドリームスリーパー	832.9	1.0	12:10	H24.8.29
9	広島・三次～名古屋	広島ドリーム名古屋号	545.2	1.0	8:55	H1.9.8
10	鳥取～横浜・東京		697.1	1.0	12:00	H26.9.4
11	出雲・松江～東京	スサノオ	828.9	1.0	13:06	S63.12.21
12	出雲・松江・米子～名古屋	出雲・松江・米子ドリーム名古屋号	473.6	1.0	8:35	H16.9.10
13	出雲・松江・米子～東京	WILLER EXPRESS	800.3	1.0	13:05	H25.8.1
14	出雲・松江・米子～横浜・東京	キラキラ号	864.8	1.0	14:30	H26.9.1
15	出雲・松江・米子～東京	O.T.B.LINER	802.4	1.0	13:30	H29.2.10
16	岡山・津山～東京・横浜	ルブラン	734.5	2.0	11:40	H2.3.22
17	倉敷・岡山・津山～東京	ルミナス・マスカット	716.0	1.0	10:35	H2.3.22
18	倉敷・岡山～東京	ままかりライナー	700.1	1.0	11:10	H22.3.15
19	倉敷・岡山～東京	KB LINER	734.6	1.0	10:50	H25.8.1
20	倉敷・岡山～名古屋	リョービエクスプレス	348.8	1.0	5:50	H9.7.18
21	倉敷・岡山～東京・千葉	WILLER EXPRESS	695.1	1.0	11:40	H25.8.1
22	福山・倉敷・岡山～東京	JAMJAM LINER	747.0	1.0	11:21	H27.3.1
23	岡山・姫路・神戸～横浜・東京		701.3	1.0	11:40	H27.5.7
24	萩・防府・岩国～東京	萩エクスプレス	1,004.3	1.0	14:29	H5.4.24
25	広島～横浜・東京・千葉		870.0	1.0	13:00	R2.8.3
26	出雲・松江・米子～横浜・東京・千葉		866.5	1.0	14:10	R2.8.3
27	広島・岡山～東京・千葉		851.0	1.0	12:30	R3.4.27

(近畿方面)

No	路線名	愛称	系統キロ (km)	運行 回数	所要 時分	運行開始 年月日
1	広島～神戸	神戸エクスプレス/ハーバーライナー	313.2	2.0	4:02	H13.7.20
2	広島～大阪・京都	グラン屋特急号/グランドドリーム号	331.8	2.0	6:02	H14.7.20
3	広島～大阪・京都	青春屋特急号/青春ドリーム号	381.1	3.0	6:25	H16.8.1
4	広島～神戸・大阪・京都	WILLER EXPRESS/STAR EXPRESS	380.3	1.0	7:20	H25.8.1
5	広島～大阪・京都	WILLER EXPRESS	377.6	3.0	7:10	H26.7.31
6	三次・新見～大阪	広島みよしワインライナー	305.7	4.0	4:45	S59.5.1
7	新見～大阪		234.7	2.0	3:48	H3.7.25
8	尾道・府中・福山～大阪	びんごライナー	241.6	2.0	4:23	H7.12.15
9	世羅・尾道・府中・福山～神戸	神戸ライナー	244.7	2.0	4:46	H10.7.24
10	神辺・井原・笠岡～大阪	カフトガニ号	252.5	2.0	4:45	H25.3.16
11	広島・福山～大阪	JAMJAM LINER	358.0	1.0	8:45	H28.12.22
12	鳥取～神戸・大阪	ビッグバード	207.6	14.0	3:45	S50.11.1
13	倉吉～神戸・大阪	ビッグバード	238.3	10.0	4:45	S63.10.19
14	米子～神戸・大阪	ビッグバード	258.9	18.0	3:50	S56.7.7
15	米子～神戸	ビッグバード	246.5	5.0	3:35	H7.2.28
16	鳥取～京都	鳥取エクスプレス京都号	211.7	2.0	3:26	H29.11
17	米子～京都	米子エクスプレス京都号	281.7	3.0	4:40	H9.7.1
18	鳥取～姫路	プリンセスバード号	125.7	4.0	2:29	H22.3.24
19	出雲・松江～大阪	くろびき	324.6	12.5	5:35	H1.4.20
20	津和野・益田・浜田～大阪	津和野エクスプレス	498.0	1.0	9:00	H3.12.7
21	江津・浜田～大阪	浜田道エクスプレス	416.5	1.0	6:31	H14.12.21
22	出雲・松江～神戸	ポートレイク	310.1	1.0	4:50	H13.7.18
23	津山～大阪	中国ハイウェイバス	164.2	17.5	3:22	S50.11.1
24	玉野・倉敷・岡山～大阪	リョービエクスプレス	220.1	10.0	4:30	H1.12.1
25	岡山～大阪	吉備エクスプレス大阪号	189.2	12.0	3:40	H12.8.10
26	倉敷・岡山～神戸	ハーバープリンス/ハーバーライナー	183.0	2.0	3:40	H6.9.1
27	岡山～神戸	リョービエクスプレス	164.0	1.0	2:45	H20.2.1
28	倉敷・岡山～京都	京都エクスプレス	223.9	5.0	4:12	H13.10.27
29	岡山～関西国際空港	関空リムジンバス	222.4	7.0	3:35	H19.4.20
30	長門・萩・防府・岩国～神戸・大阪・京都	カルスト	604.9	1.0	14:20	H2.8.2
31	広島駅北口・岡山駅西口～難波～りんくうタウン		607.3	2.0	7:00	R2.12.17
32	出雲・松江～京都		380.2	6.0	5:30	R5.2.1

注：ここに掲載している高速バスは、都市間を結び停車する停留所を限定して運行する急行系統で、概ね50km以上の系統を運行する乗合バスである。

* 印については、高速バスの輸送実績には含まない

運行回数については片道あたり0.5回とし、年間を通じて運行するものを計上している。

(四国方面)

No	路線名	愛称	系統キロ (km)	運行 回数	所要 時分	運行開始 年月日
1	広島～今治	しまなみライナー	147.8	3.0	2:55	H11.5.2
2	福山～今治	しまなみライナー	76.7	16.0	1:30	H11.5.2
3	福山・尾道～松山	キラエクスプレス	140.9	2.0	3:00	H11.5.2
4	広島～高知	土佐エクスプレス	291.8	2.0	4:46	H12.7.20
5	広島～徳島	あわひろしま号	277.4	2.0	4:25	H14.12.21
6	広島～高松	高松エクスプレス広島号	216.5	5.0	3:34	H12.12.15
7	岡山～高知	龍馬エクスプレス	168.8	5.0	2:33	H4.2.8
8	岡山～松山	マドンナエクスプレス	205.1	3.0	3:25	H6.11.17
9	岡山・倉敷～徳島	リョービエクスプレス	155.9	2.0	2:35	H15.4.25

(九州方面)

No	路線名	愛称	系統キロ (km)	運行 回数	所要 時分	運行開始 年月日
1	福山・広島～小倉・福岡	広福ライナー	284.0	6.0	4:32	H14.5.31
2	鳥取・倉吉・米子～小倉・福岡	大山号	582.3	1.0	10:40	H3.9.18
3	松江・出雲～小倉・福岡	出雲ドリーム博多号	484.7	1.0	8:52	H2.8.2
4	岡山・倉敷～小倉・福岡	ベガサス	452.0	1.0	9:12	H1.4.1
5	山口・宇部～福岡	福岡・山口ライナー	185.0	5.0	4:02	H13.10.19
6	下関～福岡	ふくふく天神号	98.9	12.0	1:40	H13.3.1
7	下松・周南・防府～福岡	福岡・防府・周南ライナー	216.9	2.0	3:58	H15.3.20
8	広島～福岡・佐賀		364.8	1.0	6:00	R3.12.17
9	山口・長門～福岡		168.4	1.0	3:23	R4.7.1

(中国地方)

No	路線名	愛称	系統キロ (km)	運行 回数	所要 時分	運行開始 年月日
1	広島～倉吉・鳥取	メリーバード	295.6	1.0	5:30	S63.12.21
2	広島～米子	メリーバード	202.2	4.0	3:33	H1.9.27
3	広島～松江	グランドアロー	179.3	18.0	3:18	S61.5.22
4	広島～出雲	みこと	166.0	6.0	3:11	H3.5.21
5	広島～浜田	いさりび	102.6	11.0	2:13	H3.12.8
6	広島～戸河内・美郷～益田	新広益線	122.9	1.0	2:50	H6.5.24
7	広島～六日市・日原～益田	広益線	148.7	6.0	3:18	H7.4.28
8	広島～大田	石見銀山号	121.0	2.0	3:04	H19.4.16
9	広島～岡山	サンサンライナー	162.4	5.0	2:32	H14.3.16
10	広島～徳山		98.3	5.5	1:40	H11.2.16
11	広島～徳山・防府		121.3	1.0	2:25	H9.5.16
12	広島～防府・湯田		145.3	1.0	3:03	S62.10.2
13	広島～岩国		59.1	15.0	1:16	H17.12.22
14	岡山～米子・松江・出雲	ももたろうエクスプレス	216.0	5.0	4:01	H9.3.16
15	岡山～倉吉	新倉吉街道エクスプレス	130.7	2.0	2:30	H16.12.18

注：ここに掲載している高速バスは、都市間を結び停車する停留所を限定して運行する急行系統で、概ね50km以上の系統を運行する乗合バスである。
運行回数については片道あたり0.5回とし、年間を通じて運行するものを計上している。

(同一県内)

No	路線名	愛称	系統キロ (km)	運行 回数	所要 時分	運行開始 年月日
1	広島～福山	ローズライナー	109.4	32.0	1:55	H6.3.21
2	広島～府中	リードライナー	89.1	8.0	1:53	H7.4.26
3	広島～尾道・因島	フラワーライナー	113.2	11.0	2:20	H8.3.18
4	広島～甲山・甲奴	ピースライナー	106.3	4.0	2:03	H8.7.11
5	福山～因島	シトラスライナー	51.5	9.0	1:07	H9.10.7
6	広島～三次・庄原・東城・下帝釈		136.9	34.0	2:47	S63.8.22
7	広島～三段峡	三段峡線	59.8	3.0	1:15	S60.3.21
8	広島～東広島	グリーンフェニックス	44.9	12.0	1:01	H27.3.14
9	広島～竹原	かぐや姫号	61.2	12.0	1:25	H3.4.25
10	呉～豊島		52.3	11.5	1:41	H20.11.18
11	広島～豊島	とびしまライナー	74.1	4.0	2:39	H20.11.18
12	岡山～津山	岡山エクスプレス津山号	62.5	1.0	1:50	H25.12.1
13	岡山～勝山		84.8	4.0	1:55	H9.4.1
14	山口～萩	スーパー萩号	51.5	8.0	1:10	H28.1.11
15	三次～福山線	きんさいライナー	78.9	2.0	1:50	H30.8.9

注:ここに掲載している高速バスは、都市間を結び停車する停留所を限定して運行する急行系統で、概ね50km以上の系統を運行する乗合バスである。
運行回数については片道あたり0.5回とし、年間を通じて運行するものを計上している。

(管外)

No	路線名	愛称	系統キロ (km)	運行 回数	所要 時分	運行開始 年月日
1	高知・岡山～東京	O.T.B.LINER	801.1	1.0	12:40	H25.8.1
2	福岡・山口～東京	O.T.B.LINER	1,102.6	1.0	15:30	H25.8.1
3	福岡・広島～愛知	ロイヤルエクスプレス	820.7	1.0	12:50	H25.8.1
4	糸島・福岡・山口～兵庫・大阪・京都		713.1	2.0	12:00	R2.4.28
5	福岡・広島～兵庫・大阪		641.6	1.0	10:30	R2.10.21
6	福岡・山口～京都		691.1	1.0	11:10	R5.2.1

注:ここに掲載している高速バスは、中国局管外に起終点を置き、中国局管内に停車する急行系統で、概ね50km以上の系統を運行する乗合バスである。
運行回数については片道あたり0.5回とし、年間を通じて運行するものを計上している。

8. 貸切バス事業の運賃料金

(1) 運賃・料金

運賃は、時間・キロ併用制運賃とする。

		下限額	
運賃	キロ制運賃 (1kmあたり)	大型車	190 円
		中型車	160 円
		小型車	140 円
賃	時間制運賃 (1時間あたり)	大型車	6,320 円
		中型車	5,330 円
		小型車	4,580 円
料金	交替運転者配置料金	キロ制料金(1kmあたり)	30 円
		時間制料金(1時間あたり)	2,300 円
	深夜早朝運行料金	時間制運賃及び交替運転者配置料金(時間制料金)の2割増	
	特殊車両割増料金	設備や購入価格等を勘案した割増率	

(2) 運賃の割引

割引の種類	割引率
身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法の適用を受ける者の団体	届け出た運賃の下限額を下回らない額を限度とする
学校教育法による学校(大学及び高等専門学校を除く)に通学又は通園する者の団体	届け出た運賃の下限額を下回らない額を限度とする

(3) 端数処理

- (1) 走行距離の端数については、10km未満は10kmに切り上げる。
- (2) 時間の端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げる。

(4) 運賃の計算方法

時間制運賃とキロ制運賃を合算した額

- (1) 時間制運賃
出庫前及び帰庫後の点呼点検時間として1時間ずつ合計2時間と、走行時間を合算した時間に1時間あたりの運賃額を乗じた額。
ただし、走行時間3時間未満の場合は、3時間として計算。
- (2) キロ制運賃
走行距離に1キロあたりの運賃額を乗じた額。

(注) 1. 深夜早朝運行料金

2 2時以降翌朝5時までの間に点呼点検時間、走行時間、交替運転者配置料金が含まれた場合適用する。

(注) 2. 車種区分

大型車・中型車・小型車の3区分とし、区分の基準は次のとおりとする。

大型車・・・車両の長さ9メートル以上または旅客席数50人以上
中型車・・・大型車・小型車以外のもの

小型車・・・車両の長さ7メートル以下で、かつ旅客席数29人以下

(注) 3. 算出される運賃と料金を併算した額に消費税法等に基づく税率を乗じ、1円単位に四捨五入した消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含めた運賃・料金の総額を収受する。

(注) 4. この運賃・料金は変更命令の審査を要さないものとして中国運輸局長が公示したものである。

(注) 5. 公示年月日 5.8.25

(注) 6. 適用年月日 5.8.25

II ターミナル関係

1. 一般バスターミナルの現況

令和5年10月1日現在

事業者名	ターミナルの名称	位置	資本金 百万円	境域面積 (建物面積) 平方米	規模 ホーム	供用開始 年月日	乗入会社	使用料金 円	年度	1日当たり発着回数	
										発	着
株式会社 広島バスセンター	広島バスセンター	広島市中区基町6-27	588.9	13,474.7 (11,395.6)	発11 着9	S34.12.25 新施設 S49.10.10	広島電鉄株式会社 他29社	50km未満 100	29	1,470	1,490
								50km以上150km未満 180	30	1,236	1,243
								150km以上 250	元	1,380	1,388
								※消費税別途加算	2	1,239	1,247
									3	1,216	1,223
									4	1,201	1,209
美 祢 市 (山 口 県)	秋芳洞観光 センター	山口県美祢市秋芳町 秋吉3506-2	-	4,606.9 (410.1)	2	S41.1.1	防長交通株式会社 中国J Rバス株式会社 船木鉄道株式会社	44	29	49	48
									30	45	43
									元	40	39
									2	41	39
									3	41	40
									4	41	40

2. 専用バスターミナルの現況

令和5年10月1日現在

県別	事業者名	ターミナルの名称	位置	境域面積	規模
				m ²	ホーム
島根県	石見交通株式会社	大田バスセンター	大田市大田町大田字大沢701-3	2,517	5
岡山県	両備ホールディングス株式会社	西大寺バスターミナル	岡山市東区西大寺上1丁目1-50	1,450	7
	宇野自動車株式会社	宇野バス表町バスセンター	岡山市北区表町2丁目3-18	3,011	5
山口県	防長交通株式会社	萩バスセンター	萩市唐樋町11-2	425	3

Ⅲ ハイヤー・タクシー関係

1. ハイ・タク事業の概況及び輸送実績の推移(1人1車制個人タクシーを除く。)

県別	年度	事業者数 (者)	車 両 数 (両)	1事業者当 り保有台数	輸送人員 (千人)	総走行キロ (千km)	旅客収入 (百万円)	県別	年度	事業者数 (者)	車 両 数 (両)	1事業者当 り保有台数	輸送人員 (千人)	総走行キロ (千km)	旅客収入 (百万円)
管内合計	30	627	12,723	20.3	62,878 (100.0)	329,327 (100.0)	65,394 (100.0)	島根県	30	99	1,149	11.6	4,762 (100.0)	29,507 (100.0)	4,933 (100.0)
	1	617	12,473	20.2	60,281 (95.9)	392,351 (119.1)	60,299 (92.2)		1	98	1,127	11.5	4,312 (90.6)	27,406 (92.9)	4,593 (93.1)
	2	622	12,094	19.4	38,243 (60.8)	255,210 (77.5)	39,653 (60.6)		2	99	1,024	10.3	2,674 (56.2)	17,631 (59.8)	3,024 (61.3)
	3	582	11,842	20.3	35,980 (57.2)	244,448 (74.2)	37,694 (57.6)		3	93	1,007	10.8	2,045 (42.9)	16,522 (56.0)	2,878 (58.3)
	4	622	11,392	18.3	42,074 (66.9)	285,437 (86.7)	47,080 (72.0)		4	98	970	9.9	2,789 (58.6)	18,954 (64.2)	3,403 (69.0)
広島県	30	234	5,543	23.7	31,971 (100.0)	206,951 (100.0)	31,443 (100.0)	岡山県	30	150	3,070	20.5	11,503 (100.0)	83 (100.0)	14,103 (100.0)
	1	227	5,393	23.8	30,961 (96.8)	197,512 (95.4)	29,116 (92.6)		1	148	3,032	20.5	10,708 (93.1)	77,164 (92968.7)	12,733 (90.3)
	2	233	5,282	22.7	19,780 (61.9)	132,788 (64.2)	19,975 (63.5)		2	148	2,962	20.0	6,635 (57.7)	53,152 (64038.6)	8,638 (61.3)
	3	219	5,140	23.5	18,131 (56.7)	126,133 (60.9)	18,267 (58.1)		3	136	2,913	21.4	6,406 (55.7)	45,032 (54255.4)	7,598 (53.9)
	4	228	4,956	21.7	21,442 (67.1)	143,350 (69.3)	22,464 (71.4)		4	151	2,744	18.2	7,681 (66.8)	56,597 (68189.2)	10,422 (73.9)
鳥取県	30	29	671	23.1	3,519 (100.0)	22,885 (100.0)	3,562 (100.0)	山口県	30	115	2,290	19.9	11,123 (100.0)	69,901 (100.0)	11,353 (100.0)
	1	29	664	22.9	3,177 (90.3)	20,368 (89.0)	3,213 (90.2)		1	115	2,257	19.6	11,123 (100.0)	69,901 (100.0)	10,644 (93.8)
	2	29	624	21.5	2,051 (58.3)	13,642 (59.6)	2,055 (57.7)		2	113	2,202	19.5	7,103 (63.9)	37,997 (54.4)	5,961 (52.5)
	3	27	578	21.4	2,045 (58.1)	11,106 (48.5)	1,710 (48.0)		3	107	2,204	20.6	7,353 (66.1)	45,655 (65.3)	7,241 (63.8)
	4	33	565	17.1	2,119 (60.2)	14,716 (64.3)	2,285 (64.1)		4	112	2,157	19.3	8,043 (72.3)	51,820 (74.1)	8,506 (74.9)

(注) 1. 事業者数・車両数は福祉輸送事業限定事業者を除いた年度末の数を記載。()内は指数 [平成29年度=100]

2. 輸送実績には、法人タクシー事業者の保有するハイヤー、特殊車両によるものを含む。

2. 営業区域別ハイ・タク事業の概況(1人1車制個人タクシーを除く。)

(令和4年度)

【広島県】

営業区域名	人口 住民登録 (人)	事業 者数 (者)	車両数 (両)	1車当 り人口 (人)	1事業 者当り 車両数 (両)	集計事業者		延実在 車両数 (両)	延実働 車両数 (両)	実働率 (%)	総走行 キロ (千km)	実車キロ (千km)	実車率 (%)	輸送回数 (千回)	輸送人員 (千人)	旅客収入 (千円)	実働1日1車当り		走行1 キロ当 り収入 (円)
						事業者数 (者)	車両数 (両)										実車キロ (キロ)	旅客収入 (円)	
広島交通圏	1,181,868	77	2,780	425	36	70	2,780	952,047	521,089	54.7	92,789	38,854	41.9	10,394	14,031	14,532,505	74.6	27,889	156.6
内 訳	ハイヤー	17	98	12,060	6	17	98	24,339	5,860	24.1	541	372	68.8	8	28	214,267	63.5	36,564	396.1
	タクシー	70	2,682	441	38	70	2,682	927,708	515,229	55.5	92,248	38,482	41.7	10,386	14,003	14,318,238	74.7	27,790	155.2
呉市 A	206,603	16	328	630	21	16	373	112,218	59,547	53.1	7,447	3,109	41.7	875	999	1,051,245	52.2	17,654	141.2
呉市 B	1,493	1	3	498	3	1	3	1,095	178	16.3	4	2	50.0	0	1	636	11.2	3,573	159.0
竹原市	23,389	3	37	632	12	3	37	12,319	5,503	44.7	675	300	44.4	76	92	91,989	54.5	16,716	136.3
東広島市	189,735	17	263	721	15	17	263	93,987	55,635	59.2	7,786	3,513	45.1	669	789	994,228	63.1	17,871	127.7
三原市	88,617	13	104	852	8	13	103	39,672	23,196	58.5	3,275	1,500	45.8	365	415	413,686	64.7	17,834	126.3
尾道市	129,183	9	195	662	22	9	176	65,801	33,334	50.7	4,298	1,873	43.6	469	532	509,826	56.2	15,294	118.6
福山交通圏	459,160	27	838	548	31	26	834	297,066	159,672	53.7	17,874	7,813	43.7	1,995	2,472	2,421,367	48.9	15,165	135.5
内 訳	ハイヤー	2	6	76,527	3	2	6	2,100	279	13.3	24	13	54.2	8	28	5,063	46.6	18,147	211.0
	タクシー	26	832	0	32	26	828	294,966	159,393	54.0	17,850	7,800	43.7	1,987	2,444	2,416,304	48.9	15,159	135.4
府中市	35,671	4	84	425	21	4	82	30,987	16,828	54.3	1,805	846	46.9	189	230	310,480	50.3	18,450	172.0
三次市	49,106	12	88	558	7	12	89	30,906	15,580	50.4	1,677	714	42.6	175	221	235,632	45.8	15,124	140.5
庄原市	32,343	14	59	548	4	13	51	19,314	10,618	55.0	857	355	41.4	85	109	121,079	33.4	11,403	141.3
大竹市	ハイヤー	1	1	26,014	1	1	1	365	244	66.8	9	7	77.8	8	28	4,700	28.7	19,262	522.2
	タクシー	3	49	531	16	3	52	18,444	9,666	52.4	1,127	459	40.7	150	174	148,430	47.5	15,356	131.7
江田島市	20,955	7	39	537	6	7	40	14,016	7,129	50.9	758	306	40.4	80	111	95,570	42.9	13,406	126.1
安芸高田市	26,853	6	39	689	7	5	32	11,764	6,393	54.3	525	207	39.4	40	51	62,171	32.4	9,725	118.4
山県郡	17,338	10	42	413	4	10	43	15,061	8,193	54.4	923	327	35.4	47	77	98,917	39.9	12,073	107.2
世羅郡	15,075	4	28	538	7	4	29	10,220	5,255	51.4	511	221	43.2	29	45	72,050	42.1	13,711	141.0
神石郡	8,195	6	32	256	5	6	34	12,212	6,227	51.0	580	281	48.4	26	30	81,818	45.1	13,139	141.1
豊田郡	6,791	2	3	2,264	2	2	3	1,095	788	72.0	46	21	45.7	3	4	5,478	26.6	6,952	119.1
佐伯交通圏	38,884	4	35	1,111	9	4	32	11,107	6,599	59.4	912	378	41.4	89	108	117,183	57.3	17,758	128.5
宮島	1,428	1	3	476	3	1	4	1,430	552	38.6	48	28	58.3	15	16	10,222	50.7	18,518	213.0

- (注) 1. 事業者数は、各営業区域に営業所を持つ事業者の数を記載。(福祉輸送事業限定事業者を除く。)
 2. 輸送実績には、法人タクシー事業者の保有するハイヤー、特殊車両によるものを含む。
 3. 営業区域は、別表のとおり。営業区域内に単数の事業者しか集計がない場合は、実績値省略。
 4. 人口は自治体公表の数値(令和5年3月31日現在)

2. 営業区域別ハイ・タク事業の概況（1人1車制個人タクシーを除く。）

（令和4年度）

【鳥取県】

営業区域名	人口 住民登録 (人)	事業 者数 (者)	車両数 (両)	1車当 り人口 (人)	1事業 者当り 車両数 (両)	集計事業者		延実在 車両数 (両)	延実働 車両数 (両)	実働率 (%)	総走行 キロ (千km)	実車キロ (千km)	実車率 (%)	輸送回数 (千回)	輸送人員 (千人)	旅客収入 (千円)	実働1日1車当り		走行1 キロ当 り収入 (円)
						事業者数 (者)	車両数 (両)										実車キロ (キロ)	旅客収入 (円)	
鳥取交通圏	182,109	13	244	746	19	13	244	87,282	43,569	49.9	5,772	2,390	41.4	609	841	902,536	54.9	20,715	156.4
米子交通圏	145,348	8	176	826	22	8	176	64,546	36,546	56.6	5,546	2,483	44.8	619	848	911,352	67.9	24,937	164.3
倉吉交通圏	44,670	5	86	519	17	5	86	32,490	14,452	44.5	2,063	853	41.3	198	269	284,975	59.0	19,719	138.1
境港市	32,774	3	30	1,092	10	3	30	10,950	5,041	46.0	683	298	43.6	72	101	103,102	59.1	20,453	151.0
八頭郡	15,929	1	13	1,225	13	1	13	4,745	2,377	50.1	295	116	39.3	24	29	34,811	48.8	14,645	118.0
西伯郡	14,578	2	13	1,121	7	2	13	2,920	2,076	71.1	265	102	38.5	17	24	34,539	49.1	16,637	130.3
日野郡	4,081	1	3	1,360	3	1	3	1,098	764	69.6	93	42	45.2	7	8	13,843	55.0	18,119	148.8

【島根県】

松江市	196,748	21	361	545	17	21	361	134,380	64,433	47.9	7,554	2,987	39.5	753	1,139	1,358,924	46.4	21,090	179.9
浜田市	50,129	9	77	651	9	9	77	27,012	14,416	53.4	1,480	538	36.4	177	240	245,714	37.3	17,045	166.0
出雲市	173,136	13	238	727	18	13	238	89,027	43,995	49.4	4,724	2,090	44.2	417	651	871,581	47.5	19,811	184.5
益田市	44,023	4	73	603	18	4	73	26,550	17,267	65.0	1,854	754	40.7	214	303	337,460	43.7	19,544	182.0
大田市	32,521	6	41	793	7	6	41	14,965	8,052	53.8	754	302	40.1	79	108	125,638	37.5	15,603	166.6
安来市	36,138	5	28	1,291	6	5	28	9,855	5,146	52.2	513	248	48.3	50	78	97,131	48.2	18,875	189.3
江津市	21,773	5	22	990	4	5	22	8,030	2,864	35.7	313	121	38.7	37	51	53,089	42.2	18,537	169.6
雲南交通圏	34,150	7	38	899	5	7	38	13,870	5,843	42.1	515	232	45.0	45	63	88,908	39.7	15,216	172.6
仁多郡	11,065	3	10	1,107	3	3	10	3,650	2,138	58.6	220	95	43.2	14	18	38,153	44.4	17,845	173.4
邑智郡	9,865	7	16	617	2	7	16	5,815	2,746	47.2	223	94	42.2	14	17	38,725	34.2	14,102	173.7
鹿足郡	6,459	5	17	380	3	5	17	5,844	2,542	43.5	181	59	32.6	15	21	28,412	23.2	11,177	157.0
隠岐郡	13,403	13	49	274	4	13	49	17,869	8,779	49.1	625	290	46.4	65	101	119,760	33.0	13,642	191.6

- (注) 1. 事業者数は、各営業区域に営業所を持つ事業者の数を記載。(福祉輸送事業限定事業者を除く。)
 2. 輸送実績には、法人タクシー事業者の保有するハイヤー、特殊車両によるものを含む。
 3. 営業区域は、別表のとおり。営業区域内に単数の事業者しか集計がない場合は、実績値省略。
 4. 人口は自治体公表の数値（令和5年3月31日現在）

2. 営業区域別ハイ・タク事業の概況(1人1車制個人タクシーを除く。)

(令和4年度)

【岡山市】

営業区域名	人口 住民登録 (人)	事業 者数 (者)	車両数 (両)	1車当 り人口 (人)	1事業 者当り 車両数 (両)	集計事業者		延実在 車両数 (両)	延実働 車両数 (両)	実働率 (%)	総走行 キロ (千km)	実車キロ (千km)	実車率 (%)	輸送回数 (千回)	輸送人員 (千人)	旅客収入 (千円)	実働1日1車当り		走行1 キロ当 り収入 (円)
						事業者数 (者)	車両数 (両)										実車キロ (キロ)	旅客収入 (円)	
岡山市	716,436	28	1,469	488	52	28	1,469	382,068	227,015	59.4	30,678	13,868	45.2	3,479	4,288	5,797,491	61.1	25,538	189.0
倉敷交通圏	469,620	21	539	871	26	21	539	189,483	96,945	51.2	11,569	5,066	43.8	1,185	1,655	2,138,783	52.3	22,062	184.9
津山市	96,690	11	117	826	11	11	117	44,530	21,019	47.2	2,503	1,184	47.3	268	351	461,922	56.3	21,976	184.5
玉野市	56,317	6	113	498	19	6	113	41,733	17,137	41.1	1,935	866	44.8	202	245	356,210	50.5	20,786	184.1
笠岡市	44,541	5	48	928	10	5	48	15,680	6,578	42.0	872	428	49.1	109	140	160,702	65.1	24,430	184.3
井原交通圏	37,835	5	64	591	13	5	64	23,360	15,122	64.7	1,678	713	42.5	134	188	283,203	47.1	18,728	168.8
総社市	69,428	4	40	1,736	10	4	40	14,445	8,367	57.9	941	399	42.4	134	122	160,551	47.7	19,189	170.6
高梁市	27,358	3	24	1,140	8	3	24	8,930	5,322	59.6	614	306	49.8	59	88	108,799	57.5	20,443	177.2
新見市	37,768	8	28	1,349	4	8	28	10,220	4,186	41.0	357	177	49.6	36	52	73,390	42.3	17,532	205.6
備前市	32,348	7	22	1,470	3	7	22	8,029	3,695	46.0	352	175	49.7	30	48	64,981	47.4	17,586	184.6
赤磐交通圏	43,359	9	48	903	5	9	48	18,005	10,082	56.0	1,151	405	35.2	71	103	175,048	40.2	17,362	152.1
瀬戸内市	36,366	7	41	887	6	7	41	15,323	8,163	53.3	832	346	41.6	61	93	124,832	42.4	15,292	150.0
美作交通圏	25,801	7	26	992	4	7	26	9,499	4,806	50.6	432	193	44.7	34	43	72,372	40.2	15,059	167.5
真庭交通圏	42,102	5	36	1,170	7	5	36	12,161	5,574	45.8	596	234	39.3	31	45	100,313	42.0	17,997	168.3
和気郡	13,042	3	15	869	5	3	15	5,603	2,709	48.3	258	117	45.3	21	33	51,704	43.2	19,086	200.4
浅口交通圏	31,941	7	53	603	8	7	53	19,262	7,506	39.0	777	317	40.8	83	108	118,135	42.2	15,739	152.0
加賀郡及び岡山市建部町	10,421	6	23	453	4	6	23	8,395	3,907	46.5	414	173	41.8	18	25	60,042	44.3	15,368	145.0
苫田郡	12,317	3	10	1,232	3	3	10	3,650	1,772	48.5	189	67	35.4	15	19	35,351	37.8	19,950	187.0
勝田郡	10,897	1	3	3,632	3	1	3	1,120	490	43.8	45	18	40.0	4	5	7,669	36.7	15,651	170.4
久米郡	12,884	5	25	515	5	5	25	9,556	3,892	40.7	404	192	47.5	25	33	70,285	49.3	18,059	174.0

- (注) 1. 事業者数は、各営業区域に営業所を持つ事業者の数を記載。(福祉輸送事業限定事業者を除く。)
 2. 輸送実績には、法人タクシー事業者の保有するハイヤー、特殊車両によるものを含む。
 3. 営業区域は、別表のとおり。営業区域内に単数の事業者しか集計がない場合は、実績値省略。
 4. 人口は自治体公表の数値(令和4年3月31日現在)

2. 営業区域別ハイ・タク事業の概況(1人1車制個人タクシーを除く。)

(令和4年度)

【山口県】

営業区域名	人口 住民登録 (人)	事業 者数 (者)	車両数 (両)	1車当 り人口 (人)	1事業 者当り 車両数 (両)	集計事業者		延実在 車両数 (両)	延実働 車両数 (両)	実働率 (%)	総走行 キロ (千km)	実車キロ (千km)	実車率 (%)	輸送回数 (千回)	輸送人員 (千人)	旅客収入 (千円)	実働1日1車当り		走行1 キロ当 り収入 (円)
						事業者数 (者)	車両数 (両)										実車キロ (キロ)	旅客収入 (円)	
下 関 市	249,012	19	491	507	26	19	491	183,036	97,349	53.2	11,736	4,650	39.6	1,380	1,905	1,881,878	47.8	19,331	160.4
宇 部 市	159,608	10	310	515	31	10	310	113,637	49,779	43.8	6,734	2,760	41.0	769	1,058	1,107,457	55.4	22,247	164.5
山 口 市	187,674	13	254	739	20	13	254	92,954	47,545	51.1	6,254	2,607	41.7	601	819	989,850	54.8	20,819	158.3
萩交通圏	43,275	4	49	883	12	4	49	18,225	10,072	55.3	1,156	475	41.1	163	217	208,880	47.2	20,739	180.7
周 南 市	137,019	12	278	493	23	12	278	101,835	61,725	60.6	6,268	2,589	41.3	695	952	1,120,991	41.9	18,161	178.8
防 府 市	113,838	8	133	856	17	8	133	48,983	26,560	54.2	3,421	1,516	44.3	443	596	570,559	57.1	21,482	166.8
下 松 市	56,932	4	62	918	16	4	62	22,599	13,123	58.1	1,787	789	44.2	203	316	297,706	60.1	22,686	166.6
岩国交通圏	127,543	16	240	531	15	16	240	73,027	51,394	70.4	6,875	2,871	41.8	776	1,088	1,178,074	55.9	22,922	171.4
山陽小野田市	59,797	5	98	610	20	5	98	36,021	17,511	48.6	2,191	883	40.3	249	321	324,353	50.4	18,523	148.0
光 市	49,100	4	51	963	13	4	51	18,880	11,708	62.0	1,245	521	41.8	136	178	192,204	44.5	16,416	154.4
長 門 市	31,328	5	59	531	12	5	59	21,595	11,045	51.1	1,102	458	41.6	109	139	163,885	41.5	14,838	148.7
柳井交通圏	29,886	4	79	378	20	4	79	28,835	16,800	58.3	2,082	940	45.1	250	335	341,609	56.0	20,334	164.1
美 祢 市	21,615	4	41	527	10	4	41	15,330	6,342	41.4	665	263	39.5	59	91	89,651	41.5	14,136	134.8
大 島 郡	14,798	4	12	1,233	3	4	12	4,380	2,555	58.3	306	117	38.2	22	28	38,541	45.8	15,085	126.0

- (注) 1. 事業者数は、各営業区域に営業所を持つ事業者の数を記載。(福祉輸送事業限定事業者を除く。)
 2. 輸送実績には、法人タクシー事業者の保有するハイヤー、特殊車両によるものを含む。
 3. 営業区域は、別表のとおり。営業区域内に単数の事業者しか集計がない場合は、実績値省略。
 4. 人口は自治体公表の数値(令和5年3月31日現在)

営業区域一覧表

広島県

平成24年8月29日改正

営業区域名	市町村名
広島交通圏	広島市（平成17年4月25日編入の旧佐伯郡湯来町の区域を除く）、廿日市市（平成15年3月1日編入の旧佐伯郡佐伯町、吉和村及び平成17年11月3日編入の旧佐伯郡大野町、宮島町の区域を除く）、安芸郡府中町、海田町、熊野町、坂町
呉市 A	呉市（平成17年3月20日編入の旧豊田郡豊浜町及び旧豊町の区域を除く）
呉市 B	呉市（平成17年3月20日編入の旧豊田郡豊浜町及び旧豊町の区域に限る）
竹原市	竹原市、三原市のうち広島空港の区域
東広島市	東広島市、三原市のうち広島空港の区域
三原市	三原市
尾道市	尾道市（昭和32年1月1日編入の旧沼隈郡浦崎村の区域を除く）
福山交通圏	福山市、尾道市（昭和32年1月1日編入の旧沼隈郡浦崎村の区域に限る）
府中市	府中市
三次市	三次市
庄原市	庄原市
大竹市	大竹市
江田島市	江田島市
安芸高田市	安芸高田市
山県郡	安芸太田町、北広島町
世羅郡	世羅町
神石郡	神石高原町
豊田郡	大崎上島町
佐伯交通圏	廿日市市（平成15年3月1日編入の旧佐伯郡佐伯町、吉和村及び平成17年11月3日編入の旧佐伯郡大野町の区域に限る）、広島市（平成17年4月25日編入の旧佐伯郡湯来町の区域に限る）
宮島	廿日市市（平成17年11月3日編入の旧佐伯郡宮島町の区域に限る）

鳥取県

営業区域名	市町村名
鳥取交通圏	鳥取市、岩美郡岩美町
米子交通圏	米子市、西伯郡日吉津村、境港市のうち米子空港の区域
倉吉交通圏	倉吉市、東伯郡琴浦町、湯梨浜町、北栄町、三朝町
境港市	境港市
八頭郡	八頭町、若桜町、智頭町
西伯郡	南部町、伯耆町、大山町
日野郡	日野町、日南町、江府町

島根県

営業区域名	市町村名
松江市	松江市
浜田市	浜田市
出雲市	出雲市
益田市	益田市
大田市	大田市
安来市	安来市
江津市	江津市
雲南交通圏	雲南市、飯石郡飯南町
仁多郡	奥出雲町
邑智郡	美郷町、邑南町、川本町
鹿足郡	津和野町、吉賀町
隠岐郡	隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村

岡山県

営業区域名	市 町 村 名
岡 山 市	岡山市(平成19年1月22日編入の旧赤磐郡瀬戸町、旧御津郡建部町の区域を除く)
倉 敷 交 通 圏	倉敷市、都窪郡早島町
津 山 市	津山市
玉 野 市	玉野市
笠 岡 市	笠岡市
井 原 交 通 圏	井原市、小田郡矢掛町
総 社 市	総社市
高 梁 市	高梁市
新 見 市	新見市
備 前 市	備前市
赤 磐 交 通 圏	赤磐市、岡山市(平成19年1月22日編入の旧赤磐郡瀬戸町に限る)
瀬 戸 内 市	瀬戸内市
美 作 交 通 圏	美作市、英田郡西粟倉村
真 庭 交 通 圏	真庭市、真庭郡新庄村
和 気 郡	和気町
浅 口 交 通 圏	浅口市、浅口郡里庄町
加 賀 郡 及 び 岡 山 市 建 部 町	加賀郡吉備中央町、岡山市(平成19年1月22日編入の旧御津郡建部町に限る)
苦 田 郡	鏡野町
勝 田 郡	勝央町、奈義町
久 米 郡	美咲町、久米南町

山口県

営業区域名	市 町 村 名
下 関 市	下関市
宇 部 市	宇部市
山 口 市	山口市(平成22年1月16日編入の旧阿武郡阿東町を除く)
萩 交 通 圏	萩市、阿武郡阿武町、山口市(平成22年1月16日編入の旧阿武郡阿東町に限る)
周 南 市	周南市
防 府 市	防府市
下 松 市	下松市
岩 国 交 通 圏	岩国市、玖珂郡和木町
山 陽 小 野 田 市	山陽小野田市
光 市	光市
長 門 市	長門市
柳 井 交 通 圏	柳井市、熊毛郡上関町、田布施町、平生町
美 祿 市	美祿市
大 島 郡	周防大島町

3. 営業区域別1人1車制個人タクシー事業の概況

令和4年度

営業区域別	事業者数 (人)	延実在車両数 (両)	延実働車両数 (両)	実働率 (%)	総走行キロ (千km)	実車キロ (千km)	実車率 (%)	輸送回数 (千回)	輸送人員 (千人)	旅客収入 (千円)	実働1日1車当たり		走行1キロ 当たり収入 (円)
											実車キロ (キロ)	旅客収入 (円)	
広島交通圏	765	279,225	165,117	59.1	15,581	4,844	31.1	1,278	1,734	1,870,705	29.3	11,330	120.1
呉市A	74	27,010	16,795	62.2	1,317	388	29.4	116	153	153,214	23.1	9,123	116.3
福山交通圏	62	22,630	13,394	59.2	811	277	34.1	65	89	104,431	20.7	7,797	128.8
岡山市	125	45,625	24,683	54.1	2,126	737	34.7	161	221	301,580	29.9	12,218	141.9
倉敷交通圏	28	10,220	5,989	58.6	454	170	37.4	42	58	69,442	28.4	11,595	153.0
岩国交通圏	8	2,920	1,278	43.8	124	44	35.4	12	16	18,842	34.3	14,743	152.4
周南市	12	4,380	2,698	61.6	207	80	38.4	18	24	28,726	29.6	10,647	138.4
宇部市	3	1,095	371	33.9	40	17	41.4	2	3	5,831	44.5	15,717	146.3
下関市	31	11,315	8,664	76.6	745	247	33.1	61	81	93,499	28.5	10,792	125.5

(注) 営業区域は、次のとおりである。

広島交通圏・・・広島市（平成17年4月25日編入の旧佐伯郡湯来町の区域を除く）、廿日市市（平成15年3月1日編入の旧佐伯郡佐伯町、吉和村及び平成17年1月3日編入の旧佐伯郡大野町、宮島町の区域を除く。）、安芸郡府中町、海田町、熊野町及び坂町の区域。

呉市A・・・呉市（平成17年3月20日編入の旧豊田郡豊浜町及び旧豊町の区域を除く）の区域。

福山交通圏・・・福山市、尾道市（昭和32年1月1日編入の旧沼隈郡浦崎村の区域に限る）。

岡山市・・・岡山市（平成19年1月22日合併の旧赤磐郡瀬戸町及び旧御津郡建部町を除く）

倉敷交通圏・・・倉敷市及び都窪郡早島町の区域。

岩国交通圏・・・岩国市及び玖珂郡和木町の区域。

周南市、宇部市、下関市・・・既合併後の新市の区域。

4. 福祉輸送事業限定事業者数の推移

県別	年度	事業者数 (者)	車両数 (両)	県別	年度	事業者数 (者)	車両数 (両)	県別	年度	事業者数 (者)	車両数 (両)
管内計	30	671	921	鳥取県	30	26	31	岡山県	30	163	239
	1	667	906		1	22	25		1	167	240
	2	691	965		2	23	34		2	170	244
	3	710	991		3	25	36		3	172	254
	4	721	998		4	26	37		4	182	260
広島県	30	350	458	島根県	30	64	85	山口県	30	68	108
	1	350	449		1	62	88		1	66	104
	2	357	470		2	71	94		2	70	111
	3	355	475		3	72	92		3	69	119
	4	365	485		4	76	95		4	72	121

(注) 1. 福祉輸送事業限定・・・ケア輸送の対象となる旅客（介護保険法にかかる「要介護者」及び「要支援者」、身体障害者福祉法にかかる「身体障害者」の他、肢体不自由、内部障害、精神障害、知的障害等により単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機関を利用することが困難な者）を①車椅子若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車、②回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車、③セダン型等の一般車両を使用し、ケア輸送サービス従事者研修を修了した者が乗務する自動車を使用し、運送する事業。

5. ハイ・タク事業の運賃料金

(1) タクシー(公定幅運賃・自動認可運賃)

令和5年12月25日現在

種類		広島県A地区		広島県B地区		岡山県		山口県	
距離制 運賃	距離制		初乗 加算 (1.5kmまで)	初乗 加算 (1.5kmまで)	初乗 加算 (1.25kmまで)	初乗 加算 (1.5kmまで)	初乗 加算 (1.5kmまで)	初乗 加算 (1.5kmまで)	初乗 加算 (1.5kmまで)
		特定大型車	910円 200m 90円	910円 218m 100円	860円 233m 120円	940円 163m 90円			
		大型車	850円 214m 90円	850円 233m 100円	800円 250m 120円	880円 174m 90円			
		普通車	830円 224m 80円	820円 221m 90円	770円 257m 100円	840円 205m 80円			
		780円 238m 80円	770円 235m 90円	720円 275m 100円	790円 218m 80円				
		750円 264m 80円	750円 289m 90円	700円 283m 100円	760円 245m 80円				
		700円 283m 80円	700円 310m 90円	650円 305m 100円	710円 262m 80円				
		時速10km以下の走行時間について							
	特定大型車	1分15秒 90円	1分20秒 100円	1分25秒 120円	1分0秒 90円				
	大型車	1分20秒 90円	1分25秒 100円	1分30秒 120円	1分5秒 90円				
	普通車	1分25秒 80円	1分30秒 90円	1分40秒 100円	1分15秒 80円				
		1分30秒 80円	1分45秒 90円	1分45秒 100円	1分20秒 80円				
	1分35秒 80円	1分55秒 90円	1分50秒 100円	1分30秒 80円					
	1分45秒 80円	1分55秒 90円	1分50秒 100円	1分35秒 80円					
時間制 運賃		30分までごとに							
	特定大型車	4,450円 4,160円	4,600円 4,300円	5,200円 4,840円	4,850円 4,550円				
	大型車	4,050円 3,810円	4,100円 3,850円	4,550円 4,260円	4,400円 4,140円				
	普通車	3,300円 3,080円	3,200円 2,980円	3,550円 3,300円	3,100円 2,900円				
待料 金	特定大型車	1分15秒 90円	1分20秒 100円	1分25秒 120円	1分0秒 90円				
		1分20秒	1分25秒	1分30秒	1分5秒				
	大型車	1分25秒 90円	1分20秒 100円	1分35秒 120円	1分15秒 90円				
		1分30秒	1分25秒	1分40秒	1分20秒				
	普通車	1分35秒 80円	1分45秒 90円	1分45秒 100円	1分30秒 80円				
		1分45秒	1分55秒	1分50秒	1分35秒				

種類		島根県本土地区		島根県隠岐地区		
距離制 運賃	距離制	初乗 加算 (1.5kmまで)		初乗 加算 (1.5kmまで)		
		特定大型車	840円 208m	100円	760円 281m	120円
		大型車	790円 222m	100円	700円 289m	120円
		普通車	740円 261m	90円	670円 308m	100円
	時間距離併用制	時速10km以下の走行時間について				
		特定大型車	1分15秒 100円			
		大型車	1分20秒 100円			
		普通車	1分35秒 90円			
	時間制 運賃	30分までごとに				
		特定大型車	5,000円		4,300円	
		大型車	4,650円		3,950円	
		普通車	3,600円		3,250円	
待料 金	特定大型車	1分15秒 100円		1分40秒 120円		
		1分25秒		1分45秒		
	大型車	1分20秒 100円		1分50秒 120円		
		1分30秒		1分55秒		
普通車	1分35秒 90円		1分55秒 100円			
		1分45秒		1分55秒		

種類		鳥取県				
距離制 運賃	距離制	初乗 加算 (1.5kmまで)		初乗 加算 (1.5kmまで)		
		特定大型車	840円 179m	100円	780円 193m	
		大型車	790円 224m	100円	730円 242m	
		普通車	740円 279m	90円	690円 299m	
	時間距離併用制	時速10km以下の走行時間について				
		特定大型車	1分5秒 100円			
		大型車	1分25秒 100円			
		中型車	1分40秒 90円			
	時間制 運賃	30分までごとに				
		特定大型車	4,950円		4,600円	
		大型車	4,550円		4,210円	
		普通車	3,300円		3,080円	
待料 金	特定大型車	1分5秒 100円		1分10秒		
		1分25秒		1分30秒		
	大型車	1分25秒 100円		1分40秒		
		1分30秒		1分50秒		
普通車	1分40秒 90円		1分50秒			

種類		広島県A地区	広島県B地区	岡山県	山口県	島根県本土地区	島根県隠岐地区	種類	鳥取県		
迎車回送料金		回送距離			回送距離が2km以上の場合				回送距離が2km以上の場合		
	特定大型車	初乗距離を限度として実車扱いとする。 ただし、料金は初乗運賃額を限度とする。 ※上記以外に1車両1回毎に定額料金を収受する事業者、500mを限度として実車扱いとする事業者がいる。			340円	330円	330円	特定大型車	330円		
	大型車				340円	330円	330円	大型車	330円		
	普通車				250円	220円	240円	普通車	230円		
割増	深夜早朝	22時から翌朝5時まで2割増						深夜早朝	左に同じ		
	寝台車	寝台専用の固定する設備を有する車両で、その固定器具を使用したときに2割増						寝台車	左に同じ		
割引	身体障害者割引	身体障害者福祉法第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者で、当該身体障害者手帳の提示等により本人と確認できたときに、身体障害者自身が乗車した区間の運賃及び料金の1割引						割引	身体障害者割引	別紙のとおり	
	知的障害者割引	都道府県知事(政令指定都市及び都道府県知事から発行権限を委譲された中核市にあっては、市長)の発行する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者で、当該手帳の提示等により本人と確認できたときに、知的障害者自身が乗車した区間の運賃及び料金の1割引							知的障害者割引		
車種区分	特定大型車	別紙のとおり						車種区分	特定大型車	別紙のとおり	
	大型車								普通車		大型車
	普通車										普通車
適用地域	広島市(旧佐伯郡湯来町を除く)、廿日市市(旧佐伯郡佐伯町・吉和町・大野町・宮島町を除く)及び安芸郡海田町・府中町・熊野町・坂町の区域	広島県のうち広島県A地区を除いた区域	岡山県全域	山口県全域	島根県のうち隠岐郡を除く全域	島根県隠岐郡	適用地域	鳥取県全域			
実施年月日	令和2年2月1日	令和2年2月1日	令和2年2月1日	令和2年2月1日	令和2年2月1日	令和2年2月1日	令和元年10月1日	実施年月日	令和5年12月25日		

- (注)
1. 運賃は、各種別ごとの幅運賃を記載。
 2. 平成14年2月1日より、自動認可運賃表の範囲内で各事業者が運賃を設定し、随時認可申請を行うことができる。
 3. 平成28年10月1日より、広島県A(広島交通圏)、広島県Bのうち呉市A・東広島市・尾道市・福山交通圏、岡山県のうち岡山市・倉敷交通圏・津山市、鳥取県のうち鳥取交通圏・倉吉交通圏・米子交通圏、山口県のうち下関市・宇部市・山口市・周南市・防府市・岩国交通圏、島根県のうち松江市・出雲市については、公定幅運賃表の範囲内で各事業者が運賃を届出ることとされている。
 4. 距離制運賃の初乗距離・初乗運賃を、加算距離・運賃1回分、又は2回分短縮している事業者がいる。
 5. 時間制運賃の加算を、20分を超えるまでは10分単位としている事業者がいる。
 6. 迎車回送料金、深夜早朝割増等を適用していない事業者がいる。
 7. 自動車運転免許証返納者割引等、独自の割引を導入している事業者がいる。

別紙

適用地域: 広島県A地区、広島県B地区、島根県本土地区、島根県隠岐地区、岡山県地区、山口県地区
 運賃適用上の車種区分(令和5年12月現在)

車種区分	自動車の大きさ等
特定大型車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車(以下「普通自動車」という。)及び小型自動車(以下「小型自動車」という。)のうち乗車定員7人以上のもの。 ただし、身体障害者輸送車(患者輸送車、車椅子移動車を含む。以下同じ。)を除く。
大型車	普通自動車のうち排気量2リットル(ディーゼル機関を除く。)を超えるもので乗車定員6人以下のもの。(ハイブリッド自動車を除く。) 身体障害者輸送車であって乗車定員7人以上のもの。 ハイブリッド自動車のうち排気量2.5リットル(ディーゼル機関を除く。)を超えるもので乗車定員6人以下のもの。
普通車	普通自動車のうち排気量2リットル(ディーゼル機関を除く。)以下で乗車定員6人以下のもの及び小型自動車 で乗車定員6人以下のもの。 身体障害者輸送車であって乗車定員6人以下のもの。 道路運送車両法施行規則第2条に定める軽自動車福祉輸送サービスの用のみに供するもの又は内燃機関を有しないもの。 ハイブリッド自動車のうち排気量2.5リットル(ディーゼル機関を除く。)以下、乗車定員6人以下のもの。 普通自動車、小型自動車のうち内燃機関を有しないもので乗車定員6人のもの。
備考	1. ディーゼル機関を搭載した車両については、同一仕様(外寸、内装等)のガソリン車の車種区分を適用する。 2. ハイブリッド自動車とは、内燃機関及び駆動用の電動機又は油圧モーターを有する自動車をいう。

適用地域：鳥取県地区

運賃適用上の車種区分（令和5年12月現在）

車種区分	自動車の大きさ等
特定大型車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車（以下「普通自動車」という。）及び小型自動車（以下「小型自動車」という。）のうち乗車定員9人以上のもの。 ただし、身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車を含む。以下同じ。）を除く。
大型車	普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員8人以下のもの。（ハイブリッド自動車を除く。） 身体障害者輸送車であって乗車定員7人以上のもの。 ハイブリッド自動車のうち排気量2.5リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員8人以下のもの。
中型車	普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）以下で乗車定員8人以下のもの及び小型自動車 で乗車定員8人以下のもの。 身体障害者輸送車であって乗車定員6人以下のもの。 道路運送車両法施行規則第2条に定める軽自動車福祉輸送サービスの用のみに供するもの又は内燃機関を有しないもの。 ハイブリッド自動車のうち排気量2.5リットル（ディーゼル機関を除く。）以下、乗車定員8人以下のもの。 普通自動車、小型自動車のうち内燃機関を有しないもので乗車定員8人以下のもの。
備考	1. ディーゼル機関を搭載した車両については、同一仕様（外寸、内装等）のガソリン車の車種区分を適用する。 2. ハイブリッド自動車とは、内燃機関及び駆動用の電動機又は油圧モーターを有する自動車をいう。

(2)ハイヤー

令和5年10月1日現在

種類	車種	広島県A地区	広島県B地区	車種	山口県地区	
距離制 運賃	距離制	初乗 加算 (3kmまで)			加算 2時間以内ごとに、走行距離40kmを超過した場合	
		特別車	1,270円 411m 150円		特別大型車 1.0km 1000円	
		大型車	1,170円 460m 150円			
		中型車	1,070円 510m 150円			
	時間距離併用制		時速10km以下の走行時間について			
		特別車	2分 30秒 までごとに 150円			
		大型車	2分 50秒 までごとに 150円			
中型車		3分 5秒 までごとに 150円				
時間制 運賃		初乗 加算 30分又は7.5kmまで 30分又は7.5kmまでごとに	初乗 加算 30分まで 10分までごとに		初乗 加算 2時間以内ごとに (走行距離40kmまで)	
		特別車	3,740円 3,520円	3,740円 1,170円	特別大型車 22,000円	
		大型車	3,410円 3,210円	3,410円 1,070円		
		中型車	3,100円 2,880円	3,100円 960円		
待料 金	特別車	2分 30秒 までごと150円				
	大型車	2分 50秒 までごと150円				
	中型車	3分 5秒 までごと150円				
1日貸 運賃		8時間または走行120kmまで				
	特別車	54,470円				
	大型車	49,120円				
	中型車	43,790円				
割増	深夜早朝	23時から翌朝5時まで2割増				
車種 区分	特別車	普通自動車で、排気量が4,000cc以上のもの。		特別大型車	普通自動車で、排気量が4,000cc以上のもの又は乗車定員7名以上のもの。	
	大型車	普通自動車で、特別車以外のもの。		大型車	普通自動車で、特別大型車以外のもの。	
	中型車	小型自動車のうち、自動車の長さが4.6m以上のもの。				
適用車両		ハイヤー運賃適用車両として、管轄運輸支局に届け出た車両とする。				
実施年月日		令和元年10月1日	令和元年10月1日	令和元年12月24日		

※この運賃・料金は例示です。異なる運賃・料金を適用している事業者もあります。

IV 貨物関係

1. トラック事業者数の推移

各年度末現在

事業種別	年 度				
	30	元	2	3	4
広島県	1,673	1,690	1,690	1,711	1705
一般	1,509	1,526	1,528	1,543	1540
特別積合せ（路線）	(17)	(17)	(17)	(17)	(18)
特定	36	34	34	34	32
霊柩	128	130	128	134	133
鳥取県	331	337	335	337	334
一般	302	310	310	312	310
特別積合せ（路線）	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)
特定	4	2	2	2	2
霊柩	25	25	23	23	22
島根県	419	412	419	416	415
一般	375	370	376	373	371
特別積合せ（路線）	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
特定	4	3	3	3	3
霊柩	40	39	40	40	41
岡山県	1,257	1,257	1,259	1,261	1265
一般	1,148	1,158	1,162	1,167	1174
特別積合せ（路線）	(4)	(4)	(4)	(3)	(3)
特定	40	36	35	32	29
霊柩	69	63	62	62	62
山口県	692	686	684	680	669
一般	627	624	623	619	608
特別積合せ（路線）	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)
特定	8	6	4	3	3
霊柩	57	56	57	58	58
管内計	4,372	4,382	4,387	4,405	4388
一般	3,961	3,988	3,999	4,014	4003
特別積合せ（路線）	(26)	(26)	(26)	(25)	(26)
特定	92	81	78	74	69
霊柩	319	313	310	317	316

(注) 特別積合せ（路線）は一般の内数である。

2. トラック事業車両数の推移

各年度末現在

事業種別 \ 年 度	30	元	2	3	4
広島県	32,425	32,784	32,837	33,290	34,136
一般	31,894	32,311	32,360	32,837	33,693
特別積合せ（路線）	(361)	(360)	(354)	(251)	(242)
特定	148	96	95	90	78
霊柩	383	377	382	363	365
鳥取県	5,725	5,804	5,830	5,889	5,719
一般	5,609	5,706	5,739	5,802	5,637
特別積合せ（路線）	(132)	(130)	(136)	(119)	(120)
特定	29	11	14	11	10
霊柩	87	87	77	76	72
島根県	6,037	6,068	6,160	6,202	6,203
一般	5,896	5,917	6,030	6,072	6,065
特別積合せ（路線）	(126)	(126)	(105)	(104)	(95)
特定	30	27	20	19	19
霊柩	111	124	110	111	119
岡山県	27,547	27,775	28,321	29,002	28,061
一般	27,083	27,339	27,892	28,593	27,662
特別積合せ（路線）	(412)	(414)	(408)	(354)	(355)
特定	174	138	135	128	112
霊柩	290	298	294	281	287
山口県	15,330	15,475	15,738	15,615	15,663
一般	15,030	15,206	15,460	15,360	15,413
特別積合せ（路線）	(182)	(184)	(184)	(151)	(153)
特定	58	41	35	23	21
霊柩	242	228	243	232	229
管内計	87,064	87,906	88,886	89,998	89,782
一般	85,512	86,479	87,481	88,664	88,470
特別積合せ（路線）	(1,213)	(1,214)	(1,187)	(979)	(965)
特定	439	313	299	271	240
霊柩	1,113	1,114	1,106	1,063	1,072

(注) 特別積合せ（路線）は一般の内数である。

3. 特別積合せトラック事業者の概況

(管内事業者)

県別	事業者名	代表者名	主たる事務所の位置
広島県	福山通運(株)	小丸成洋	福山市東深津町四丁目20-1
	佐藤重輸(株)	佐藤寛文	福山市南松永町2丁目7-8
	(株)丸二運送	小野功嗣	呉市築地町4-7
	芸備運輸(株)	坂井成臣	広島市西区草津港三丁目2-1
	中国新潟運輸(株)	甲斐雅彦	広島市西区草津港二丁目6-10
	NX備通(株)	鷺尾忠彦	福山市西町二丁目16-18
	(株)吉富運輸	上田勇次	東広島市西条吉行東2丁目1-35
	(株)CLO	平岩由紀雄	広島市西区草津港二丁目6-60
	サクマ運輸(株)	佐久間栄	廿日市市宮内六本松917-13
	双葉運輸(株)	為廣尚武	広島市西区山田町539
	広島急送(株)	實光広宣	広島市安佐北区口田町873-8
	山陽トラック(株)	松島範明	三原市明神5丁目2-1
	シモハナ物流(株)	下花実	安芸郡坂町横浜中央1丁目6-30
	(株)ロジコム・アイ	小林雄	広島市東区矢賀新町五丁目7-4
	(株)藤伸	藤川晃伸	広島市佐伯区五日市港四丁目2-1
	鳥取県	トナミ運輸中国(株)	山本聡
(株)ムロオ		山下俊一郎	呉市中央一丁目6-9
実勝運輸(有)		小川晋悟	広島市安佐南区西二丁目4番1号
鳥取県	日ノ丸西濃運輸(株)	仲島宏政	鳥取市湖山町東三丁目40
	鳥取貨物運送(株)	寺西信幸	鳥取市千代水二丁目98
島根県	山陰福山通運(株)	八田弘明	松江市東津田町1247
岡山県	岡山県貨物運送(株)	遠藤俊夫	岡山市北区清心町4-31
	岡山福山通運(株)	八田弘明	高梁市落合町近似89-1
	(株)ソーデン社	山元隆	岡山市南区箕島377-4
山口県	中国名鉄運輸(株)	榎本幸三	山口市小郡上郷5172
	マルケー萩貨物自動車(株)	黒瀬秀俊	萩市土原383-5

V 貨物利用運送事業関係
1. 貨物利用運送事業者数の推移

各年度末現在

事業種別	運送機関	年度				
		30	元	2	3	4
第一種利用運送事業	鉄道	6	6	6	6	6
	自動車	3,544	3,570	3,622	3,674	3,700
	内航	159	159	158	158	159
	外航	6	6	6	6	6
	合計	3,715	3,741	3,792	3,844	3,871
第二種利用運送事業	鉄道	61	62	61	61	61
	航空	6	6	6	6	6
	内航	16	16	18	18	19
	外航	8	8	8	8	8
	合計	91	92	93	93	94
総合計		3,806	3,833	3,885	3,937	3,965

(注) 第一種利用運送事業の自動車にかかる事業者数は、各年度の第一種利用運送事業を登録、廃止した事業者の増減を計上した事業者数である。平成25年度分から管内移転、管外移出分の増減を計上している。また、航空の事業者数については、中国管内に主たる事務所を置く事業者数とした。

2. 駅別、鉄道取扱貨物実績の推移

(取扱トン数)

県	駅	年度									
		30		元		2		3		4	
広島県	広島貨物ターミナル	563,343	(24者)	576,788	(22者)	580,034	(23者)	578,177	(23者)	597,538	(23者)
	大竹	184,010	(5者)	205,051	(7者)	191,333	(7者)	182,794	(6者)	170,450	(7者)
	東福山	305,365	(11者)	256,440	(11者)	226,679	(12者)	298,268	(11者)	223,698	(11者)
	糸崎新営業所 ※1	28,723	(3者)	23,838	(3者)	0	(0者)	0	(0者)	15,545	(1者)
	合計	1,081,441	(43者)	1,062,117	(43者)	998,046	(42者)	1,059,239	(40者)	1,007,231	(42者)
鳥取県	伯耆大山	264,863	(7者)	281,299	(6者)	238,358	(6者)	259,832	(7者)	259,286	(2者)
	米子										
	湖山オフレールステーション	12,227	(3者)	12,495	(4者)	11,341	(4者)	11,123	(4者)	10,715	(3者)
	合計	277,090	(10者)	293,794	(10者)	249,699	(10者)	270,955	(11者)	270,001	(5者)
島根県	東松江新営業所 ※2	38,011	(5者)	38,754	(5者)	34,537	(4者)	39,473	(4者)	34,823	(3者)
	合計	38,011	(5者)	38,754	(5者)	34,537	(4者)	39,473	(4者)	34,823	(3者)
岡山県	岡山貨物ターミナル ※3	664,342	(21者)	647,729	(19者)	541,094	(22者)	783,375	(22者)	606,405	(20者)
	東水島	513,946	(12者)	274,291	(11者)	440,393	(13者)	419,177	(11者)	302,545	(13者)
	倉敷貨物ターミナル	0	(0者)	0	(0者)	0	(0者)	0	(0者)	0	(0者)
	合計	1,178,288	(33者)	922,020	(30者)	981,487	(35者)	1,202,552	(33者)	908,950	(33者)
山口県	新南陽	149,576	(17者)	187,461	(15者)	173,965	(19者)	217,419	(18者)	200,818	(17者)
	下関	89,981	(8者)	107,932	(8者)	100,739	(7者)	98,879	(9者)	99,728	(8者)
	岩国	0	(0者)	0	(0者)	0	(0者)	0	(0者)	0	(0者)
	防府貨物新営業所 ※4	86,213	(7者)	95,925	(4者)	47,605	(5者)	52,855	(5者)	49,218	(6者)
	宇部	99,986	(8者)	123,567	(9者)	122,830	(11者)	114,758	(8者)	121,634	(9者)
	美祿										
	合計	425,756	(40者)	514,885	(36者)	445,139	(42者)	483,911	(40者)	471,398	(40者)
総合計		3,000,586	(131者)	2,831,571	(124者)	2,708,908	(133者)	3,056,130	(128者)	2,692,403	(123者)

※1 糸崎オフレールステーションから改称 ※2 東松江オフレールステーションから改称 ※3 西岡山駅から改称
※4 防府貨物オフレールステーションから改称

(注) 報告のあった「鉄道貨物利用運送事業駅別取扱実績」の集計であり、() 書きは、そのうち実績のあった事業者数である。

I 登録関係

1. 自動車数(車種別全国比)

令和5年3月31日現在

種別 県別	登録自動車										小型二輪	軽自動車				総計
	貨物				乗合	乗用			特種(殊)	合計		貨物	乗用	二輪	計	
	普通	小型	被けん引	計		普通	小型	計								
広島県	(17,645) 52,116	(20,734) 70,168	(1,009) 2,512	(39,388) 124,796	(1,213) 4,864	(123,921) 441,965	(118,690) 399,109	(242,611) 841,074	(11,002) 36,407	(294,214) 1,007,141	(11,411) 39,908	(76,765) 204,633	(227,142) 626,129	(10,907) 44,106	(314,814) 874,868	(620,439) 1,921,917
鳥取県	11,433	13,254	373	25,060	1,063	87,827	92,797	180,624	8,945	215,692	6,389	75,418	166,310	5,601	247,329	469,410
島根県	13,131	16,348	314	29,793	1,585	95,804	113,336	209,140	10,426	250,944	6,766	89,852	200,329	7,378	297,559	555,269
岡山県	45,602	54,963	2,472	103,037	2,811	330,664	305,048	635,712	29,258	770,818	29,882	199,465	535,036	27,514	762,015	1,562,715
山口県	25,440	39,258	2,050	66,748	2,235	223,437	230,228	453,665	18,017	540,665	17,852	129,404	363,832	18,577	511,813	1,070,330
管内計 A	147,722	193,991	7,721	349,434	12,558	1,179,697	1,140,518	2,320,215	103,053	2,785,260	100,797	698,772	1,891,636	103,176	2,693,584	5,579,641
車種別 構成比(%)	2.6	3.5	0.1	6.3	0.2	21.1	20.4	41.6	1.8	49.9	1.8	12.5	33.9	1.8	48.3	100.0
全国計 B	2,454,567	3,502,104	194,866	6,151,537	212,180	20,570,058	18,312,359	38,882,417	1,647,775	46,893,909	1,872,776	8,526,431	23,215,915	2,088,542	33,830,888	82,597,573
全国対比 A/B×100(%)	6.0	5.5	4.0	5.7	5.9	5.7	6.2	6.0	6.3	5.9	5.4	8.2	8.1	4.9	8.0	6.8

(注) 広島県上段 () 内は、福山自動車検査登録事務所管内の車両数で内数である。

2. 管内自動車数の推移(車種別)

各年度末現在

車種別		年度									
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
貨物	普通	137,173	137,884	138,984	140,097	140,709	142,936	144,999	146,152	147,164	147,722
	小型	203,305	201,118	199,062	198,657	197,964	198,458	199,021	199,836	200,519	201,712
乗合		13,817	13,832	13,944	13,965	13,953	13,833	13,703	13,154	12,782	12,558
乗用	普通	987,067	996,719	1,015,686	1,043,601	1,072,086	1,095,942	1,120,226	1,144,559	1,161,599	1,179,697
	小型	1,377,201	1,348,905	1,322,140	1,306,011	1,282,033	1,254,649	1,224,258	1,197,151	1,167,956	1,140,518
小型二輪		84,825	86,265	87,755	88,244	89,031	90,050	91,495	93,964	97,222	100,797
特種・特殊		97,414	97,646	98,079	99,158	99,625	100,191	100,894	101,716	102,424	103,053
軽自動車		2,558,418	2,604,284	2,622,177	2,628,018	2,637,101	2,650,353	2,654,973	2,665,474	2,688,852	2,693,584
管内計		5,459,220	5,486,653	5,497,827	5,517,751	5,532,502	5,546,412	5,549,569	5,562,006	5,578,518	5,579,641
対前年比		100.7	100.5	100.2	100.4	100.3	100.3	100.1	100.2	100.3	100.0

3. 管内自動車数の推移(県別)

各年度末現在

県別		年度									
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
広島県		1,868,465	1,880,066	1,885,535	1,893,983	1,899,939	1,906,196	1,909,278	1,914,664	1,921,344	1,921,917
鳥取県		461,268	463,238	463,220	464,332	466,086	466,823	466,972	467,730	469,666	469,410
島根県		549,612	551,587	551,197	552,463	553,846	555,173	553,918	554,872	556,644	555,269
岡山県		1,511,986	1,519,243	1,525,468	1,533,366	1,538,421	1,544,120	1,547,244	1,552,668	1,557,465	1,562,715
山口県		1,067,889	1,072,519	1,072,407	1,073,607	1,074,210	1,074,100	1,072,157	1,072,072	1,073,399	1,070,330
管内計(A)		5,459,220	5,486,653	5,497,827	5,517,751	5,532,502	5,546,412	5,549,569	5,562,006	5,578,518	5,579,641
全国計(B)		80,272,571	80,670,393	80,900,730	81,260,206	81,563,101	81,789,318	81,789,389	82,077,752	82,174,944	82,597,573
全国対比(A/B×100)		6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8

4. 管内新車登録状況

各年度末現在

県別		年度	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
広島県	登録自動車		80,037	74,266	74,790	80,481	79,105	80,646	77,905	72,221	65,366	67,246
	軽自動車		61,913	61,017	50,079	48,700	52,511	55,568	52,474	48,765	43,876	47,456
	計		141,950	135,283	124,869	129,181	131,616	136,214	130,379	120,986	109,242	114,702
鳥取県	登録自動車		14,924	12,952	13,306	14,599	14,700	14,682	13,919	12,867	12,007	12,749
	軽自動車		17,630	17,044	14,483	13,399	14,608	15,059	14,288	13,605	12,180	13,206
	計		32,554	29,996	27,789	27,998	29,308	29,741	28,207	26,472	24,187	25,955
島根県	登録自動車		20,167	17,685	16,949	18,868	18,773	19,434	17,973	16,989	15,500	15,753
	軽自動車		23,387	22,719	19,656	19,151	20,322	20,844	20,005	18,766	16,518	17,606
	計		43,554	40,404	36,605	38,019	39,095	40,278	37,978	35,755	32,018	33,359
岡山県	登録自動車		52,723	47,356	46,744	52,089	52,672	55,048	50,969	46,901	42,075	44,575
	軽自動車		49,265	47,089	42,725	43,048	45,565	48,528	43,680	41,982	36,570	39,320
	計		101,988	94,445	89,469	95,137	98,237	103,576	94,649	88,883	78,645	83,895
山口県	登録自動車		43,115	39,268	39,422	43,917	42,679	42,503	39,934	37,904	34,213	33,745
	軽自動車		41,689	40,357	33,597	30,281	32,818	32,989	32,104	29,990	26,574	28,513
	計		84,804	79,625	73,019	74,198	75,497	75,492	72,038	67,894	60,787	62,258
管内計	登録自動車		210,966	191,527	191,211	209,954	207,929	212,313	200,700	186,882	169,161	174,068
	軽自動車		193,884	188,226	160,540	154,579	165,824	172,988	162,551	153,108	135,718	146,101
	計		404,850	379,753	351,751	364,533	373,753	385,301	363,251	339,990	304,879	320,169
対前年比			108.8	93.8	92.6	103.6	102.5	103.1	94.3	93.6	89.7	105.0
全国	登録自動車		3,451,529	3,143,664	3,144,572	3,378,502	3,359,308	3,358,097	3,206,037	2,920,652	2,684,610	2,716,469
	軽自動車		2,263,554	2,173,130	1,814,925	1,719,975	1,858,880	1,923,001	1,855,953	1,757,744	1,554,972	1,692,690
	計		5,715,083	5,316,794	4,959,497	5,098,477	5,218,188	5,281,098	5,061,990	4,678,396	4,239,582	4,409,159
対前年比			109.3	93.0	93.3	102.8	102.3	101.2	95.9	92.4	90.6	104.0

(注) 小型二輪車及び軽二輪車を除く。

5. 自動車登録番号標(車両番号を含む)交付代行者

令和5年10月1日現在

県別	名称及び住所	事業場の位置	業務の範囲		交付手数料(円)									
			区域	自動車の種別	種類	登録番号標		車両番号標						
						大型番号標 1枚につき	中型番号標 1枚につき	中型車両番号標 1枚につき	小型車両番号標 1枚につき					
広島県	(一社)広島県自動車整備振興会 広島市西区観音新町4-13-13-3	住所に 同じ	広島県	登録車	一般	1,105 ^円	795 ^円	- ^円	- ^円					
					字光式	2,215	1,595	-	-					
					希望ナンバー(一般)	2,530	1,955	-	-					
					希望ナンバー(字光式)	3,160	2,665	-	-					
					地方版図柄ナンバー(広島)	7,900	4,550	-	-					
					地方版図柄ナンバー(福山)	7,105	4,310	-	-					
					全国版図柄ナンバー	7,900	4,550	-	-					
					大阪・関西万博 特別プレート	7,900	4,550	-	-					
広島県	広島県軽自動車協会 広島市西区観音新町4-13-13-3	"	"	軽 小型二輪	一般	-	-	825	580					
					字光式	-	-	(軽)2,485	-					
					希望ナンバー(一般)	-	-	(軽)1,965	-					
					希望ナンバー(字光式)	-	-	(軽)3,315	-					
					地方版図柄ナンバー(広島)	-	-	(軽)5,005	-					
					地方版図柄ナンバー(福山)	-	-	(軽)4,680	-					
					全国版図柄ナンバー	-	-	(軽)5,005	-					
					大阪・関西万博 特別プレート	-	-	(軽)5,005	-					
鳥取県	(一社)鳥取県自動車整備振興会 鳥取市丸山町233	"	鳥取県	全 部	一般	1,170	880	880	660					
					字光式	2,340	1,760	(軽)2,550	-					
					希望ナンバー(一般)	2,630	2,220	(軽)2,240	-					
					希望ナンバー(字光式)	3,440	2,830	(軽)3,410	-					
					地方版図柄ナンバー(鳥取)	7,110	4,310	(軽)4,670	-					
					全国版図柄ナンバー	7,900	4,575	(軽)5,000	-					
					大阪・関西万博 特別プレート	7,900	4,575	(軽)5,000	-					
					鳥根県	(一社)鳥根県自動車整備振興会 松江市馬潟町43-4	"	鳥根県	全 部	一般	1,170	880	880	660
字光式	2,340	1,760	(軽)2,550	-										
希望ナンバー(一般)	2,630	2,220	(軽)2,240	-										
希望ナンバー(字光式)	3,440	2,830	(軽)3,410	-										
地方版図柄ナンバー(出雲のみ)	7,110	4,310	(軽)4,670	-										
全国版図柄ナンバー	7,900	4,575	(軽)5,000	-										
大阪・関西万博 特別プレート	7,900	4,575	(軽)5,000	-										
岡山県	(一社)岡山県自動車整備振興会 岡山市北区富吉5301-8	"	岡山県	登録車						一般	1,110	800	-	-
					字光式	2,220	1,600	-	-					
					希望ナンバー(一般)	2,530	1,955	-	-					
					希望ナンバー(字光式)	3,160	2,665	-	-					
					全国版図柄ナンバー	7,300	4,550	-	-					
					大阪・関西万博 特別プレート	7,300	4,550	-	-					
					岡山県	岡山県自動車整備商工組合 岡山市北区富吉5301-8	"	"	軽 小型二輪	一般	-	-	800	570
										字光式	-	-	(軽)2,495	-
希望ナンバー(一般)	-	-	(軽)1,955	-										
希望ナンバー(字光式)	-	-	(軽)3,310	-										
全国版図柄ナンバー	-	-	(軽)5,005	-										
大阪・関西万博 特別プレート	-	-	(軽)5,005	-										
山口県	(一財)山口県自動車振興センター 山口市葵1-5-58	"	山口県	登録車 小型二輪						一般	1,105	800	-	570
										字光式	2,215	1,600	-	-
					希望ナンバー(一般)	2,530	1,955	-	-					
					希望ナンバー(字光式)	3,160	2,665	-	-					
					地方版図柄ナンバー(山口・下関)	7,105	4,300	-	-					
					全国版図柄ナンバー	7,900	4,550	-	-					
					大阪・関西万博 特別プレート	7,900	4,550	-	-					
					山口県	(一社)山口県軽自動車標板センター 山口市葵1-5-58	"	"	軽	一般	-	-	790	560
字光式	-	-	(軽)2,450	-										
希望ナンバー(一般)	-	-	(軽)1,930	-										
希望ナンバー(字光式)	-	-	(軽)3,250	-										
地方版図柄ナンバー(山口・下関)	-	-	(軽)4,570	-										
全国版図柄ナンバー	-	-	(軽)4,750	-										
大阪・関西万博 特別プレート	-	-	(軽)4,750	-										

※自動車の種別の軽には軽二輪を含む

II 整備関係

1. 認証工場数

令和5年3月31日現在

県別	普通	普通 小型	普通 軽	小型	軽	計	整備 主任者数
広島県	36	1,781	182	143	14	2,156	5,631
鳥取県	3	438	55	17	6	519	1,471
島根県	10	439	112	18	2	581	1,746
岡山県	31	1,697	52	69	4	1,853	4,703
山口県	22	910	137	46	1	1,116	2,995
管内計	102	5,265	538	293	27	6,225	16,546
全国	1,354	83,700	1,671	4,964	255	91,943	218,789

2. 認証工場数の推移

各年度末現在

県別 \ 年度	27	28	29	30	令和元年	2	3	4
広島県	2,163	2,153	2,155	2,154	2,155	2,151	2,160	2,156
鳥取県	495	493	495	497	500	509	517	519
島根県	596	597	598	593	586	581	584	581
岡山県	1,829	1,831	1,850	1,853	1,865	1,856	1,855	1,853
山口県	1,160	1,162	1,151	1,140	1,129	1,123	1,126	1,116
管内計	6,243	6,236	6,249	6,237	6,235	6,220	6,242	6,225
全国	92,252	92,156	92,042	92,044	91,788	91,644	91,790	91,943

3. 指定工場数

令和5年3月31日現在

県 別	指定工場数	自動車検査員 教習修了者数	選任された 自動車検査員数	指定整備率(%)
広島県	792	7,797	2,696	84.9
鳥取県	196	2,032	740	80.6
島根県	287	2,394	991	82.6
岡山県	730	5,574	2,274	83.5
山口県	478	4,104	1,627	86.7
管内計	2,483	21,901	8,328	84.3
全 国	30,144	—	97,953	76.1

(注) 指定整備率は、軽自動車を除く。

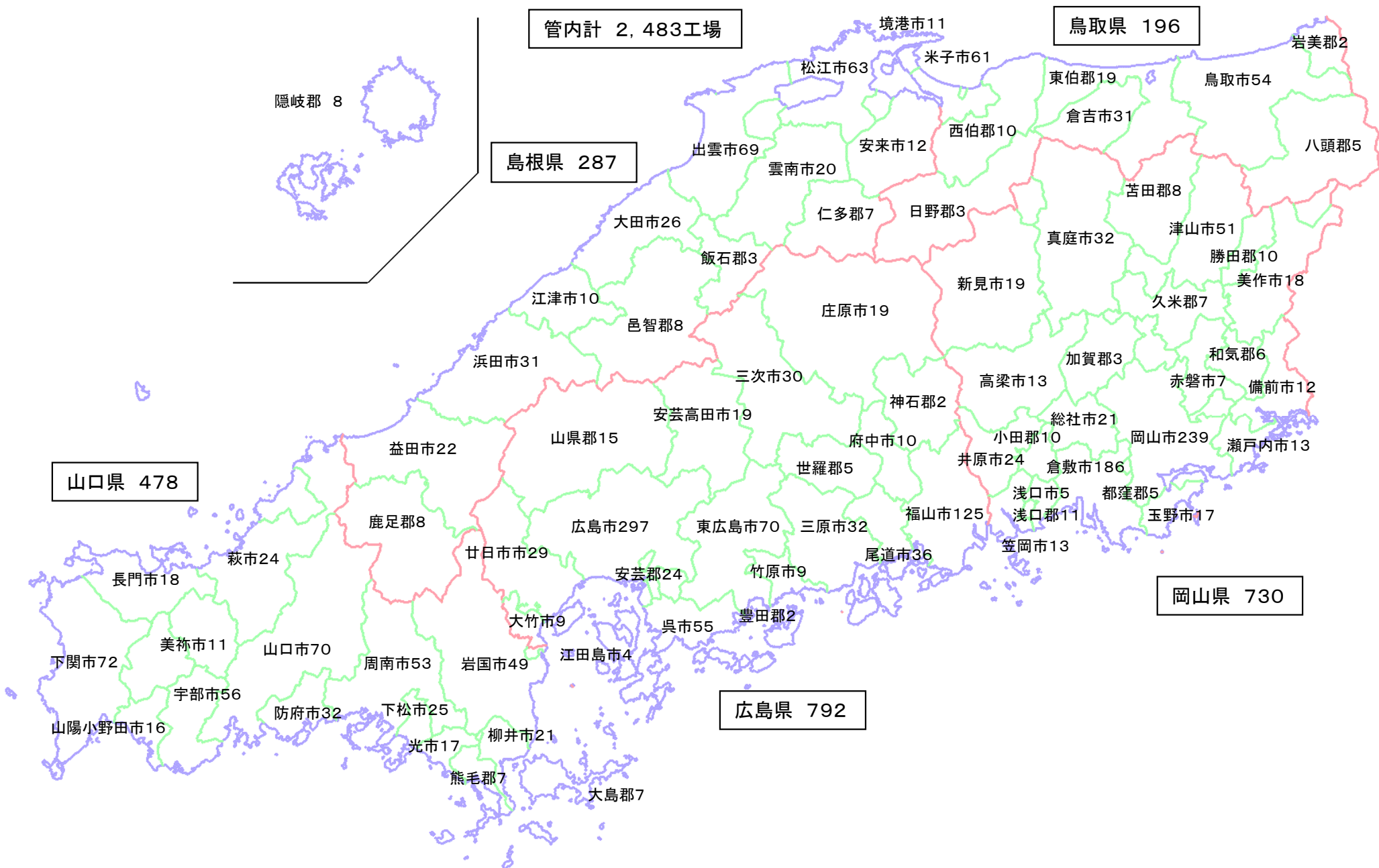
4. 指定工場数の推移

各年度末現在

年度 県 別	年 度							
	27	28	29	30	令和元年	2	3	4
広島県	761	762	772	769	773	779	790	792
鳥取県	193	194	192	190	190	191	193	196
島根県	293	291	294	297	295	293	292	287
岡山県	692	701	710	714	722	727	726	730
山口県	480	478	476	476	474	474	477	478
管内計	2,419	2,426	2,444	2,446	2,446	2,454	2,478	2,483
指定整備率(%)	83.1	83.6	83.7	83.9	84.1	84.0	84.3	84.3

(注) 指定整備率は、軽自動車を除いた管内計

5. 指定工場の分布図(令和5年3月31日現在)



6. 認定工場数

令和5年3月31日現在

県別	総数	一 種	二 種	特 殊			
				車体整備	車体整備	電気装置	その他
				一 種	二 種	整 備	
広島県	123	15	31	34	28	6	9
鳥取県	6	2	3	0	1	0	0
島根県	12	0	8	0	2	2	0
岡山県	60	8	20	20	7	5	0
山口県	57	8	16	19	4	8	0
管内計	256	33	78	73	42	21	9
全 国	2,571	304	578	596	709	292	92

(注) その他は、原動機整備及びタイヤ整備を示す。

7. 自動車整備士合格者数の推移

種 類		年 度							令 4 年 度 累 計	和 未 計
		S26~H28	29	30	令和元	2	3	4		
一 級	大 型	-	-	-	-	-	-	-	-	
	小 型	781	26	38	61	67	68	52	1,093	
	二 輪	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	781	26	38	61	67	68	52	1,093	
二 級	ガ ソ リ ン	48,542	701	638	585	550	559	553	52,128	
	ジ ー ゼ ル	24,553	475	455	407	379	363	347	26,979	
	シ ャ シ	345	12	17	8	22	12	20	436	
	三 輪	1,179	-	-	-	-	-	-	1,179	
	二 輪	991	24	23	38	27	27	28	1,158	
	計	75,610	1,212	1,133	1,038	978	961	948	81,880	
三 級	シ ャ シ	51,630	208	236	184	210	229	217	52,914	
	ガ ソ リ ン	46,834	399	414	402	286	368	423	49,126	
	ジ ー ゼ ル	13,580	39	39	32	67	63	56	13,876	
	軽	1,400	-	-	-	-	-	-	1,400	
	三 輪	1,715	-	-	-	-	-	-	1,715	
	二 輪	3,025	7	4	12	6	18	19	3,091	
	計	118,184	653	693	630	569	678	715	122,122	
特 殊	タ イ ヤ	592	-	-	-	-	-	-	592	
	電 気 装 置	852	-	-	10	2	28	44	936	
	車 体	2,747	33	33	44	6	12	33	2,908	
	計	4,191	33	33	54	8	40	77	4,436	
そ の 他		876	-	-	-	-	-	-	876	
合 計		199,642	1,924	1,897	1,783	1,622	1,747	1,792	210,407	

(注) その他は、二・三輪自動車、小型自動車、電気自動車及び初級(ディーゼル機器・電装・機工)を示す。

8. 自動車整備士一種養成施設

令和5年3月31日現在

種別	県別	指定番号 (認定)	指定年月日 (認定)	名 称	所 在 地	養成対象整備士
一 種 養 成 施 設	広 島 県	60	S39. 3. 31	広島県立福山高等技術専門校	福山市山手町6-30-1	2か2ち
		319	S46. 12. 18	広島県立三次高等技術専門校	三次市十日市南6-14-1	2か2ち
		441	H元. 10. 19	専門学校広島自動車大学校	安芸郡府中町本町2-9-12	1こ2か2ち2し
		463	H8. 6. 28	専門学校広島工学院大学校	広島市安佐南区大塚東3-2-1	1こ2か2ち特し
		464	H8. 7. 22	広島市立広島工業高等学校	広島市南区東本浦町1-18	3し3か3ち3に
		529	R3. 3. 24	広島国際学院専門学校	広島市安芸区上瀬野町517-1	1こ2か2ち
	鳥 取 県	404	S59. 7. 16	鳥取県立産業人材育成センター	米子市夜見町3001-8	2か2ち
		499	H17. 4. 1	鳥取県立境港総合技術高等学校	境港市竹内町925	3し3か3ち
	島 根 県	157	S40. 12. 2	島根県立東部高等技術校	出雲市長浜町3057-11	2か2ち
		509	H18. 6. 22	坪内総合ビジネスカレッジ	松江市東朝日町75-12	1こ2か2ち2に
	岡 山 県	97	S39. 12. 25	岡山県立北部高等技術専門校美作校	美作市安蘇345	2か2ち2に特し
		175	S40. 12. 21	岡山商科大学附属高等学校	岡山市北区南方5-2-45	3し3か3ち3に
		408	S60. 3. 28	おかやま山陽高等学校	浅口市鴨方町六条院中2069	3し3か3ち3に
		418	S62. 3. 7	専門学校岡山自動車大学校	浅口市鴨方町六条院中2045	1こ2か2ち2に
		429	S63. 5. 23	岡山科学技術専門学校	岡山市北区昭和町8-10	1こ2か2ち2に
		506	H17. 11. 4	岡山県立勝間田高等学校	勝田郡勝央町勝間田47	3し3か3ち
	山 口 県	62	S39. 3. 31	山口県立東部高等産業技術学校	周南市瀬戸見15-1	2か2ち
		277	S44. 12. 13	下関国際高等学校	下関市大字伊倉字四方山7	3し3か
		278	S44. 12. 13	宇部鴻城高等学校	宇部市大字際波字の場370	3し3か
		317	S46. 12. 18	早鞆高等学校	下関市上田中町8-3-1	3し3か3ち
379		S57. 2. 2	山口県立西部高等産業技術学校	下関市千鳥ヶ丘町21-3	2か2ち	
認定大学	広島県	2級-17	H16. 7. 12	福山大学	福山市東村町字三蔵985-1	2か2ち2し

9. 自動車整備士二種養成施設

令和5年3月31日現在

県別	名称	教場名	所在地	養成対象整備士												
				1こ	2か	2ち	2し	2に	3し	3か	3ち	3に	特た	特て	特し	
広島県	振興	広島本教場	広島市西区観音新町4丁目13-13-3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		東部地区分教場	福山市南今津町43番		○	○				○	○	○				
	技自	西風新部分教場	広島市安佐南区大塚東3丁目2-1				○									○
		福山大学分教場	福山市東村町字三蔵985-1		○	○	○									
		鯛尾分教場	安芸郡坂町鯛尾2丁目6-7		○					○	○					
		安佐南分教場	広島市安佐南区中筋3丁目8-10							○	○					
		河内分教場	東広島市河内町入野字新栃木7907-1							○						
大州分教場	広島市南区大州4丁目10-11							○								
鳥取県	振興	鳥取本教場	鳥取市丸山町233	○	○	○	○			○	○					
		倉吉分教場	東伯郡北栄町弓原334		○	○	○			○	○					
		米子分教場	米子市東福原6丁目7-6		○	○	○			○	○					
島根県	振興	松江本教場	松江市馬潟町43-4	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	
		出雲分教場	出雲市斐川町併川1641-2													
		浜田分教場	浜田市河内町1931	○	○	○				○	○					
		益田分教場	益田市津田町1127-1	○	○	○				○	○					
岡山県	振興	岡山本教場	岡山市北区富吉5301-7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		津山分教場	津山市平福486		○		○			○	○					
		水島分教場	倉敷市水島海岸通り1丁目1番地		○		○			○	○					
山口県	振興	山口本教場	山口市宝町604	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		岩国分教場	岩国市室ノ木町1丁目6-10		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		柳井分教場	柳井市南町4丁目1-13		○	○	○			○	○	○				
		光分教場	光市浅江5丁目27-18		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		周南分教場	周南市古泉2丁目14-20		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		防府分教場	防府市西浦888		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		宇部分教場	宇部市大字善和字牛明203-90		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		下関分教場	下関市長府扇町1-53		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		萩分教場	萩市平安古550		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
長門分教場	長門市西深川1800-4		○	○	○			○	○	○						

(注) 整備士略号

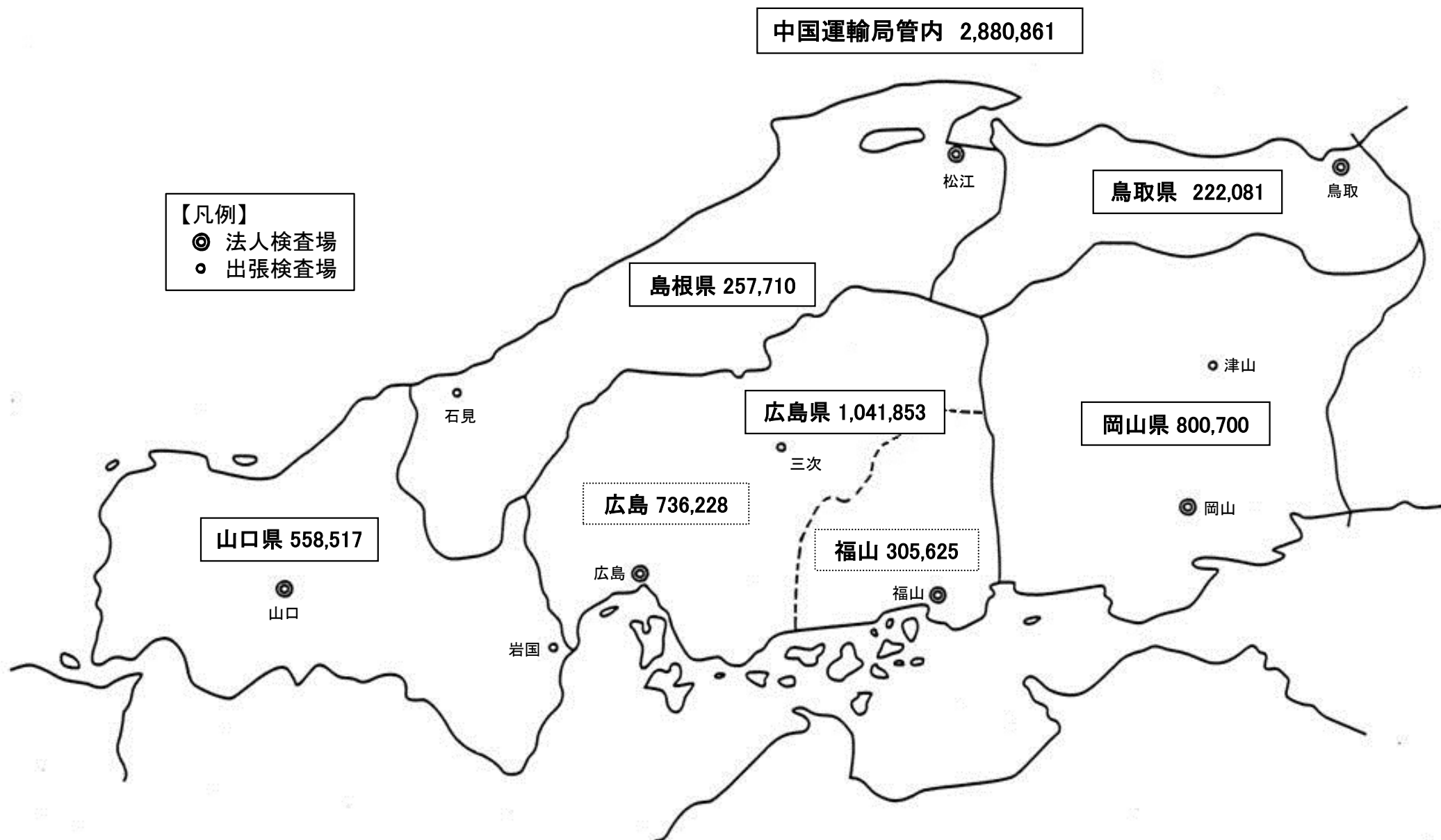
1こ：一級小型自動車

2か：二級ガソリン自動車 2ち：二級ジーゼル自動車 2し：二級自動車シャシ 2に：二級二輪自動車

3か：三級自動車ガソリン・エンジン 3ち：三級自動車ジーゼル・エンジン 3し：三級自動車シャシ 3に：三級二輪自動車

Ⅲ 検査関係

1. 自動車検査場の分布状況及び各県検査対象車両数(令和5年3月31日現在)



2. 中国運輸局管内における自動車検査車両数の推移

各年度末現在

区 分 \ 年 度	30	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
検査対象車両数(年度末)	2,896,059	2,894,596	2,896,532	2,889,666	2,880,861
検査車両数(再検を除く)	1,528,667	1,503,841	1,532,692	1,508,028	1,543,127
継続検査(指定整備)両数	1,053,132	1,044,717	1,076,609	1,074,478	1,103,809
新規検査(型式指定)両数	190,994	181,794	169,961	154,922	162,801

IV 事故・保安関係

1. 事業用自動車重大事故の概要

(1) 事故件数と死傷者数の推移

各年別現在

年 別		30	令和元	令和2	令和3	令和4
区 分						
事 故 件 数	広島県	195	164	161	135	161
	鳥取県	19	21	17	34	19
	島根県	48	46	30	29	41
	岡山県	86	103	85	72	92
	山口県	42	34	40	34	39
	総 数	390	368	333	304	352
死 者 数		49	47	31	19	42
負 傷 者 数		251	144	125	111	121

(2) 事故種類別件数の推移

各年別現在

年 別		30	令和元	令和2	令和3	令和4
区 分						
転 覆		13 (3.3)	6 (1.6)	7 (2.1)	11 (3.6)	16 (4.5)
転 落		11 (2.8)	11 (3.0)	7 (2.1)	7 (2.3)	13 (3.7)
路外逸脱		0 (0.0)	3 (0.8)	1 (0.3)	0 (0.0)	3 (0.9)
火 災		12 (3.1)	5 (1.4)	4 (1.2)	11 (3.6)	11 (3.1)
踏 切		0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
衝 突		84 (21.5)	55 (14.9)	55 (16.5)	39 (12.8)	49 (13.9)
車 内		18 (4.7)	14 (3.8)	13 (3.9)	8 (2.6)	9 (2.6)
死 傷		43 (11.0)	52 (14.1)	23 (6.9)	24 (7.9)	20 (5.7)
車両故障		185 (47.4)	199 (54.1)	198 (59.5)	173 (56.9)	197 (56.0)
そ の 他		24 (6.2)	23 (6.2)	25 (7.6)	31 (10.3)	34 (9.8)
総 数		390 (100)	368 (100)	333 (100)	304 (100)	352 (100)

(注) () 内は種類別の比率(%)

(3) 業態別件数の推移

各年別現在

区 分	年		令和元		令和2		令和3		令和4	
	30									
バ ス	217	(55.6)	206	(56.0)	201	(60.4)	176	(57.9)	201	(57.1)
ハ イ ・ タ ク	37	(9.5)	33	(9.0)	15	(4.5)	19	(6.3)	19	(5.4)
ト ラ ッ ク	136	(34.9)	129	(35.1)	117	(35.1)	109	(35.9)	132	(37.5)
総 数	390	(100)	368	(100)	333	(100)	304	(100)	352	(100)

注 ()内は業態別の比率(%)

(4) 月別発生件数

区 分	月												平均
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
令和4	36	27	33	25	22	30	31	29	26	26	35	32	29.3

総数 (352件)

(5) 事業用自動車1,000台当たりの県別事故件数の推移

各年別現在

県 別	年		令和元		令和2		令和3		令和4	
	30									
広 島 県	5.3		4.1		3.8		3.2		3.7	
鳥 取 県	3.3		3.4		2.5		4.9		2.7	
島 根 県	7.0		5.8		2.8		3.7		5.1	
岡 山 県	3.2		3.6		2.5		2.1		2.7	
山 口 県	2.7		2.0		2.1		1.8		2.1	
管 内 計	4.3		3.7		3.0		2.8		3.2	

(6) 事業用自動車1,000台当たりの事故種類別件数の推移

各年別現在

区分	年別	30	令和元	令和2	令和3	令和4
転覆		0.14	0.04	0.06	0.01	0.15
転落		0.12	0.07	0.06	0.06	0.12
路外逸脱		0.00	0.01	0.01	0.00	0.03
火災		0.13	0.05	0.03	0.01	0.10
踏切		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
衝突		0.92	0.28	0.50	0.35	0.45
車内		0.20	0.11	0.11	0.07	0.08
死傷		0.47	0.48	0.20	0.21	0.18
車両故障		2.03	2.14	1.95	1.57	1.79
その他		0.26	0.03	0.01	0.28	0.31
総数		4.32	3.68	2.96	2.75	3.20

(7) 原因別発生件数の推移

各年別現在

項目	年別	30	令和元	令和2	令和3	令和4
乗務員に起因するもの	乗務員の状態	21	19	14	18	24
	運転操作不良	102	84	63	64	79
	その他	6	3	4	0	0
	計	129	106	81	82	103
相手方に起因するもの	他の車両等の不注意	56	28	21	27	25
	歩行者等	5	2	3	2	5
	旅客・道路・その他	1	0	1	1	4
	計	62	30	25	30	34
その他		8	7	5	19	18
車両故障		191	199	215	173	197
合計		390	342	326	304	352

2. 運行管理者数

令和5年3月31日現在

事業の種類	県別						管内計
	広島県	鳥取県	島根県	岡山県	山口県		
一般乗合	334	45	103	171	120	773	
一般貸切	417	83	180	398	268	1,346	
一般乗用	550	81	161	303	208	1,303	
特定旅客	49	3	0	91	44	187	
一般貨物	4,248	945	945	3,485	1,847	11,470	
特定貨物	89	4	7	52	24	176	
特定第二種利用運送	7	0	0	4	64	75	
計	5,694	1,161	1,396	4,504	2,575	15,330	

3. 整備管理者数

令和5年3月31日現在

県別	事業用					自家用			総数
	バス	ハイ・タク	トラック (軽貨物を除く)	軽貨物	その他	レンタカー	バス (レンタカーを除く)	その他	
広島県	369	494	2,830	2	0	522	240	350	4,807
鳥取県	34	59	570	3	0	96	139	83	984
島根県	114	119	544	5	0	100	351	129	1,362
岡山県	232	230	2,727	35	0	251	424	109	4,008
山口県	133	185	1,140	15	0	254	516	112	2,355
管内	882	1,087	7,811	60	0	1,223	1,670	783	13,516

V その他

独立行政法人自動車事故対策機構の業務実績

令和4年度実績

名 称	指 導 講 習			適性診断 (人)
	基 礎 (人)	一 般 (人)	特 別 (人)	
独立行政法人 自動車事故対策機構 広島主管支所	461	2,238	24	12,140
独立行政法人 自動車事故対策機構 鳥取支所	140	668	4	2,331
独立行政法人 自動車事故対策機構 島根支所	157	648	0	3,022
独立行政法人 自動車事故対策機構 岡山支所	601	2,305	13	11,081
独立行政法人 自動車事故対策機構 山口支所	355	1,256	14	5,624
管内計	1,714	7,115	55	34,198

I 一般海事関係

1. 海事思想の普及

(1) 海の日における管内海事関係功労者表彰受賞者

各年別現在

区 分	年 別				
	元	2	3	4	5
大 臣 表 彰	6	8	5	6	4
局 長 表 彰	100	81	84	77	74
計	106	89	89	83	78

(2) 「海の月間」 行事一覧表

令和5年度

行 事	地区別								
	広島	尾道	因島	呉	鳥取	島根	岡山	水島	山口
海 の 日 記 念 式 典	○	○	○	○	○	○	○	○	○
海 上 ・ 街 頭 パ レ ード		○	○					○	
汽 笛 の 一 斉 吹 鳴	○	○	○	○	○		○	○	○
海 浜 の 清 掃 活 動	○	○	○		○		○	○	○
訪 船 慰 問	○	○		○				○	
海 上 安 全 祈 願 祭		○		○					○
体 験 乗 船 会		○		○		○		○	
ヨット・カッターレース								○	
マリンスポーツ大会								○	
ソフトボール等球技大会		○							
ボ ー リ ン グ 大 会	○								
船 舶 の 一 般 公 開				○					
海 洋 関 係 施 設 一 般 公 開	○								
海 の 図 画 コ ン ク ー ル									
パ ネ ル 展								○	
夏 休 み 子 供 教 室	○			○			○		○
海 洋 安 全 教 室									
記 念 講 演 会 等						○		○	
花 火 大 会									
旅 客 運 賃 の 特 別 割 引		○		○			○	○	
広 報 関 係 資 料 の 配 布	○	○	○	○	○	○	○	○	○
横 断 幕 掲 示	○		○		○		○	○	
船のある風景フォトコンテスト	○								

2. 海事代理士試験の概要

(1) 海事代理士試験の概要

種別 年度別	筆記試験			口述試験 合格者数	試験年月日	
	受験者数	合格者数	合格率(%)			
30	22	14	63.6	12	筆記 口述	H30.9.28 H30.12.3
元	14	10	71.4	7	筆記 口述	R1.9.27 R1.11.25
2	22	7	31.8	4	筆記 口述	R2.9.25 R2.12.3
3	15	5	33.3	5	筆記 口述	R3.9.28 R3.12.2
4	28	10	35.7	5	筆記 口述	R4.9.27 R4.12.1

(2) 海事代理士の登録状況

令和5年3月31日現在

区分	本局	尾道	因島	呉	鳥取	島根	岡山	水島	山口	合計
登録者数	61	49	15	19	9	16	27	11	26	233
登録事務所数	62	50	15	20	10	16	27	11	27	238

3. 不開港及び沿岸輸送特許の状況

区分 年度	区分									
	本局	尾道	因島	呉	鳥取	島根	岡山	水島	山口	合計
30	247	175	99	78	10	37	330	25	30	1,031
	372	77	3	2	16	6	0	133	56	665
元	183	156	91	78	4	36	282	21	33	884
	262	54	2	0	13	22	0	104	30	487
2	198	162	70	67	6	17	283	18	30	851
	335	40	0	2	8	14	0	107	16	522
3	191	161	83	73	7	41	306	11	20	893
	313	83	0	1	18	3	0	131	35	584
4	203	115	80	69	6	40	263	23	22	821
	281	72	0	1	19	0	0	79	24	476

(注) 上段は不開港特許件数、下段は沿岸輸送特許件数。

II 旅客船関係

1. 旅客航路事業現況表

(1) 事業形態別事業者数及び航路数

令和5年4月1日現在

区 分	事 業 者 数														従 業 員 数				航 路 数		
	株 式 会 社				小 計	有 限 会 社	合 資 会 社	普 通 公 共 地 団 方 体	特 別 公 共 地 団 方 体	漁 業 協 同 組 合	事 業 協 同 組 合	財 団 法 人	社 団 法 人	個 人	計	役 員	陸 員	海 員	計	計	う 準 ち 備 休 中 の も の 開 業
	資 本 金																				
	5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上																	
一般旅客定期	<4> 27	<1> 8	<2> 4		<7> 39	<6> 16		5	2					<13> 67	340	(40) 400	(41) 756	(81) 1,496	98	10	
特定旅客定期	(1) 1				(1) 1			1					2	4		1	4	5	4		
旅客不定期	(9) 21	(7) <1> 10	(3) <2> 5	1	(19) <1> 37	(4) 20					1	1	5	(26) <1> 67	183	(25) 117	(32) 288	(57) 588	132		
計	(10) <4> 39	(7) <2> 11	(3) <2> 6	1	(20) <8> 57	(4) <6> 32		6	2	1	1	1	9	(27) <14> 111	523	(65) 518	(73) 1,048	(138) 2,089	234	10	

- 注 1. 事業者数について、事業者数欄の()は一般旅客定期航路事業との兼業で内数、< >内は第3セクターで内数を計上
 2. 従業員数について、一般旅客定期航路事業者で他事業も兼業しているものは、一般旅客定期のみ計上。従業員数欄の()内は、役員兼務で外数を計上
 3. 事業者数の合計欄下段は、実数を計上
 4. 海上運送法施行令改正(平成14年7月1日施行)により、一般旅客定期航路事業に係る本省権限は地方運輸局に権限委任された。

(2) 船種別隻数及び総トン数

令和5年4月1日現在

区 分	純 客 船								高 速 船				水中翼船	貨 客 船				自動車航送船		合 計		
	鋼 船		木 船		軽 合 金 船		プ ラ ス チ ッ ク 船		軽 合 金 船		プ ラ ス チ ッ ク 船			鋼 船		軽 合 金 船		隻数	総トン数	隻数	総トン数	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数		隻数	総トン数	隻数	総トン数					
一般旅客定期	10	940.00			24	692.00	69	1,002.35	79	3,584.00	28	679.00	1	173.00	1	113.00	1	273.00	78	30,238.69	291	37,695.04
特定旅客定期					1	19.00	3	47.00	1	18.00											5	84.00
旅客不定期	51	14,789.08	16	82.40	6	198.10	134	1,872.88	16	346.00	26	1,003.36									249	18,291.82
計	61	15,729.08	16	82.40	31	909.10	206	2,922.23	96	3,948.00	54	1,682.36	1	173.00	1	113.00	1	273.00	78	30,238.69	545	56,070.86

注 ・ 本表は、航路別現況表の主船及び予備船について、船種 ・ 船質別に集計したものである。

・ 同一船舶が複数の事業 ・ 航路に重複して就航する場合には、それぞれ集計した。

・ 船舶の航路の就航用途により船種を振り分けた。

例 1. 自動車航送船であっても、輸送対象が旅客のみの場合は純客船欄に計上した。

2. 同一船舶で速力調整により、純客船 ・ 高速船として就航している場合、運航回数により船種を振り分けた。

(3) 航路別

令和5年4月1日現在

区 分	航 路 特 記 事 項									
	季 節	自 動 車 航 送	離（ 準 離 島 を 含 む ） 島	国 庫 補 助	地 方 補 助	郵 便 物 航 送	新 聞 輸 送	危 険 物 輸 送	通 船	河 川 湖 沼
一般旅客定期	14	41	73	22	14	23	9	24		5
特定旅客定期			4							
旅客不定期	35	1	42						17	11
計	49	42	119	22	14	23	9	24	17	16

2. 異動状況調査表(事業者数及び航路数の異動)

		一般旅客定期	特定旅客定期	旅客不定期	計
事業者数	令和4年4月1日現在	67	4 (1)	69 (26)	116
	新規	0	0	0	0
	廃止	0	0	2	2
	令和5年4月1日現在	67	4 (1)	67 (26)	111
航路数	令和4年4月1日現在	98	4	131	236
	新規	0	0	5	5
	廃止	0	0	4	4
	令和5年4月1日現在	98	4	132	234

- (注) 1. 事業者数欄の()は、一般旅客定期との兼業で内数(一般旅客定期の新規及び廃止に伴う数を含む)
 2. 事業者数の計は、事業ごとの重複を除いた実数を計上

3. 国又は地方自治体から補助を受けている航路

令和5年4月1日現在

区分	本局	尾道	因島	呉	鳥取	島根	岡山	水島	山口	計
一般旅客定期航路	26	24	5	7	1	8	6	6	15	98
国庫補助航路	1	3	1	2			1	2	12	22
地方補助航路	2	4	2			2	3	1		14

4. 輸送実績総括表

令和4年度実績

区 分	一般旅客定期 航路事業 ①	特定旅客定期 航路事業 ②	旅客不定期 航路事業 ③	合 計 ④ (①+②+③)	左の合計の船舶の種類別内訳			貨物定期 航路事業 ⑤	不定期 航路事業 ⑥	総 計 ④+⑤+⑥	
					自動車 航送船	高速船	その他の 旅客船				
輸送実績	航 路 数 計	98	4	132	234	64	55	148	5	349	588
	上記のうち報告のあった航路数	94	3	120	217	59	52	134	3	250	470
	旅客輸送人員人	15,056,898.0	42,704.0	171,577.0	15,271,179.0	11,705,656.2	1,526,452.5	2,031,194.3	4,865.0	340,835.0	15,616,879.0
	旅客輸送人キロ人km	114,340,633.1	217,257.4	2,425,283.9	116,983,174.3	75,228,679.8	29,211,647.2	12,496,252.4	12,159.0		116,995,333.3
自動車等輸送実績	自動車航送をする航路数計	45	0	19	64	64	0	0	0	0	64
	上記のうち報告のあった航路数	42	0	17	59	59	0	0	0	0	59
	バス航送台数台	2,861.0	0.0	0.0	2,861.0	2,861.0					2,861.0
	乗用自動車航送台数台	1,476,332.0	0.0	0.0	1,476,332.0	1,476,332.0					1,476,332.0
	普通トラック航送台数台	288,067.0	0.0	0.0	288,067.0	288,067.0					288,067.0
	その他の自動車航送台数台	106,283.0	0.0	0.0	106,283.0	106,283.0					106,283.0
	合 計 台	1,873,543.0	0.0	0.0	1,873,543.0	1,873,543.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1,873,543.0
	バス輸送台キロ台km	58,176.6	0.0	0.0	58,176.6	58,176.6					58,176.6
	乗用自動車輸送台キロ台km	12,414,094.1	0.0	0.0	12,414,094.1	12,414,094.1					12,414,094.1
	普通トラック輸送台キロ台km	6,201,938.3	0.0	0.0	6,201,938.3	6,201,938.3					6,201,938.3
その他の自動車輸送台キロ台km	840,363.9	0.0	0.0	840,363.9	840,363.9					840,363.9	
合 計 台km	19,514,572.9	0.0	0.0	19,514,572.9	19,514,572.9	0.0	0.0	0.0	0.0	19,514,572.9	
航送旅客輸送人員人	2,464,685.0	0.0	0.0	2,464,685.0	2,464,685.0					2,464,685.0	
航送旅客輸送人キロ人km	24,743,394.6	0.0	0.0	24,743,394.6	24,743,394.6					24,743,394.6	

- (注) 1. 「自動車等輸送実績」欄の「航送旅客輸送人員」と「航送旅客輸送人キロ」は、「旅客等輸送実績」欄の「旅客輸送人員」と「旅客輸送人キロ」それぞれのうち数である。
 2. 「不定期航路事業」に係る「航路数計」と「上記のうち報告のあった航路数」は、それぞれ「事業者計」と「上記のうち報告のあった事業者数」と読み替える。

5. 国庫補助航路年度別補助金交付状況

(単位:千円)

	管内			全国			全国比(%)		
	事業者数	航路数	補助額	事業者数	航路数	補助額	事業者数	航路数	補助額
平成15年度	21	21	417,922	102	107	3,846,134	20.6	19.6	10.9
16	20	20	405,272	99	109	3,825,134	20.2	18.3	10.6
17	20	22	426,977	98	107	3,838,309	20.4	20.6	11.1
18	19	21	525,524	98	108	4,691,952	19.4	19.4	11.2
19	19	21	630,117	101	111	5,569,432	18.8	18.9	11.3
20	19	21	844,572	121	118	7,079,946	15.7	17.8	11.9
21	19	21	724,618	96	106	5,493,339	19.8	19.8	13.2
22	19	21	569,830	93	102	4,574,531	20.4	20.6	12.5
23	19	21	587,417	94	104	5,278,878	20.2	20.2	11.1
24	18	20	589,940	109	120	5,822,815	16.5	16.7	10.1
25	18	20	647,811	109	120	5,962,278	16.5	16.7	10.9
26	18	20	690,539	109	119	6,275,803	16.5	16.8	11.0
27	18	20	718,969	108	120	6,195,299	16.7	16.7	11.6
28	17	20	661,161	109	121	6,228,630	15.6	16.5	10.6
29	17	20	696,728	110	121	6,296,612	15.5	16.5	11.1
30	18	21	736,074	108	120	6,326,838	16.7	17.5	11.6
元	18	22	565,098	109	123	6,273,493	16.5	17.9	9.0
2	18	22	760,097	113	126	8,180,981	15.9	17.5	9.3
3	18	22	787,022	114	127	8,953,641	15.8	17.3	8.8
4	18	22	978,948	115	127	8,722,332	15.7	17.3	11.2

注 補助金額について千円未満の端数は切り捨て処理している。

6. 国庫補助航路の国庫補助金交付状況

(単位:円)

国庫補助航路事業者			航路距離 (km)	令和3年度国庫補助額	令和4年度国庫補助額
名 称	住 所	航路名			
(有) 阿多田島汽船	広島県大竹市晴海	阿多田～小方	9.65	19,415,279	15,850,711
走島汽船(有)	〃 福山市鞆町	走島～鞆	7.00	28,417,355	34,951,549
備後商船(株)	〃 福山市沼隈町	常石～尾道	14.50	58,309,353	55,621,588
尾道市	〃 尾道市久保	細島～西浜	2.70	21,321,979	21,865,236
大崎上島町	〃 豊田郡大崎上島町	白水～契島	5.50	42,630,935	42,414,744
斎島汽船(株)	〃 呉市豊浜町	斎島～久比	10.80	19,532,154	27,218,365
斎島汽船(株)	〃 呉市豊浜町	三角～久比	1.25	15,825,320	15,477,809
小 計	(広 島 県)			205,452,375	213,400,002
三洋汽船(株)	岡山県笠岡市笠岡	笠岡～飛島～六島	28.96	24,161,379	28,503,385
大生汽船(株)	〃 備前市日生町	笠岡～佐柳本浦	40.46	18,629,286	1,408,268
大生汽船(株)	〃 備前市日生町	大多府～日生	13.70	13,622,345	14,189,548
小 計	(岡 山 県)			56,413,010	44,101,201
岩国柱島海運(株)	山口県岩国市新港町	岩国～柱島	36.60	37,346,059	22,430,532
周防大島町	〃 大島郡周防大島町	樽見～日前	10.10	2,154,500	3,245,448
周防大島町	〃 大島郡周防大島町	伊保田～情島	5.00	11,647,755	10,874,944
周防大島町	〃 大島郡周防大島町	久賀～前島	6.05	11,455,759	10,728,381
平郡航路(有)	〃 柳井市南町	平郡～柳井	35.46	23,922,952	25,395,398
上関町	〃 熊毛郡上関町	八島～上関	13.18	16,738,854	15,394,834
熊南総合事務組合	〃 熊毛郡平生町	馬島～麻里府・佐合島～佐賀	10.25	13,339,770	14,786,405
牛島海運(有)	〃 光市牛島	牛島～室積	8.40	26,185,449	23,206,872
大津島巡航(株)	〃 周南市築港町	大津島～徳山	20.90	68,681,359	88,768,103
(有) 野島海運	〃 防府市野島	野島～三田尻	14.80	26,097,953	51,947,018
萩海運(有)	〃 萩市東浜崎町	見島～萩	49.85	257,137,873	405,786,757
上関航運(有)	〃 熊毛郡上関町	祝島～柳井	35.40	30,449,167	48,882,533
小 計	(山 口 県)			525,157,450	721,447,225
合 計				787,022,835	978,948,428

(注) 事業年度は、10月～翌年9月までである。

7. 地域公共交通確保維持改善事業費補助金(離島航路構造改革補助金)交付状況

(単位：千円)

年度	事業者名	航路名	国庫補助額	備考
令和4年度	大竹市	阿多田～小方	122,948	代替建造
令和4年度	萩海運株式会社	見島～萩	57,500	代替建造
令和4年度	三洋汽船株式会社	笠岡～佐柳	17,319	代替建造
令和4年度	牛島海運株式会社	牛島～室積	4,143	代替建造

8. 地域公共交通確保維持改善事業費補助金(経営改善支援事業)交付状況

(単位：千円)

年度	事業者名	国庫補助額	備考
令和4年度	走島汽船株式会社	660	感染症拡大防止対策の設備導入
令和4年度	国際両備フェリー株式会社	19,984	感染症拡大防止対策の設備導入、実証運航
令和4年度	瀬戸内観光汽船株式会社	10,363	感染症拡大防止対策の実証運航
令和4年度	株式会社アクアネット広島	2,393	感染症拡大防止対策の設備導入、実証運航
令和4年度	隠岐汽船株式会社	62,958	感染症拡大防止対策の設備導入、実証運航
令和4年度	宮島松大汽船株式会社	10,411	感染症拡大防止対策の設備導入、実証運航
令和4年度	大津島巡航株式会社	112	感染症拡大防止対策の設備導入

9. 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付状況

(交通サービスインバウンド対応支援事業)

(単位：千円)

年度	事業者名	国庫補助額	備考
令和4年度	瀬戸内海汽船株式会社	1,500	ホームページの多言語化
令和4年度	株式会社アクアネット広島	866	感染症拡大防止対策の設備導入
令和4年度	渡辺好夫	399	非常用電源装置の整備など
令和4年度	JR西日本宮島フェリー株式会社	34,120	キャッシュレス・多言語対応徴収システム構築
令和4年度	宮島松大汽船株式会社	24,253	キャッシュレス・多言語対応徴収システム構築

10. 訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付状況

(海洋周辺地域における訪日観光推進事業)

(単位：千円)

年度	事業者名	国庫補助額	備考
令和4年度	瀬戸内シーライン株式会社	4,630	モニターツアーの実施など

Ⅲ 内航関係

1. 内航海運業者数及び支配船腹量

令和5年3月31日現在

区 分	事 業 者 数										所有船舶		用船船舶		管理船舶		合 計		
	本局	尾道	因島	呉	鳥取	島根	岡山	水島	山口	合計	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	
登録事業者	登録運送	29	17	1	18	0	1	3	9	12	90	332	209,656.83	188	82,059.27	8	25,324.00	528	317,040.10
	登録貸渡	39	30	2	73	0	3	43	36	30	256	421	257,079.41	19	22,216.30	51	50,543.00	491	329,838.71
	登録管理	6	5	0	3	0	1	2	1	6	24					70	82,982.00	70	82,982.00
	計	74	52	3	94	0	5	48	46	48	370	753	466,736.24	207	104,275.57	129	158,849.00	1,089	729,860.81
届出事業者	届出運送	134	45	5	61	0	5	15	21	84	370	450	7,911.31	42	1,391.30	2	36.00	494	9,338.61
	届出貸渡	21	22	1	19	0	0	13	8	22	106	126	3,772.21	3	48.17	0	0.00	129	3,820.38
	届出管理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					0	0.00	0	0.00
	計	155	67	6	80	0	5	28	29	106	476	576	11,683.52	45	1,439.47	2	36.00	623	13,158.99
合 計	229	119	9	174	0	10	76	75	154	846	1,329	478,419.76	252	105,715.04	131	158,885.00	1,712	743,019.80	

(注) 1. 「登録運送事業者」＝登録運送業のみ、又は登録貸渡業、登録管理業、届出運送業、届出貸渡業、届出管理業のいずれかも併せて行っている者。
「登録貸渡事業者」＝登録貸渡業のみ、又は登録管理業、届出運送業、届出貸渡業、届出管理業のいずれかも併せて行っている者。
「登録管理事業者」＝登録管理業のみ、又は届出運送業、届出貸渡業、届出管理業のいずれかも併せて行っている者。
「届出運送事業者」＝登録運送業、登録貸渡業、登録管理業を行わず、届出運送業のみ、又は届出貸渡業、届出管理業も併せて行っている者。
「届出貸渡事業者」＝登録運送業、登録貸渡業、登録管理業、届出運送業を行わず、届出貸渡業のみ、又は届出管理業も併せて行っている者。
「届出管理事業者」＝届出管理業のみ行っている者。

(注) 2. 休止事業者数を除く。

2. 資本金別内航海運業者支配船腹量

令和5年3月31日現在

業 者 事業者数及び 支配船腹量 資本金別	登 録 運 送			登 録 貸 渡			登 録 管 理			合 計		
	事 業 者	隻 数	総トン数	事 業 者	隻 数	総トン数	事 業 者	隻 数	総トン数	事 業 者	隻 数	総トン数
なし（個人）	7	8	4,193.00	15	15	4,917.26	0	0	0	22	23	9,110.26
1,000万未満	28	70	33,543.03	129	199	96,751.55	10	36	26,682.00	167	305	156,976.58
1,000万～5,000万未満	41	244	198,486.56	109	252	204,535.21	14	34	56,300.00	164	530	459,321.77
5,000万～1億未満	8	65	43,160.70	3	10	23,073.00	0	0	0	11	75	66,233.70
1億～3億未満	5	26	21,118.40	0	0	0	0	0	0	5	26	21,118.40
3億以上	1	4	13,624.00	0	0	0	0	0	0	1	4	13,624.00
合 計	90	417	314,125.69	256	476	329,277.02	24	70	82,982.00	370	963	726,384.71

注1：登録事業者のみ

注2：隻数及び総トン数は、登録事業者の100トン以上船舶のみ

注3：休止事業者を除く

3. 内航船舶所有船腹量

令和5年3月31日現在

船種 船腹量 区分	船 質	貨物船		土・砂利・石材専用船		曳船		油送船		特殊タンク船		セメント専用船		自動車専用船		台船		はしけ		合計	
		隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
本局	木船	38	641.08	0	0.00	52	396.89	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	90	1,037.97
	鋼船	67	40,224.32	23	11,239.00	106	5,250.89	26	1,539.68	8	6,238.00	3	4,617.00	1	4,898.00	26	10,628.70	16	16,950.00	276	101,585.59
尾道	木船	13	282.02	0	0.00	6	25.49	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	19	307.51
	鋼船	64	28,726.67	8	7,937.00	85	3,386.03	25	9,184.44	7	4,761.00	4	17,430.00	0	0.00	46	16,096.00	3	1,795.00	242	89,316.14
因島	木船	2	37.32	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	2	37.32
	鋼船	2	326.70	1	445.00	5	95.71	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	2	635.00	1	94.30	11	1,596.71
呉	木船	47	815.25	0	0.00	3	26.08	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	50	841.33
	鋼船	79	43,417.56	2	452.79	32	2,288.95	35	28,823.77	7	2,980.00	1	199.73	1	2,993.00	18	13,843.00	3	3,288.00	178	98,286.80
鳥取	木船	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
	鋼船	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
島根	木船	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
	鋼船	6	883.80	0	0.00	3	49.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	9	932.80
岡山	木船	15	437.05	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	15	437.05
	鋼船	13	2,420.98	1	454.00	9	406.79	52	27,282.90	13	8,508.00	0	0.00	0	0.00	7	37,000.00	6	4,296.00	101	80,368.67
水島	木船	5	90.42	0	0.00	2	51.76	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	7	142.18
	鋼船	63	16,822.14	4	1,848.73	23	869.70	10	4,300.99	8	3,226.26	0	0.00	0	0.00	11	8,186.40	6	4,017.67	125	39,271.89
山口	木船	71	1,500.81	0	0.00	3	16.81	1	11.70	5	293.16	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	80	1,822.48
	鋼船	36	8,759.65	1	499.00	18	739.40	27	8,642.27	29	17,178.00	7	12,795.00	0	0.00	3	3,933.00	3	9,889.00	124	62,435.32
合計	木船	191	3,803.95	0	0.00	66	517.03	1	11.70	5	293.16	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	263	4,625.84
	鋼船	330	141,581.82	40	22,875.52	281	13,086.47	175	79,774.05	72	42,891.26	15	35,041.73	2	7,891.00	113	90,322.10	38	40,329.97	1,066	473,793.92

IV 港湾運送関係

1. 主要取扱貨物の推移

(管内12港)

(単位:千トン)

区分		年度		2		3		4	
		取扱量	取扱量	取扱量	対前年度比%	主 要 取 扱 港			
主要貨物	鉄 鋼	20,222	22,191	21,061	94.9%	福水	山島	港港	
	金 属 鋳	31,615	34,999	34,304	98.0%	水福	島山	港港	
	石 炭	27,232	29,766	29,319	98.5%	徳山	山下	港港	
	自 動 車	10,818	10,267	11,125	108.4%	水広	田尻	港港	
	その他鋳産品	6,429	6,954	6,005	86.4%	水徳	山島	港港	
	原 木	1,307	1,538	1,372	89.2%	境尾	道糸	港港	
	実入コンテナ	14,822	14,768	14,756	99.9%	水徳	山島	港港	
	空コンテナ	7,237	7,514	7,768	103.4%	水徳	山島	港港	
その他の貨物		12,564	14,586	15,212	104.3%				
合 計		132,246	142,583	140,922	98.8%				

2. 港湾運送事業者数

令和5年3月31日現在

港湾名	港 湾 運 送 事 業 者									港 湾 運 送 関 連 事 業 者	
	事業者数	業 種 別						はしけ	いかだ		計
		一 般	港 湾 荷 役								
		一 貫	船 内	沿 岸							
岡 山	5	2	0	0	4	0	0	0	6	3 (13)	
宇 野	4	2	0	1	2	1	0	0	6	14 (46)	
水 島	17	9	5	4	7	3	0	0	28	27 (98)	
笠 岡	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0 (0)	
福 山	13	5	5	2	6	2	0	0	20	11 (37)	
尾 道 糸 崎	18	2	5	2	8	0	6	0	23	9 (33)	
呉	9	6	2	4	5	2	0	0	19	11 (40)	
広 島	20	7	3	5	16	3	2	0	36	26 (98)	
境	3	3	1	0	0	0	0	0	4	1 (4)	
岩 国	7	3	0	3	6	0	1	0	13	9 (45)	
徳 山 下 松	12	7	2	7	8	1	0	0	25	13 (43)	
三 田 尻 中 関	12	4	3	1	5	0	0	0	13	7 (35)	
計	121	50	26	29	68	12	9	0	194	131 (492)	

注 港湾運送関連事業者の()内の数字は、船舶内貨物固定、船積貨物警護などの行為の数。

3. 資本金別企業規模

令和5年3月31日現在

区分		資本金		500万円	500～	1,000～	5,000～	1億円以上	計
		未満	1,000万円未満	未満	未満	未満			
管内本社	企業別	1	2	50	11	6	70		
	事業所別	1	2	53	15	10	81		
管外本社	企業別				1	17	18		
	事業所別				2	37	39		
計	企業別	1	2	51	12	23	89		
	(比率)	(1.1)	(2.2)	(57.3)	(13.5)	(25.8)	(100.0)		
	事業所別	1	2	54	17	47	121		
	(比率)	(0.8)	(1.7)	(44.6)	(14.0)	(38.8)	(100.0)		

4. 船舶積卸し実績の推移

(1) 総括

(単位:万トン)

年度 区分	30	元	2	3	4
外貨貨物	10,897	10,785	9,325	9,931	9,902
内貨貨物	4,792	4,655	3,901	4,327	4,190
合計	15,689	15,440	13,225	14,258	14,092

(2) 年度実績500万トン以上の港湾

(単位:万トン)

年度 区分	30	元	2	3	4
水島港	4,887	4,990	4,167	4,462	4,653
福山港	3,911	3,911	3,589	4,207	3,900
徳山下松港	2,308	2,244	2,117	2,229	2,237
広島港	1,645	1,683	1,380	1,475	1,650

(3) 年度実績500万トン未満の港湾

(単位:万トン)

年度 区分	30	元	2	3	4
三田尻中関港	679	609	443	398	469
呉港	1,537	1,335	911	729	402
岩国港	311	283	286	391	397
境港	248	231	192	222	232
尾道糸崎港	51	51	46	40	53
宇野港	89	84	75	84	78
岡山港	20	17	16	18	17
笠岡港	3	2	3	3	4

合計	15,689	15,440	13,225	14,258	14,092
----	--------	--------	--------	--------	--------

5. 港湾福利施設設置状況

令和5年4月1日現在
(単位:万円)

運 営 施 設	港 湾	名 称	建築費等	竣工年月
総 合 厚 生 施 設	岡 山	岡山港湾福祉センター	1,540	S44. 11
	宇 野	宇野港湾福祉センター	4,571	S46. 3
	水 島	水島港湾会館	23,627	S54. 9
	福 山	福山港湾福祉センター	18,910	S57. 12
	尾道糸崎	尾道糸崎港湾福祉センター	2,961	S49. 9
	呉	呉港湾福祉センター	6,426	S45. 3
	広 島	広島港湾福祉センター	54,106	R 3. 4
	境	境港港湾労働者福祉センター	14,971	S53. 4
	岩 国	岩国港湾福祉センター	10,978	S50. 8
	徳山下松	徳山下松港湾福祉センター	10,300	S47. 6
	三田尻中関	三田尻中関港湾福祉センター	17,500	S59. 5
現 場 関 係 施 設	岡 山	岡山港湾高島埠頭休憩所	69	S52. 1
	呉	呉港湾川原石西埠頭休憩所	3,564	S53. 7
		呉港湾川原石南埠頭休憩所	4,910	S61. 9
	広 島	広島港湾出島休憩所	4,195	S48. 6
		広島港湾海田休憩所	4,952	S62. 3
		広島港湾廿日市休憩所(休止中)	8,900	S55. 9
	徳山下松	徳山下松港湾晴海埠頭休憩所	14,090	H 8. 2
三田尻中関	三田尻中関港湾中関休憩所	7,490	H 2. 11	
職業訓練施設	水 島	水島港湾技能教習所	372	H13. 11

V 造船施設設備関係

1. 造船事業場数

令和5年4月1日現在

	造船所数（工場数）						
	許可造船所			登 造 （	届 造 （	出 所 ）	合 計 （イ）+（ロ）+（ハ）
	小型船造船業法第4条 の登録を受けていない 造船所 （造船法による許可工 場のみ）	小型船造船業法第4条 の登録も受けている造 船所	計 （イ）				
本 局	2	1	3	5	6	14	
尾道海事事務所	17	6	23	18	6	47	
因島海事事務所	5	2	7	5	3	15	
呉海事事務所	6	4	10	5	3	18	
鳥取運輸支局	0	0	0	3	0	3	
島根運輸支局	0	1	1	12	5	18	
岡山運輸支局	1	2	3	4	9	16	
水島海事事務所	1	0	1	1	0	2	
山口運輸支局	3	0	3	15	2	21	
合 計	35	16	51	68	35	154	

注 許可：造船法の許可（総トン数500GT以上又は長さ50m以上の鋼船の製造・修繕設備）

登録：小型船造船業法の登録（総トン数20GT以上又は長さ15m以上の製造・修繕設備で、許可事業者を除く）

届出：造船法第6条の届出

2. 登録造船事業場の業種内訳表

令和5年4月1日現在

	小 型 鋼 船				木 船				合計
	造船業	製造業	修繕業	小計	造船業	製造業	修繕業	小計	
本 局	0	1	2	3	1	0	2	3	6
尾 道 海 事 事 務 所	17	3	3	23	1	0	4	5	28
因 島 海 事 事 務 所	3	1	1	5	3	0	1	4	9
呉 海 事 事 務 所	4	0	4	8	5	0	1	6	14
鳥 取 運 輸 支 局	2	0	1	3	0	0	0	0	3
島 根 運 輸 支 局	5	0	5	10	4	0	2	6	16
岡 山 運 輸 支 局	2	0	3	5	3	0	1	4	9
水 島 海 事 事 務 所	0	0	1	1	1	0	0	1	2
山 口 運 輸 支 局	6	0	2	8	10	0	1	11	19
合 計	39	5	22	66	28	0	12	40	106

- 注 1. 小型船造船業法第4条の登録件数
 2. 小型鋼船事業と木船事業の重複は考慮していない。

3. 許可造船設備能力分類表

令和5年4月1日現在

区 分 能 力 (総トン数)	建 造 設 備						修 繕 設 備					
	ドック		船 台		合 計		ドック		船 台		合 計	
	基数	総トン数	基数	総トン数	基数	総トン数	基数	総トン数	基数	総トン数	基数	総トン数
10,000トン以上	8	911,900	9	366,200	17	1,278,100	(2)	40,000	-	-	(2)	40,000
							24	1,132,150	-	-	24	1,132,150
10,000トン未満 5,000トン以上	-	-	3	22,500	3	22,500	(2)	16,100	-	-	(2)	16,100
							5	36,600	-	-	5	36,600
5,000トン未満	2	5,249	16	22,137	18	27,386	(6)	12,698	14	9,053	(6)	12,698
							18	41,346	14	9,053	32	50,399
合 計	10	917,149	28	410,837	38	1,327,986	(10)	68,798	14	9,053	(10)	68,798
							47	1,210,096	14	9,053	61	1,219,149

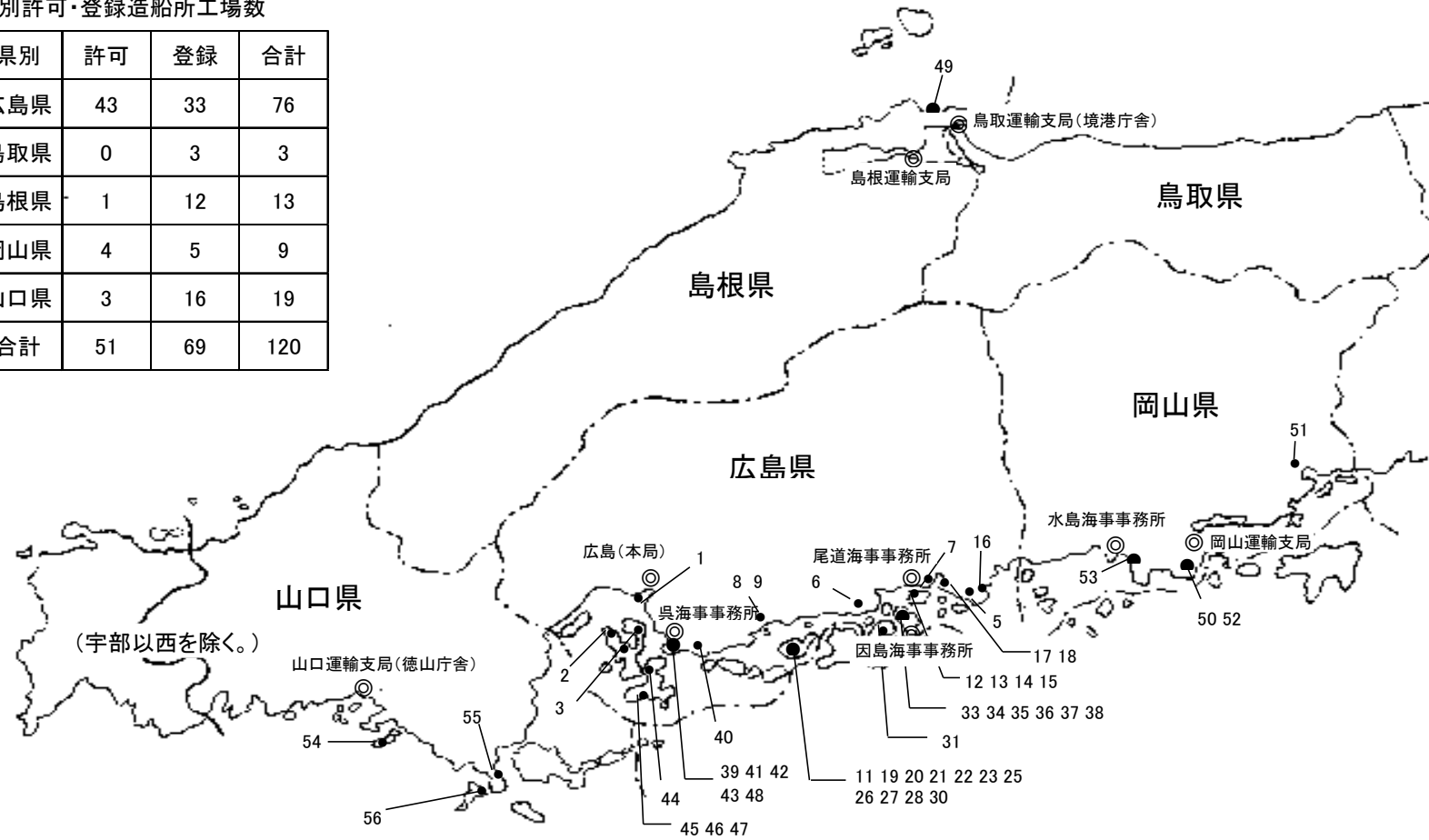
- 注 1. 造船法に基づき許可を受けている中国運輸局管内の造船設備(能力500総トン以上又は長さ50メートル以上)を集計したもの。
 2. 修繕設備「ドック」欄の()は、浮ドックを内数で示す。

4. 管内許可造船所分布図

(令和5年4月1日現在)

県別許可・登録造船所工場数

県別	許可	登録	合計
広島県	43	33	76
鳥取県	0	3	3
島根県	1	12	13
岡山県	4	5	9
山口県	3	16	19
合計	51	69	120



(許可造船所)

令和5年4月1日現在

1. ㈱新来島宇品どつく	大型(修)			31. 内海造船㈱瀬戸田工場	大型(製・修)		
2. 中谷造船㈱	中型(製・修)			33. 内海造船㈱因島工場	大型(製)		
3. ㈱江田島造船所	中型(修)			34. ㈱三和ドック	大型(修)		
5. 常石造船㈱常石工場	大型(製・修)			35. 石田造船㈱	中型(製・修)		
6. 今治造船㈱広島工場	大型(製・修)			36. ジャパン マリンユナイテッド㈱因島事業所	大型(修)		
7. 尾道造船㈱尾道造船所	大型(製・修)			37. 備南船舶工業㈱	中型(製)	…………	所在不明
8. ㈱新来島どつく広島工場	大型(製)	…………	休止	38. 日立造船㈱因島工場	大型(修)・工	…………	休止
9. ㈱新来島広島どつく本社工場	大型(製)			39. ジャパン マリンユナイテッド㈱呉事業所	大型(製・修)		
11. 益田商会㈱大崎ドック	中型(修)			40. 神田ドック㈱川尻工場	大型(製・修)		
12. 向島造機㈱	中型(修)			41. 神田ドック㈱若葉工場	中型(修)		
13. 向島ドック㈱	大型(修)			42. 警固屋船渠㈱本社工場	中型(製・修)		
14. 高原造船所(高原章郎)	中型(修)			43. 警固屋船渠㈱第二工場	中型(製)		
15. 備後造船㈱	中型(修)			44. 山本造船㈱	中型(修)		
16. 本瓦造船(株)第二工場	中型(製)			45. (有)安芸造船所	中型(修)	…………	所在不明
17. 桑田船渠㈱	中型(修)			46. ㈱本屋敷造船所	中型(修)		
18. (有)K.Sヤナセマリン	工			47. (有)中田造船所	中型(修)		
19. (有)松浦鉄工造船所	中型(製)			48. ㈱今村造船所	—	…………	休止
20. ㈱松浦造船所	中型(製)			49. (有)福島造船鉄工所森山工場	中型(製・修)・工		
21. 佐々木造船㈱本社工場	中型(製)			50. 三菱重工マリタイムシステムズ㈱玉野艦船工場	大型(製・修)・工		
22. 小池造船海運(株)	中型(製・修)			51. (有)中本造船所	中型(修)		
23. 小池造船海運(株)第二工場	中型(製)			52. ㈱新浜造船所	中型(製・修)		
25. (有)古本鉄工造船所	中型(製)	…………	所在不明	53. ㈱新来島サノヤス造船水島製造所	大型(製・修)		
26. 伸和産業㈱	中型(製)			54. ㈱新笠戸ドック	大型(製・修)		
27. ㈱川本造船所	中型(製)	…………	不稼働	55. ㈱中村造船鉄工所柳井工場	中型(製・修)		
28. 新日本重工㈱	中型(製)	…………	不稼働	56. ㈱HAMADA	中型(修)		
30. 日本マリタイム㈱木江ドック	中型(修)	…………	休止				

注 大 型: 建造又は修繕設備能力が総トン数10,000トン以上
 中 型: 建造又は修繕能力が総トン数500トン以上10,000トン未満
 (製)は造船設備を、(修)は修繕設備を、工は海洋工作台をそれぞれ有する。

VI 造船関係

1. 船舶建造量の推移

区 別	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
大型造船所	62	3,582,530	74	3,330,975	76	3,011,185	48	1,953,309	52	2,128,041
中型造船所	31	30,505	28	28,032	30	26,795	28	21,358	20	24,733
小型造船所	19	1,208	17	1,035	17	704	25	818	13	376
合 計	112	3,614,243	119	3,360,042	123	3,038,684	101	1,975,485	85	2,153,150
全 国 比	20.2%	26.1%	21.6%	25.3%	19.3%	21.1%	23.4%	25.5%	18.8%	23.2%

2. 船舶受注量の推移(契約ベース)

区 別	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
大型造船所	54	1,389,870	34	1,055,769	48	1,908,692	66	2,622,339	28	1,806,842
中型造船所	37	39,142	24	23,861	35	35,294	21	12,235	23	16,015
小型造船所	20	1,317	29	919	16	721	25	1,170	13	712
合 計	111	1,430,329	87	1,080,549	99	1,944,707	112	2,635,744	64	1,823,569

3. 船舶手持工事量の推移(契約ベース)

区 別	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
大型造船所	206	9,642,110	166	7,366,904	138	6,264,411	157	6,935,141	134	6,614,152
中型造船所	41	42,758	38	39,086	43	47,585	37	38,606	41	32,388
小型造船所	11	936	23	820	23	856	23	1,208	23	1,487
合 計	258	9,685,804	227	7,406,810	204	6,312,852	217	6,974,955	198	6,648,027

- 注
1. 受注量及び手持工事量は契約ベースにより集計したものである。
 2. 船舶手持工事量は各年度末3月末現在の数値である。
 3. 大型造船所は、10,000総トン以上の船舶の建造設備を有する造船所をいう。
 4. 中型造船所は、500総トン数以上10,000総トン数未満の船舶の建造設備を有する造船所をいう。
 5. 小型造船所は、500総トン数未満の船舶の建造設備を有する造船所をいう。

4. 船舶建造実績及び手持工事量

令和4年度

造船所別		建造実績									手持工事量	
		貨物船		タンカー		その他		合計			令和5年3月31日現在	
		隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	前年度比(G/T)	隻数	総トン数
大型造船所	国内船	2	22,400	4	225,080	8	53,381	14	300,861	100.0%	134	6,614,152
	輸出船	38	1,827,180	0	0	0	0	38	1,827,180			
中型造船所	国内船	9	4,941	5	1,890	3	602	17	7,433	100.0%	41	32,388
	輸出船	0	0	3	17,300	0	0	3	17,300			
小型造船所	国内船	1	6	0	0	12	370	13	376	100.0%	23	1,487
	輸出船	0	0	0	0	0	0	0	0			
合計		50	1,854,527	12	244,270	23	54,353	85	2,153,150	100.0%	198	6,648,027
前年度比		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		91.2%	95.3%

5. 船舶受注実績

令和4年度

造船所別		貨物船		タンカー		その他		合計		
		隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	前年度比(G/T)
大型造船所	国内船	0	0	0	0	1	372	1	372	68.9%
	輸出船	27	1,806,470	0	0	0	0	27	1,806,470	
中型造船所	国内船	8	4,742	4	966	4	677	16	6,385	130.9%
	輸出船	1	670	4	8,740	2	220	7	9,630	
小型造船所	国内船	0	0	0	0	13	712	13	712	60.9%
	輸出船	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計		36	1,811,882	8	9,706	20	1,981	64	1,823,569	69.2%
前年度比		57.1%	70.9%	88.9%	38.7%	50.0%	3.6%	57.1%	69.2%	

- 注
1. 受注量及び手持工事量は契約ベースにより集計したものである。
 2. 船舶手持工事量は各年度末3月末現在の数値である。
 3. 大型造船所は、10,000総トン以上の船舶の建造設備を有する造船所をいう。
 4. 中型造船所は、500総トン数以上10,000総トン数未満の船舶の建造設備を有する造船所をいう。
 5. 小型造船所は、500総トン数未満の船舶の建造設備を有する造船所をいう。

6. 船舶の修繕実績の推移

(単位:百万円)

年 別 区 別	平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
	隻数	売上高	隻数	売上高	隻数	売上高	隻数	売上高	隻数	売上高
修 繕 実 績	3,200	39,808	3,181	40,817	3,101	45,252	2,770	38,710	2,528	39,375
全 国 比	18.7%	25.7%	20.3%	25.6%	19.2%	26.4%	18.9%	12.0%	17.7%	23.6%

注 鋼・木・FRP船の合計

7. 海洋機器類建造実績の推移

(単位:千円)

年度別 区 別	平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
	隻(基)	金 額	隻(基)	金 額	隻(基)	金 額	隻(基)	金 額	隻(基)	金 額
海 洋 機 器	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の非自航船	2	95,000	2	204,500	2	251,500	3	610,000	3	680,000
計	2	95,000	2	204,500	2	251,500	3	610,000	3	680,000

- 注 1. 海洋機器には、洋上プラント、ケーソンドック、クレーンバージ、浚渫船、海洋石油掘削装置(リグ)等の海洋作業開発機器(船)、海上施設等を計上した。
2. その他の非自航船には、台船、ハシケ、浮桟橋等の無動力船等を計上した。

8. 造船所従業員数の推移

各年度末現在(単位:人)

年度別 区 別	平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
	職 員	技能員	職 員	技能員	職 員	技能員	職 員	技能員	職 員	技能員
大型造船所	2,461	11,204	2,446	11,213	2,376	10,596	2,153	9,424	2,166	9,339
中型造船所	256	1,257	236	1,283	232	1,105	240	1,113	246	1,075
小 計	2,717	12,461	2,682	12,496	2,608	11,701	2,393	10,537	2,412	10,414
合 計	15,178		15,178		14,309		12,930		12,826	

- 注 1. 「大型造船所」とは10,000総トン以上の船舶の建造または修繕設備を有する造船所をいう。
2. 「中型造船所」とは500総トン以上10,000総トン未満の船舶の建造または修繕設備を有する造船所をいう。

VII 関連工業関係

1. 船用工業の業種別・管轄別工場数

令和4年12月31日現在

業種 (製造品目等)	本局	尾道	因島	呉	鳥取	島根	岡山	水島	山口	合計
タービン	1			1						2
ディーゼル機 関	3	1	1		2		1			8
ボイラー			1							1
ポンプ						1			1	2
空気機械							2			2
油処理装置										0
熱交換器			1							1
電気機器						1				1
操船機械		1					2			3
係船・荷役機 械		4	1							5
プロペラ							1	1		2
機関部品付 属品	1	1				1	8			11
軸系	1	2		1						4
航海用機器				2						2
錨・錨鎖				1						1
弁・管継手		2		1			1			4
塗料										0
その他艀装品		17	1	5						23
船用品修理	1	4	1	2	6				1	15
船舶電装						1				1
その他部品等	3	1		3						7
造船業		4					1		2	7
合計	10	37	6	16	8	4	16	1	4	102

注 1. 船用工業製品の製造又は修繕に常時5人以上の従業員を雇用する事業所を対象とする。
2. 造船業とは造船の比率の高い事業所をいう。

2. 船用工業の規模別事業所数

(1) 資本金別事業所数

令和4年12月31日現在

区分	本局	尾道	因島	呉	鳥取	島根	岡山	水島	山口	合計	構成比
1億円以上	3	3	1	2	0	0	6	1	2	18	18%
1億円未満 5,000万円以上	3	4	1	2	3	1	4	0	0	18	18%
5,000万円未満 1,000万円以上	4	24	3	12	3	3	6	0	1	56	55%
1,000万円未満 500万円以上	0	4	0	0	0	0	0	0	0	4	4%
500万円未満	0	2	1	0	2	0	0	0	1	6	6%
合計	10	37	6	16	8	4	16	1	4	102	100%

注. 船用工業製品の製造又は修繕に常時5人以上の従業員を雇用する事業所の工場数を示す。

(2) 従業員数別事業所数

令和4年12月31日現在

区分(工場全従業員数)	本局	尾道	因島	呉	鳥取	島根	岡山	水島	山口	合計	構成比
300人以上	0	1	1	0	0	0	2	0	2	6	6%
100人～299人	2	5	1	2	0	0	6	1	0	17	17%
50人～99人	1	2	0	4	0	0	3	0	1	11	11%
10人～49人	6	21	3	10	3	3	5	0	0	51	50%
10人未満	1	8	1	0	5	1	0	0	1	17	17%
合計	10	37	6	16	8	4	15	1	4	102	100%
船用工業従業員数	518	1,101	234	437	80	97	2,019	143	222	4,851	-
工場全従業員数	628	2,460	572	778	84	192	4,489	143	1,129	10,475	-

注. 船用工業製品の製造又は修繕に常時5人以上の従業員を雇用する事業所の工場数を示す。

3. 船用工業事業所の従業員数の推移

各年12月31日現在

年別	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
船用工場従業員数	6,063	7,195	5,441	5,441	4,851
工場全従業員数	19,212	20,637	12,526	12,526	10,475

注. 船用工業製品の製造又は修繕に常時5人以上の従業員を雇用する事業所の工場数を示す。

令和2年の調査において調査対象の整理を行った。

4. 船用工業製品の生産実績の推移

単位：百万円

品目	令和2年	令和3年	令和4年		
			生産高	構成比率	前年比率
船用タービン	3,235	3,321	2,473	1.5%	74%
船用内燃機関	68,841	67,524	72,367	43.6%	107%
船用ボイラー	119	82	102	0.1%	124%
船用補助機械	28,436	24,244	29,532	17.8%	122%
係船荷役機械	5,887	4,404	3,618	2.2%	82%
軸系プロペラ	16,058	16,737	16,326	9.8%	98%
航海用機器	681	637	710	0.4%	111%
艀装品	21,883	20,372	20,248	12.2%	99%
部品・附属品	19,445	17,968	20,716	12.5%	115%
合計	164,585	155,289	166,092	100%	107%

5. 船用工業製品の単体輸出契約実績の推移

単位：百万円

品目	令和2年	令和3年	令和4年		
			契約実績	構成比率	前年比率
船用タービン	2,785	4,070	3,560	12.3%	87%
船用内燃機関	0	0	0	0.0%	-
船用ボイラー	0	0	0	0.0%	-
船用補助機械	12,207	17,238	17,627	60.7%	102%
係船荷役機械	0	0	0	0.0%	-
軸系プロペラ	2,572	1,249	2,522	8.7%	202%
航海用機器	0	0	0	0.0%	-
艀装品	928	73	0	0.0%	0%
部品・附属品	1,930	5,946	5,331	18.4%	90%
合計	20,422	28,576	29,040	100%	102%

注 本表には、間接輸出（輸出船に搭載されるもの）は含まない。

Ⅷ 船員労政関係

1. 船員の最低賃金

令和5年10月1日現在

種 別	最低賃金額	効力発生	適用範囲	適用地域	備 考	
内航鋼船運航業	職 員 (※注1) 251,750	5.2.19	国内各港間のみを航海する鋼船 沿海区域で100G/T未満 平水区域 除く	全 国	除く 漁 船 サルベージ船	
	部 員 193,150					
	(※注2) 183,850					
内航鋼船運航業 及び木船運航業	職 員 (※注1) 253,500	5.4.1	平水区域 沿海区域で100G/T未満 鋼製はしけ 木 船	中 国		
	はしけ長 253,500					
	部 員 194,900					
	(※注2) 185,500					
海上旅客運送業	職 員 (事務部) 248,350	5.2.19	遠洋区域 近海区域 沿海区域で100G/T以上	全 国		
	部 員 186,900					
	職 員 247,000	5.4.1	平水区域、限定沿海区域 沿海区域で100G/T未満	中 国	事務部職員の特例なし	
	部 員 180,000					
かつお・まぐろ漁業	1人歩船員	199,300	5.1.25	指定漁業8号 (うきはえなわを使用して、マグロ、 カジキ、サメをとるもの)	全 国	
大型いか釣り漁業	1人歩船員	203,300	26.12.20	指定漁業13号 (200G/T以上で、釣りによってイ カをとるもの)	全 国	
沖合底びき網漁業	1人歩船員	199,300	5.4.1	大臣許可漁業1号 (15G/T以上)	中 国	沖合底びき網漁業の 雇入期間のみ
	(鳥取県・島根 県及び山口県 の2そうびき)	185,500				
大中型まき網漁業	1人歩船員	199,300	5.4.1	大臣許可漁業7号 (40G/T以上)	中 国	大中型まき網漁業の 雇入期間のみ

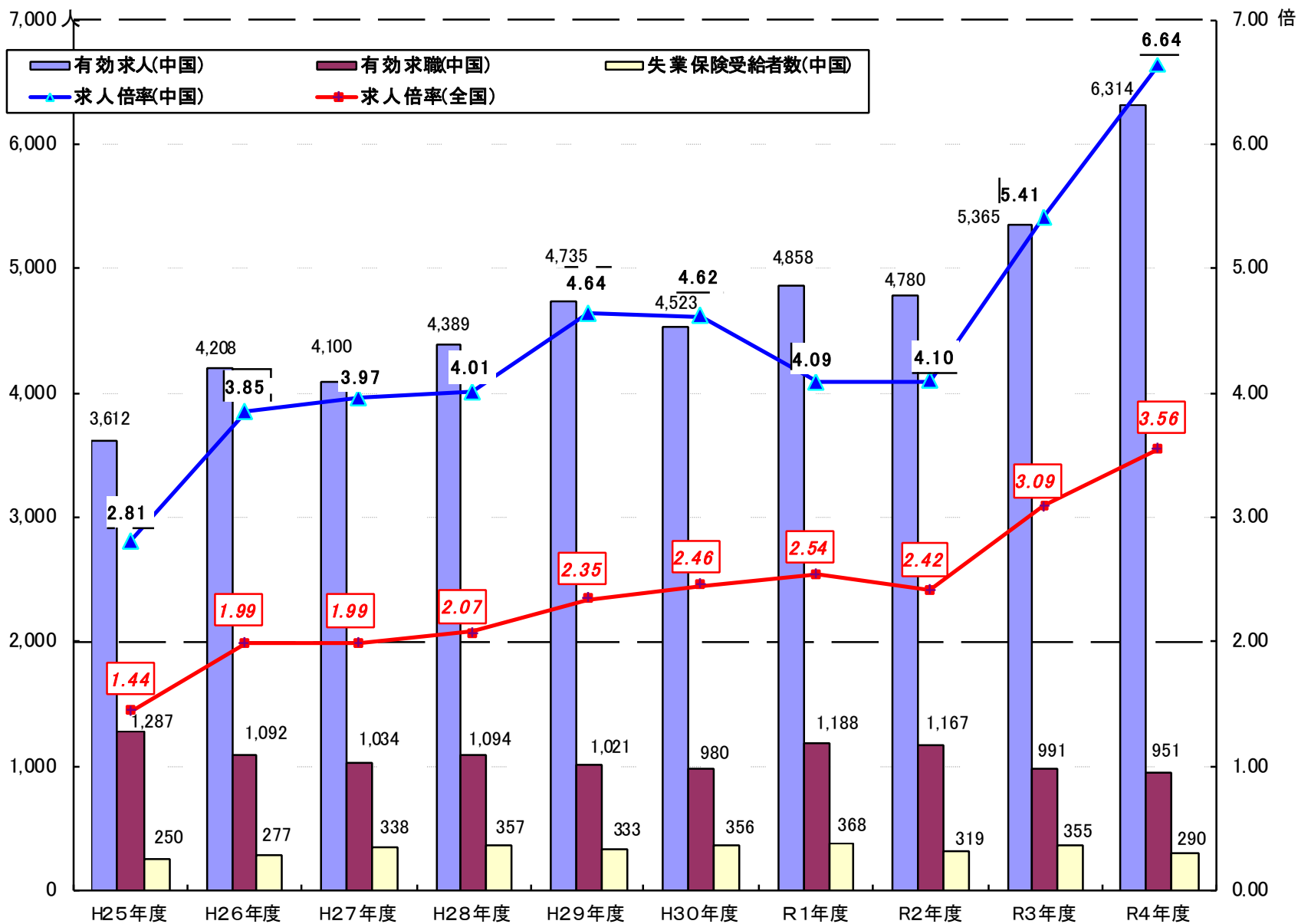
※注1 次の表の左欄に掲げる船舶職員養成施設の課程を修了した職員であって、当該課程修了後の勤務期間がそれぞれ同表右欄に掲げる期間に満たない者に適用する。

海員学校(独立行政法人海員学校を含む。以下同じ。)本科	4年6月
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程本科	
船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校の課程	
海員学校乗船実習科	4年
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程乗船実習科	
海上保安学校本科	3年6月
海員学校インターンシップ課程(本科)	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程インターンシップ課程(本科)	
海員学校専修科	2年6月
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程専修科	
船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校専攻科の課程	
海技大学校(独立行政法人海技大学校を含む。以下同じ。)海技士科(三級海技士(航海科、機関科)第四)	
海技大学校海上技術科(航海科、機関科)	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技専攻課程海上技術コース(航海、機関)	2年
船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた商船高等専門学校(独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。)の課程	
海員学校インターンシップ課程(専修科)	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程インターンシップ課程(専修科)	6月
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技専攻課程海上技術コース(航海専修、機関専修)	

※注2 海上経歴3年未満の部員に適用する。

海上経歴を計算するときは、海員学校の専科、専修科、司ちゅう・事務科又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程専修科の卒業生については3年を、その他の海員学校の卒業生又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程本科の卒業生についてはその修業年限の期間を、船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校の課程の卒業生については2年を、その他の高等学校卒業生については1年を、それぞれ海上経歴とみなす。

2. 船員職業紹介状況



3. 管内船員派遣事業許可事業者一覧

令和5年10月1日現在

整理番号	許可番号	許可年月日	船員派遣元事業主の氏名又は名称 船員派遣元事業主の住所	船員派遣事業を行う事業所の名称 船員派遣事業を行う事業所の所在地	有効期間
1	第1号	H17.6.6	株式会社イコース 山口県周南市御幸通二丁目1番地	株式会社イコース 山口県周南市御幸通二丁目1番地	R5.6.6~R10.6.5
2	第6号	H17.6.6	株式会社広島シッピング 広島県広島市宇品海岸一丁目1番9号	株式会社広島シッピング 広島県広島市宇品海岸一丁目1番9号	R5.6.6~R10.6.5
3	第47号	H17.8.29	株式会社フロンティア 広島県呉市下蒲刈町下島3番地2	株式会社フロンティア 広島県呉市下蒲刈町下島3番地1	R5.8.29~R10.8.28
4	第66号	H17.10.28	有限会社三和海運 岡山県備前市日生町大多府139番地	有限会社三和海運 岡山県備前市日生町日生87番地3	H30.10.28~R5.10.27
5	第104号	H18.7.27	藤光汽船株式会社 広島県福山市松永町五丁目2番25号	藤光汽船株式会社 広島県福山市松永町五丁目2番25号	R1.7.27~R6.7.26
6	第130号	H18.10.31	株式会社アウル 広島県呉市下蒲刈町下島2番58番地1	株式会社アウル 広島県呉市下蒲刈町下島2番58番地1	R1.10.31~R6.10.30
7	第131号	H19.1.26	日東タグ株式会社 岡山県倉敷市南畝一丁目15番30号	日東タグ株式会社 岡山県倉敷市南畝一丁目15番30号	R2.1.26~R7.1.25
8	第150号	H19.7.31	株式会社エムティーズ 山口県柳井市南町三丁目6番13号	株式会社エムティーズ 山口県柳井市南町三丁目6番13号	R2.7.31~R7.7.30
9	第186号	H21.3.23	一真海運株式会社 広島県呉市西川原町3番22号	一真海運株式会社呉営業所 広島県呉市宝町4番44号中央長橋ターミナルビル3階	R4.3.23~R9.3.22
10	第193号	H21.7.29	山陰臨海サービス株式会社 島根県浜田市長浜町1785番地8	山陰臨海サービス株式会社本社 島根県浜田市長浜町1785番地8	R4.7.29~R9.7.28
11	第201号	H21.12.2	東栄汽船株式会社 広島県江田島市大槌町深江4182番地	東栄汽船株式会社広島事務所 広島県広島市中区千田町3丁目5番23-101号	R4.12.2~R9.12.1
12	第214号	H22.11.10	東幸海運株式会社 兵庫県神戸市東灘区住吉本町3丁目10-6	東幸海運株式会社 因島営業所 広島県尾道市因島重井町通谷5-419番地1	H30.11.10~R5.11.9
13	第221号	H23.8.31	神原マリン株式会社 広島県福山市沼隈町大字常石1083番地	神原マリン株式会社 広島県福山市沼隈町大字常石1083番地	R1.8.31~R6.8.30
14	第231号	H24.2.1	末田海運株式会社 広島県豊田郡大崎上島町原田629番地の2	末田海運株式会社 広島県豊田郡大崎上島町原田629番地の2	R2.2.1~R7.1.31
15	第243号	H24.12.6	株式会社ダイキ 広島県呉市広白石二丁目7番5-201号	株式会社ダイキ 広島県呉市広白石二丁目7番5-201号	R2.12.6~R7.12.5
16	第246号	H25.1.28	庄山汽船有限公司 広島県広島市南区宇品海岸二丁目15番17号	庄山汽船有限公司 広島県広島市南区宇品海岸二丁目15番17号	R3.1.28~R8.1.27
17	第247号	H25.1.28	共和水産株式会社 鳥取県境港市栄町65番地	共和水産株式会社 鳥取県境港市栄町65番地	R3.1.28~R8.1.27
18	第249号	H25.2.25	山崎海運株式会社 広島県呉市首戸町早瀬二丁目7番22号	山崎海運株式会社 広島県呉市首戸町早瀬二丁目7番22号	R3.2.25~R8.2.24
19	第256号	H25.5.27	株式会社ゲイナムリン 広島県呉市倉橋町2875番地	株式会社ゲイナムリン 広島県呉市倉橋町2875番地	R3.5.27~R8.5.26
20	第279号	H27.6.2	ブルーマリン株式会社 岡山県備前市日生町日生854番地	ブルーマリン株式会社 岡山県備前市日生町日生641番地の27マリンプラザ日昇ファーストステージ404号	R5.6.2~R10.6.1
21	第281号	H27.8.31	株式会社広祥マリン 広島県広島市南区翠四丁目14番15-2号	株式会社広祥マリン 広島県広島市南区翠四丁目14番15-2号	R5.8.31~R10.8.30
22	第313号	H29.8.29	株式会社サンマンヨン 岡山県笠岡市新横島578番地6	株式会社サンマンヨン 岡山県笠岡市新横島578番地6	R2.8.29~R7.8.28
23	第314号	H29.8.29	神原タグマリンサービス株式会社 広島県福山市沼隈町大字常石1083番地	神原タグマリンサービス株式会社 広島県福山市沼隈町大字常石1083番地	R2.8.29~R7.8.28
24	第319号	H29.11.7	岡山海運株式会社 岡山県倉敷市水島海岸通二丁目1番地27	岡山海運株式会社 岡山県倉敷市水島海岸通二丁目1番地27	R2.11.7~R7.11.6
25	第323号	H29.11.28	富美船舶株式会社 広島県江田島市江田島町小用三丁目1番11号	富美船舶株式会社 広島県江田島市江田島町小用三丁目1番11号	R2.11.28~R7.11.27
26	第325号	H30.2.1	清友海上防災株式会社 岡山県倉敷市玉島勇崎134番地の1	清友海上防災株式会社 岡山県倉敷市玉島勇崎134番地の1	R3.2.1~R8.1.31
27	第329号	H30.3.12	西崎汽船株式会社 広島県広島市西区横川町三丁目7番14-203号	西崎汽船株式会社 広島県広島市西区横川町三丁目7番14-203号	R3.3.12~R8.3.11
28	第335号	H30.5.29	コーウン・マリン株式会社 山口県周南市野村一丁目23番15号	コーウン・マリン株式会社 山口県周南市野村一丁目23番15号	R3.5.29~R8.5.28
29	第355号	R1.7.1	友幸海運株式会社 山口県周南市千代田町6番9-301号	友幸海運株式会社 山口県周南市千代田町6番9-301号	R4.7.1~R9.6.30
30	第360号	R1.11.6	向島ドック株式会社 広島県尾道市向島町864番地の1	向島ドック株式会社 広島県尾道市向島町864番地の1	R4.11.6~R9.11.5
31	第366号	R2.4.6	株式会社AnchorS 岡山県備前市日生町寒河1439番地1	株式会社AnchorS 岡山県備前市日生町寒河1439番地1	R5.4.6~R10.4.5
32	第378号	R2.9.1	KOX株式会社 山口県熊毛郡田布施町大字麻郷204番地1	KOX株式会社 山口県熊毛郡田布施町大字麻郷204番地1	R5.9.1~R10.8.31
33	第386号	R3.3.5	株式会社NIPPON MARITIME TRADING 山口県熊毛郡田布施町大字麻郷3439番地4	株式会社NIPPON MARITIME TRADING 山口県熊毛郡田布施町大字麻郷3439番地4	R3.3.5~R6.3.4
34	第390号	R3.5.17	株式会社東邦船舶 広島県広島市中区鞆町3番1号	株式会社東邦船舶 広島県広島市中区鞆町3番1号	R3.5.17~R6.5.16
35	第392号	R3.7.14	旗手海運株式会社 広島県尾道市西御所町7番5号	旗手海運株式会社 広島県尾道市西御所町7番5号	R3.7.14~R6.7.13
36	第393号	R3.7.14	株式会社ディークリエイト 広島県呉市中通一丁目3番16号K・cityt M4F	株式会社ディークリエイト 広島県呉市中通一丁目3番16号K・cityt M4F	R3.7.14~R6.7.13
37	第400号	R3.11.2	TMS株式会社 岡山県備前市日生町日生648番地28	TMS株式会社 岡山県備前市日生町日生648番地28	R3.11.2~R6.11.1
38	第405号	R4.3.15	向島マリーナー株式会社 広島県尾道市山波町1905番地の24	向島マリーナー株式会社 広島県尾道市山波町1905番地の24	R4.3.15~R7.3.14
39	第407号	R4.3.31	SNマリン株式会社 広島県呉市中通一丁目4-13 田中ビル201号	SNマリン株式会社 広島県呉市中通一丁目4-13 田中ビル201号	R4.3.31~R7.3.30
40	第408号	R4.7.5	岡本汽船株式会社 広島県福山市鞆町後地1722番地	岡本汽船株式会社 広島県福山市鞆町後地1722番地	R4.7.5~R7.7.4
41	第411号	R4.9.1	東洋シッピングエージェンシー株式会社 広島県呉市中央二丁目4-24リベラビル	東洋シッピングエージェンシー株式会社 広島県呉市中央二丁目4-24リベラビル	R4.9.1~R7.8.31
42	第414号	R4.11.21	有限会社トレジャー海運 山口県下松市生野屋四丁目3-11	有限会社トレジャー海運 山口県下松市生野屋五丁目2番22号	R4.11.21~R7.11.20
43	第416号	R5.2.20	光栄海運株式会社 岡山県笠岡市横島585番地9	光栄海運株式会社 岡山県笠岡市緑町6番地57	R5.2.20~R8.2.19
44	第419号	R5.3.1	日徳汽船株式会社 広島県広島市東区光町1-12-20	日徳汽船株式会社 広島県広島市東区光町1-12-20	R5.3.1~R8.2.28
45	第421号	R5.3.1	松栄マリン株式会社 山口県周南市栄町三丁目36	松栄マリン株式会社 山口県周南市栄町三丁目36	R5.3.1~R8.2.28
46	第423号	R5.3.31	株式会社福吉海運 岡山県笠岡市美の浜29番地30	株式会社福吉海運 岡山県笠岡市美の浜29番地30	R5.3.31~R8.3.30
47	第424号	R5.3.31	株式会社シークレスト 岡山県備前市日生町日生641番地27	株式会社シークレスト 岡山県備前市日生町日生641番地27	R5.3.31~R8.3.30

4. 日本船舶・船員確保計画認定状況

令和5年4月1日現在

(1) 業種別内訳事業者数

	令和元年度 開始分	令和2年度 開始分	令和3年度 開始分	令和4年度 開始分	令和5年度 開始分
貨物船	7	2	12	6	9
旅客船	3	1	0	1	1
合計	10	3	12	7	10

(2) 計画期間別内訳事業者数

	令和元年度 開始分	令和2年度 開始分	令和3年度 開始分	令和4年度 開始分	令和5年度 開始分
3年	0	0	0	0	0
4年	0	0	0	0	0
5年	10	3	12	7	10
合計	10	3	12	7	10

(3) 事業内容別内訳件数

	令和元年度 開始分	令和2年度 開始分	令和3年度 開始分	令和4年度 開始分	令和5年度 開始分
グループ化の促進	0	0	0	0	0
船員の資格取得促進	0	0	0	0	0
新規供給源からの採用促進	23	3	12	7	10
船員の計画雇用促進	23	3	12	7	10

※1つの事業者が複数の事業を行う場合がある。

(4) 認定事業者が計画期間中に採用予定船員の内訳 (人数)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
船員経験者	56	51	59	49	36
船員教育機関卒業生	29	23	22	24	32
船員教育機関卒業生以外	56	58	60	59	62
(うち退職自衛官)	10	14	13	10	19
未経験者 計	85	81	82	83	94
(うち女性船員)	0	0	13	0	2
採用予定者数 合計	141	132	141	132	130

IX その他

1. モーターボート競走場売上金額及び入場者数

	年度	開催 日数	無観客 日数	売上金額（千円）		入場者数（人）	
				年間売上金額	一日平均売上金額	年間入場者数	1日平均入場者数
児島 競走場	H3	180	/	64,132,647	356,292 (100.0)	1,102,103	6,123 (100.0)
	R2	198	24	62,210,455	314,194 (88.2)	189,401	1,089 (17.8)
	R3	198	/	83,479,910	421,616 (118.3)	164,513	831 (13.6)
	R4	198	/	78,887,590	398,422 (94.4)	169,284	855 (14.0)
宮島 競走場	H3	156	/	58,506,756	375,043 (100.0)	905,926	5,807 (100.0)
	R2	198	41	70,578,982	356,460 (95.0)	105,627	673 (11.6)
	R3	198	/	86,150,574	435,104 (116.0)	130,491	659 (11.3)
	R4	201	/	89,156,994	443,567 (101.9)	142,800	710 (12.2)
徳山 競走場	H3	180	/	35,390,394	196,613 (100.0)	757,745	4,210 (100.0)
	R2	204	32	83,551,561	409,566 (208.3)	122,952	715 (17.0)
	R3	198	/	82,661,470	417,482 (212.3)	126,876	641 (15.2)
	R4	198	/	84,437,326	426,453 (102.1)	122,657	619 (14.7)
管内 合計	H3	516	/	158,029,797	306,259 (100.0)	2,765,774	5,360 (100.0)
	R2	600	97	216,340,998	360,568 (117.7)	417,980	831 (15.5)
	R3	594	/	252,291,954	424,734 (138.7)	421,880	710 (13.3)
	R4	597	/	252,481,910	422,918 (138.1)	434,741	728 (13.6)

注 1. ()内は、全国の売上高が最高だった平成3年度を100とした指数である。
2. 令和元年度以降の1日平均入場者数は、無観客日数を除いた日数で除している。

2. モーターボート競走場売上金額の推移

(単位:千円)

年度 区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
児 島	3,317	3,301	2,454	2,936	3,160	3,225	3,212	3,866	4,794	6,221	8,347	7,888
宮 島	1,875	1,785	1,797	5 <3,636>	3,674 <4,583>	3,182	3,355	3,680	4,988	7,057	8,615	8,915
徳 山	2,117	2,693	2,421	2,694	3,360	3,821	4,363	5,201	6,418	8,355	8,266	8,443
全 国	91,984	91,756	94,759	99,528	104,228	111,115	123,788	137,279	154,349	209,514	239,262	241,424

注 1 全国とは全国24競走場の売上金額合計である。

2 平成26年度及び平成27年度宮島競走場の〈 〉内は、鳴門競走場が護岸工事中で開催できなかったため、代替開催分を含む。

I 海洋汚染防止関係

廃油処理施設

令和5年10月1日現在

事務所の名称	本社所在地 事務所又は施設の所在地	事業許可 (届出受理) 年月日	事業開始 年月日	設備	1日平均 処理能力	受入タンク 容量	備考
ENEOS株式会社 水島製油所	東京都千代田区大手町1丁目1番2号	S46.10.11	S46.12.2	A.P.I 800m ³ /H 1基 活性汚泥設備併用	800m ³	1000KL×2	自 重 軽
	倉敷市水島海岸通4丁目2番						
公協産業株式会社	岡山市東区中尾126番地4	H16.7.16	H16.8.1	調整分離方式 12.5m ³ /H 混合調整(燃料化) 10m ³ /H 混合調整(燃料化) 10m ³ /H	100m ³	50KL×4 35KL×2 30KL×2	営 重 軽
	岡山市東区沼2088番地の1				80m ³	26KL×3 20KL×3 15KL×1 10KL×1	
内田工業株式会社	倉敷市松江3丁目2番46号	H19.6.25	H19.6.25	遠心分離 6m ³ /H 静置方式3.375m ³ /H	90m ³	50KL×1	営 重 軽
	倉敷市松江3丁目222番1、227番2				27m ³	45KL×1	
ツネイシカムテックス 株式会社	福山市沼隈町大字常石1083番地	S42.9.1	S42.6.1 (法施行 前)	T.P.I 30m ³ /H 2基	1,438m ³	2500m ³ ×2	営 重 軽
	福山市箕沖町107番地5						
株式会社中国開発	尾道市西藤町字志村75-132	H21.10.21	H22.1.1	油水分離5m ³ /H 4基 焼却 0.82m ³ /H 2基	140m ³	30m ³ ×4	自 重 軽
海上自衛隊 呉造修補給所貯油所	呉市吉浦町乙廻官有無番地	S50.7.4	S51.4.19	T.P.I 7m ³ /H 2基 二次処理設備併用	56m ³	100m ³ ×2 30m ³ ×2	自 重
神田ドック株式会社	呉市川尻町東2丁目14番21号	H8.6.12	H8.12.1	ハイ処理システム 210kg/H 1基	5t	180m ³ ×1	自 重
株式会社 クリーンエナジー	広島市南区月見町2244-13	H17.6.21	H17.7.1	遠心分離3m ³ /H3基 燃料化 8m ³ /H1基	110m ³	18m ³ ×4	営 重 軽
ENEOS株式会社 麻里布製油所	東京都千代田区大手町1丁目1番2号	S46.5.19	S46.5.25	A.P.I 150KL/H 7基 C.P.I 150KL/H 7基 二次処理設備併用	(150× 7) 1,050KL	2,500KL×1 5,000KL×1	営 自 重 軽
	玖珂郡和木町6丁目1番1号						
出光興産株式会社 徳山事業所	東京都千代田区丸の内3丁目1番1号	S47.5.2	S47.6.20	C.P.I 30t/H 1基 二次処理設備併用 A.P.I 1,500t/H 1基	840t 2,160t	3,000t×1 600t×1	営 自 重 軽
	周南市新宮町1番1号 周南市宮前町1番1号						
喜楽鉱業株式会社	滋賀県湖南市石部口2丁目7番33号	H15.7.30	H15.8.1	(周東町) 加温遠心分離方式 (美東町・東広島 市・広島市) 貯蔵のみ・処理を 行わない	64m ³	200KL×2	営 重 軽
	岩国市周東町上久原新神前11番10 美祢市美東町真名756-65 東広島市河内町入野字新栃木7872-2 広島市安佐南区伴西1丁目2-2					200KL×2 200KL×1 200KL×1	
	山県郡北広島町新氏神72番2号	H28.7.26	H28.8.8	油水分離(縦型遠心分離) 4m ³ /H 2基 流動床式焼却炉 12t/H 2基 破碎機 0.475t/H 1基 破碎機 0.31875t/H 1基	64m ³ 288t 3.8t 2.55t	42m ³ ×2 73.5m ³ ×1 30m ³ ×1 50m ³ ×1 30.6m ³ ×2 21m ³ ×2 17.5m ³ ×1 52.5m ³ ×1 200KL×3	
三光株式会社	境港市昭和町5番17号	S56.12.4	S57.5.19	焼却炉 廃油1,300L/H 廃水2,000L/H	31,200L	50m ³ ×3	営 重
	境港市潮見町1番地						
山陰興業株式会社	出雲市神西沖町2487番地5	S57.4.30	S57.9.10	加温 1.8KL/H 1基 油水分離機 1基 縦型遠心分離機2基	55.2KL	30KL×1	営 重
	出雲市神西沖町2487番地5					92.6KL×1	
	八頭郡智頭町市瀬900-1 松江市八幡町796-20					30KL×1 28.5KL×3	

注 備考欄の廃油処理業者、自は自家用廃油処理施設設置社、重は廃重質油の処理、軽は廃軽質油の処理を表す。

II 船舶油濁等損害賠償保障法関係

船舶油濁等損害賠償保障法（油賠法）は、海難等により船舶から油等が流出して発生する汚染損害に対する賠償を保障することで被害者を保護し、海上輸送の健全な発達に資することを目的に、昭和50年（1975年）に制定されたもので、船舶に対する保険加入の義務付け等が定められています。

しかし近年、海難事故発生時に保険会社から保険金が支払われず、船舶所有者による賠償もされないという事例が発生したことから、被害者に対してより確実な賠償を確保するための条約批准と国内法制化の必要が生じました。そこで我が国は令和2年に「2001年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約（燃料油汚染損害の民事責任条約）」及び「2007年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約（難破物除去ナイロビ条約）」を批准し、両条約に対応するため船舶油濁等損害賠償保障法が改正され、令和2年（2020年）10月1日より施行されています。

今般の改正では、外航船舶のみならず内航船舶にも、国際総トン数に応じて、船主責任保険（PI保険）への加入、国土交通省の交付する保障契約証明書等の船内備置きが義務付けられています。

また、従来から対象船舶が我が国の港に入港する際には、地方運輸局等への保障契約情報の事前通報（入港通報）が義務づけられており、入港時の審査を通じて、条約を担保する保障額の保険に加入しているかの確認を行っています。

1. 条約証書等交付件数

(単位：件)

種別 \ 年度	29	30	R1	R2	R3	R4
条約証明書（CLC）	0	0	0	10	6	6
条約証明書（難破物）	0	0	0	950	603	632
条約証明書（燃料油）	0	0	0	403	250	275
一般船舶等保障契約証明書	0	0	0	0	1	2
合計	0	0	0	1,363	860	915

※条約証明書は令和2年から交付

2. 保障契約情報の通報件数

(単位：件)

種別 \ 年度	29	30	R1	R2	R3	R4
新規通報	6,142	5,967	5,551	5,315	5,202	4,947
変更通報	8,924	9,467	8,685	9,026	9,900	9,130
合計	15,066	15,434	14,236	14,341	15,102	14,077

3. 備置命令書等発出件数

(単位：件)

区分 \ 年度	29	30	R1	R2	R3	R4
備置命令書等発出件数	2	3	0	0	1	0

Ⅲ 船舶登録及び測度関係

1. 登録船舶状況

令和4年12月末現在

船質	区分	本局		尾道		因島		呉		鳥取		島根		岡山		山口		計		
		隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	
鋼船	20 ^{トン} 以上100 ^{トン} 未満	36	1,985	23	1,502	3	265	10	607	22	1,846	14	1,063	24	1,636	11	721	143	9,625	
	100 ^{トン} 以上1,000 ^{トン} //	127	53,102	126	56,823	6	1,191	104	43,935	36	7,338	24	5,233	158	63,256	91	37,672	672	268,550	
	1,000 ^{トン} 以上3,000 ^{トン} //	1	2,507					3	6,437			3	7,084	2	2,428	2	4,128	11	22,584	
	3,000 ^{トン} 以上10,000 ^{トン} //	1	3,702	4	15,068			5	23,641							3	11,844	13	54,255	
	10,000 ^{トン} 以上30,000 ^{トン} //	1	12,690															1	12,690	
	30,000 ^{トン} 以上50,000 ^{トン} //							1	41,270	1	40,068						3	113,978	5	195,316
	50,000 ^{トン} //											1	50,539				2	124,443	3	174,982
	計	166	73,987	153	73,393	9	1,456	123	115,890	59	49,252	42	63,919	184	67,320	112	292,786	848	738,003	
木船	20 ^{トン} 以上100 ^{トン} 未満																			
	100 ^{トン} 以上1,000 ^{トン} //																			
	計																			
合計	20 ^{トン} 以上100 ^{トン} 未満	36	1,985	23	1,502	3	265	10	607	22	1,846	14	1,063	24	1,636	11	721	143	9,625	
	100 ^{トン} 以上1,000 ^{トン} //	127	53,102	126	56,823	6	1,191	104	43,935	36	7,338	24	5,233	158	63,256	91	37,672	672	268,550	
	1,000 ^{トン} 以上3,000 ^{トン} //	1	2,507					3	6,437			3	7,084	2	2,428	2	4,128	11	22,584	
	3,000 ^{トン} 以上10,000 ^{トン} //	1	3,702	4	15,068			5	23,641							3	11,844	13	54,255	
	10,000 ^{トン} 以上30,000 ^{トン} //	1	12,690															1	12,690	
	30,000 ^{トン} 以上50,000 ^{トン} //							1	41,270	1	40,068						3	113,978	5	195,316
	50,000 ^{トン} //											1	50,539				2	124,443	3	174,982
	合計	166	73,987	153	73,393	9	1,456	123	115,890	59	49,252	42	63,919	184	67,320	112	292,786	848	738,003	

※鋼船には鋼・強化プラスチック・軽合金・アルミニウム合金を含む
 ※木船には「木及び強化プラスチック」を含む

2. 管内及び全国の登録船舶の推移

区分			平成25年12月末	平成26年12月末	平成27年12月末	平成28年12月末	平成29年12月末	平成30年12月末	令和1年12月末	令和2年12月末	令和3年12月末	令和4年12月末	
管内	汽船	隻数	950	941	922	905	907	903	894	895	867	848	
		総トン数	726,394	809,436	797,548	792,974	753,286	724,415	799,943	762,708	743,880	738,003	
	帆船	隻数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		総トン数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鋼船	隻数	950	940	921	904	906	902	893	894	866	848	
		総トン数	726,394	809,380	797,492	792,918	753,252	724,380	799,908	762,673	743,845	738,003	
木船	隻数	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	
	総トン数	0	56	56	56	35	35	35	35	35	35	0	
全国	鋼船	隻数	7,262	7,173	7,094	7,067	7,043	7,021	7,034	7,011	6,963	6,872	
		総トン数	19,440,750	20,630,896	21,779,644	23,289,121	25,349,184	26,981,411	28,281,623	27,456,563	27,844,867	29,162,338	
	木船	隻数	18	15	14	14	10	21	13	13	11	9	
		総トン数	1,671	1,318	1,283	1,283	732	1,539	1,168	1,168	941	520	
	計	隻数	7,280	7,188	7,108	7,081	7,053	7,042	7,047	7,024	6,974	6,881	
		総トン数	19,442,421	20,632,214	21,780,927	23,290,404	25,349,916	26,982,950	28,282,790	27,457,731	27,845,808	29,162,858	
全国登録船舶に対する管内の比率	隻数	13.0%	13.1%	13.0%	12.8%	12.9%	12.8%	12.7%	12.7%	12.4%	12.3%		
	総トン数	3.7	3.9	3.7	3.4	3.0	2.7	2.8	2.8	2.7	2.5		
1隻あたりの平均総トン数	管内	765	860	865	876	831	802	895	852	858	870		
	全国	2,671	2,870	3,064	3,289	3,594	3,832	4,013	3,909	3,993	4,238		
管内の推移 (対前年比率)	隻数	96	99	98	98	100	100	99	100	97	95		
	総トン数	111	111	99	99	95	96	110	95	93	97		
全国の推移 (対前年比率)	隻数	98	99	99	100	100	100	100	100	99	98		
	総トン数	107	106	106	107	109	106	105	97	98	106		

3. 船舶のトン数測度

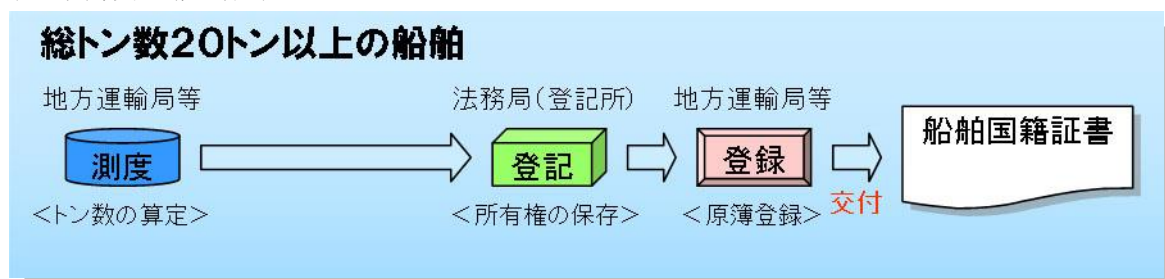
「船舶法」及び「船舶のトン数の測度に関する法律」等に基づき、船舶の構造を調査のうえ、寸法を計測してその容積を算定し、以下のトン数の数値を決定しています。

- (1) 総トン数（船舶国籍証書）
- (2) 国際総トン数・純トン数（国際トン数証書）
- (3) 責任トン数（責任トン数確認書）
- (4) バージ等の総トン数（総トン数証書）
- (5) 載貨重量トン数（載貨重量トン数証書）
- (6) 外国船舶のトン数（連合王国やアメリカ合衆国の外国船舶トン数証書等）
- (7) 運河トン数（パナマ運河トン数証書・スエズ運河トン数証書）

総トン数20トン以上の日本船舶は、船舶法に基づき、日本に船籍港を定め登録することが義務づけられています。登録の内容は、船の個性及び同一性を表すために必要なものとして、船舶番号、船名、総トン数、主要寸法(長さ・幅・深さ)などがあります。

総トン数は、船舶登録の基本事項であるばかりではなく、船舶の安全・環境に関する構造・設備、乗組員の資格、課税・入港料の算定など海事に関する諸制度における基準として広く用いられています。

(登録測度の概要図)



- 総トン数の決定後に上部構造物の増設・撤去や開口を閉鎖するなどの改造を行った場合は、改めて測度を受け、登録事項の変更を行わなければなりません。(総トン数が変わる場合に限りです。)
- 国際航海に従事する船舶は、国際条約に基づき国際トン数証書の交付を受ける必要があります。国際トン数証書には、国際総トン数と純トン数が記載されますが、「国際総トン数」は船舶国籍証書に記載された「総トン数」とは異なることがあるため、日本船舶を海外に輸出する際は注意が必要です。

IV 船舶検査関係

1. 船舶検査の状況

船舶の検査は、「船舶安全法」に基づく、船舶、船舶用機関及び船舶用品の検査並びに「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づく海洋汚染防止設備等の検査、その他危険物の運送等の検査や立入検査を行っている。

また、検査合理化制度として、一定の品質管理、自主検査等の能力を持つ認定された事業場において物件等の製造を行う製造認定事業場は管内で6社、改造修理認定事業場は1社、また、整備規程に従って自主検査等の能力を持つと認定された事業場が物件の整備を行う整備認定事業場は管内で9事業場となっている。

大量生産される物件に対し検査の合理化を図るため導入された制度で型式承認の事業場は30事業場となっている。

また、「船舶検査の方法」の一部として、サービスステーション制度を利用することにより、検査の合理化を図っているサービスステーション等は54事業場となっている。

2. 製造認定事業場

令和5年4月1日現在

事業場	所在地	認定物件
(株)ダイハツメタル	出雲市	内燃機関のシリンダーライナー
ナカシマプロペラ(株)	岡山市	プロペラ
三菱重工マリタイムシステムズ(株)	玉野市	鋼製船体、アルミニウム合金製船体
(株)三井E&Sマシナリー	玉野市	内燃機関、排気タービン過給機
大晃機械工業(株)	熊毛郡田布施町	ポンプ（油圧ポンプを除く。）
日東化成工業(株)	備前市	その他の仕切り材料

3. 改造修理認定事業場

令和5年4月1日現在

事業場	所在地	認定物件
ナカシマプロペラ(株)	岡山市	プロペラ

4. 整備認定事業場

令和5年4月1日現在

事業場	所在地	認定物件
船田船用用品(株)	広島市	膨脹式救命いかだ
協栄マリンテクノロジー(株)福山営業所	福山市	〃
金田商事(株)	尾道市	〃
綱田工業(株)	尾道市	〃
内海エンジニアリング(株)	尾道市	〃
船田産業(株)呉SS	呉市	〃
(株)昭和船具店	境港市	〃
まるか商事(株)	境港市	〃
和幸(株)松江SS	松江市	〃

5. 船舶型式承認物件

令和5年4月1日現在

事業場	所在地	承認物件
中国塗料(株)	大竹市	表面仕上材
(株)赤尾	福山市	個人装具(安全灯及び手おのを除く。)
早川ゴム(株)	福山市	表面仕上げ材
(株)大晃産業	尾道市	防火戸・仕切り電線貫通部・不燃性材料・仕切り隔壁・仕切り甲板 表面仕上材・遮音仕切り甲板・遮音仕切り隔壁・遮音戸
(株)アイメックス	尾道市	防火戸
長崎船舶装備(株)	尾道市	連続B級天井張り・仕切り隔壁・遮音仕切り甲板・遮音仕切り隔壁
旭・スチール工業(株)	府中市	防火窓・防火戸・遮音戸
(株)ニチマンラバーテック	府中市	表面仕上材
Y A M A X (株)	府中市	第二種船橋航海当直警報装置
(株)ユウホウ	福山市	油吸着材
和典電機工業(株)	尾道市	浸水警報装置の警報盤・浸水警報装置の検知器
(株)ヒロヨシ	三原市	火災の危険の少ない家具及び備品
谷口商会(株)	岡山市	油吸着材
海和工業(株)	岡山市	オイルフェンス
阪神素地(株)	岡山市	イマーショーン・スーツ
ウォータークリーン(株)	倉敷市	油吸着材
(株)銭屋アルミニウム製作所	倉敷市	自動離脱装置・浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置
(株)タケヤリ	倉敷市	甲種倉口覆布用布地
丸進工業(株)	倉敷市	甲種倉口覆布用布地
日東化成工業(株)	備前市	仕切り電線貫通部・油処理剤
日本ミユウ(株)	備前市	洗浄機・持ち運び式機械通風装置・通風機
サン電器工業(株)	笠岡市	第四種汽笛
トヨーポリマー(株)	美作市	表面仕上材
(株)城南エコテック	和気郡和気町	油吸着材
岡山中尾フィルター工業(株)	小田郡矢掛町	油吸着材
日本ペイントマリン(株)	勝田郡勝央町	表面仕上材
ユニセル(株)	岩国市	油吸着材
村上商事(株)	岩国市	油吸着材
東洋鋼板(株)	周南市	表面仕上材
大晃機械工業(株)	熊毛郡田布施町	油水分離器・ふん尿等浄化装置

6. 船舶電気装工事事業者の施設及び能力基準適合事業所

令和5年10月1日現在

事業所	所在地	電話番号	備考
大西電機工業(株)	広島市	(082)554-9011	2
(株)三協電機	尾道市	(0848)48-4356	3
山陽船舶電機(株)	尾道市	(0848)22-7154	4
協成電機(株)尾道事業所	尾道市	(0848)46-2451	2
向島ドック(株)	尾道市	(0848)44-0001	1
(株)三和ドック	尾道市	(0845)26-1111	4
瀬戸内クラフト(株)	尾道市	(0848)44-6535	1
B E M A C (株)	東広島市	(0846)45-2785	3
協成電機(株)	呉市	(0823)73-5111	2
大東電機工業(株)	呉市	(0823)22-8515	3
(有)澤無線電機	岩美郡岩美町	(0857)72-8015	1
(有)吉田電機工業所	境港市	(0859)42-6811	2
(有)浜崎電機工業所	松江市	(0852)21-0644	2
和幸(株)	松江市	(0852)24-4468	1
サン電工(株)	玉野市	(0863)31-4167	3
(株)日本船舶電装工事	玉野市	(0863)32-2520	2
(株)神田電機	備前市	(0869)64-2576	2

備考欄の1~4は、次による。

1: 総トン数200トン未満の旅客船及び漁船、総トン数500トン未満の貨物船並びに総トン数100トン未満の危険物ばら積船に限る。

2: 総トン数500トン未満の旅客船及び漁船、総トン数5,000トン未満の貨物船並びに総トン数500トン未満の危険物ばら積船に限る。

3: 総トン数5,000トン未満の旅客船及び漁船、総トン数20,000トン未満の貨物船並びに総トン数5,000トン未満の危険物ばら積船に限る。

4: 全ての船舶（水中翼船及びホバークラフト等特殊船を除く。）

7. サービスステーション

令和5年10月1日現在

事業所	所在地	内燃機関	降下式乗込装置	全世界的な海上遭難安全システム(GMDSS)		航海用レーダー等
				救命設備	航海用具	
イワナカ(有)	広島市				○	○
船田船用用品(株) 広島SS	広島市			○		
日本電波興業(株)	広島市				○	○
(株)マリンネットサービス	広島市				○	○
(株)広島ヤンマー商事	広島市	○				
(株)新来島宇品どつく	広島市	○				
(株)江田島造船所	江田島市	○				
(有)尾道電業社	尾道市				○	○
(有)尾道マリンサービス	尾道市				○	○
金田商事(株)	尾道市		○	○		
大洋電子工業(株)	尾道市				○	○
綱田工業(株) 尾道支店	尾道市		○	○		
(株)豊國 尾道営業所	尾道市			○	○	○
(株)西日本電波研究所 尾道支店	尾道市				○	○
(有)広無線	尾道市				○	○
(株)高升船舶工業	尾道市	○				
向島造機(株)	尾道市	○				
向島ドック(株)	尾道市	○				
日昇無線(株)	尾道市				○	○
(株)三和ドック	尾道市	○				
内海造船(株) 瀬戸田工場	尾道市	○				
協栄マリンテクノロジー(株) 福山営業所	福山市		○			
古野電気(株) 広島支店	三原市				○	○
海洋電波(株)	呉市				○	○
(株)豊國	呉市			○	○	○
船田産業(株)	呉市		○	○	○	
神田ドック(株) 川尻工場・若葉工場	呉市	○				
フルノ関西販売(株) 境港営業所	境港市				○	
(有)吉田電機工業所	境港市			○	○	
共和水産(株)	境港市	○				
(有)旭鉄工所	境港市	○				
ヤンマー船用システム(株) 中四国営業部山陰支店	境港市	○				
ヤンマー船用システム(株) 中四国営業部鳥取営業所	鳥取市	○				
(株)福栄	境港市	○				
和幸(株)	松江市			○	○	○
東備ヤンマー(株)	備前市	○				
(有)松木鉄工所	備前市	○				

(注) ○印が整備等の証明項目

航海用レーダー等には、船舶自動識別装置及びこれに接続する衛星航法装置並びに航海情報記録装置を含む

8. JCI(日本小型船舶検査機構)

	所在地	電話番号
広島支部	広島市	(082)254-6027
尾道支部	尾道市	(0848)23-7250
岡山支部	岡山市	(086)200-1780
境支部	境港市	(0859)47-2220
下関支部	下関市	(083)245-3241

9. その他の検査機関

(1) 日本海事協会(NK)
船級船(主として国際航海船)

	所在地	電話番号
広島支部	広島市	(082)249-1971
尾道支部	尾道市	(0848)25-2400
岡山支部	岡山市	(086)221-3645

(2) 日本海事検定協会(NKKK)
(危険物の積付等に関する検査)

	所在地	電話番号
広島事務所	広島市	(082)254-0237
水島事業所	倉敷市	(086)446-2105
福山事務所	福山市	(084)941-0253
尾道事務所	尾道市	(0848)22-5229
呉事業所	呉市	(0823)21-6149
岩国事務所	岩国市	(0827)21-3415
徳山事業所	周南市	(0834)21-5340

V 船員法適用船員等の概要

1. 船舶所有者数、船舶数、船員数の現況

令和4年10月1日現在

区 分	報告対象者数	報告者数	隻 数	総トン数	乗 組 員						予 備 船 員			合 計			
					雇用船員		家族船員		小 計		計	職 員	部 員	計	職 員	部 員	総 計
					職 員	部 員	職 員	部 員	職 員	部 員							
本 局	83	77	270	108,750.68	835	339	20	11	855	350	1,205	213	102	315	1,068	452	1,520
尾道海事事務所	73	69	174	137,247.70	555	208	13	3	568	211	779	202	58	260	770	269	1,039
因島海事事務所	13	11	25	19,751.81	64	34	2	1	66	35	101	37	30	67	103	65	168
呉海事事務所	88	87	153	443,488.64	566	160	52	8	618	168	786	111	27	138	729	195	924
鳥取運輸支局	50	50	88	10,445.50	241	371	4	0	245	371	616	0	0	0	245	371	616
島根運輸支局	84	81	179	22,482.74	318	500	22	2	340	502	842	5	34	39	345	536	881
岡山運輸支局	52	51	136	63,408.53	483	133	11	1	494	134	628	142	69	211	636	203	839
水島海事事務所	57	53	143	21,070.10	333	64	33	3	366	67	433	37	18	55	403	85	488
山口運輸支局	113	111	242	208,938.05	669	277	17	1	686	278	964	196	54	250	882	332	1,214
計	613	590	1,410	1,035,583.75	4,064	2,086	174	30	4,238	2,116	6,354	943	392	1,335	5,181	2,508	7,689

2. 船舶所有者数、船舶数、船員数の推移

年 別	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	3
所有船舶数																
船舶所有者数(者)	915	883	881	835	807	782	758	717	673	677	662	653	640	624	611	613
船舶数(隻)	1,700	1,659	1,616	1,598	1,559	1,536	1,486	1,453	1,425	1,396	1,290	1,400	1,414	1,427	1,396	1,410
船員数(人)	8,785	8,800	8,487	8,374	8,138	8,021	7,869	7,733	7,665	7,696	7,673	7,767	7,832	7,715	7,611	7,689

3. 船員法関係業務の処理状況

令和4年度

種別 区分	船員手帳交付				訂 正	写 真 貼 換	雇入契約の成立等の届出						法19条関係			記 載 事 項 証 明	
	新 規	再 交 付	書 換	計			雇 入	雇 止	更 新	変 更	就 退	計	受 理	証 明			
														件 数	通 数		
本局	243	14	65	322	8	0	273	287	0	92	0	652	22	22	22	2	
運輸支局 (海事事務所)	尾道	29	1	31	61	7	0	404	378	0	94	0	876	73	74	76	1
	因島	11	0	17	28	1	0	285	185	1	104	2	577	23	23	23	0
	呉	53	1	30	84	3	1	287	288	0	86	0	661	37	37	37	1
	鳥取	33	26	42	101	8	0	447	445	2	148	0	1,042	5	5	8	0
	島根	11	1	8	20	5	0	11	11	0	13	0	35	0	0	0	0
	岡山	10	2	16	28	6	0	94	108	0	32	4	238	12	12	12	0
	水島	17	1	27	45	2	0	1,106	1,113	0	318	5	2,542	22	22	26	0
	山口	22	1	53	76	8	1	1,656	1,627	3	560	3	3,849	15	15	16	0
小計	186	33	224	443	40	2	4,290	4,155	6	1,355	14	9,820	187	188	198	2	
指定市町村 (25) 計	185	26	182	393	19	0	2,512	2,477	17	596	0	5,602	129	129	136	—	
合計	614	73	471	1,158	67	2	7,075	6,919	23	2,043	14	16,074	338	339	356	4	

4. 労務監査の状況

各年度別現在

年度別	監査延日数	船舶監査			事業場監査			合計			
		監査隻数	違反隻数	違反件数	監査事業場数	違反事業場数	違反件数	監査数A	違反数B	違反件数	違反率A %
令和2年度	520	380	14	17	2	1	1	382	15	18	3.9%
令和3年度	513	368	16	17	0	0	0	368	16	17	4.3%
令和4年度	741	383	20	22	80	0	0	463	20	22	4.3%

5. 災害疾病発生の現状と推移

(1) 災害疾病発生状況

令和3年度

区分 船種	災 害		疾 病	
	発生件数	千人率	発生件数	千人率
一 般 船 舶	25	5.6	18	4.0
漁 船	30	20.0	13	8.7
そ の 他	17	10.2	17	10.2
計	72	9.5	48	6.3

(2) 年度別災害発生状況
(災害)

(全体)

(千人率)

年度 区分	4	9	14	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3
中国	25.8	20.3	16.8	13.6	12.2	11.8	12.4	12.7	9.6	12.1	10.4	10.4	10.7	11.4	6.5	9.4	8.8	9.5	9.5
全国	23.0	17.6	13.2	11.8	11.3	11.5	11.1	10.9	10.5	11.0	10.3	10.2	9.3	9.3	8.6	8.8	8.3	8.3	8.2

(一般船舶)

(千人率)

年度 区分	4	9	14	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3
中国	17.7	12.0	9.2	7.1	7.5	7.1	6.7	6.1	6.4	7.8	4.7	7.3	5.7	6.7	5.7	5.5	5.8	6.9	5.6
全国	17.4	11.7	10.8	9.3	9.5	9.0	8.5	8.3	9.6	8.8	7.9	7.7	7.8	7.4	7.0	5.7	6.1	6.9	6.3

(漁船)

(千人率)

年度 区分	4	9	14	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3
中国	43.5	44.6	38.5	32.1	28.7	25.9	29.0	29.3	22.9	26.8	28.5	21.8	21.1	28.4	11.8	23.9	20.3	21.0	20.0
全国	30.2	25.8	17.4	16.2	14.8	15.5	15.2	15.3	13.6	15.3	14.3	14.2	12.4	13.5	12.3	13.4	12.3	12.1	13.1

(その他の船舶)

(千人率)

年度 区分	4	9	14	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3
中国	19.1	13.1	10.7	10.5	6.8	9.8	8.9	11.5	2.4	6.8	5.6	6.3	13.3	5.9	3.2	5.1	5.4	5.4	10.2
全国	15.3	10.9	8.5	6.8	6.5	7.4	7.4	6.7	6.4	6.9	7.2	7.7	6.7	5.6	5.2	7.5	6.5	5.2	5.0

(3) 年度別疾病発生状況

(疾病)

(全体)

(千人率)

年度 区分	4	9	14	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3
中国	33.4	27.4	17.1	12.5	14.2	11.8	11.7	7.9	8.1	10.1	6.7	5.9	7.4	6.0	5.9	6.2	7.2	6.9	6.3
全国	28.1	22.0	11.6	11.4	11.4	10.9	11.6	9.9	9.1	10.0	9.2	8.8	8.9	8.7	8.1	8.3	8.3	7.4	10.9

(一般船舶)

(千人率)

年度 区分	4	9	14	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3
中国	29.5	22.7	14.1	10.8	11.6	8.1	8.5	5.3	7.1	8.7	5.2	3.9	6.6	5.2	6.1	6.6	4.5	7.6	4.0
全国	29.4	22.7	13.7	14.8	13.2	11.9	15.4	12.1	11.0	11.5	10.2	8.9	9.3	9.2	7.9	8.8	8.7	8.7	11.1

(漁船)

(千人率)

年度 区分	4	9	14	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3
中国	45.9	48.5	31.3	17.5	24.7	23.3	21.0	16.6	14.3	19.9	9.5	10.6	8.0	9.3	5.9	3.6	8.4	4.5	8.7
全国	28.8	23.7	12.4	10.1	12.0	11.4	9.8	8.9	8.7	9.7	9.3	8.9	8.0	8.9	8.3	8.2	7.8	7.4	9.1

(その他の船舶)

(千人率)

年度 区分	4	9	14	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3
中国	22.4	14.7	7.9	11.7	9.9	9.8	9.5	4.8	3.6	2.5	7.6	6.3	9.3	4.6	5.2	7.7	14.2	7.2	10.2
全国	23.1	16.8	6.9	8.4	6.6	7.7	8.4	8.0	6.2	7.5	7.4	8.5	9.9	7.4	8.3	7.4	8.2	4.9	13.2

6. 船員労働安全衛生月間運動実施状況

令和4年度

船員災害 防止大会	広 報		サバイバル トレーニング	講習会等
	ポスター しおり 配布数	横断幕等 掲示数		
3会場 114人	623枚 704部	16ヶ所	0回 0人	4回 36人

訪 船		巡回健康診断	健康相談所併設	船舶飲用水検査
安全指導	衛生指導			
55回 124隻	55回 124隻	萩地区 80人	3施設 0人	0隻

7. 船員安全衛生推進会設立状況

名 称	代表者	所 在 地	設立年月日
広島船員安全衛生推進会 (旅客船・カーフェリー)	内堀達也	広島市南区宇品海岸2丁目15-17	H10.7.8
広島船員安全衛生推進会 (内航貨物船等)	埜野治次	広島市南区宇品海岸2丁目15-17	H10.7.8
鳥取網代港船員安全衛生推進会 (沖合底曳網漁業)	板倉高司	鳥取県岩美郡岩美町大字大谷2182-470	H11.2.26
呉船員安全衛生推進会 (内航貨物船等)	河菜春文	呉市広大新開1-12-20	H11.12.7

VI 海技資格に関する業務の概要

1. 海技士国家試験実施状況（中国・大型）

（単位：人）

年 度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
受験者数	1,389	1,313	1,523	1,739	2,077	2,165	2,069	2,088	1,929	2,098	2,184
合格者数	1,000	892	1,080	1,186	1,005	1,180	1,311	1,181	794	906	920

※合格者数は総合合格者及び筆記合格者

2. 海技士及び小型船舶操縦士免許関係事務取扱状況

種別 年度	免許登録			海技免状引換	海技免状 操縦免許証 訂正・再交付	海技免状 操縦免許証 失効・再交付	海技免状・操縦免許証更新				海技免状 限定解除	乗組基 特例許可
	大型	小型	計				大型	小型	通信	計		
H24	574	4,622	5,196	0	462	1,761	1,089	26,119	13	27,221	92	173
H25	440	4,768	5,208	0	523	2,052	1,418	26,554	11	27,983	119	116
H26	537	4,344	4,881	2	250	2,040	1,232	25,492	11	26,735	220	155
H27	615	4,383	4,998	0	185	2,237	1,375	23,440	51	24,866	462	135
H28	513	4,168	4,681	11	205	1,937	976	23,015	7	23,998	351	125
H29	603	4,121	4,724	8	533	1,524	1,284	24,265	26	25,575	232	95
H30	623	3,739	4,362	0	465	1,517	1,184	23,010	3	24,197	179	127
R1	592	3,736	4,328	7	587	1,442	1,196	21,776	10	22,982	174	138
R2	594	4,323	4,917	0	483	1,491	1,137	18,738	23	19,898	147	157
R3	626	4,626	5,252	0	524	1,432	1,013	19,367	13	20,393	167	79
R4	626	4,804	5,430	0	528	1,325	962	20,775	34	21,771	158	106

(注) 海技免状引換欄は、海技免状の様式変更に伴う引換件数をいう。

3. 境水先区水先実績

年度別 区分	隻数			総トン数		
	日本船	外国船	計	日本船	外国船	計
H24	4	222	226	115,464	6,352,025	6,467,489
H25	4	211	215	200,568	7,606,250	7,806,818
H26	4	222	226	200,568	7,736,119	7,936,687
H27	4	224	228	145,228	8,762,699	8,907,927
H28	14	229	243	535,716	10,436,614	10,972,330
H29	21	283	304	814,440	14,861,973	15,676,413
H30	30	244	274	1,024,489	13,218,113	14,242,602
R1	22	220	242	866,530	11,549,546	12,416,076
R2	16	121	137	590,173	4,164,242	4,754,415
R3	21	165	186	636,456	5,374,227	6,010,683
R4	33	166	199	1,216,980	5,300,400	6,517,380

Ⅶ 管内旅客船事故発生状況

令和4年度

		衝突・接触		乗 揚	機 関 故 障	火 災	浸 水	推 進 器 障 害	舵 故 障	車 両 事 故	そ の 他	計	
		船 舶	そ の 他										
船 種 別	在 来 船			2	1	1					3	7	
	カーフェリー	1			1						2	4	
	高 速 船	1											
計		2		2	2	1					5	12	
月 別	4	1									1	2	
	5	1									1	2	
	6												
	7												
	8					1						1	
	9										1	1	
	10										1	1	
	11										1	1	
	12				2								2
	1			1									1
	2												
	3			1									1

VIII 外国船舶監督の概要

1. PSC のはじまりと現状

1970年代に多発した大型船の海難事故を背景に、海上における人命の安全確保及び海洋環境の保全を図るため、旗国による監督が不十分で国際条約の基準に適合していない船舶（＝サブスタンダード船）を排除する機運が高まりました。

船舶の条約遵守に関する監督は、その船舶が登録されている旗国が行っていますが、サブスタンダード船による海難事故や海洋汚染が跡を絶たないため、1982年欧州でパリ MOU (Memorandum Of Understanding on PSC (PSCに関する覚書))が採択され、旗国の監督を補完するものとして寄港国による外国船舶の監督(ポートステートコントロール: Port State Control)を実施していく地域協力体制が初めて確立されました。アジア・太平洋地域では1993年に東京 MOU が採択され、現在ではPSCへの地域的な取り組みは世界の9地域(欧州、アジア・太平洋、地中海、黒海、中東、中西部アフリカ、インド洋、カリブ海、南米)に及んでいます。

我が国では、1983年から地方運輸局等によりPSCが開始され、1997年度には専従の外国船舶監督官組織が創設されて全国の地方運輸局等に配置されました。また、東京 MOU へも設立当初から主要メンバー国として参加しています。

PSCの主な業務は、我が国の港に入港した外国船舶に立ち入り、条約が定める基準の適合性について検査することです。検査の結果、基準に適合していない場合には是正を指導しますが、航海の安全や海洋環境に対する切迫した脅威となる重大な基準不適合については、是正されるまで出港を差し止める行政処分を行うこととなります。

適用される国際条約は海上人命安全条約(SOLAS)、海洋汚染防止条約(MARPOL)、船員の訓練及び資格証明並びに当直基準に関する条約(STCW)、海上労働条約(MLC)、バラスト水管理条約(BWM)等があり、近年の新たな条約の発効や度重なる条約改正により検査対象範囲の拡大や内容の複雑化が進み一層多様化しているため、外国船舶監督官にはより高度な専門知識と能力が求められています。

2. 中国運輸局におけるPSCの現状

中国運輸局は中国5県(山口県の一部を除く)を管轄しており、令和4年における管内主要港への外国船舶入港隻数は9,137隻で、瀬戸内海側では鉄鋼関連、輸送機械関連、石油・石油化学コンビナート等の基幹産業が多いため様々な船種の外国船舶が入港し、日本海側では中国・韓国間のコンテナ船、製紙工場向け木材チップ船や火力発電所向けばら積み貨物船等の入港が目立っています。

このような状況の下、中国運輸局では1983年から船舶検査官、船員労務官が合同でPSCを実施していましたが、1997年4月から専従の外国船舶監督官を本局及び山口運輸支局(徳山庁舎)に配置した後、現在は岡山運輸支局水島海事事務所、尾道海事事務所、鳥取運輸支局(境庁舎)にも配置して、外国船舶監督業務の更なる充実強化を図っています。

3. PSCに関する国際的な技術協力

PSCは国際的な協調も必要であることから、東京 MOU において加盟各国のPSC検査官に対する研修や技術交流が行われています。中国運輸局では、東京 MOU 主催の研修や技術交流への講師派遣、外国人研修生の受け入れなど積極的に協力しています。

運輸要覧 令和5（2023）年版
令和6年2月
編集発行 中国運輸局 総務部総務課

本要覧について、ご意見・お問い合わせ事項等ございましたら、
下記までご連絡をお願いいたします。

〒730-8544
広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館
中国運輸局 総務部 総務課
TEL：(082)228-3434
